

中国人民武装警察部隊に関する研究  
—武警部隊と解放軍の関係と将来像—

国際協力学科 安全保障専攻  
千綿 るり子

目 次

序 章 中国共産党指導部にとっての国内の治安維持の意義

- 第1節 中国共産党指導部の国内外情勢に対する問題意識と姿勢
- 第2節 解放軍の国内における力の増大とその影響
- 第3節 武警部隊に関する先行研究と本論文の構成

第1章 武警部隊の変遷

第1節 武警部隊前身組織の変遷

- (1) 人民公安部隊の創設
  - ア 最初の軍削減
  - イ 公安部隊指導機構の構築
  - ウ 辺防部隊と公安部隊指導体制
- (2) 最初の軍削減と公安部隊指導体制の整備
- (3) 2度目の軍削減と公安部隊の削減・整理
- (4) 3度目の軍削減と公安軍及び4度目と公安部隊
  - ア 3度目の軍削減と「公安軍」への格上げ
  - イ 4度目の軍削減と「公安部隊」への格下げ
- (5) 混乱期
  - ア 「人民武装警察」編成から「中国人民公安部隊」への改称
  - イ 文革と「公安部隊」の撤廃

第2節 武警部隊の創設

- (1) 5度目の軍削減による軍近代化
- (2) 軍近代化の中での武警部隊の創設

第3節 武警部隊創設後の変化

- (1) 江沢民政権時代
- (2) 胡錦濤政権時代

- ア 武警部隊第1回党代表大会
  - イ 「武警法」の制定
  - ウ 「武警部隊近代化建設計画」の発表
  - エ 「応急救援部隊」の編成
- (3) 習近平政権時代
- ア 「総隊隊長」から「総隊司令員」へ
  - イ 「武警特警部隊」視察

## 第2章 武警部隊の概要

### 第1節 武警部隊の組織編成

- (1) 内衛部隊
  - ア 内衛部隊
  - イ 特警部隊
- (2) 警種部隊
- (3) 公安系統部隊
  - ア 辺防部隊と海警部隊
  - イ 警衛部隊
  - ウ 消防部隊

### 第2節 武警部隊の任務

- (1) 「武警法」からみる任務
  - ア 「武警法」第7条にみる安全保衛任務
  - イ 「武警法」第10条の公安機関の手配に基づく安全保衛任務
- (2) 対外活動
- (3) 任務の多様性

### 第3節 武警部隊の徴兵と待遇

- (1) 武警の徴兵
- (2) 武警の待遇

### 第4節 武警部隊の特徴

- (1) 編成人数と指揮系統
  - ア 編成人数
  - イ 指揮系統
  - ウ 党軍或いは国軍
- (2) 警種部隊の経済活動
- (3) 辺防部隊
  - ア 公安辺防部隊と解放軍辺防部隊
  - イ メコン川における国境パトロール

- (4) 香港とマカオ
- (5) 予算面の比較

### 第3章 中国の治安維持体系

#### 第1節 解放軍と民兵

- (1) 解放軍
- (2) 民兵

#### 第2節 公安部

#### 第3節 社区

- (1) 社区
- (2) 辺防部隊の「愛民固辺」
- (3) 社会の管理

#### 第4節 党の治安維持関連組織

- (1) 党中央政法委員会
- (2) 党中央安定擁護指導小組
- (3) 党中央社会治安総合治理委員会
- (4) 対テロ工作指導小組

#### 第5節 国家安全委員会主導の治安維持

- (1) 国家安全委員会
- (2) 中国の治安維持体系

### 第4章 治安維持体系における武警部隊の位置付け

#### 第1節 事例研究1：ラサ「3. 14」事件

- (1) ラサ「3. 14」事件の経緯
- (2) 中国指導部の対応
- (3) 部隊投入

#### 第2節 事例研究2：ウルムチ「7. 5」事件

- (1) ウルムチ「7. 5」事件の経緯
- (2) 中国指導部の対応
- (3) 部隊の投入

#### 第3節 治安維持体系における武警部隊の位置付け

- (1) 背景要因の違い
  - ア 漢族の割合
  - イ マスコミ
- (2) 対応の違い
- (3) 治安維持体系における武警部隊の位置付けに関する検証の試み

## 終章 武警部隊の全容解明に向けて

### 第1節 武警部隊の地位

- (1) 改革の全面的深化に関する党中央指導小組
- (2) 国防動員体系

### 第2節 武警部隊と解放軍の関係

- (1) 建国以降の武警部隊と解放軍の関係
- (2) 解放軍における統合化の動き

### 第3節 武警部隊と解放軍の関係の将来像

- (1) 武警部隊と解放軍の関係の将来像
- (2) 中国共産党指導部による統治の安定性

## 序 章：中国共産党指導部にとっての国内の治安維持の意義

### 第1節：中国共産党指導部の国内外情勢に対する問題意識と姿勢

中国では、10年の災禍と言われる文化大革命が終結して計画経済体制から社会主義市場経済体制へ移行するに際して、経済面での法的整備や社会保障制度の整備が未だ追い付いていない。更に、一党独裁体制下において、三権分立によるチェック・アンド・バランス機能も働かず、党や政府による腐敗・汚職を背景として、全国各地では今なお民衆による集団での直訴事件、デモ事件等が発生している。特に、2008年3月にはチベット自治区のラサ市を中心にしてチベット族による大規模な暴動事件が発生し、それは更に周辺の四川省、青海省、甘粛省等のチベット族居住地域にまで拡大し、鎮静化にはおよそ1か月を要した。翌2009年7月から9月にかけては、新疆ウイグル自治区のウルムチ市において大規模な暴動事件が発生し、死者は200人に近くにまで及んだ。新疆に関しては、8月下旬に胡錦濤総書記自ら新疆ウイグル自治区に乗り込み安全を宣言するも、9月に入るとウイグル族と漢族との衝突が再び発生するなど、鎮静化には2か月を要しており、現在もなお新疆ウイグル自治区ではウイグル族等による襲撃事件が多発しており、安定化政策と経済支援策が続けられている。

しかしながら、こうした国内事情を抱えながらも、中国は、2009年10月1日に建国60周年の軍事パレードを盛大に執り行い、国内の求心力の向上という面においてある程度の効果を上げたといえられる。

更に、経済的には2008年秋以降、西側諸国が国際金融危機の影響を色濃く受ける中で唯一高い経済成長を維持し、2010年には世界第2位の経済大国にまで成長し、国際社会において影響力を拡大しつつある。

2011年9月には、『中国の平和的発展』と題する白書を発表し、その中で、中国は「積極的な姿勢で国際体系の変革及び国際的規則の制定に関与し、グローバルな問題の管理に関与する」と明記した。中国は、これまで、米国主導の下で形成されてきた既存の国際的な枠組みや秩序を受け入れながら、鄧小平による「韜光養晦、有所作為（才能や謀略を隠して表に出さず、できることをする）」という外交方針の下で、国内外の様々な動きや情勢に柔軟に対応しながら飛躍的發展を遂げてきた。このため、この白書からは、中国の対外的な面における変化が見られ、現在の西側の民主主義に代表される政治制度や価値観といったものに対抗し、世界における既存の秩序や価値体系、体制の中に中国独自の価値観や思想を反映させようとする姿勢が窺える。

しかしながら、中国共産党指導部は対外的な面で積極的な姿勢を見せる一方

で国内においては諸種の問題を抱え、常に国内の治安維持に腐心しそれに尽力しており、国際社会における秩序やルール作り或いはその変更プロセスに積極的に関与して自国の発展の利益を追求し続けていくには、同時に自国の安定確保が前提である。

2010 年末以降の北アフリカや中東情勢、特に 2011 年 2 月のエジプトのムバラク大統領の辞任を受け、中国国内では「中国ジャスミン革命」と称して<sup>1</sup>言論の自由などを求めて各地で集会が呼びかけられるなどしており、中国共産党指導部にとって、社会の安定を確保することの優先度は更に高まったものと考えられる。2011 年 2 月 19 日、当時の胡錦濤総書記は自ら社会の管理強化を指導した。更に、2011 年 3 月の全国人民代表大会において吳邦国・全国人民代表大会常務委員会委員長は、「中国において三権分立を採用することはあり得ない」と発言し、中国国内において西側諸国の民主制度を採用することはないと断言して西側の民主主義を真正面から否定した。

このように真っ向から民主主義を否定する背景の一つには、当時の北アフリカや中東情勢があったと見られ、民主化を求める動きが長引くにつれ、中国共産党指導部としては当初はすぐに中国にまで飛び火することはないと見ていたものの次第に危機感を強めていったものと見られる。胡錦濤総書記は、2011 年 7 月 1 日の党創立 90 周年祝賀大会における講話において、初めて「中国の特色ある社会主義制度」に言及して<sup>2</sup>中国共産党によるこれまでの統治に対して自信

---

<sup>1</sup> 2010 年 12 月から 2011 年にかけてチュニジアにおいて発生した革命「ジャスミン革命」を模して、「中国ジャスミン革命」と称された。エジプトでのムバラク大統領の辞任も、このチュニジアでの「ジャスミン革命」の影響を受けてエジプトで発生した反政府デモによるものであった。

<sup>2</sup> 胡錦濤総書記は、2011 年 7 月 1 日の中国共産党創立 90 周年の祝賀大会において、初めて「中国の特色ある社会主義『制度』」というものに言及した。「中国の特色ある社会主義」とは、1982 年の第 12 回党大会において鄧小平が初めて提起したものである。

鄧小平は「近代化建設は、中国の実情から出発しなければならない」、「他国の経験やモデルをそのまま引用して成功したことはない」と述べ、「中国の特色ある社会主義」を打ち出した。これは、経済建設を中心として、「4つの基本原則（①社会主義の道、②プロレタリアート独裁、③共産党の指導、④マルクス・レーニン主義、毛沢東思想）」を堅持し、「社会主義市場経済・民主政治・先進文化・調和ある社会」の国家建設を指すものとして用いられてきた。更にその後、鄧小平理論、江沢民の「三つの代表」論及び胡錦濤の「科学的発展観」を包括したものとして、「中国の特色ある社会主義『理論』」との表現が用いられてきた。

中国共産党創立 90 周年に際して初めて言及された「中国の特色ある社会主義『制度』」とは、これまでの「中国の特色ある社会主義」の「道」や「理論体系」との表現が、「中国の特色ある社会主義『制度』」へと格上げされたものであり、そこには中国の基本的な政治制度や経済制度を包括した全体的な体系が形成されつつあることが表わされているものと捉えられる。その「制度」とは、人民代表大会という「根本的な政治制度」、多党制協力、政治協商会議、民族区域自治区域及び末端機関における民衆の自治等、現在の中国における「根本的な政治制度」、すなわち中国の特色ある「根本的な経済制度」を包括するものと

を示した一方で、「発展こそ絶対の原理であり、安定こそ絶対的な任務である。安定がなければ、如何なることも成し遂げられない」と述べ、社会の安定に対して非常に強い危機感を示すとともに、発展のためには安定確保が前提であるとの考えを示した。

そもそも、中国国内を構造的に見れば、中国の統治層は、党、政府、中国人民解放軍（以降、本論では「解放軍」と略する。）から構成されており、更にその統治層は中央と地方の対立構造で捉える見方もある。その例については、「第3章 中国の治安維持体系」の「第4節 党の治安維持関連組織」で後述することとしたい。

その統治層は、党、政府、解放軍における権限及び立法、司法、行政の三権が中国共産党指導部に集中している構造にあり、それ故にチェック・アンド・バランス機能が十分に働かず、汚職・腐敗が蔓延している。当然、党の規律検査委員会や国務院監察部による監視も行われているが、一方的な監視では腐敗・汚職問題の解決には限界があるであろう。そのため、民衆は腐敗・汚職に不満を持ち続けることとなり、それに起因するデモや暴動の発生がなくなることはない。

その一方で、被統治層は、これまで都市住民を農村から隔離して優遇することで安定を確保してきた経緯もあり、近年緩和されつつあるとはいえ、戸籍制度による都市部と農村部の二重構造が依然残っている<sup>3</sup>。更に、この二重構造に

---

言える。

この胡錦濤による「中国の特色ある社会主義制度」発言を受け、7月5日付の中国共産党機関紙『人民日報』においては、陳錦華・元全国政治協商会議副主席の署名で「中国モデルと中国の制度」と題して論文が寄せられた。その内容は、「中国の特色ある社会主義制度がなければ、中国の成功した発展モデルも根本的にあり得ず、中国モデルの革新は、中国制度である」というものであった。

参考：「中国特色社会主義道路、理論体系、制度関係及其世界意義（中国の特色ある社会主義の道、理論体系、制度関係及び世界的な意義）」『中国社会科学網』（2013年1月14日付、同1月27日閲覧）。

<sup>3</sup> 2014年6月6日、習近平総書記・国家主席・中央軍事委員会主席兼「改革の全面的深化に係る党中央指導小組」組長は、「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」第3回会議において、戸籍制度について、次のとおり述べている。

「戸籍制度の改革の加速は、無数の農業転業人口に影響を及ぼす重大措置である。総体的に政策に求められていることは、『鎮』（農村部の都市）と『小都市』（5万人から20万人の都市）の戸籍の制限を全面的に開放し、順次『中レベル』都市の戸籍の制限を開放し、『大都市』（非農業人口が50万人から100万人の都市）の戸籍条件を合理的に確定し、『特大大都市』（非農業人口が100万人から200万人の都市）の人口規模を厳格に抑制することである。また、能力があり且つ都市において安定した職業に就いて生活している『常住人口』の順次『市民化』を促進し、都市基本公共サービスによる『常住人口』の全カバーを漸進的に推進することである」。

このように戸籍制度は緩和傾向にあるも、農村部の都市と位置付けられる「鎮」と「小都市」の間に限定されているとともに、大都市、特大大都市への移住は厳しく制限されて

起因して農村部の発展が立ち遅れる中で、改革・開放以降、経済成長を担う富裕層や出稼ぎ労働者が出現し、収入格差や社会保障整備の遅れ等の問題が顕在化している。加えて、経済面では外需・投資への依存、内需拡大を含め産業構造の転換がなかなか進んでおらず、石油需要の増大が見込まれる中で国内生産量は頭打ちと見込まれ輸入依存度が高まっており、経済構造や成長基盤における脆弱性も高まっている<sup>4</sup>。

このため、中国共産党指導部は国内の治安維持に対して強い危機感を有しているものの、中国国内の諸種の問題は構造的な問題でもあり、社会保障体制の形成や腐敗・汚職の問題に対して抜本的な取り組みができない状況にある。2012年11月15日に中国共産党総書記に就任した習近平も、翌12月4日に党中央政治局会議を主宰し「八項規定」なるものを打ち出すも<sup>5</sup>、あくまで精神論に依拠するものであって抜本的なものとは言い難く、上述の通りチェックアンドバランス機能に関わる改革には着手しておらず、中国国内でデモや暴動等が引き続き発生するであろうこととは容易に予想できる。

振り返れば、中国は多様な地理的環境を有する広大な国土を擁しており、歴史的に陸続きの周囲からだけでなく内部からも常に異民族による脅威に晒され

---

いると言える。

<sup>4</sup> 中国国土資源部は2014年1月8日、「2030年までに中国の石油・天然ガス生産量を倍増し、石油換算で7億トン近くに相当する」との見通しを発表しているが、その一方で米国のエネルギー省エネルギー情報局の発表によれば、中国は2013年9月、米国を抜き世界最大の純石油輸入国となっている。

<sup>5</sup> 習近平総書記が2012年12月4日に主宰した党中央政治局会議において、「活動作風の改善、民衆との密接な連携に関する規定」について審議が行われ、全会一致で同意を得ている。その規定は、次の8項目からなる。

- ① 調査研究を改善し、その場主義・形式主義を改める。車両を減らし、随行人員を減らす、接待を簡素化する。
- ② 会議活動を簡素化し、やり方を適切に改善する。会議の質と効果を高め、会議を短くし、話を短くし、空論・常套句を改める。
- ③ 文書・報告を簡素化し、やり方を適切に改善し、実質的な内容のないもの、発出してもしなくともよい文書、報告は一切発出しない。
- ④ 外遊活動を規範化し、外遊の随行辞任を厳しく抑え、規定に厳格に従い交通手段に乗る。
- ⑤ 警衛任務を改善し、交通管制を減らし、一般の状況下においては道路封鎖、館内の閉鎖を行ってはならない。
- ⑥ 新聞報道を改善し、党中央政治局同志が出席する会議と活動は、活動のニーズ、新聞の価値、社会効果に基づき、報道するか否かを決定しなければならず、報道の数、時数、時間の長さを更に圧縮しなければならない。
- ⑦ 原稿の発表を厳しくし、中央が統一的に報道する以外、個人は出版著作、講話単行本を公開してはならず、祝い状、祝電、題字を出してはならない。
- ⑧ 勤勉、節約を励行し、住宅、車両配備等の関連業務及び生活待遇の規定を厳格に実行しなければならない。

てきた。その中国の歴代王朝が不安定化する契機となるのは、腐敗・汚職や圧政等の諸問題によって被統治層の不満が共有され、これに統治層の路線対立や権力闘争等が加わり、統治層内部の分裂、特に武装集団と被統治層の結びつきが強まるなどして諸問題が複合化してしまうことであり、政権の崩壊へと繋がってきた例がいくつかある<sup>6</sup>。このような政権の不安定化の契機となる被統治層の不満の共有は、インターネットが急速に普及した現代の中国においては、より容易なものになったと言えよう。

他方、中国人の性質に目を向ければ、中国は2012年時点で13億人以上という世界最大の人口を擁しているが、その国民は、かつて孫文が「砂の民」と称したことに如実に表れているように個人主義的な傾向が強い。このため中国において国民を纏め上げ社会の安定を維持していくことは容易ではなく、そのためには国内外の敵に抗する強大なリーダーに率いられた政権が必要との認識は、統治層だけでなく被統治層においても広く共有されているものと捉えられる。

しかしながら、中国共産党指導部による国内統治は、軍人でもありカリスマ性を有した第1世代の毛沢東や第2世代の鄧小平の時代とは異なり、第3世代の江沢民から第4世代の胡錦濤体制へと移行するに伴い、次第に集団指導体制へと移行しており強大なリーダー像からはほど遠くなっている。更に、第5世代の習近平については、1949年の建国以降初めて統治層内の内部調整によって選出されたと言われる<sup>7</sup>。

その結果、中国国内の政策決定や意思決定は内部調整によってなされることとなり、その過程では自ずと派閥や利益集団間の利害調整が優先されることとなり、中長期的な視野に基づいた政策の遂行を難しくするであろう。

2012年11月15日に中国共産党総書記に就任した習近平は、翌2013年12月30日に開催した中共中央政治局会議で設立が決定された「改革の全面的な深化に関する党中央指導小組」の組長に就任した<sup>8</sup>。更にその1か月後の2014年1月24日に開催した中共中央政治局会議において「中央国家安全委員会」の設置が決定されたが、その主席にも習近平が就いた<sup>9</sup>。更に、その2か月足らず後の3

<sup>6</sup> 例えば、「秦」は陳勝・呉広の乱、「新」は赤尾の乱、「後漢」は黄巾の乱、「元」は紅巾の乱、「明」は李自成の乱がきっかけとなり滅んでいるが、これらはいずれもきっかけは被統治層の農民による反乱である。この農民の反乱に加え、水害や干ばつ、地震などが重なり、疫病や飢饉も発生して流民が各地で生じ、次第に群れを形成し、その中から匪賊や流賊が出現し、武装集団となり、農民による反乱にこれら武装集団が合流して統治層へ向かい、それにより政権崩壊を招いたと言われる。

<sup>7</sup> 楊中美、高橋博共著『中国指導者相関図』（蒼蒼社、2008年）18頁～19頁。

<sup>8</sup> 「習近平任中央全面深化改革領導小組組長（習近平が改革の全面的な深化に関する党中央指導小組の組長に就任）」『新華網』（2013年12月30日付、2014年1月3日閲覧）。なお、その副組長には李克強、劉雲山、張高麗が就任した。

<sup>9</sup> 「習近平任国家安全委員会主席（習近平、国家安全委員会主席に就任）」『新華網』（2014

月 15 日、「国防と軍隊改革の深化に関する党中央軍事委員会の指導小組」第 1 回会議が開催されたことが明らかになったが、この組長にも習近平が就任していた<sup>10</sup>。更にその 1 か月後には、「ネットの安全と情報化に関する党中央指導小組」が立ち上げられたが、この組長にも習近平が就任した<sup>11</sup>。

このように政権発足から 1 年余りで、直接的であれ間接的であれ「安定」に関わってくる組織を 4 つも立ち上げそのトップに就任したが、これは権力を習近平に一極集中させるものであり、党・政府・解放軍という 3 権を手中に入れてもなおおリーダーシップを発揮できないことの裏返しと捉えられる。習近平政権としては、こうした小組を立ち上げ、その権限を習近平に集中させ改革に本腰を入れ中長期的な視野に基づいた政策を立てようとしているものとみられるが、三権分立を真っ向から否定するなど、国家構造そのものに起因するとともに国家全体に跨る諸種の問題を前にして解決手段が見いだせない中で民衆の不満はくすぶり続け、デモなどの発生は続くであろう。

## 第 2 節：解放軍の国内における力の増大とその影響

中国共産党指導部は、中国国内において集団での直訴やデモの発生が収まることのないことを十分に認識しており、既に江沢民元総書記から胡錦濤前総書記の時代にかけて、そうしたデモ等に対処するため中国人民武装警察部隊（以下、本論では「武警部隊」と略する。）の機能増強が図られてきた。それだけではなく、習近平総書記が 2013 年 11 月の第 18 期党中央委員会第 3 回総会閉幕後に、「国家の安全と社会の安定は、改革・発展の前提である」と発言した<sup>12</sup>ことに如実に表れているように、中国共産党指導部は、中国の発展のためには国内の安定が大前提であることを十分に認識している。このため、大規模な集団

---

年 1 月 24 日付、2014 年 1 月 27 日閲覧)。なお、その副主席には、李克強、張徳江が就いた。

<sup>10</sup> 「習近平任軍委深化国防和軍隊改革領導小組組長（習近平、国防と軍改革に関する党中央軍事委員会の指導小組の組長に就任）」『新華網』（2014 年 3 月 15 日付）（2014 年 3 月 25 日閲覧）。副組長には範長龍中央軍事委員会副主席、許其亮中央軍事委員会副主席が就任している。

<sup>11</sup> 「習近平 把我國從網絡大國建設成為網絡強國（習近平、中国をネット大國からネット強國へと建設する）」『新華網』（2014 年 2 月 27 日付、2014 年 3 月 3 日閲覧）。なお、副組長には、李克強、劉雲山が就いた。

<sup>12</sup> 2013 年 11 月 12 日に閉幕した第 18 期党中央委員会第 3 回総会において、「国家安全委員会」の成立が決定されており、この「国家安全委員会」について、習近平総書記が解説した際の発言。詳細については、本論の第 3 章において後述。

「習近平關於設立国家安全委員会說明（習近平、国家安全委員会の設立に関して説明）」『新華網』（2013 年 11 月 15 日付、11 月 27 日閲覧）。

直訴事件やデモの発生を想定し、武警部隊だけでは対応できない場合に備え、解放軍を動員して確実に治安維持を保障するための体制を整備し始めている。解放軍は近年大規模化する暴動にも対処すべく、非戦争軍事行動への対処能力の向上を急ピッチで進めているのである。そのことは、2013年4月に2年振りに発表された中国の国防白書の名称が「中国の武装力の多様化した運用」となっていることにも如実に表れている。

しかしながら、これは1989年以降見られた軍近代化の方向性を大きく変えるものではないだろうか。

従来、解放軍は1949年の建国以降、「戦闘隊」として国の防衛任務を担うだけではなく、「工作隊」、「生産隊」としてインフラ整備や災害救難等、戦争とは異なる軍事任務、所謂「非戦争軍事効能任務」を積極的に遂行してきた。けれども鄧小平による解放軍の改革の中で「生産隊」や「工作隊」としての性格が徐々に切り離され、天安門事件を契機としてその流れは加速した。中国共産党は、1989年の天安門事件において、解放軍が治安出動して国内外から強い批判を浴びたことを契機として、国内の治安維持への対応に際しては武警部隊の増強を図る一方で、解放軍においては近代化を進めて軍本来の戦闘任務へ特化させるという傾向にあったと捉えられる。そしてこれは、解放軍による国内の治安維持における出動への敷居を高くしたものと捉えられた。他方、国際社会からの非難を回避する意味もあり、デモや暴動に対処するに際しては、可能な限り解放軍ではなく武警部隊を動員して社会の治安を維持してきたと言える<sup>13</sup>。2008年3月のラサ市及び2009年7月のウラムチ市の暴動事件においても、武警部隊が主として鎮圧任務を担っており、解放軍が出動して鎮圧任務を遂行する場面は少なくともメディアの映像からは確認されなかった。なお、解放軍における戦闘任務への特化については、「第1章 武警部隊の変遷」の「第2節 武警部隊の創設」で後述したい。

このため、解放軍における非戦争軍事行動能力の整備加速は、治安維持の際の解放軍による出動の敷居を低くしたものとも言える。それだけではなく、武警部隊と解放軍の相互関係で見ると、国内の治安秩序維持に関しては任務が重なり、競合関係に置かれつつあるとの見方も可能である。

その一方で、中国共産党指導部にとっては、国内の治安を維持していく上で最終的には解放軍に頼らざるを得ない状況は、中国共産党指導部内における解放軍の発言権や影響力を増大させることに繋がるものであり、見方によっては党の執政地位を脅かしかねないものとも捉えられる。そうであるからこそ、中国共産党指導部は、解放軍に対する指導を一層強化し、解放軍内における党指

<sup>13</sup> 佐々淳行『インテリジェンスのない国家は亡びる 国家中央情報局を設置せよ』（海竜社、2013年）173頁～175頁。

導の優勢を確保しようとしているものと捉えられる。

2011年の党創立90周年に際して、当時の郭伯雄中央軍事委員会副主席は視察先において、「党の軍隊に対する絶対の指導は、党の執政地位の強化、国家の長期的安定に関わる」と述べるとともに、「軍の非党化、非政治化、国家化等の誤った思想を排除しなければならない」ことを強調した。これに関しては、当時の徐才厚中央軍事委員会副主席も、江蘇省や安徽省の部隊を視察の際、「政治思想上の資質が人材育成の核心である」旨述べており、軍人のトップ二人が自ら人材育成における政治思想教育の重要性について説いた<sup>14</sup>。また、同年6月25日付「人民日報」の社説においても、毛沢東の言葉を引用して、「党が鉄砲を指揮する」ことが強調された。

こうした一連の動向は、中国共産党指導部が解放軍に対する指導の優勢維持を図ろうとしていることの表れであると見られる。その背景の一つには、党指導部において、2011年2月中旬のエジプトのムバラク大統領の辞任は軍の離反によるものとの認識が共有されていることがあると見られ<sup>15</sup>、中国共産党指導部としては、中国共産党による統治の安定を維持していくには、解放軍を党の指導下に置き、絶対に掌握しておかなければならないとの認識が俄かに高まったことがあるものと捉えられる。だからこそ、中国共産党指導部は、解放軍内における党指導の優勢を確保するだけでなく、党指導部内における解放軍の影響力の拡大を阻止しようとしているのではないだろうか<sup>16</sup>。

折しも、こうした状況の中で、2011年秋、胡錦濤主席及び中央軍事委員会の承認を経て、人民解放軍総参謀部において「戦略計画部<sup>17</sup>」を設立することが決定され、2011年11月22日北京において解放軍「戦略計画部」設立大会が開催

<sup>14</sup> 「徐才厚視察軍校強調応大力加強思想作風建設（徐才厚、軍学校を視察し思想作風建設を強化すべきと強調）」『国防部H. P.』（2011年6月23日付、同6月26日閲覧）。

なお、徐才厚は2014年7月に党中央政治局会議において党籍剥奪の決定がなされている。

<sup>15</sup> 「専者：埃及総統迫于双重压力辞职 緊張局勢将結束（専門家、ムバラクは二重の圧力により辞職を迫られた、エジプトの緊張情勢は終了するであろう）」『人民網』（2011年2月12日付、同日閲覧）。

<sup>16</sup> 例えば、胡錦濤が、党総書記、国家主席だけでなく中央軍事委員会の主席を兼任し、また、習近平も党総書記、国家主席だけでなく中央軍事委員会主席を兼任しており、この点から見れば、党指導部内における軍の影響力の拡大を阻止するということは、矛盾するものとも受け止められる。しかしながら、習近平が中央軍事委員会の主席であるからと言って、軍権を全て掌握し解放軍から信頼され支持を得られているかと言えば、習近平は軍人ではなく、必ずしも実態を伴うものとは限らない。また、例えば、第18期中国共産党政治局員25名には、習近平を除き、範長龍、許其亮の2名の軍人が入っているが、これ以上政治局員メンバーに占める軍人の割合が増えてしまうことは、党指導部にとっては望ましいものではないと言える。

<sup>17</sup> 中国語原文は、「戦略計劃部」と表記。

された<sup>18</sup>。その設立大会に出席した郭伯雄中央軍事委員会副主席は、この「戦略計画部」について、「軍隊建設の発展計画を主管する部門であり、その機能は、重大な戦略問題の研究、軍隊建設の発展計画・計画及び改革プランの制定、軍の戦略的資源の総体的配置及びマクロコントロールに関する意見の提出、総部を跨る分野に関する問題における調整と解決、軍隊建設の計画・計画の実行状況の検査・評価等を行う」部門であるとの説明を行った。

上述のとおり、中国はこれまで、国内外の諸種の事象に臨機応変に対応していくためには、国家の整備された「戦略」というものがあっては却って妨げになるという鄧小平の教えの下で、敢えて「戦略」を整備して来なかった側面があり<sup>19</sup>、そうした中で、既存の米国中心の世界秩序を受け入れ、発展を遂げてきた。しかしながら、1997年頃のアジア金融危機や2008年の世界金融危機を経て中国をとり囲む環境が次第に変化し、更には世界第2位の経済大国にまで成長を遂げ、中国も国家発展のための「戦略」を持つべきとの声が国内で発せられ<sup>20</sup>、正に「大戦略」が構築されようとしている段階にあるとの考え方も可能で

<sup>18</sup> これより少し前の2011年6月30日、「総参謀部」の「通信部」が「信息化部」へと改編され、「信息化部」設立大会が行われたが、その時は陳炳徳・総参謀長が会議に出席して講和を行っており、設立大会は章沁生・副総参謀長により主宰された。

また、同2011年12月21日には「総参謀部」の「軍訓と兵種部」が「軍訓部」へと改編され、設立大会が北京で開催されているが、この時も陳炳徳・総参謀長が発言を行っている。『人民日報』（2011年12月22日付）。

これらについて特筆できることは、「信息部」及び「軍訓部」の設立大会のいずれも、当時の中央軍事委員会副主席である郭伯雄は出席していないということであり、「戦略計画部」の創設の時だけ郭伯雄が出席していたということである。このことをとって、「戦略計画部」が解放軍内部において高く位置付けられていたことを示すものと言える。

なお、「信息」とは、「情報」の意味である。

<sup>19</sup> 中国は1949年の建国後、国家建設のためにソ連への依存を強め、1953年以降、ソ連に倣って「第1次5か年計画」を始めており、国防工業、電子工業、化学工業、エネルギー工業等の分野の建設を計画的に進めてきた。しかしながら、文革後、人民の生活の改善、労働・雇用、環境保護等の社会発展に関する内容も盛り込まれるようになり、「計画」の名称も「国民経済・社会発展計画」へと改称されており、1992年1月の鄧小平による「南巡講話（改革・開放の加速を訴えた南方視察の講話）」以降、改革・開放に弾みがつき、金融体制や税制改革も進められ、計画経済から市場経済への体制転換が図られたと言える。第10次5か年計画以降は、数値目標も大幅に減少しており、「第11次5か年規画（2006年～2010年）」においては、「計画」ではなく、「規画」へと改称され、あくまでも指針を示すものであるとの位置付けになった。これは、計画経済体制からの脱却を目指す中国の姿勢の一端が窺えるものであったと言える。このように見ていくなれば、建国当初に始まった「5か年計画」は、鄧小平の時代になると、その性質や位置付けが変化し、「5か年計画」が有する「戦略的」な性格は薄れたと捉えられる。

<sup>20</sup> 郝雨凡「用大戦略打破中国外交被动（大戦略により中国外交の受動的な面を打破する）」『環球網（環球ネット）』（2010年9月17日付、2011年9月26日閲覧）。

郝雨凡・澳門大学社会科学・人文学院院长「中国外交需要大战略（中国外交には大戦略が必要である）」『新浪网（新浪ネット）』（2011年2月25日付、2011年5月1日閲覧）。

ある<sup>21</sup>。

ただし、この「大戦略」を形成していくには、中国国内の政治、経済、公安、軍事等の各部門が追求する「戦略」を協調させ整合性をとりながら纏めていかなければならないが、それらを束ねる組織や機関の設置までは至っていない。例えば、経済部門は経済的利益に重点を置き、安全保障部門は国家の安全を強調して軍事部門の軍事上の防衛と戦略的問題に注目し、外交部門は国際的な関与、バランスのとれた国際的交流、外交上の危機的事件の処理を重視する傾向にあると言える。このため、「大戦略」を形成するには、これら各々の部門が主張する戦略を束ね纏め上げていかなければならないが、そこに至るまでの過程においては、兵力 230 万人という武装力を有する軍の力が必然的に大きくなることが予想される。このように「大戦略」の形成過程にある中で、解放軍の総参謀部に「戦略計画部」が新たに設置されたのである。解放軍としては、総参謀部に「戦略計画部」を設置し、陸海空軍と第 2 砲兵<sup>22</sup>間の戦略を協調させ一つに纏め上げることにより、軍としての安全保障上の戦略を「大戦略」制定過程に反映させ、中国共産党指導部内や中国国内における解放軍としての発言権や影響力を強めようとしているとも捉えられる<sup>23</sup>。

しかしながら、中央国家安全委員会主席に就任した習近平は、同年 4 月 15 日に中央国家安全委員会第 1 回会議を主宰した際、国家の安全保障に関して、伝統的安全保障だけでなく非伝統的安全保障も重視し、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核などの安全保障を一体化した国家安全体系を構築しなければならないと指摘しており<sup>24</sup>、軍事のみならずあらゆる分野の安全保障を束ねる役割を果たすと説明しており、軍ではなく党が中国の国家としての戦略を打ち立て統制していこうとしているものと捉えられる。

この一連の出来事だけではなく、かつて毛沢東が、「党が鉄砲を指揮するのであって、鉄砲が党を指導することは決して許さない」と述べる一方で、「鉄砲があれば党を作り上げることもできる」、「鉄砲から全てのものが生まれる」と繰り返していることにも如実に表れているように、中国共産党と解放軍は潜在的に緊張関係にある。

<sup>21</sup> 上述のとおり、中国共産党の有する思想や価値観或いは中国古来の思想文化を世界に普及させ、中国にとって有利な国際環境の整備に繋げようとしている中国指導部の思惑なりを戦略と捉えることもできる。

<sup>22</sup> 戦略ミサイル部隊とも称され、1966 年 7 月 1 日、他国による核攻撃の抑止及び反撃を主任務として組織されており、陸、海、空の三軍と並ぶ軍種として位置付けられている。「中国人民解放军各軍兵種」『新華網』(2013 年 9 月 26 日閲覧)。

<sup>23</sup> この点については、本論第 3 章で後述する。

<sup>24</sup> 「習近平：堅持総体国家安全観 走中国特色国家安全道路（習近平、総体的国家安全保障観を堅持し中国の特色ある国家安全保障の道を歩む）」『新華網』(2014 年 4 月 15 日付、2014 年 9 月 18 日閲覧)。

このような中国共産党指導部と解放軍の間の潜在的な緊張関係や中国国内における解放軍の存在感の増大は、中国国内における治安維持体系みや体制に対して如何なる影響を及ぼすのであろうか。

更にその解放軍において再度重視されるようになった非戦争軍事行動能力整備の動きは、中国国内において解放軍と同様に強制力を有し非戦争軍事行動を遂行してきた武警部隊に対して如何なる影響を及ぼすのであろうか。非戦争軍事行動の分野において、解放軍と武警部隊は競合関係に置かれるのであろうか。

本論文は、これらの疑問点の解明を念頭に置きつつ、中国共産党による国内の治安維持体系を明らかにするとともに、その中国国内の治安維持体系における武警部隊の位置付けを始め武警部隊全容の解明を試みるものである。

### 第3節：武警部隊の先行研究と本論文の構成

武警部隊は、解放軍、民兵と並ぶ中国の武装力の一つである。2013年4月に発表された国防白書「中国の武装力の多様化した運用」によれば、武警部隊は、「平時は警備対象目標物の警備、突発事件対処、対テロ、国家経済建設への参加と支援等の任務、戦時は人民解放軍による防衛作戦への共同歩調」を担っており、近年、主として中国各地で増加している民衆による集団での直訴事件やデモに対処してきた。2008年3月のチベット族居住地域におけるデモや2009年7月の新疆ウイグル自治区ウルムチ市における暴動に対処し、国内の治安維持において大きな役割を果たしてきた組織である。1983年に正式に発足して以降今なお明らかにされていない部分が多く、その指揮系統の複雑さや歴史的な経緯ゆえに、その組織の全容もはっきりしない。中央軍事委員会の指導下であり階級や待遇面では軍に準じた扱いを受けるも、同時に国務院の指導下にもあり、解放軍とは異なる。武警部隊の総兵力が66万人であると明らかにされたのも、「2008年中国の国防」白書での発表が初めてであった。しかし、武警部隊には、平時は国内の治安維持に関連する任務ではなく、道路工事に従事する「交通部隊」やダム建設工事等に従事する「水電部隊」、森林の火災防止や樹木の違法伐採防止の任務を遂行する「森林部隊」、金の採掘を行う「黄金部隊」もある。また、武警総部の指揮下ではなく<sup>25</sup>、公安部の指揮下にある消防部隊、警衛部隊、辺防部隊の公安系統の部隊も、武警部隊の序列に入れられている<sup>26</sup>。一口に66

<sup>25</sup> ただし、武警総部の指導下にはあると捉えられる。

<sup>26</sup> 2006年12月に発表された「2006年中国の国防」白書の「五. 人民武装警察部隊」には、「武警部隊は主に内衛部隊及び警種部隊より構成される。公安の辺防、消防、警衛部隊は武警の序列に入る」とある。

万人を有すると言うも、どの範囲までを指しているのか定かではない。本論文では、この66万人に含まれるか否か明らかにされていない公安系統の部隊に関しても、武警部隊として扱うこととする。

これまでの武警部隊に関する先行研究には、台湾で2003年に発表された「中国人民武装警察大解構<sup>27)</sup>」等のほか、国内では2007年に発表された浅野亮による「中国人民武装警察部隊(武警)<sup>28)</sup>」や2008年に発表された宇野和夫による「中国の治安体制<sup>29)</sup>」などがある。

このうち、台湾の「中国人民武装警察大解構」は、武警部隊の前身組織の創設と変遷のほか、現在の武警部隊の創設と変遷、編成と指揮系統、任務と政治的役割等について唯一系統的に述べられている。その主要な内容は、武警部隊の特徴として3点を挙げており、1点目が指揮と後方支援の軍事化、2点目が職務と任務の警察化、3点目が指導体制の二重化である。その内、3点目の指導体制に最大の特徴があり、武警部隊の最高指導機関である武警総部について、公安部の直接の指導下で武警部隊建設の統一的計画と管理に責任を負うと述べ、武警総部が公安部の直接の指導下にあるとの見解が示されている。しかしながら、武警部隊は決して公安部の指導下にあるわけではなく、この点に大きな違いがある。これについては、本論の「第2章 武警部隊の概要」の「第4節 武警部隊の特徴」において詳述したい。

また、台湾の国防大学政治作戦学院の劉凱栄による修士論文「中国大陸社会の変遷から武警部隊の発展をみる1982-2012」がある。これは中国国内の社会の格差などを背景としてデモなどが増加し、それに伴い武警部隊の機能増強が図られてきたという趣旨のものであり、特段特徴的な内容は見当たらない。

そのほか、2011年6月に「中国人民解放軍軍史編纂組」によって編纂され軍事科学出版社<sup>30)</sup>により発行された『中国人民解放軍軍史』がある。これは、中国人民解放軍の史実をまとめたものであり、その史実の一部として武警部隊の前身組織にも言及がなされており、武警部隊の変遷が窺える。軍事科学出版社は、中国人民解放軍軍事科学院(大軍区正職)の隷属機関である。また、同編纂組

---

<sup>27)</sup> 総政策：李英明、共同著者：高哲翰、邱伯浩、蔡衡、蘇育平、主編：邱伯浩『中国人民武装警察大解構』(楊智文化事業股份有限公司、2003年)。

<sup>28)</sup> 浅野亮「中国人民武装警察部隊(武警)」『中国をめぐる安全保障』(ミネルバ書房2007年)。

<sup>29)</sup> 宇野和夫「中国の治安体制」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』(2008年7・8月号)28頁～43頁。

<sup>30)</sup> 軍事科学出版社は、1983年に設立されており、中国人民解放軍軍事科学院に隷属している。中国人民解放軍軍事科学院は、1958年に設立された中央軍事委員会の指導下にある軍事学術研究機関であり、軍事基礎理論や国防建設、軍隊建設等の重大な問題の研究を行う。大軍区正職に相当する。2014年11月時点で軍事科学院院長は劉成軍・上将、同政治委員は孫思敬である。

の指導機関であった「中国人民解放軍軍史編纂指導小組<sup>31</sup>」の組長は、遲浩田<sup>32</sup>（前任）、郭伯雄<sup>33</sup>、その副組長は、錢樹根<sup>34</sup>（前任）、吳勝利<sup>35</sup>（前任）、楊志琪<sup>36</sup>（前任）、陳勇<sup>37</sup>、袁守芳<sup>38</sup>（前任）、劉永治<sup>39</sup>（前任）、杜金才<sup>40</sup>、王祖訓<sup>41</sup>（前任）、葛振峰<sup>42</sup>（前任）、鄭申俠<sup>43</sup>（前任）、劉成軍<sup>44</sup>である。編纂当時、遲浩田とその後任の郭伯雄は中央軍事委員会副主席、副組長の錢樹根は解放軍総参謀部の副総参謀長、吳勝利は海軍司令員をそれぞれ務めており、その他の副組長やメンバー<sup>45</sup>も大軍区正職、大軍区副職のポストにある軍人から構成されている。

<sup>31</sup> その他のメンバーは、温光春（前任）、李買富（前任）、谷俊山、胡世祥（前任）、張建啓（前任）、牛紅光、劉精松（前任）、李運之（前任）、田書根（前任）、葛東昇（前任）、錢海皓（前任）、劉繼賢である。

<sup>32</sup> 遲浩田の略歴：1929年7月生まれ。山東省招遠出身。1973年から77年まで北京軍区副政治委員、1977年から87年まで副総参謀長兼総参謀部政治部主任（82年免職）済南軍区政治委員を歴任した後、1988年に中央軍事委員会委員になり、1992年10月の第14回党大会で中国共産党中央軍事委員会委員に当選し、1993年3月の第8期全国人民代表大会第1回会議において中華人民共和国中央軍事委員会委員、國務委員兼国防部長に任命される。更に1995年9月に党中央軍事委員会副主席に補職され、1995年12月国家中央軍事委員会副主席に任命され、1998年3月から2003年3月まで中国中央軍事委員会副主席、國務委員兼国防部長を務める。

<sup>33</sup> 郭伯雄：1942年生まれ。1997年から1999年まで蘭州軍区司令員、1999年から2002年まで副総参謀長、2002年から2012年まで中央軍事委員会副主席を務める。

<sup>34</sup> 錢樹根：1939年生まれ。1992年11月から1994年12月まで蘭州軍区参謀長、1994年12月から1995年7月まで総参謀長助理、1995年7月から2004年6月まで副総参謀長を務める。

<sup>35</sup> 吳勝利：1945年生まれ。2004年から2006年まで副総参謀長、2006年から2014年現在まで海軍司令員を務める。

<sup>36</sup> 楊志琪：1946年生まれ。2003年12月～2006年8月まで済南軍区副司令員、2006年8月から2009年6月まで総参謀長助理を務める。

<sup>37</sup> 陳勇：1952年生まれ。江西省興国出身。2009年から2014年現在まで総参謀長助理を務める。

<sup>38</sup> 袁守芳：1939年生まれ。1996年11月から2004年6月まで総政治部副主任を務める。

<sup>39</sup> 劉永治：1944年生まれ。2002年10月から2004年12月まで蘭州軍区政治委員、2004年12月から2009年12月まで総政治部副主任を務める。

<sup>40</sup> 杜金才：1952年1月生まれ。河北省出身。2007年から2009年12月まで総政治部主任助理、2009年12月から2014年現在まで総政治部副主任兼党中央軍事委員会規律検査委員会書記を務める。

<sup>41</sup> 王祖訓：1936年生まれ。1999年1月から2001年7月まで軍事科学院院長を務める。

<sup>42</sup> 葛振峰：1944年10月生まれ。河北省出身。2001年7月から2002年11月まで軍事科学院院長、2002年11月から2009年12月まで副総参謀長を務める。

<sup>43</sup> 鄭申俠：1942年生まれ。1999年1月から2003年6月まで空軍参謀長、2003年6月から2007年9月まで軍事科学院院長を務める。

<sup>44</sup> 劉成軍：1950年生まれ。2004年7月から2007年9月まで空軍副司令員、2007年9月から2015年現在まで軍事科学院院長を務める。

<sup>45</sup> その他、「中国人民解放軍軍史編纂指導小組」のメンバーは、温光春（前任）、李買富（前任）、谷俊山、胡世祥（前任）、張建啓（前任）、牛紅光、劉精松（前任）、李運之（前任）、田書根（前任）、葛東昇（前任）、錢海皓（前任）、劉繼賢である。

このように解放軍に隷属する出版社から解放軍の主要な指導者を中心に編纂されており、『中国人民解放軍軍史』は、解放軍として公式に出された権威あるものであり、その記述における武警部隊に関わる事実関係については十分に信頼に値するものと言える。

他方、日本で発表されているものは、いずれも武警部隊の全体像を系統的に捉えているとは言い難い<sup>46</sup>。まず、宇野和夫の「中国の治安体制」については、武警部隊を中心に中国国内の治安維持関連機関についてそれぞれ紹介がなされているが、羅列に近い印象を受け、各関連機関の特性や相互関係に関して掘り下げた内容は見られず、中国国内全体の治安維持体系やその仕組みも見えてこない。最終段落に武警部隊の地位が準戦時編制の残存を象徴的に示しているとの指摘もあるが、突如「準戦時編制」との表現がなされており、また、なぜ武警部隊の地位が準戦時編制の残存性を象徴的に示しているのかについても十分な説明がない。

むしろ、武警部隊は、準戦時編制の残存などではなく、今後中国が如何に発展していこうとも、また、武警部隊という名称が如何に変化していこうとも、広大且つ多様な民族からなる中国の国内の治安を維持していくには、独立した治安維持部隊として欠かせないものではないだろうか。

ただし、筆者は、鈴木祐二と共著で2008年に発表した「中国人民武装警察部隊（準軍隊）の将来像<sup>47</sup>」の中で、今後武警部隊と解放の言わば二極化が進んでいくことを思わせる記述をしている。具体的には、今後解放軍の近代化が加速するに伴い軍人のプロフェッショナル化が進んでいくと、必然的に解放軍は正規軍化、国防軍化の方向に進んでいくものと見られるが、その一方で、武警部隊は国内の治安維持、更には中国共産党による一党独裁体制の基盤を支えていくため、『党の柱石』としての機能の増強が図られていくであろうと予測していた。

今回本論文を執筆するに際して、武警部隊や解放軍の近年の動向を改めて研究したところ、今後の方向性を顕著に指し示す動向はまだ見られないものの、武警部隊と解放軍の関係は二極化というよりも、むしろ武警部隊は、治安維持

---

46 なお、2006年に「解放軍用語辞典<sup>46</sup>」に掲載された上田篤盛による武警部隊についての記述もあるが、これも用語辞典に収められたものであって、戒厳令への言及から軍や公安機関との関係に若干触れられているものの、武警部隊に関しての「紹介」の枠を出るものとは言い難い。そのほか、『岩波 現代中国辞典』にも村井友秀による記述があるが、これもあくまで「辞典」に収められたものであるとともに、武警の近年の変化をカバーできておらず、「紹介」の枠を出るものとは言えないので、ここで取り上げて言及することはしない。

47 鈴木祐二、駒澤るり子「第13章 中国人民武装警察部隊（準軍隊）の将来像—武警の『党の柱石化』、解放軍の国防軍化—」茅原郁生編著『中国の軍事力—2020年の将来予測—』（蒼蒼社、2008年）。

部隊としての独立性は明確に維持しながらも、解放軍の配下にとりこまれていく方向性にあるのではないかと考えた。この点についても本論において、可能な範囲において掘り下げていきたい。

最後に、浅野亮の「中国人民武装警察部隊（武警）」に関しては、全般を通して、武警部隊の指揮系統について正確に把握できているとは言い難い。一口に武警部隊と言うも、武警部隊は大きく3種に区分できる。第1に、中央軍事委員会と武警部隊総部の指揮下にあり、武警部隊の主力として国内の治安維持を専ら担う「内衛部隊」である。第2に、中央軍事委員会と武警総部の二重の指揮下にある上で、更に国務院関連部の指導下にもある「警種部隊」である。具体的には、水電部隊、交通部隊、黄金部隊、森林部隊を指す。第3に、武警部隊として位置付けられ武警部隊としての待遇を受けつつも、実質的には中央軍事委員会及び武警総部のどちらの指揮下にもない「公安系統」の部隊である。具体的には、辺防部隊、消防部隊、警衛部隊である。浅野の武警部隊についての研究は、この点を掴めておらず、それゆえに武警部隊と公安部隊との関係を混乱させているとも言える。細部に入るが、浅野は、武警部隊の経費が公安部門から支出されており、武警が公安部の指揮下に入ったようであると記述があるが、先ほど上述の通り武警部隊は、公安関係の業務に関しては公安部の指導を受けるも、公安部の指揮下にはない。武警部隊の経費についても、公安部門から支出されているわけではない。本論文では、武警部隊と解放軍の関係に加え、武警部隊と公安部門の関係についても、明らかにしていきたい。

本論文では、武警部隊に対する中央軍事委員会や国務院等の「指揮」や「指導」という記述が度々あるが、主として「指揮」は上級機関から下級機関に対して明確な指揮系統に従い、部隊の運用や強制力の行使のために命令を実行するよう指図することを指す。一方、「指導」は必ずしも明確な指揮系統に基づくものではなく、部隊生活における日常面の指導や思想教育の際に主に用いることとする。

本論文において武警部隊の全容の解明が進めば、それは武警部隊の今後の方向性及び武警部隊が恐らく大きく貢献していると見られる国内の社会の安定度、更には、武警部隊が解放軍と共に下支えしている中国共産党による独裁体制の行方を見通すことにも繋がるものと思われる。

本論では、まず第1章において、1949年の中華人民共和国建国前夜に武警部隊の前身となる組織が創設された時代にまで遡り、そこから1983年に武警部隊総部が正式に発足するまでの間、その前身組織が如何なる変遷を辿ってきたのかについて解放軍との関係の中で見ていきたい。更に、1983年の正式発足から現在に至るまでの間、武警部隊が如何なる変化を遂げてきたのかについて追っていきたい。その変遷や変化を辿ることにより、武警部隊の指揮系統の複雑さ

や解放軍との関係等が現在の状況に落ち着いている背景や原因を見出したい。

その上で、第 2 章において、武警部隊の編成、任務、指揮系統及びその特徴等について可能な範囲で明らかにすることにより、武警部隊の全容を掴みたい。

第 3 章においては、武警部隊のほかに中国国内において治安維持を担っている組織として如何なるものがあり、各々の組織がどのような関係にあり、どのような編成、指揮系統、特徴を有しているのか考察したい。その上で、中国国内における治安維持体系の全体像を浮かび上がらせその仕組みを明らかにすることを試みるとともに、その治安維持体系の中で武警部隊が如何なる位置付けにあるのかを考察したい。

第 4 章においては、第 2 章及び第 3 章を踏まえ、2008 年 3 月のラサ市における暴動及び 2009 年 7 月のウルムチ市における暴動に対して、中国共産党指導部が実際にどのような行動をとって治安を回復させ、社会の安定を確保したのかについて、入手可能な資料を基に可能な範囲において明らかにしたい。

その上で、治安回復の過程において武警部隊が実際にどのような役割を果たしてきたのかを整理し実証することにより、中国の治安維持体系における武警部隊の位置付けについて検証を試みたい。

最終章においては、武警部隊と治安維持関連機関の関係及び武警部隊と解放軍の関係性を含め武警部隊の全容を可能な限りで解明するとともに、今後の武警部隊と解放軍の関係と将来像を見通したい。その過程において、中国共産党指導部における解放軍の影響力拡大が中国国内の治安維持体系に与える影響、解放軍における非戦争軍事行動能力の整備強化が武警部隊に与える影響等について見通したい。そして、中国共産党一党独裁体制の安定性を推測したい。

なお、本論文において根拠資料としているものについて、以下説明を加えたい。

まず、「新華ネット」(中国語では「新華網」)は、中国国営通信「新華社」のネット版であり、その内容は中国当局が正式に発表したものである。中国当局の発表については、中国共産党指導部にとって敏感な内容、例えば、国防費、民主活動家の拘束、デモの詳細な状況或いは台湾や新疆ウイグル自治区、チベット自区等の独立問題、香港の高度な自治に関する内容については発表を控えたり、一部公開しない場合もあるも、その中身が事実と異なることはないと思えられる。

次に、「人民ネット」(人民網)についても、中国共産党機関紙「人民日報」のネット版であり、その内容は中国共産党指導部が正式に発表したものであると同時に「人民日報」掲載記事と同一のものである。

「環球ネット」(環球網)については、中国共産党機関紙「人民日報」のタブロイド紙「環球時報」のネット版である。中国共産党機関紙として一般には敬

遠されがちな「人民日報」とは異なり大衆に理解しやすい紙面作りになっており、中国共産党指導部が世論形成を図ったり観測気球を上げたりする際に用いられるケースが多い。

「解放軍ネット」（解放軍網）は、「解放軍報」のネット版である。この「解放軍報」は、中央軍事委員会の機関紙であり、中央軍事委員会隷下の総政治部が主管しており、解放軍が公式に発表するものである。

「国防部 H.P」に関しては、中国国務院「国防部」が解放軍を代表して積極的に発信しようとしているものであり、毎月月末に国防部が開催する定例記者会見の様子が発表されるなど、国防部主導で発信しようとしているものとして捉えられる。

その他の資料源の信憑性については、本論或いは脚注において記すこととしたい。

## 第1章 武警部隊の変遷

武警部隊の変遷や武警部隊の全容解明を試みるに際して、武警部隊の指揮系統の複雑さや軍との違い等、その特徴や性格について、武警部隊の歴史的な変遷にその原因を求めたい。

本論における武警部隊の歴史に関わる記述は、上述の『中人民解放軍史』に依拠してまとめたものである。

### 第1節：武警部隊の前身組織の変遷

#### (1) 人民公安部隊の創設

1949年10月1日の中華人民共和国建国を間近に控え、中国国内の北京市や上海市等の大都市においては、既に人民解放軍を中心として、公安総隊、公安大隊等が編成され治安維持にあたっており、各省、地区、県においても警衛大隊、警衛連隊、公安大隊、保安大隊、法執行隊等が編成されており、名称は異なるも治安維持組織が警備にあつた<sup>48</sup>。また、鉄道沿線では鉄道公安武装が編成され配備されていた。このような状況の中で、中国共産党中央は1949年7月、華北社会部及び華北公安部をベースとして「中央軍事委員会公安部」を設

<sup>48</sup> 例えば、「ハルビン市人民政府地方志弁公室」の公式ウェブサイトには、「ハルビン市志 公安—第2編：人民公安—第14章：武装警察—第1節：組織機構」

(<http://218.10.23.41:8080/was40/detail?record=87&channelid=28037&presearchword>) が掲載されており、次のように説明されている。

ハルビン市では、1946年5月に「公安大隊」が編成されハルビン市公安局に隷属し、1個直属中隊、10個区公安隊を管轄下に置いており、計2,000人以上を有していた。同年8月には「公安大隊」がハルビン市衛戍司令部警衛団の一部と合併して4個「警衛大隊」、16個警衛中隊へと再編され、同様に計2,000人を有し、ハルビン市郊外の村に駐屯し、匪賊の掃討や農村の土地改革運動を防衛した。「警衛大隊」はその後、主力部隊として1個連隊に再編されて前線に派遣され、残り400人以上は市公安局に設立された「司法大隊」に編入され、2個中隊を管轄下に置き、都市の治安維持に参加した。1947年には、「司法大隊」は「法執行大隊」へと拡大し、8個中隊が設立され1,000人以上を有した。翌年の1948年2月には、法執行大隊が12個中隊を隷下に置き1,400人を有した。同年8月には、東北公安総署の命令を受け、「法執行大隊」は「ハルビン特別市公安総隊」へと改変され、ハルビン市公安局局長の黄華清がハルビン特別市公安総隊長を兼任し、1個法執行大隊、1個民警大隊、1個警衛大隊の計3個大隊、18個中隊、1個医院、1個教導隊で計2,500人を隷下に置いた。

このように、ハルビン市を例に見ても、名称を変えながらも治安維持のための組織部隊が都市において治安にあたってきたことが窺える。

立することを決定し、全国の公安機構を統一的に指導する体制作りの準備にとりかかった<sup>49</sup>。

それから2か月後の同年1949年9月21日、中華人民共和国建国の前夜、中国人民政治協商会議第1回総会が開催され、この場において「人民解放軍」及び「人民公安部隊」の設立が決定された<sup>50</sup>。この時の人民公安部隊が現在の武警部隊の前身と位置付けられる組織である。この人民公安部隊はその後、文化大革命等の政治の混乱の中で、人民解放軍又は公安部或いはその二重の指導下に置かれ、次に記す通り幾度も再編が繰り返されてきた。

以下、なぜ、この「人民公安部隊」が武警部隊の前身の組織であると言えるのかということも含め、その過程を見ていきたい。

中国共産党中央軍事委員会は1949年7月6日、中央首脳機関の警衛及び北平（現在の北京市）の社会の治安維持を強化するため、「党中央軍事委員会<sup>51</sup>」に「公安部」を設置して全国各地の公安機関を統轄するとともに、その党中央軍事委員会公安部部長に羅瑞卿を任命することを決定した。羅瑞卿は命令を受けた後、直ちに「公安部」の編成に着手し、同年8月31日、党中央軍事委員会が羅瑞卿の提起に基づき命令を公布し、第1師団（元華北軍区独立第207師団）、第2師団及び中央警衛連隊の基礎の上に、正式に「中国人民公安中央縦隊」が編成され、吳烈が司令員に任じられた。この「中国人民公安中央縦隊」が武警の前身であると位置付けられており、同部隊は党中央軍事委員会公安部直属の指導下に置かれ、中国共産党中央、中央政府及び北平の治安保衛任務を担うこととされた<sup>52</sup>。

<sup>49</sup> 朱旭東「現代国家与公安刷新（現代国家と公安の革新）」（中国人民公安大学出版社、2008年）239頁。

<sup>50</sup> 「中国人民政治協商会議共同綱領—1949年9月29日中国中央人民協商会議第一屆全体会議通過—（中国人民政治協商会議共同綱領—1949年9月29日中国中央人民協商会議第1期全体会議において採択—）」『中共中央文件選集 第18冊』（中共中央党校出版社、1992年）。

同綱領の「第1章 総則」の第10条には、次のとおりある。（下線は筆者による。）

「中華人民共和国の武装力は、すなわち、人民解放軍、人民公安部隊及び人民警察であり、人民の武力に属する。その任務は、中国の独立と領土・主権の保全を防衛し、中国人民の革命の成果と一切の合法的な權益を防衛することである。中華人民共和国中央人民政府は、自らの任務を効果的に遂行できるように人民武装力を打ち固め強化するよう努力すべきである」とある。

また、「第3章 軍事制度」の第20条には、「中華人民共和国は統一された軍隊、すなわち人民解放軍及び人民公安部隊を編成し、中央人民政府人民革命軍事委員会の統率を受け、統一した指揮、統一した制度、統一した編成、統一した紀律を実行する」とある。

<sup>51</sup> 1949年10月1日の中華人民共和国建国により、党中央軍事委員会は廃止され、1954年の中華人民共和国憲法制定までの5年間、解放軍は、中央人民政府委員会に直属する中央人民革命軍事委員会によって統率された。この中央人民革命軍事委員会の下に人民解放軍総部が設けられた。

<sup>52</sup> 「総参謀部」羅瑞卿伝編写組：黄瑶、張明哲 『当代中国人物伝記叢書 羅瑞卿伝（羅瑞卿

建国前夜の9月21日、中国人民政治協商会議第1回総会が開催され、この場において「人民解放軍」及び「人民公安部隊」の設立が決定されており、同29日、中国人民政治協商会議第1回総会において「中国人民政治協商会議共同綱領」が採択された。

その「第1章 総則」の第10条には、「中華人民共和国の武装力、すなわち、人民解放軍、人民公安部隊及び人民警察は、人民の武装力に属する。その任務は、中国の主権独立と領土保全を防衛し、中国人民の革命の成果と一切の合法的な権益を防衛することである」とある。また、「第3章 軍事制度」の第20条には、「中華人民共和国は、統一された軍隊、すなわち、人民解放軍及び人民公安部隊を編成し、中央人民政府人民革命軍事委員会の統率を受け、統一した指揮、統一した制度、統一した編制、統一した規律を実行する」。

このように規定され、軍や公安部隊、警察の任務が明確にされるとともに、人民解放軍、人民公安部隊、人民警察が「武装力」として位置付けられた。更に特筆されるのは、人民解放軍及び人民公安部隊が「軍隊」として位置付けられたことである。

つまり、新中国建国と時を同じくして編成された「人民公安部隊」は、「軍隊」として出発したのである。

同年10月1日に中華人民共和国の建国が宣言され、それから間もない10月19日、中央人民政府第3回会議において、羅瑞卿が中央人民政府政務委員、人民革命軍事委員会委員、中央人民政府公安部部長に任じられた。また、建国により中国共産党中央軍事委員会公安部は、中央人民政府公安部になった。

1949年10月15日から11月1日の間、羅瑞卿の主宰により第1回全国公安工作高級幹部会議が開催された。この会議開催期間中の10月27日、朱徳総司令は、「将来的に内部の軍隊がすなわち公安部隊である」、「匪賊討伐と土地改革工作がほとんど同じものとなれば、解放軍は国防軍へと変化していくであろう。都市或いは農村であろうと、我々はもはや軍隊を配置することはなく、憲兵を配置することもなく、警備隊を配置することもない。唯一軍隊、すなわち公安部隊を配置するのであって、これを貴方方が率いて訓練するのである」<sup>53</sup>。

このように述べ、公安部隊を内部の軍隊と形容して国内の治安維持の役割を説いており、ここからも、武警部隊の前身となる公安部隊は軍隊として出発したことが窺える。

また、10月30日、周恩来も全国公安工作高級幹部会議に参加している代表に接見した際、「軍隊と保衛部門は政権の主要な2本柱である。国家の安危の半

---

伝 現代中国人物伝記シリーズ』(当代中国出版社、1996年)、284頁。

<sup>53</sup>「総参謀部」羅瑞卿伝編写組：黄瑶、張明哲『当代中国人物伝記叢書 羅瑞卿伝』(当代中国出版社、1996年)、283頁。

分は貴方達にかかっている。軍隊は準備するも用いることはないが、貴方達は毎日用いられる」と述べ、その存在意義を説いた<sup>54</sup>。

1949年11月8日、「中国人民公安中央縦隊」の成立大会が北京の西苑で行われ、朱徳総司令が観閲し全将兵に対して講話をした。ここに「中国人民公安縦隊」が正式に編成された<sup>55</sup>。

翌月の1949年12月、「第1回全国公安会議」が開催され、同会議において「各級人民公安武装整頓プラン」が制定された。このプランに基づき、1950年1月から5月くらいにかけて各地の公安武装を統一して「中国人民公安部隊」として編成する作業が進められ、「中国人民公安部隊」を各級公安機関に隷属させる措置がとられた<sup>56</sup>。例えば、1950年3月、ハルビン市公安総隊は、「中国人民公安部隊ハルビン市総隊」と改編され、ハルビン市公安局長が同ハルビン市公安総隊長及び同政治員を兼任し、3個大隊、12個中隊、2個警衛中隊を隷下に置いた<sup>57</sup>。少し遅れること1950年7月、上海市人民政府警察総隊が「中国人民公安部隊上海市公安総隊」と改称され、4個連隊（1950年11月には3個連隊）へと改編された<sup>58</sup>。その結果、全体でみると、従来からあった「中国人民公安中央縦隊」、すなわち2個師団及び1個連隊をベースとして、1個中央縦隊、3個公安師団、12個公安総隊、1個ピケット総隊、1個警衛団、3個省公安団及び若干の公安大隊、公安中隊、公安隊からなる「中国人民公安部隊」が編成され、総勢24万人余りを有することとなった<sup>59</sup>。

他方、中華人民共和国が北京に成立した当初、各野戦軍はそれぞれの作戦地域に残り軍事的な占領を続けており、それらの地域では事実上軍政が敷かれている状況にあり、5個の野戦軍の占領地域にほぼ重なるようにして「6大行政区」に分割され統治されていた<sup>60</sup>。

それぞれの行政区には、内戦が他の地域より早く終結し比較的安定した東北

<sup>54</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）（羅瑞卿と公安部隊（上）」『環球視野網』（2012年10月15日閲覧）。

<http://www.globalview.cn.ReadNews.asp?NewsID=1606>。

<sup>55</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）（羅瑞卿と公安部隊（上）」『環球視野網』（2012年10月15日閲覧）。

<sup>56</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）（羅瑞卿と公安部隊（上）」『環球視野網』（2012年10月15日閲覧）。

<sup>57</sup> 上記48に同じ。

<sup>58</sup> 上海市地方志弁公室「第18編 武装警察」「第1章 建制、第1節 上海市人民政府警察総隊」（<http://shtong.gov.cn/node2/node2245/node4476/node58298/node58524/userobject>）

<sup>59</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）」『環球視野網』（2012年9月18日閲覧）。

<sup>60</sup> 1949年12月16日、中国政務院により「大行政区人民政府委員会組織通則」が出され、西北、西南、中南、華東、華北、東北の6大行政区に区分され、この大行政区には人民政府又は軍政委員会が設置され、6個に分割されて統治されていた。東北と華北地方は人民政府、その他は軍政委員会が設けられていた。

と華北地域を除き、最高機関として「軍政委員会」が置かれ、この「軍政委員会」により「軍事管制」が行われていた。各軍政委員会の主席には、その地域を占領していた野戦軍の司令員或いは政治委員が就任した。例えば、西南軍政委員会（大行政区）主席には第2野戦軍司令員の劉伯承、西南軍政委員会副主席には第2野戦軍政治委員の鄧小平が就任した。この軍政委員会は、それぞれの行政区内の省・市の上級機関として位置付けられ、中央政府からの通知等は、各大行政区の「軍政委員会」を通じて、各省・市へ下達されていた。

当時の軍政は、中国共産党による組織も現在ほど強力なものではなく<sup>61</sup>、1950年4月、中央軍事委員会は野戦軍と兵団機関を廃止し、軍区指導体制を敷くことを決定した。1950年4月中にすぐにその作業に着手され、同年9月には第1野戦軍、第2野戦軍、第3野戦軍、第4野戦軍の機構がそれぞれ西北軍区、西南軍区、華東軍区、中南軍区の指導機構になったが、実際の指揮関係に変化はなく、野戦軍の呼称がそのまましばらく用いられた<sup>62</sup>。

このようにして、各野戦軍が各々の地域に樹立した軍事権力は、次第に、党、政府及び解放軍の各機構に跨り、大きな政治権力へと発展していった。

## (2) 最初の軍削減と公安部隊指導体制の整備

### ア 最初の軍削減

しかしながら、絶大な権力を有する地方の軍は、党中央及び毛沢東にとっては当然のことながら警戒すべき存在であったものと見られる<sup>63</sup>。

6大軍区が構築されるよりも少し前の1950年3月、毛沢東は全国の軍隊を400万人にまで削減すべきことを提起した。当然のことながら、肥大化した軍は国家財政を逼迫させるとともに軍の近代化を妨げるものであり、これらが軍削減

<sup>61</sup> 軍政委員会に対応して、党中央の分局として6個の中央局が設けられ、主に政治工作を決定、執行し、その総括を軍政委員会に渡して行政工作とし、それを牽制しながら普及・浸透に努めるという建前がとられた。しかしながら、この地方の党組織の中核・中央局筆頭書記にも、同地域占領軍野戦軍の司令員或いは政治委員が就任し、権力を掌握したことから、党組織の地方各級においても、野戦軍上級将校が進出したとされる。

<sup>62</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011年）19頁。

<sup>63</sup> 例えば、チュユアン・チョンは、「近代中国では、軍指揮官はしばしば自分の勢力範囲を独立王国にしようと試みた。彼らがそのな誘惑にかられたのは、国土の広さと各省の人口の多さのためだ」、「五十年代に、前東北行政委員会主席の高崗は、満州（東北）を自分の王国にしようとして、人民中国最初のおおっぴらな権力闘争に火をつけた」等、述べている。

チュユアン・チョン著、伊藤喜久蔵、丸山寛之、山田耕介、佐々木理臣訳『中国動乱の構図』（東洋経済新報社、1991年）148頁。

の理由として挙げられるが、それだけではなく、軍削減の背景にはやはり、地方において絶大な権力をもって割拠した野戦軍に対する危機感もあったものと捉えられる。

毛沢東の軍削減の提起を受け、総参謀部は、彭徳懐西北軍区司令員兼政治委員、林彪・中南軍区司令員、鄧小平西南軍区政治委員、粟裕・華東軍区副司令員等と意見交換を行い、同年3月29日、兵力削減について具体的な提案を行った。

党中央政治局はこれら一連の動きを受け、同年4月上中旬、経済・財政問題、土地改革、軍隊再編等について会議を行い、1950年に軍隊を550万人から400万人にまで削減することを決定した。この党中央政治局の決定を貫徹するため、中央人民革命軍事委員会が検討を重ね、同年4月14日、総参謀部は党中央政治局の決定を各大軍区に対し、具体的な削減方法を提案するよう指示した。

1950年5月16日から31日にかけて、中央人民革命軍事委員会が全軍参謀会議を開催し、朱徳中華人民共和国副主席兼中央人民革命軍事委員会副主席兼中国人民解放軍総司令、劉少奇中華人民共和国副主席兼中央人民革命軍事委員会副主席、周恩来政務院総理兼中央人民革命軍事委員会副主席、陳雲中央財政經濟委員会主任、聶榮臻中央人民革命軍事委員会総参謀長代理等が出席した<sup>64</sup>。更にこの会議には羅瑞卿公安部長も出席しており、羅瑞卿がこの場で人民公安部隊の編成に関するプランを提出した<sup>65</sup>。

羅瑞卿は、会議開催期間中の5月22日、公安部隊の編成に関して、公安部隊は精強でなければならないという毛沢東の指示及び公安部隊は80%以上が共産党員でなければならないという劉少奇の指示を伝達した<sup>66</sup>。それと同時に、「各地の公安部隊は脆弱であり、地域によっては公安部隊が編成されていないところもあることから、解放軍によって匪賊討伐や各種特殊警備任務を実施してもらわなければならない」との説明を行った<sup>67</sup>。

会議は、国家の財政的な負担を減らすとともに軍の近代化を進めるため兵力を削減すべきとの共通認識に達して閉幕し、政務院及び中央人民革命軍事委員会の承認を経て、解放軍を540万人から400万人にまで削減することが正式に決定された。400万人の内訳は、陸軍381.86万、空軍12.64万人、海軍5.

<sup>64</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011年）29頁。

<sup>65</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011年）29頁。

<sup>66</sup> 「総参謀部」羅瑞卿伝編写組：黄瑤、張明哲『羅瑞卿伝 当代中国人物伝記丛书（羅瑞卿伝 現代中国人物伝記シリーズ）』（当代中国出版社、1996年）、285頁。

<sup>67</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）」『環球視野網』（2012年10月15日閲覧）。

<http://www.globalview.cn.ReadNews.asp?NewsID=1606>。

5万人である<sup>68</sup>。この陸軍381.86万人のうち、国防軍が363.86万人、公安部隊が18万人である。すなわち、この会議において、軍隊総兵力の4.5%に相当する18万人を公安部隊として編成し、国内の治安、人民民主独裁を固める任務を担わせることのほか、中央人民革命軍事委員会に公安司令部を設けることも正式に確定した<sup>69</sup>。

この際、公安部隊の編成に際しては、全国の22個公安師団を正規の公安部隊にするとともに各級公安部隊指揮機構を設け、中央は「中国人民公安部隊中央指揮部」、各大行政区は「中国人民公安部隊××区指揮部」、鉄道部は「中国人民公安部隊鉄道指揮部」とそれぞれ称した。

一方で、中央人民政府人民革命軍事委員会において「公安司令部」が設けられ、全国の公安部隊を統一的に指導する体制の構築が進められた。ただし、地方の公安部隊については地方公安部門の指導、指揮を受け、物資供給も地方政府が担う一方で、管理訓練や政治工作は中央指揮部、大軍区指揮部、省軍区が各々担った。なお、陸軍の削減に際しては基本的に歩兵を中心に国防軍又は公安部隊への再編が進められる一方、空軍、海軍及び特種兵部隊については強化される方向にあった<sup>70</sup>。

翌月の6月30日、毛沢東主席及び周恩来総理が150万人の削減を実施することを正式に発表している。これが、人民解放軍における最初の「削減・再編」であった<sup>71</sup>。

---

<sup>68</sup> 大軍区毎に見れば、華東軍区が99万人、中南軍区が98.7万人、西南軍区が78.8万人、西北軍区が59万人、華北軍区が29万人、東北軍区が9万人であった。

<sup>69</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011年）30頁。

<sup>70</sup> なお、1950年2月頃から既に軍においては「削減・再編」（中国語では「精簡・整編」）が進められていたが、これに前後して、1949年11月に空軍司令部、1950年4月に海軍司令部、1950年8月に砲兵司令部、同年9月装甲司令部、同10月防空部隊司令部、1951年1月工兵司令部が相継いで設立された。

また、その他の軍の「削減・再編」は集団転業と言う形で行われ、その多くは、東北、西北、新疆、チベット等の辺疆地域における開墾に投入された。しかしながら、1950年6月の朝鮮戦争の勃発により途中で頓挫し、その後兵力は再び611万人にまで増大したとされる。

<sup>71</sup> 1950年6月、国共内戦がほぼ終結した頃、人民解放軍の兵力はおよそ550万人に達しており、この膨大な兵力を削減することが中央及び大軍区において協議され、400万人にまで削減することが決定した。この際、周恩来を責任者とする復員委員会が組織され、復員工作大綱及び復員工作条例が公布され、1950年下半期に始まり、1951年に基本的に完了している。これにより、陸軍歩兵部隊が縮小し、財政支出を減少させるとともに、空軍・海軍を増強し、その他の兵種部隊を建設して人民解放軍の軍兵種の比率の適正化が進められたとされる。併せ、陸軍の編成改革も行われ、兵团及び野戦軍機構が廃止されるとともに、一部が海・空軍の直属機構に移管され、軍・師団が「大軍区」による直接の指揮下に置かれ、「三三制（各軍3個師団、各師団3個連隊）が行われた。

## イ 公安部指導機構の構築

上述のとおり、1950年6月30日の毛沢東中央人民政府人民革命軍事委員会主席及び周恩来政務院総理の兵力150万人削減の発表を受け、軍において削減・再編が進められる中で、同年9月22日、中央人民政府人民革命軍事委員会は、公安部隊指導機構の設立に関する命令を公布し、華北軍区第20兵团指導機関の人員を基礎として公安部隊指導機関を編成するとともに、司令部、政治部の設置が通達された。また、羅瑞卿が司令員兼政治委員に任じられ、程世才が副司令員、李天煥が副政治委員、呉烈が参謀長、欧陽毅が政治部主任に任じられた<sup>72</sup>。

1950年10月には、中国共産党中央の承認を経て、「公安部隊党委員会」が設立された。その後、公安部隊内に「保密委員会」、「規律検査委員会」も相継いで設立された。同年10月30日、周恩来は、北京において「全国公安工作高級幹部会議」に参加していた代表に接見した際、「軍隊と保衛部門は、政権の主要な二本の支柱である。国家の安否の半分は、貴方たちにかかっている。貴方方は、国家の安否の半分の責任を担っている。軍隊は直ちに用いるものではなく万一のために用意しておくものであるが、あなた方は毎日必要である」と指摘しているが、こうした周恩来の発言は、公安部隊における思想教育の重要性を指摘したものであったと捉えられる。翌11月1日、公安部隊は初めて公印を使用して業務を開始しており、11月8日には、中央人民政府人民革命軍事委員会公安部隊指導機構が天津から北京に移転されるとともに、「全国公安部隊」において「司令部」、「政治部」、「後勤部」等の指導機構が相継いで設立された<sup>73</sup>。

羅瑞卿公安部隊司令員は1950年11月19日、公安部隊の指導グループメンバーを率いて、聶榮臻総参謀部代理に対して公安部隊の編成に関して報告を行っており<sup>74</sup>、聶榮臻の名義で毛沢東主席、劉少奇、朱徳、周恩来等の党と国家の指導者に編成案についての報告が行われた。

これを受け、1950年12月19日、毛沢東主席及び周恩来総理は、羅瑞卿の上述の提起に従い、「各大行政区公安司令部及び政治部の指導の下に公安部隊各種任務を統一的に帰属させることに関する命令」を下達した。

これにより、中央人民政府委員会の下に置かれ「6大行政区」の中央機関として存在した「政務院」及び「人民革命軍事委員会」の命に基づき、各地の公安

<sup>72</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011年）55頁。

<sup>73</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）」『環球視野網』（2012年9月26日閲覧）。

<http://www.globalview.cn/ReadNews.asp?NewsID=1606>。

<sup>74</sup> このときの報告の中身については、22個師団を除き、省、市、専、県の公安部隊は、「中国人民解放軍公安部隊」ではなく、「中国人民公安部隊」の名称を用いるというものであった。

部隊の指導や教育・管理を強化するという見地から、地方公安部隊の管理や訓練、政治工作等については、「大行政区」の「公安司令部」、「公安政治部」の指導の下に統一して帰属された。1951年5月には、華東、東北、中南、西北、西南等の大軍区、鉄道兵及び華北地区において相継いで公安部隊とその指導機構が編成された。また、各省・地区（市）にも公安総隊が編成され、これらの公安部隊とその指導機構が、各地の内衛、辺防、地方公安任務の指導に責任を持った<sup>75</sup>。

その結果、全国の22個公安師団を正規の公安部隊とすることが確定していたが、これらの22個公安師団は「中国人民解放軍公安部隊」と称する一方で、各省や県の公安部隊は「中国人民公安部隊」と称し、二種類の「公安部隊」が並存することとなった。

## ウ 辺防部隊と公安部隊指導体制

上述のとおり、1951年5月から、各大軍区及び鉄道部において公安司令部が相継いで設立され、更に同年10月までに、正規の解放軍公安部隊として20個師団及び3個連隊及び7か所の公安部隊軍政幹部学校が編成され、その数は計18.88万人にのぼった。また、地方公安部隊として、各大行政区、30個省級公安総隊、6個公安連隊、23个省直属公安大隊、49個直轄市級公安総隊（この場合は大隊規模）、約2,000個地区・県級の公安中隊（分隊）が編成され、その数は約32.27万人にのぼった。更に、国境警備のため、15の省・市に辺防局が設けられるとともに、11個辺防連隊、4個海防大隊が編成され、その数は3.06万人であった。そのほか、新しく解放した地域の治安武装及び収容所の監視のための要員は約10万人にのぼった。

1951年7月15日には、「中央、公安部第1回全国辺防保衛工作會議の決議を支持」に基づき、公安部により、各地の辺防機構及び部隊に対して整備・改編が行われ。これにより、中ソ、中蒙の辺境のほか、各大区及び辺疆の省、市において前後して、辺防局（或いは「辺防処」、「辺防科」）、辺防分局、辺防団、海防大隊、派出所及び検査ステーションが設立され、これらは公安機関に隷属された。ただし、雲南、チベットの辺境及び深圳、珠海一線の辺防任務は、当該地域の解放軍野戦部隊が担当することとなった。

このように一部は軍の指揮下にある一方で、地方公安部隊32万人及び辺防部隊3万人については各級公安機関の編制に属している状況は、任務遂行上様々

<sup>75</sup> 孫瑞林「羅瑞卿与公安部隊（上）（羅瑞卿と公安部隊(上))」『環球視野網』（2012年9月26日閲覧）。

<http://www.globalview.cn/ReadNews.asp?NewsID=1606>。

な問題が生じていた。この状況を改善するため、羅瑞卿は毛沢東、周恩来及び彭徳懐人民革命軍事委員会副主席に対し、全国の公安部隊を統一すべきことを提案した<sup>76</sup>。

これを受け、毛沢東は公安部隊について、内衛、辺防、地方公安部隊を統一するよう指示を出した。1951年9月、中国共産党中央、中央人民革命軍事委員会<sup>77</sup>は、全国の内衛、辺防、地方の中国人民公安部隊を統一して組織改編し、1952年上半期までに「中国人民解放軍公安部隊」として統一して削減・再編するとともに、中央軍事委員会の統一指導を受けるとする決定を行った<sup>78</sup>。

このようにして、1951年末までに、正規の公安部隊、地方公安部隊及び辺防公安部隊の体制が構築され、その総数は64.21万人を数えた<sup>79</sup>。

その指導・指揮関係は、所謂正規の公安部隊（公安師団）は、軍事委員会の公安司令部の統率下に置かれ、それぞれ大軍区或いは鉄道部公安司令部に隷属した。

大軍区公安司令部は同時に、大軍区及び軍事委員会公安司令部の二重の指導下に置かれた。

各行政区、省、市、地区、県に所属の地方公安部隊、辺防公安部隊は、各級人民政府公安機関の指導下に置かれた。

この際、中央人民政府人民革命軍事委員会公安部司令部、各大軍区及び鉄道部の公安部隊司令部、正規の公安師団（連隊）は、「中国人民解放軍公安部隊」と称された。

一方、地方の公安部隊は、「中国人民公安部隊」と称された。なお、地方公安部隊に関しては、地域の名称が頭に付けられた。これらの公安部隊は主として、各地において反革命運動の鎮圧、朝鮮戦争、新しい解放区の匪賊掃討作戦に参加するとともに、内衛、国境警備、社会の治安維持等の任務を担った<sup>80</sup>。

他方、1951年12月、公安部隊は初めて「政治工作会議」を開催し、公安部

<sup>76</sup> 「総参謀部」羅瑞卿伝編写組：黄瑶、張明哲『当代中国人物伝記叢書 羅瑞卿伝（羅瑞卿伝 現代中国人物伝記シリーズ）』（当代中国出版社、1996年）、287頁。

<sup>77</sup> 1949年10月1日の中華人民共和国の建国により、中国共産党中央軍事委員会が廃止され、これ以降、中華人民共和国憲法が制定されるまでの5年間、中国人民解放軍は、中央人民政府委員会に直属する「中央人民革命軍事委員会」により統率された。また、この「中央人民革命軍事委員会」の下に「人民解放軍総部」が置かれ、その指揮下に部隊が配属されていた。

<sup>78</sup> なお、この当時、各省、市以下の地方公安部隊は、軍事委員会及び政務院の1950年12月19日の共同命令に従い、依然として各級政府公安機関の編制・指揮に属しており、その軍事訓練、行政管理、政治工作は、各級公安部隊司令部により代替・管理されていた。

<sup>79</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四巻』（軍事科学出版社、2011年）288頁。

<sup>80</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四巻』（軍事科学出版社、2011年）56頁—57頁。

隊の性質、任務、建設方向及び政治工作強化の措置を研究・確定し、公安部隊に関して、次のとおり打ち出している。

「公安部隊は、国家危機を強化し、人民民主専政を実行する道具である。公安部隊は、高度に政治的覚悟があり、厳しく純潔な組織があり、熟練した戦術技術及び業務技術を備え、また、智慧と勇気を備えた軍隊へと建設しなければならない」。

この会議の開催は、中国人民武装警察部隊政治工作建設史上、歴史的意義を有するものであったと言え、「公安部隊」が党による独裁を下支えするための部隊として初めて明確に位置付けられた会議であったと捉えられる。

その後、この「公安部隊」は、1951年4月から9月にかけて、党中央、中央軍事委員会の反革命鎮圧に関する指示を貫徹するため、全面的な「反革命鎮圧」及び内部審査の徹底的な整理工作を展開した。公安部隊は、野戦軍による匪賊討伐作戦に協力し、「軍事的消滅」、「政治的攻勢」、「民衆発動」の3つを結合させた「消滅方針」を実行し、「寛大」と「鎮圧」を結びつけ、覇権主義反対と小作料の引き下げを結びつけた政策を執行し、幹部・戦士の匪賊討伐・一掃戦闘の熱情を掻き立て、革命勝利の成果を守ったとされる<sup>81</sup>。

### (3) 2度目の軍削減と公安部隊の削減・整理

上述の通り、1950年6月の全軍参謀会議における「削減・再編」プランにおいて全軍総兵力を400万人にまで削減することが決定されていたが、実態としては朝鮮戦争の勃発により総兵力は史上最大の627万人にまで増加していた。

このため、1951年7月に朝鮮戦争停戦の交渉が始まったこともあり、党中央政治局は1951年10月上旬、拡大会議を開催して「精兵・簡政、増産・節約」の方針を再度打ち出した。

これを受け、中央政府人民革命軍事委員会は1951年10月9日、精兵後の部隊総兵力数を300万人余りにまで削減することを確定した。10月中旬、周恩来は、中央政府人民革命軍事委員会による「精簡節約に関する計画草案」の起草を主管した。

こうした動きを受け、同1951年10月23日から11月1日の間、中国人民政

---

<sup>81</sup> 建国直前に編成が決定された「中国人民公安部隊」は、その決定の前から既に公安部隊の原型があったと見られる。中国人民政治協商会議第1回全体会議、開国大典、毛沢東と周恩来のソ連訪問の際の鉄道沿線の警衛任務、全国の大・中都市の警備任務を行った。また、内地に残存した武装した匪賊を積極的に討伐し、地下に残留している国民党の特務（スパイ）を肅清し、新しく生まれた人民政権を保衛した。北朝鮮に出兵する志願軍公安部隊を2度に亘り前後して派遣し、防空、戦地後方の警戒、物資護送・積卸、ピケット・法執行の警衛、鉄道・トンネル守護及び捕虜の護送等の任務を完遂したとされる。

治協商会議第1期全国委員会第3回総会が開催され、上述の方針が採択された。この方針の主要な内容は、「引き続き持続的、積極的な防御作戦方針により戦争を勝利のうちに終結させる」とともに、国内においては「部隊再編、削減機関、節約履行、生産増加により朝鮮戦争を支持し、国内の財政状況及び市場の物価の持続的安定及び国家建設、特に国防建設を保証する」というものであった<sup>82</sup>。

同1951年11月中旬、中央政府人民革命軍事委員会は再編（「整編」）会議を開催し、再編の原則や内容等について議論し、削減に際しての段取りを行った。その内容は、1954年までに全軍総兵力を300万人にまで削減するというものであった。

同1951年12月1日には、「精兵・簡政、増産・節約、汚職反対、浪費反対及び官僚主義反対に関する党中央の決定」が公布された。同決定では、人民解放軍再編の原則、再編の任務、再編後の軍隊の分類、転業後の類型及び配置等について明確な規定がなされるとともに、人民解放軍を「国防部隊」及び「公安部隊」に分類することが規定された。

「国防部隊」は、陸、海、空及び戦略兵種部隊に加え、各級軍事指揮、政治工作及び後勤工作に係る機関、学校、医院等を含むものであった。

一方の「公安部隊」は、国家の公安、密輸犯の逮捕、機関や企業の警衛、地方の警衛及び一部の辺防と海防部隊を統一的に管轄することとされた。

また、中央政府人民革命軍事委員会は、公安部隊を含め全軍再編について、1952年の軍隊工作は一切に勝る任務とし、1951年12月1日、毛沢東、周恩来の連名で、中央人民政府人民革命軍事委員会、政務院の「人民解放軍の1952年転業建設人員の処理方法に関する政治指示」を發出し、再編任務に尽力した。

1951年12月5日、党中央書記処は、「軍事再編計画草案」について議論し、この後幾度かの修正を経て、中央政府人民革命軍事委員会は12月下旬、「軍事再編計画」を制定し、翌1952年1月5日、毛沢東の承認を得た。

その「軍事再編計画」の内容は、正規部隊、特殊兵、地方部隊、軍分区以上の機関、軍事学校を含む国防部隊627万人（この内16.5万人が公安部隊）について、1952年末までに341万人にまで削減し、更に1954年までに300万人前後にまで削減するというものであった。

詳細は、次に示す通りである。

- 公安部隊については、64.2万人（この内、16.5万人は国防部隊として計算）を1952年3月までに53.5万人にまで削減する。
- 国防軍歩兵部隊を258万人から135万人、総部及び各級機関を112万人から38万人にまで削減する

<sup>82</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四巻』（軍事科学出版社、2011年）284頁—285頁。

- 軍兵種部隊を 61 万人から 84 万人、学校を 10. 8 万人から 12. 8 万人にまで拡大する。
- 軍の地方部隊 95 万人を公安部隊に編入する。
- 削減された将兵の一部を公安部隊に転属させ、別の一部は工程部隊や開墾部隊に転属させ、更に一部は地方政府に転属させる。

削減前の段階で、上述の通り中国国内には、解放軍公安部隊 18. 88 万人、辺防公安部隊 3. 06 万人、地方公安部隊 32. 27 万人に加え、新しく解放した地域の治安武装と収容所の見張りで約 10 万人、計 64. 21 万人がいた。なお、64. 21 万人のほか、中国国内には更に各経済部門の武装警察計 11. 7 万人もいた<sup>83</sup>。

この 64.21 万人の部隊が 2 種類に分類されるとともに、1952 年までに 53. 5 万人にまで削減されることとなった。

具体的には、一つは、辺防公安部隊を含めた正規の公安部隊への分類で、18 個師団及び 24 個連隊に削減し、中央政府人民革命軍事委員会及び各大軍区の公安部隊指導機構を含め計 22. 5 万人にまで削減されることとなった<sup>84</sup>。

もう一つは、地方の公安部隊への分類である。この地方の公安部隊については、地域の面積、人口数、治安状況、交通条件等の状況に応じて、各県公安隊を 60 人から 120 人規模として全国 2009 県公安隊で計 17.2 万人とすることとされた。更に、各専員公署<sup>85</sup>の公安隊が 60 人から 80 人規模で、全国 203 の専署公安隊で計 1. 59 万人余り、各省公安総隊が 600 人から 700 人規模で、全国 35 の省で計 2. 35 万人にすることとされた。

公安部隊は都市の大きさに従って公安総隊、公安大隊、公安中隊をそれぞれ編成し、その規模は公安総隊で 1.2 万人、公安中隊で 100 人強とし、全国計 138

<sup>83</sup> 中共中央文献研究室、中中国人民解放軍軍事科学院編「关于軍事整編計劃的几点説明、周恩来 1951 年 12 月 24 日」『周恩来軍事文選 第四卷』（人民出版社、1997 年）。

<sup>84</sup> 「福建省地方志編纂委員会」ホームページに掲載の「五、公安部隊」による記述

(<http://www.fjsq.gov.cn/ShowText.asp?ToBook=161&index=134&>)、(2014 年 6 月 26 日閲覧) によれば、この決定を受け、1952 年 7 月 1 日、福建省軍区歩兵第 87 師団と福建省辺防保衛局の大部分の人員が合併して莆田県において公安第 13 師団が再編され、華東軍区公安部隊司令部の編成・指導に帰属することとされた。他方、公安第 13 師団の作戦指揮については福建省軍区に帰属した。また、所属連隊も、公安第 37 連隊、第 38 連隊、第 39 連隊へと改称された。なお、同第 87 師団は 8, 502 人を有していた。

また、1952 年 7 月 1 日に福建省公安部隊が統一され、中国人民解放軍の序列に編入された結果、兵力総数は 12, 007 人になった。福建省公安総隊は、華東軍区公安部隊司令部の指導に帰属し、隷下には 2 個直像中隊、2 個市（福州と厦門）中隊、66 個県隊及びサンズイに章州、泉州 2 個支隊等を有した。同年 12 月、福建省公安総隊は福建省軍区の指揮・指導に帰属し、華東公安部隊司令部は業務指導にのみ責任を負った。各専区大隊は、各軍分区の指揮・指導に帰属し、総隊は公安業務、幹部及び後勤業務の指導に責任を負った。

<sup>85</sup> 中国の省・自治区の派出機関。その代表者（専員）は、若干の県・自治県又は市等を指導する。

都市<sup>86</sup>で計 8.3 万人強とする。また、各大行政区には 1 個公安警衛連隊を編成し、その人数を 1.15 万人強とするほか、西北では 2 個公安支隊を 1 個公安警衛連隊として再編成し、4,000 人にまで削減することとされた。

こうした措置により、地方公安部隊については計 31 万人強にするという計画であった。

この再編の結果、公安部隊は、正規の公安部隊が 6 個師団となり、保留された公安部隊は、第 1、2、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22 師団及び公安警衛師団の 17 個師団となった。

この再編後、中国では「国民経済発展第 1 次 5 年計画」が制定されており、1952 年、中央人民政府人民革命軍事委員会は、総参謀部及び各軍・兵種に対して「国防・軍事建設 5 年計画」を制定するよう指示した。

これを受けて、総参謀部は 1952 年 7 月上旬、「1953 年から 1957 年軍事建設計画綱要」の制定を完成させたほか、各軍・兵種も詳細な 5 年計画を制定した<sup>87</sup>。

更にこれを受け、公安部隊も 5 年建設計画を制定した。その内容は、公安部隊を「内防部隊」及び「辺防部隊」の二種類に分類し、1952 年の再編後の 53.5 万人を更に 48.5 万人にまで削減するというものであった。

その内容は、内防公安部隊を 45.3 万人から 32 万人にまで削減するとともに、辺防公安部隊を 8.4 万人から 16 万人にまで増加させるというものであった。

具体的には、内防公安部隊を、11 個師団及び 17 個連隊（内防部隊、首脳機関警衛部隊、鉄道公安部隊を含む）、9 個総隊、34 個大隊、94 個中隊の都市警衛部隊、2388 個専署以下の公安隊にまで再編する一方、辺防公安部隊を、13 個師団に加え、12 個連隊、3 個辺卡大隊、90 個偵察隊、174 個武装工作隊、22 個巡邏隊及び 120 個検査ステーションにまで再編するものであった<sup>88</sup>。

#### (4) 3 度目の軍削減と公安軍及び 4 度目と公安部隊

##### ア 3 度目の軍削減と「公安軍」への格上げ

建国以来の軍事指導部体制の変遷を振り返ると、1949 年 10 月 1 日の中華人民共和国の建国により、中国共産党中央軍事委員会は廃止され、解放軍は中央

<sup>86</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011 年）288 頁

<sup>87</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011 年）296 頁。

<sup>88</sup> 「中国人民解放軍軍史」編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』（軍事科学出版社、2011 年）300 頁。

人民政府委員会に直属する「中央人民革命軍事委員会」により統率されることとなった。この「中央人民革命軍事委員会」の下に「人民解放軍総部」が置かれ、各大行政区の最高機関として存在した「軍政委員会」により軍事管制行われていた。しかしながらその後の軍再編の流れの中で、1952年11月、「軍政委員会」が廃止され「行政委員会」となってその権限が縮小され、更に一部の権限は中央人民政府に移管されていた。

その後、1953年7月27日、朝鮮戦争の停戦が実現すると、党中央指導部における彭徳懐の指導の下で解放軍の近代化国防軍への改造が進められていった。

この軍近代化の流れの中で、1953年8月28日、中国共産党中央は再び公安部隊を含め軍の削減・再編により部隊の質を高めるべきであるという緊急指示を下達しており、これに従って軍の削減が進められた。

その結果、1953年9月末までに全軍部隊総数が420万人にまで削減された。更に、この削減・再編作業が終わらない中の1953年12月、「全軍軍事系統の党高級幹部会議」において、全軍を350万人にまで削減し、体制上、「中央軍事委員会」を改めて設立し、加えて「国防委員会」、「国防部」を設立するとともに、八総部（総参謀部、総政治部、総幹部部、総後勤部、総財務部、総軍械部、訓練総監部、武装力監察部）指導体制を構築することが決定された。同時に、6大軍区を12大軍区に変更し、軍区体制を4級から3級にすることとされた。

このような軍削減や再編の背景には、党中央の地方軍政の権力に対する危機感や警戒があったと言え、1954年の「高崗・饒漱石事件<sup>89</sup>」を機として、党中央は、一気に6大行政区、6大軍区、6個党中央局を全廃した。同時に、地方において権力を築いた野戦軍の指導者らを中央に呼び戻し、高い地位を与える一方で自由な行動を制限した。こうした措置により、大軍区機構及び大軍区が掌握した地域的な党政機関も1954年に形式上消失した。

ただし、公には消失したものの、事実上、政治勢力としての「野戦軍」は依然影響力を行使し続けた。特に、上述のとおり、1953年12月の「全軍軍事系統の党高級幹部会議」における「決定」に従い、新たに国防部統括の12個軍区（1級軍区、後に福州軍区が加わり13個軍区となる）が設けられたが、その隷下の「省軍区」から、「軍」、「師団」に至るまでは、制度的変更が行われなかつ

<sup>89</sup> 高崗は、1930年代に西北根拠地を創設し、その後、内戦を通じて東北地方の党・政府・軍を一手に掌握し、1948年には建国に先んじて「ソ連・東北人民政府貿易協定」を締結する等、地方の指導者としての地位を確立していた人物である。事件の真相は不明なままであるが、地方を独立国のようにして指導者となっていた高崗が、劉少奇や周恩来らによる中央の指導に反対して党と国家権力の篡奪を図ったものの失敗に終わったとされる事件である。1954年2月の第7期4中総会において、高崗と饒漱石は、朱徳、周恩来、鄧小平、陳雲らにより「反党分裂活動を行った」として厳しく批判され失脚し、高崗は同年自殺した。翌年の1955年3月に採択された「高崗・饒漱石反党連盟に関する決議」において、高崗は東北を独立王国にしようとしたとして批判され、事件は一段落した。

たことから、それらはすべて野戦軍の将校らによりリーダーシップが接收され、勢力基盤が築かれた。

このように軍事管制の体制が改められて国家の形成が進められる中、1954年に中華人民共和国憲法が制定され、近代国家としての軍事機構の整備も進められた。この1954年の憲法には、「中華人民共和国のすべての武装力は人民に属し、新設された中華人民共和国主席によって統率される。武装力を建設する任務は国務院の職務である。全国人民代表大会が戦争と平和の問題を決定し、国家主席が戦争状態を宣言し、動員令・戒厳令を公布する」と規定されている。

この憲法制定とともに、国務院において「国防部」が新たに創設され、初代国防部長に彭徳懐が就任した。更に、解放軍総部も、上記「決定」に従って組織体系に調整が加えられ、従来の総参謀部、総政治部のほか、総後勤部、訓練総監部、総財務部、総幹部部、総軍械部、武装力量監察部が新たに編成され、8つの部からなる幕僚機構へと改編された。

こうした削減・再編を経て、1954年6月、全軍において47.2万人余りが削減され、70万人削減計画は1954年末までにほぼ達成された。

更に、この軍の削減・再編の流れの中で、1955年7月18日、国防部の命令に基づき、「中国人民解放軍公安部隊」が「中国人民解放軍公安軍」へと格上げになった。更に、「公安部隊司令部」が「中国人民解放軍公安軍司令部」に改称され、各大軍区の「公安部隊司令部」も、「公安軍司令部」或いは「公安部隊処」と改称され、公安部隊学校も公安軍学校と改称された。これにより、公安部隊が正式に中国人民解放軍の軍種の一つとなった。この際、専区<sup>90</sup>及び県級の公安部隊は「人民武装警察」へと改編され、地方の公安部門の指導と管理下に移管された。

「公安軍」は、国務院及び中央軍事委員会の指導の下で、引き続き元公安部隊の職能を担った。内衛分野においては、匪賊の一掃、都市の警備、叛乱の鎮圧、首都機関の警衛、重要工業施設の守護、重要な鉄道路線、橋梁、トンネルの守衛、労働改造犯の拘留等の任務を担った。辺防分野においては、国境警衛、偵察、国境検査と事務・管理等を担った。任務遂行においては、「警衛英雄」の賀福祥、「匪賊一掃及び民衆工作模範」の張福全等が出現した。

なお、公安軍に続き、1955年8月には「防空部隊」が「防空軍」へと改編された。こうした措置により、人民解放軍は、陸軍、海軍、空軍、防空軍及び公安軍の5軍種から構成されることとなり、兵種も砲兵、装甲兵、工兵、鉄道兵等が拡充された<sup>91</sup>。

<sup>90</sup> 省・自治区が必要に応じて設けた行政区域で若干の県と市を含むものであったが、1975年に「地区」へと改称された。

<sup>91</sup> この改革の過程において、野戦軍における指導者の総部や軍種、兵種等への異動が進め

## イ 4度目の軍削減と「公安部隊」への格下げ

しかしながら、1956年4月、毛沢東は党中央政治局拡大会議において「十大関係論<sup>92</sup>」という報告を行い、その中で経済建設と国防建設の関係について述べ、軍政費用を適当な割合にまで減らすとともに経済建設費用を増加すべきであると提起した。経済建設が順調に進めば国防建設も進歩するという理由からであった。1956年9月には第8回党大会において、軍政費用が国家財政に占める割合について、第1次5か年計画時の32パーセントから第2次5か年計画時には20パーセントほどまで削減し、国防費の国家財政総支出に占める割合を15パーセントまで削減することが決定された。

そして、これに基づき、中央軍事委員会は、1957年1月、「中国共産党中央軍事委員会拡大会議」を開催し、「軍隊数の削減による質の強化に関する決定」を採択して、全軍総兵力を更に3分の1削減することを確定した。具体的には3年間で約130万人を削減するというものであり、これにより全軍総兵力が250万人にまで削減された<sup>93</sup>。この時の再編により、総参謀部、総政治部、総後勤部の3部体制が復活した。なお、この3総部体制は1998年まで続いた。

同時に、社会の治安が好転し、また、公安軍の役割と省軍区、軍分区の地方部隊の任務が基本的に共通している状況に鑑みて、同年8月、公安軍の部隊番号が撤廃され、「中国人民解放軍公安軍」は「中国人民解放軍公安部隊」へと格下げになった。

これに伴い、従来の「公安軍司令部」は、「総参謀部警備局」に縮小され、「総参謀部警備局」が、全国の内衛、边防任務の研究・指導に責任を負うとともに直属の公安部隊を指揮・指導することとなった。7個軍区の公安軍司令部及び3個軍区の公安部隊が1957年3月から8月にかけて続けて撤廃され、瀋陽軍区、北京軍区、済南軍区、蘭州軍区の司令部において警備処或いは衛戍勤務処が設けられた。その他の軍区は、作戦、情報等の関連部門が内衛、边防業務工作を兼務することとなった。

---

られた。

<sup>92</sup> 毛沢東は1956年4月25日、党中央政治局拡大会議において、「十大関係論」報告を行っており、①重工業・軽工業と農業の関係、②沿海工業と内陸工業の関係、③経済建設と国防建設の関係、④国家・生産単位と生産者個人の関係、⑤中央と地方の関係、⑥漢族と少数民族の関係、⑦党と党外の関係、⑧革命と反革命の関係、⑨是と非の関係、⑩中国と外国の関係という10の関係について述べている。

<sup>93</sup> 「新中国成立以来我軍9次重大精簡整編」『新華網』（2013年1月27日閲覧）。

[http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-09/02/content\\_1057828.htm](http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-09/02/content_1057828.htm)

## (5) 混乱期

### ア 「人民武装警察」編成から「中国人民公安部隊」への改称

1957年から軍において「削減・再編」（「精簡・整編」）が進められる中、1958年7月、中央軍事委員会拡大会議において、「組織体制の改編に関する決議（草案）」が採択され、「組織が膨大であり、部門が多すぎ、組織が重複している」事象に対する改革が試みられた。

こうした流れの中で、翌月の8月4日、中国共産党中央は中国共産党中央軍事委員会の「公安部隊の整備・改編問題に関する報告」を承認しており、1958年末、①犯罪者の拘留・労働改造を担う「公安部隊」、②鉄道や一般の工場、鉱業企業等の警護を担う「内衛部隊」、③ソ連、モンゴル、ベトナムの国境、沿海・湾・対外開放国境ゲートの警備を担う「辺防部隊」、④各機関、学校の「公安機関」が総じて「人民武装警察」へと改称された。総参謀部警備部及び公安部第16局を合併して公安部第4局が編成され、各省の公安庁では民警を基礎として、「人民武装警察総隊部」が編成された。1959年10月、人民武装警察は統一された新しい制服を着用して任務を開始した。

その一方で、中央、各省（市）において、匪賊討伐を行ったり、重要な鉄道や橋梁、軍工・工場や鉱業企業の警備を行ったりする「内衛部隊」及び沿海地域で国境警備に関する任務を遂行する「沿海辺防部隊」は、依然「軍隊」の序列に属した。

その後、1961年11月22日、中央は、公安部党組織による「人民武装警察部隊指導体制の改善に関する報告」を承認した。これにより、「人民武装警察部隊」の編制は依然として公安機関に属し、指導体制は軍事系統及び公安機関の二重の指導が実行され、部隊の各建設において、軍事委員会及び各総部指導の指導を受け、公安任務に関しては公安部の指導を受けることとされた。

1963年1月2日、中国共産党中央は、羅瑞卿の「人民武装警察部隊を公安部隊に改名する問題に関する報告」を承認し、周恩来が中国共産党中央の指示を伝達し、「中国人民公安部隊」の番号の復帰を決定した。同月の1月16日の中央軍事委員会及び公安部の伝令によると、人民武装警察部隊が中央の承認を経て「中国人民公安部隊」へ改称され、1963年2月1日より新しい名称が使用されることが指摘されている。その編制と指導関係に関しては、それまでの規定に従い変更はなく、引き続き、軍事系統と公安機関の二重の指導が維持された。

## イ 文革と「公安部隊」の撤廃

しかしながら、1966年7月1日、公安部隊という兵種は文化大革命の前夜、最終的に毛沢東により撤廃され、中国人民解放軍へと統一・改編された。中国人民公安部隊の部隊は、それぞれ独立した師団、連隊、大隊へと整備・改編され、各省軍区の編成・指導に帰属させられ、県、市の中隊は、地方の公安機関の指導下に置かれた。

文革の最中、毛沢東は軍に対し「三支両軍<sup>94</sup>」を指示し、派閥抗争への介入を命じており、各軍区を支配下に置く司令員にとっては管轄地域内の治安維持が最優先任務であったと見られる。

1967年1月23日、中国人民解放軍は、党中央の決定に基づき文化大革命に介入し、「三支両軍」を実施した。当初、党中央は、放送局や食糧庫、監獄等の重要な部門に対して軍事管制を実施するように命令を出していたが、次第に社会における混乱が拡大し、軍事管制を必要とする部署が増大していった。

1967年3月19日、中央軍事委員会は、毛沢東の支持に基づき、「三支両軍」任務を軍全体で遂行していくように命令を下した。このような命令に基づき、1967年5月までに解放軍各総部、各軍兵種、各軍区は、全国の7,752の部署において軍事管制を行うとともに、2,145の部署に対して警護任務を行っている。この際、文革が発生するまでは、軍も党と国家の護衛兵としての役割を果たし、政治への直接介入は避けてきたことから、軍による左派の支持という派閥闘争への介入はそれまでの軍の性格を変えるものであったと捉えられる。

その後、文化大革命を経て、1979年7月31日、中国共産党中央は、ウランフの「全国边防工作会议における報告」を下達した。その中では、「現行の義務兵役制と地方職業の民警制の2種体制を統一し、一律で義務兵と志願兵を結合させた体制を実行し、統一した边防武装警察隊伍を編成する」ことが指摘されていた。この後、人民边防武装警察は、人民解放軍の条令、条例に基づき建設が進められた。

1982年6月19日、文革後の客観的情勢に適応させるため、「公安部党組の人民武装警察管理体制問題に関する承認申請報告通知」に係る中国共産党中央の決定」が下達され、上述のとおり、中国人民解放軍における地方内衛任務及び内衛勤務の部隊が公安部門に移管され、公安部門が従来義務兵役制を実行している边防、消防等の警種が統一され新しく「中国人民武装警察」が編成された。

1983年1月25日、国務院は、武警部隊指導者を任命し、李剛が初代中国人

<sup>94</sup> 「三支両軍」とは、軍が左派を支持し、工業を支援し、農業を支援し、一部の地域、部門、部署（原文：「単位」）に対して軍事管制を行い、学生に対して軍事訓練を行うことを指す。

民武装警部隊司令員に任命され、趙蒼璧・公安部部長が初代政治委員に任じられるとともに、武警総部機関が北京において執務を開始した。

他方、大躍進や文革を背景として、1966年以降の一定期間、解放軍の総兵力は拡大し続け、1971年、全軍の総兵力は1965年との比較で20%増加しており、1970年代中頃、全軍総兵力は600万人を突破していた。

## 治安部隊の性質の変遷

年代	軍	公安
1949	<p>・7月6日 党中央軍事委員会に公安部の設置を決定。羅瑞卿が公安部長就任。</p> <p>・8月31日 党中央軍事委員会は、第1師団、第2師団及び中央警衛連隊をベースに「中国人民公安中央縦隊」を編成。</p> <p>・9月21日 中国人民政治協商会議で統一された軍隊として、「人民解放軍」と「<b>人民公安部隊</b>」の設立を決定。</p> <p>※10月1日「党中央軍事委員会」廃止。軍は中央人民政府委員会直属の「中央人民革命軍事委員会」の指揮下に(～1954)。</p> <p>党中央軍事委員会公安部は、<b>中央人民政府公安部</b>へ。</p> <p>・11月8日 「中国人民公安中央縦隊」正式編成。朱徳総司令が顧問。</p>	<p>←この会議で、人民解放軍、人民公安部隊、人民警察が中国の武装力として位置付けられた。</p> <p>・12月 第1回全国公安会議で、翌年1月から5月にかけて、各地の公安武装を「<b>中国人民公安部隊</b>」として編制すると決定。</p>
1950	<p>※5月16日から5月31日 中央人民政府人民革命軍事委員会が全軍参謀会議を開催。</p> <p>軍の540万人から400万人への削減決定。</p> <p>内訳:陸軍381.86万人(国防軍363.86万人+<b>公安部隊</b>18万人)、空軍12.64万人、海軍5.5万人。</p> <p>中央人民政府中央人民革命軍事委員会に「<b>公安司令部</b>」設置し、全国の公安部隊の統一的指導体制を構築。訓練、政治工作は、中央指揮部、大軍区指揮部、省軍区が担当。</p> <p>・9月22日 中央人民政府人民革命軍事委員会は、公安部隊の司令部、政治部の設立を決定。羅瑞卿が司令員兼政治委員就任。</p>	<p>・1月から5月にかけて、全国各地の公安武装組織が「<b>中国人民公安部隊</b>」に編入され、各級公安機関隷下へ。再編後の数は24万人。</p> <p>⇔地方の公安部隊は地方の公安部門の指導下へ置かれ、物資供給も地方政府が負担。</p>

1951 ・5月以降 華東、東北、中南、西北、西南等の大軍区に公安部隊とその指導機構が編成。各省・地区に公安総隊が相継ぎ編成。

チベット辺境と深セン・珠海の辺防任務は、解放軍野戦部隊が担当。

・9月 党中央、中央人民革命軍事委員会は、全国の内衛、辺防、地方公安部隊を統一して1952年上半期までに「中国人民解放軍公安部隊」を編成することを決定。

正規の公安部隊(師団)は、「中国人民解放軍公安部隊」と称し、中央人民革命軍事委員会公安司令部及び各大軍区公安司令部又は鉄道部公安司令部の指導下へ。

・10月までに正規の公安部隊として20個師団と3個連隊で計18.8万人が編成。

※11月 中央人民政府人民革命軍事委員会は、兵力を300万人に削減すると決定。

12月下旬 中央人民政府人民革命軍事委員会は「軍事再編計画」を制定。

国防部隊(16.5万人は公安部隊)を1952年までに341万人、1954年までに300万人に削減。地方部隊95万人を公安部隊に編入。

公安部隊(辺防公安部隊を含む)は、1952年までに64万人(16.5万人は国防部隊)から53.5万人に削減。内訳:正規公安部隊を22.5万人、地方公安部隊を31万人。

⇨7月15日 公安部は「中央、公安部第1回全国辺防保衛工作會議の決議を支持」に基づき、中ソ、中蒙の辺境、各大軍区及び辺境の省・市に、**辺防局、辺防団、海防大隊、辺防検査ステーション**を設立し、**公安機関に隷属**させることを決定。

⇨各大行政区、省、市、地、県所属の**地方公安部隊、辺防部隊は、各級人民政府公安機関の指導下へ。**

1952 ・軍に習い公安部隊も「5か年建設計画」を制定。公安部隊を内防部隊と辺防部隊に分類し、53.5万人から48.5万人に削減。内防公安部隊を45.3万人から32万人へ削減する一方、辺防公安部隊は8.4万人から16万人に増加。

1953	<p>※7月27日 朝鮮戦争停戦。</p> <p>※8月28日 党中央は軍削減を緊急下達。9月までに軍総兵力420万人への削減が実現。</p> <p>※12月 全軍軍事系統の党高級幹部会議で、350万人に削減、「中央軍事委員会」、「国防部」の設立を決定。</p>	
1954	<p>※憲法制定、国務院に「国防部」設立。</p> <p>※6月 軍総兵力の削減任務達成。</p>	
1955	<p>・7月18日 国防部の命に従い「中国人民解放軍公安部隊」が「中国人民解放軍公安軍」へ。</p>	<p>⇨専区と県級の公安部隊は「人民武装警察」に改編され、地方の公安部門の指導と管理下へ移管。</p>
1957	<p>※1月、党中央軍事委員会拡大会議で、軍削減を決定。</p> <p>・8月「中国人民解放軍公安軍」が「中国人民解放軍公安部隊」へ格下げ。従来の公安軍司令部は「総参謀部警備局」へ縮小。</p>	
1958	<p>※7月、党中央軍事委員会拡大会議を開催し、「組織体制の改編に関する決議」を採択。</p> <p>匪賊討伐、軍事工場、鉱業企業等を警備する「内衛部隊」と「沿海边防部隊」は軍の序列</p>	<p>⇨12月、公安部隊、内衛部隊（鉄道や工場、鉱業企業等の警護）、边防部隊を総じて「人民武装警察」へ改称。総参謀部警備部及び公安部第16局を合併して公安部第4局を編成し、各省の公安庁は民警をベースに「人民武装警察総隊部」を編成。</p>
1959		<p>・1月党中央及び中央軍事委員会の決定に基づき、公安部隊が正式に「人民武装警察部隊」に改編され、<u>軍隊編制から地方公安機関の指導下へ。</u></p>
1961		<p>・11月12日 党中央、「人民武装警察部隊指導体制改善に関する報告」を承認。編成は公安機関帰属、指導は軍と公安の二重の指導下へ。</p>

1963		<p>・1月2日 党中央は、羅瑞卿の「人民武装警察部隊の公安部隊改名問題に関する報告」を承認。周恩来の指示で「中国人民公安部隊」の部隊番号が復帰。「人民武装警察部隊」から「中国人民公安部隊」へ改称。</p>
1966	<p>・7月1日 公安部隊は文化大革命の前夜、毛沢東により撤廃され、<b>中国人民解放軍へ統一</b>。中国人民公安部隊は、独立した師団、連隊、大隊へ改編され、各省軍区の編成・指揮に帰属。</p>	<p>⇨県、市の中隊は、地方の公安機関の指導下へ。</p>
1967	<p>※3月19日 中央軍事委員会は、毛沢東の指示に基づき、全軍における「三支兩軍」任務の遂行を下達。</p>	
1973		<p>・6月、公安部は、総参謀部、総政治部、総後勤部の「辺防検査引き継ぎプラン」が国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、<b>国境ゲートの検査を担う部隊が公安部門に引き継がれ、「人民警察」へと改称。</b></p>
1975	<p>※6月24日から7月5日 党中央軍事委員会拡大会議開催。3年以内に300万人に削減決定。</p>	
1976		<p>・1月、1975年10月の 国務院、中央軍事委員会の承認を経て、<b>県、市の中隊が地方の公安機関へ正式に引き継がれ、「人民武装警察」へと改称。</b></p>
1977	<p>※12月 党中央軍事委員会拡大会議で、「軍隊編制・体制の調整に関するプラン」を採択。</p>	
1979		<p>・7月31日 党中央は、「全国辺防工作会议における報告」を下達。義務兵役制と地方の民警を統一し、「<b>人民辺防武装警察隊伍</b>」を編成。</p>
1980	<p>※3月 鄧小平が重要講話において、「軍の精鋭化・簡素化、編成・体制」を発表。</p>	

1982		<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月19日 中国人民解放軍における地方内衛任務及び内衛勤務を公安部門に移管。公安部門が義務兵役制度を実行している辺防、消防等の警種を統一して「中国人民武装警察」として編成。軍で治安維持を担ってきた部隊は公安部系統の公安部隊へ移管。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※8月 党中央軍事委員会、「削減・再編工作会議」を開催。9月15日「軍体制改革削減・再編プラン」を採択。</li> </ul>	
1983		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月25日 李剛が初代中国人民武装警察部隊司令員、趙蒼壁・公安部部長が初代政治委員に任命。</li> <li>・4月6日 中国人民武装警察部隊設立。</li> </ul>
1984	<ul style="list-style-type: none"> <li>※9月 基本建設工程兵の撤廃を確定。</li> </ul>	
1985		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月1日 軍の基本建設工程兵を前身とした水電部隊、交通部隊、黄金部隊が武警部隊へ編入。</li> <li>・8月 辺防武装警察と消防武装警察が、武警総部の指揮下からはずれる。</li> </ul>
1988		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月4日 黒竜江、吉林、内モンゴルの武装森林警察が武装警察へ。</li> </ul>
1995	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武警総部が、国務院と中央軍事委員会の二重の指導下に置かれ、「公安部」の指導から外れる。</li> </ul>	
1996	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍削減の一環として、軍の14個師団が武警に編入。</li> </ul>	

※資料出所：本論を基に筆者作成。

## 第2節 武警部隊の創設

### (1) 5度目の軍削減による軍近代化

1975年1月8日から同10日までの間、中国共産党第10期中央委員会第2回全体会議が開催され、鄧小平<sup>95</sup>の中国共産党副主席、国務院筆頭副総理、中央

<sup>95</sup> 鄧小平は、文革により失脚していたが1973年に復活し、1975年1月5日に総参謀長に就任し、同年1月25日の総参謀部・機関・連隊以上の幹部会議において、「我々は、毛沢東同志の安定と団結に関する指示に従い、軍隊を整頓しなければならない」、「これには大

軍事委員会副主席兼総参謀長への就任が正式に決定された。続けて、同年 1 月 13 日から同 17 日までの間、11 年振りに第 4 期全国人民代表大会第 1 回会議が開催<sup>96</sup>され、周恩来が「政府活動報告」を行うとともに、かつて 1964 年の第 3 期全国人民代表大会において自らが提起した「近代化建設<sup>97</sup>」を掘り下げ、「今世紀中に農業、工業、国防及び科学技術の近代化を全面的に実現し、中国の国民経済を世界の最前列に立たせなければならない」と呼びかけ、国防近代化を初めて公に打ち出した。

その後、中央軍事委員会が 1975 年 6 月 24 日から 7 月 5 日までの間、「中央軍事委員会拡大会議」を開催し、兵力削減と軍再編等の問題について議論した。これは歴史的意義を有する会議であったと言え、この会議で 3 年以内に 300 万人を削減することが決定された。1975 年第 4 四半期には、陸軍部隊において軍区と機関の再編が行われ、鉄道兵、一部の工程建築部隊及び県・市の中隊が地方政府に移管された。また、一部の空軍軍部、高射砲兵師団、地方の独立師団及び歩兵師団も撤廃され、1976 年に軍の総兵力は 1975 年比で 13.6%削減された。また、1976 年の兵力削減は江青ら所謂反革命集団の妨害により中断することとなるも、その後 1977 年 7 月の第 10 期党中央委員会第 3 回全体会議において、鄧小平は再び党副主席、副総理、中央軍事委員会副主席兼総参謀長に正式に復活した。そして、翌 8 月に開催された第 11 回党大会において文化大革命の終結が宣言されると、鄧小平は、文革により混乱した人民解放軍の整理に着手した。1977 年 8 月の中央軍事委員会拡大会議において、鄧小平中央軍事委員会

---

量の仕事を必要とする。総参謀部、総政治部及び総後勤部の責任は大きく、まずはこの 3 つの総部自身が整頓しなければならない」と述べている。その後、1975 年 7 月の中央軍事委員会拡大会議において、鄧小平の下で、その具体的な方針や指示等が示されているが、1970 年代後半は政治的な変動期にあつて、試行の段階に留まっていた。

<sup>96</sup> 同会議は、10 年振りに開催された全国人民代表大会である。同大会で憲法が改正されるとともに、「国家主席」が廃止され、「武装力」を統率する権限が「党主席」に移譲された。こうした措置は、毛沢東の「党が鉄砲を指揮する」という原則を具現化したものと言える。更に、1954 年憲法では、民兵に係る規定は見られなかったが、1975 年憲法で民兵が武装力の一つとして規定された。加えて、1975 年憲法では、「人民解放軍が永遠に戦闘隊であり、工作隊であり、生産隊である」ことが条文化された。こうした一連の措置は、毛沢東の軍事思想が具現化されたものと捉えられるが、その一方で、毛沢東の軍事思想とは異なる動きが見られ始めていた。

<sup>97</sup> 周恩来は、文革直前の 1964 年にも、「4 つの近代化」構想を発表しており、その内容は、「20 世紀末までに、農業、工業、国防及び科学技術の近代化を実現して、中国の経済を世界の最前線に立たせる」というものであった。具体的には、第 1 段階として、1985 年までの 10 年長期計画の作成を提案していたが、この計画作成を担当したのが、文革初期に失脚していた鄧小平であった。この「4 つの近代化」に関連しては、1955 年 3 月 30 日、毛沢東が全国党代表会議で、「社会主義工業化、社会主義改造、近代化された国防」に言及しており、この時既に「4 つの近代化」の原型が示されていた。また、1956 年に制定の「党規約」においても、「強大な近代化された工業、近代化された農業、近代化された交通運輸、近代化された国防」の実現が党の任務として明記されていた。

副主席兼総参謀長の主導の下で、再び「国防近代化」の具体的方針や指示等が明らかにされた。1977年12月には中央軍事委員会拡大会議において、「軍隊編制・体制の調整に関する草案」が採択された。これは1975年の中央軍事委員会拡大会議において確定された削減・再編方針及び原則と措置を肯定し、1975年に確定した削減・再編任務を継続するというものであった。

しかしながら、なおも党指導部内部は、華国鋒（すべて派<sup>98</sup>）及び鄧小平の対立があり、安定した政策運営は困難な状況にあり、国防近代化の進展はなかなか進まなかった。

けれども、このような紆余曲折を経ながらも、1979年の「中越戦争」を教訓として、1980年代に入りようやく国防近代化が具体性を帯び始めた。1980年3月、中央軍事委員会常務委員会拡大会議が開催され、この席で鄧小平は改めて重要講話を行い<sup>99</sup>、軍改革として「軍の削減・再編」の改革を打ち出した。同年8月15日、党中央は、中央軍事委員会による「軍の削減・再編（草案）」を承認して下達しており、この案に従って機構の統廃合が進められ、また、非戦闘員や後方支援部隊の要員が縮小され、兵力が大幅に削減された。これは解放軍における6度目の削減であった<sup>100</sup>。

同年11月の第11期党中央委員会第5回全体会議において、党指導部から所謂「すべて派」が退き、鄧小平の下で軍の諸改革が更に進められた。

軍削減とその背景について見ていくと、そもそも、人民解放軍は建国当初600万人強を有したが、当時の彭徳懐国防部長の下で軍の近代化、正規化のため兵力削減が進められ、1956年頃にはおよそ300万人にまで削減されていた。しかしながら、1960年代に入り中ソ関係が悪化したことから、対ソ戦へ対処するに際し「常時臨戦態勢」を維持すべく、兵力が再び増強されたことから、その数

---

<sup>98</sup>「すべて派」とは、①「毛沢東主席の決定したことは、すべて断固守らなければならない」、②「毛沢東主席の下した指示はすべて変わることなく守らなければならない」の2つを指す。

<sup>99</sup> 鄧小平は、この重要講話において、「我々の抱える最大の問題、つまり軍が余りにも肥大化しすぎている問題を冷静に見てとらなければならない。実際に戦争が始まれば、作戦の指揮はおろか、散会することさえも容易ではない。今「消腫（贅肉をそぎ落とすこと）」を提起したのは、主に軍機構が重複し、肥大しており、更にそのために各級指揮の伝達が鈍くなっている問題等を解決するためである。（中略）中国が現在支出している軍事費は相当の額になっているが、これは国家の建設にとって不利である。軍の人員が多すぎることも軍装備近代化の妨げとなっている。軍の人員を削減し、節約した資金を装備の更新にあてることが、中国の方針である。仮に節約した資金をいくらかでも経済建設に回すことができるならば、更に結構である。（中略）我々の今回の軍削減（原文：「精簡」）は主に、不必要な非戦闘人員、統率機構、指揮機構の人員を削減することである。その中でも、幹部の削減が最も重要である」と述べている。

<sup>100</sup> 「建国以来国防和軍隊改革歷程与啓示（建国以降の国防と軍隊改革の歷程と啓示）」『国防部H.P.』（2014年8月27日付、同年9月18日閲覧）。

は 400 万を超えていた。鄧小平の軍改革は、この膨張しすぎて肥大化した機構や人数では軍の機動性が妨げられるとして、これを適正な規模にまで削減しなければならぬというところから出発したものであった。

この時期に軍改革が打ち出された背景の一つには、1978 年 12 月に開催された第 11 期党中央委員会第 3 回全体会議において「改革・開放」政策が明確に打ち出され、中国国内における経済建設が本格化したことが挙げられる。この時期を切り開いた鄧小平は、世界戦争は当面発生しないという国際情勢認識を持ち、起きるとしても「現代的条件下の局地戦<sup>101</sup>」になるとの戦争観に立ち、当面、世界戦争が起きない情勢下において軍は経済建設という大局に従うべきであるとして、国防建設よりも経済建設を優先させた。こうした状況の中で国防費は抑えられ、限られた国防費の中で現代的条件下の戦争に対応すべく、「量から質」への国防近代化が進められた。なお、限られた国防費の中で戦時に備えるため、軍民転換も本格化していった<sup>102</sup>。

このような流れの中で軍改革が進められ、党中央軍事委員会は 1982 年 8 月、北京で「削減・再編工作会議」を開催しており、翌 9 月 15 日、「軍体制改革、削減・再編草案」が策定された。鄧小平による軍改革は、この党中央軍事委員会から発出された通達により本格化していったと捉えられる。これが、解放軍における 7 度目の削減であった。同通達の詳細は明らかになっていないものの、その基本的な構想は、「戦闘部隊の再編成」及び「非戦闘部隊の民間への転業」という二つの内容から構成されたものであったと言われる。

こうした構想に基づき、兵力の削減が進められた。1984 年 9 月、6 個兵種の中で最も機構と人員が多く、業務も行政機構と重複する部分の多かった基本建設工程兵の撤廃が確定した。この基本建設工程兵<sup>103</sup>に関しては、1981 年頃から

<sup>101</sup> 国境における領土保全のための戦争に備えるというもの。

<sup>102</sup> 鄧小平は、この第 11 期 3 中総会が開催されるより少し前、1978 年 6 月から 8 月にかけて、「国防工業企業は民生品を生産しなければならない。少なくとも、半分の人員は民生品の生産に振り分けよ。国防工業は、民で軍を養い、軍需生産と民生生産を結合させよ」等の指示を出した。これを受け、1978 年 9 月、国防工業工作会議において、「軍民結合、平戦結合、以軍為主、以民養軍」の方針が確認された。1979 年 2 月から 3 月にかけての中越戦争を最後として、中国では大規模な軍事行動が行われなくなり、中国国内では軍需が急減し、国防工業でリストラが行われ、国防工業企業の再編が迫られた。その一方で、改革・開放政策により経済成長が加速し、自転車、扇風機、ミシン等の耐久消費財の需要が拡大し、軍需の重要が激減する一方で、1980 年代初頭、国防工業企業が容易に参入できる市場が生まれた。

<sup>103</sup> 中国人民解放軍基本建設工程兵は、1966 年 8 月、中国共産党中央が、直属の一部の施工隊伍を基本建設工程兵として編成したものである。冶金部、煤炭部、水電部、化工部、建工部、交通部党直属の施工隊伍から選出して編成され、國務院と解放軍事委員会の二重の指導下に置かれた。部隊は国防費を使用せず、独立採算制を採っていた。1971 年から 1979 年にかけて、ウラン地質や鉱山、水分地質の調査、北京の地下鉄の建設、戦備通信、黄金

既に任務の特性に応じ、国務院の工業・交通等の部門の管轄下に移管され、一部は国家基本建設に関連した建設公司等に改編されており、このような措置により、30 万から 40 万人の兵力削減が行われた。また、基本建設工程兵の内、水電部隊、交通部隊、黄金地質部隊は中国人民武装警察部隊に帰属した。これらの部隊が、現在の武警警種部隊の前身と位置付けられる。

基本建設工程兵に続き、鉄道兵においても強い抵抗力を排除しながら縮小と改編が進められ、1984 年 1 月 1 日、軍から国務院鉄道系統（鉄道部工程指揮部）への移管が行われた。これにより、更に約 10 万から 15 万人の兵力削減が進んだと言われる。なお、基本建設工程兵及び鉄道兵が保有していた兵器及び一部の施設は、総後勤部に移管されている。更に、後述するが、地方軍内衛部隊の公安部門への移管により約 30 万人が削減されたと言われる。

その一方で、諸兵種の中で、戦闘能力の高い「砲兵」、「装甲兵」及び「工程兵」に関しては、「撤廃」ではなく「統合化」の措置がとられた。具体的には、中央軍事委員会直属の砲兵、装甲兵及び工程兵の部隊に関しては、その指揮権限は、平時及び戦時とも総参謀部が掌握することとなり、総参謀部による中央統合作戦指揮能力の向上が図られた。この統合化の過程においても人員の整理が行われ、約 80 万から 90 万人が削減されたと言われる。

こうした措置により、1982 年頃から 1984 年にかけて、非戦闘部隊の民間への転業により兵力は 340 万人近くまで削減されとされる。

このような流れの中で更なる兵力削減が進められ、1985 年 5 月から 6 月にかけて開催された中央軍事委員会拡大会議において 100 万人の兵力削減<sup>104</sup>及び大

---

地質等の調査を行ったほか、チベットにおいて川蔵道路、青蔵道路建設等に従事した。1978 年 1 月 21 日には北京において基本建設工程兵指導機関が設けられ、李人林将軍が主任、国務院副総理の谷牧が政治委員を兼任した。その機関には、指揮部、政治部、工程部、後勤部が設けられ、基本建設工程兵は、計 10 個の軍級の指揮部、32 個師団級の支隊、150 以上の大隊或いは連隊等からなる計 50 万人を統括した。

しかしながら、1982 年の軍削減のため、1982 年 8 月 19 日、国務院及び中央軍事委員会は「基本建設工程兵の撤廃に関する決定」を行っており、これら基本建設工程兵の大部分は国務院の関連部門や国営の地方企業等に改編され、水文地質部隊は現地の軍区に、戦備通信部隊は中国人民解放軍総参謀部通信部に移管され、水電部隊、交通部隊、黄金地質部隊は中国人民武装警察部隊に帰属され、1983 年 11 月、基本建設工程兵指導機構が撤廃された。

<sup>104</sup> 人民解放軍において最初に 100 万人削減が表明されたのは、1985 年 4 月のニュージーランドのウェリントンにおける胡耀邦総書記の記者会見である。胡総書記はこの席で「中国は南太平洋において如何なる軍事的役割を果たすつもりもない。中国は引き続き、通常兵力を削減するつもりである」と述べ、兵力削減の方針を提起した。この後、同年 6 月 11 日付「人民日報」において、「中国政府は、人民解放軍の 100 万人削減を決定した。これは、鄧小平、中央軍事委員会主席が 6 月 4 日、中央軍事委員会拡大会議で発表したものである」という布告が掲載されている。

同日付「人民日報」では同時に、軍事委員会拡大会議における鄧小平の講話の要旨が掲

軍区改編の決定が行われた。

中央はまず、各総部（総参謀部、総政治部、総後勤部）の指導部の削減を行うとともに、1級軍区（大軍区）の縮小・再編を行っている。翌1986年12月、中央軍事委員会拡大会議が開催され、「削減・再編、体制改革工作」の進捗状況に係る総括が行われ、その中で、兵員約42万人が削減され、相当数の幹部が転業したことが明らかにされた。また、編成体制の改革に関しては、「11大軍区」から「7大軍区」への再編が行われ、陸軍において集団軍<sup>105</sup>が再編され、部隊の特殊兵の比重が増大し、総合戦力及び独立作戦能力が増強された。加えて、士官制度が始められ、また、県・市の人民武装部が地方の政府に移管された。このような措置により翌1987年1月12日付「新華社」において、全軍で41万人が削減されるとともに32万人の幹部が転職或いは退職したことが発表されている。100万人削減の目標のうち、70%が達成されたことになる。

このように武警部隊が創設される背景には、「改革・開放」政策が本格化し、経済建設が国防建設よりも優先される中で、限られた国防費により軍の近代化を実行に移すべく行われた軍の削減と統合化があったと言える。

## （2）軍近代化の中での武警部隊の創設

武警部隊の創設は、上述のとおり、鄧小平の戦争観に基づき軍改革の一環として軍削減及び軍の統合化が実行に移され、次第に本格化されていく流れの中で行われたものであった。

1982年6月19日、党中央により公安部党組織による「人民武装警察部隊の管理体制の問題に関する承認申請報告」が承認され、人民解放軍が担ってきた地方の内衛任務及び執勤部隊を公安部門へ移行し、公安部門が従来実行してきた義務兵の「武装<sup>106</sup>」、「辺防」、「消防」の3つの部隊を統一して、「中国人民武装警察部隊」を編成することが決定された<sup>107</sup>。

---

載され、「人民解放軍の体制改革、精簡・整編の実施と根拠」について、①全世界の平和の擁護勢力が一段と発展するならば、比較的長期に亘り大規模な戦争が起こらないことは可能である、②我々は平和な環境を必要としており、この平和な環境づくりのため努力している。経済建設が我々の大局であり、すべてはこの大局に従わなければならないという2点が掲げられている。

<sup>105</sup> 人民解放軍指導部は1981年、「諸軍兵種協同作戦」の戦術構想を採用し、各種統合演習を繰り返しながら、歩兵部隊を多兵種連合の部隊へと徐々に改編しており、1984年から1985年に至り、この動きは「合成集団軍」の創設という目標に向けて集約されている。

<sup>106</sup> 1976年に編成の「人民武装警察」やこの1983年に正式に編成された「中国人民武装警察部隊」とは別のものであり、当時公安部の「武装民警局」所属の警察をこう称した。

<sup>107</sup> 鞏利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究（武警將兵による現代軍人の核心的價值觀の樹立に係る研究）」（中国社会科学出版社、2010年）84頁。

それから間もない1982年9月15日、「軍体制改革削減・再編（草案）」が制定され、その一環として、人民解放軍において治安維持任務を担っていた部隊が国務院「公安部」系統の公安部隊に移管する措置がとられ、同部隊を中心として、1983年4月6日、中国人民武装警察部隊の総部が設立され、ここに正式に武警部隊が創設された<sup>108</sup>。

その設立宣言には、「中国人民武装警察部隊は、党中央、国務院及び中央軍事委員会の決定に基づき、中国人民解放軍における『内衛執勤任務の部隊』を公安部門に移管し、公安部門において兵役制を実施している武装警察、辺防警察、消防警察を統合し建設したものである」とある。これらの内「内衛執勤部隊」とは、北京衛戍区、天津警備区及び上海警備区並びに2級軍区（各省軍区）所属の32個の警備区の部隊を指しており、これらが国務院の公安部の指揮下に移管されたのである。

このように武警部隊は、軍の「削減・再編」に連動して行われた「治安維持体制」の改革によって創設されたものであり、その結果、軍の兵力は30万人削減したとも言われている。

この際、平松茂雄が指摘している通り、地方軍内の公安部隊が国務院公安部系統へ移管されたことは、公安機関が本来任務に復帰したものであると同時に、解放軍が軍本来の任務へ特化したものであった<sup>109</sup>。

武警部隊にはその後、1985年1月1日、軍の基本建設工程兵を前身とした水電部隊（1966年8月成立）、交通部隊（1966年8月成立）、黄金部隊（1979年3月成立）が編入され、その指導機関として、武警総部（北京市）の下に、水電指揮部、交通指揮部、黄金指揮部が設けられた。その結果、内衛部隊、警種部隊（交通部隊、水電部隊、黄金部隊）及び公安系統部隊（辺防部隊、消防部隊、警衛部隊）の大きく3系統の部隊から構成される現在の武警部隊が形成された<sup>110</sup>。

同年5月23日から6月6日にかけては中央軍事委員会が北京で拡大会議を開催しており、ここで国防と軍隊建設指導思想の戦略的転換という重大な政策決定が行われ、「迅速に戦い、大きく戦い、核戦争を戦う」という臨戦状態から現代局地戦対処への転換が行われ、そのため体制再編が行われることとなった。同年7月11日、党中央及び中央軍事委員会は「軍隊体制改革、削減・再編プラン」を承認した。これが、解放軍における8度目の軍削減であった<sup>111</sup>。

しかしながら、早くも1985年8月、公安部は「辺防体制の改善と調整に関す

<sup>108</sup> 上記に同じ。85頁。

<sup>109</sup> 平松茂雄『中国人民解放軍』（岩波書店、1987年11月）153頁。

<sup>110</sup> 鞆利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究（武警將兵による現代軍人の核心的價值觀の樹立に係る研究）」（中国社会科学出版社、2010年）85頁。

<sup>111</sup> 「建国以来国防和軍隊改革歷程与啓示（建国以降の国防と軍隊改革の歷程と啓示）」『国防部H.P.』（2014年8月27日付、同年9月26日閲覧）。

る通知」及び「消防部隊の指導管理の改善と強化に関する規定」を公布しており、これにより、全国の辺防武装警察及び消防武装警察が武警総部の指揮下からはずれ、国務院公安部の指揮下に置かれた<sup>112</sup>。この措置により、辺防武装警察、消防警察については、その最高指揮官は公安部長ということになった。

その後 1988 年 2 月 4 日には、黒竜江省、吉林省及び内モンゴル自治区の武装森林警察が武装警察として位置付けられ、併せ、武警総部に林業森林警察事務室が設置され、更に現在の武警部隊の体制に近づいた<sup>113</sup>。

創設から間もないこの武警部隊は、翌 1989 年 6 月の天安門事件の際、治安維持の任務において解放軍と共に少なからぬ貢献を行っている。事件発生当時から、北京市内の警備は、武警北京総隊及び北京衛戍区部隊が担っているが、天安門事件ではこれらの部隊だけで対応するには不十分であり、近郊の北京軍区第 38 集団軍（河北省保定市）、第 27 集団軍（河北省石家荘市）、第 63 集団軍（太原市）、第 24 集団軍（承德市）、第 65 集団軍（張家口）、瀋陽軍区の第 39 集団軍（営口市）、第 40 集団軍（錦州）、第 23 集団軍（ハルビン市）、済南軍区の第 54 集団軍（新郷市）、第 20 集団軍（開封市）がそれぞれ北京市に動員されたほか、更に遠方から、広州軍区の第 15 集団軍（武漢市）も空路で北京市街地から約 13 km 南方に位置する軍民共用の南苑空港に動員されたとされる<sup>114</sup>。そして、天安門広場へ向かって、西側（五榎松）から北京軍区の第 38、27、63 軍が、東側（通県）から瀋陽軍区の第 39、40 軍が、南側（六里橋、大興、木樨園）から済南軍区の第 54 軍及び広州軍区の空挺第 15 軍が、北側（沙河）から北京軍区の第 24 軍がそれぞれ進撃していった。

この際、武警部隊の北京総隊が果たした役割は、武警北京総隊隷下の第 1 支隊、第 2 支隊が西側から、第 3 支隊、第 10 支隊、武警総部直属支隊が東側から、各々集団軍の道案内役として、解放軍を先導或いは擁護する形で天安門広場へ向かって進撃していくことであった。この治安出動には、戦車や装甲車までもが出動し、一般民衆に対しても銃が向けられたことから、国内外からの批判を呼び、これが武警部隊の増強にも繋がったとされる。この事件を受け、同年 6 月 23 日、党第 13 期党中央委員会第 4 回全体会議が開催され、趙紫陽総書記が責任を問われ党籍を除きすべてのポストから解任され、鄧小平により、趙総書記に代わって上海市党委書記であった江沢民が突如総書記に抜擢された。

<sup>112</sup> 「武警部隊闊歩前進的歴史足跡（武警部隊の闊歩・前進の歴史的足跡）」『新華網』（2009 年 9 月 29 日付、11 月 9 日閲覧）。

<sup>113</sup> 「武警部隊警種紹介（武警部隊警種部隊の紹介）」『政工網』（2008 年 2 月 15 日付、2010 年 5 月 1 日閲覧）。『政工網』とは、中国国務院の「公安部」が主管するウェブサイトであり、その中身は公式のもの発表として位置付けられる。

<sup>114</sup> 矢吹晋編著「天安門事件の真相 上巻」『蒼蒼社』（1990 年出版）、69-73 頁、153-170 頁。

### 第3節：武警部隊創設後の変化

#### (1) 江沢民政権時代

江沢民は、上述のとおり、天安門事件を受け、鄧小平により抜擢され1989年6月に党中央政治局委員から「2段級特進」により党中央総書記に就任し、同年11月には党中央軍事委員会主席にも就任している。

しかしながら、当時突如として上海市党委員会書記から中央のトップのポストに躍り出たことから、江沢民自身はその地位固めや安全確保に腐心したものと見られる。江沢民は、上海市から腹心として連れてきた曾慶紅を党中央弁公庁主任に就任させ、秘書として党内事務を一手に任せるとともに、鄧小平時代からの中央警衛局局長であった楊徳中を転業させ、自身の用心棒である由喜貴<sup>115</sup>を中央警衛局局長兼党中央弁公庁筆頭副主任に就任させ、中央警衛局の運営を任せて所謂「禁衛軍」となし、自らの安全の確保に努めた。更に、第1世代の毛沢東、第2世代の鄧小平とは大きく異なり「軍歴」がなかったことから、軍権の掌握にも腐心したものと見られ、「改革・開放」の下で経済建設を優先しながらも「国防費」を増大させ軍からの支持の獲得に努め軍権の掌握に努めた。

その一方で、天安門事件から間もない時期であり、治安維持強化策として武警部隊の増強が図られたが、その背景には更に、江沢民が軍歴を有さず、軍権の掌握に難航する中で、軍からの万一の反抗に備えなければならないという事情があったとも言われている<sup>116</sup>。加えて、天安門事件において解放軍が一般民衆に銃を向け国内外から批判を受けたことから、上述の通りそれを教訓として、日本の警察の機動隊をモデルとして武警部隊の増強が図られたとも言われる。以下、その増強の経緯を見ていきたい。

---

<sup>115</sup> 由喜貴：1939年9月生まれ。1958年中国人民解放軍入隊、1960年5月入党。1980年中央警衛師団後勤副部長、1982年中央警衛団後勤部部長に就任。1983年以降、解放軍総参謀部警衛管理处副処長、処長に就任。1989年、江沢民につき従い、上海から北京入りし、1995年中央弁公庁副主任、中央警衛局局長に就任。1997年第15期中央委員候補、2002年第16期中央委員候補に当選するも、第17回党代表には選出されなかった。1990年少将、1997年中将、2004年6月20日上将に昇任するも、江沢民の腹心であるために上将に昇任したとして当時議論を呼んだ。

<sup>116</sup> 呂耿松「中国武警是一支甚么樣的隊伍-再論警察国家化（中国の武警部隊とはいかなる部隊であるのか、警察の国家化について改めて論じる）」『北京之春』（2006年9月号）。

『北京之春』とは、中国の民主化や社会の公正促進を主旨として、1993年6月に創刊された刊行物。歴代の編集顧問には、方励之（天体物理学者で元中国科技大学副校長。自由化思想を主張して1987年党籍剥奪。2012年死去）、劉賓雁（作家で、元「人民日報」記者。1987年党籍剥奪。2005年死去）、蘇曉康（「河殤」作者。1989年の天安門事件に積極的に参加）がいるほか、編集委員には王丹（1989年の天安門事件を主導）、陳維健（1979年の民主の壁運動に参加）等がいる。現在はネット上での電子版のみで運営。

1995年3月、武警部隊の指導管理体制が、国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、従来の「一統二分」体制から「二統一分」体制へと改編されている。

「一統二分」体制とは、国務院及び中央軍事委員会による「統一」並びに各級地方の党委員会、政府及び公安機関による「分級管理」と「分級指揮」を指すものであり、実態としては、第1に中国共産党中央委員会の指導を受け、第2に国務院と中央軍事委員会の二重の指導を受け、第3に党中央政法委員会の指導を受け、第4に各級地方の党委員会、政府及び公安機関の直接の指導を受けると同時に、上級の武警部隊の指導を受けるというものであり、幾重にも指導を受ける体制である。

改編後の「二統一分」体制とは、国務院及び中央軍事委員会による「統一指導」と「統一管理」並びに各級公安機関による「分級指揮」を指すものであり、武警部隊が幾重にも重なって上級機関の指導を受ける体制を改めたものである。この指導管理体制の改編により、党中央政法委員会の武警部隊に対する指導がなくなり、結果として中央軍事委員会の武警部隊に対する指導が強化されたことになる<sup>117</sup>。

その後も、1996年10月、人民解放軍50万人削減の一環として、中央軍事員委員会は、軍の陸軍部隊である14個歩兵師団を武警部隊に編入し、武警総部直属の指導と管理下に置き、武警の機動部隊として突発的な事件への対処と戦時における防衛作戦任務を担わせ<sup>118</sup>、武警部隊の機能を増強している。

1996年12月には、武警部隊の編成人数が増え、地理的な位置も特殊であり、任務も重くなってきたことを受け、中央軍事委員会は武警部隊総部を「大軍区副職」（「大軍区副級」とも言う。以下同じ。）から「大軍区正職」（「大軍区正級」）に格上げするとともに、1995年から1999年にかけて、各省・自治区・直轄市の総隊を「副軍職」（「副軍級」）にまで格上げすることを決定した<sup>119</sup>。実際に1998

<sup>117</sup> 呂耿松「中国武警一支什么样的隊伍-再論警察国家化（中国の武警部隊とはいかなる部隊か一警察の国家化を改めて議論する）」『北京之春』（2006年9月号）。

<sup>118</sup> 「武警部隊警種紹介」『政工網』（2008年2月15日付、2010年1月27日閲覧）；皷利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究（武警將兵による現代軍人の核心的價值觀の樹立に関する研究）」（中国社会科学出版社、2010年）87頁。

<sup>119</sup> 徐平「武警部隊的警銜制度（武警部隊の階級制度）」『解放軍網』（2011年7月13日付、11月9日閲覧）。

武警部隊では1988年7月に階級制度が復活していた。1988年7月1日に第7期全人代第2回総会において採択された「中国人民解放軍軍官階級条例」において、「中国人民武装警察部隊は階級制度を実行する」と定められたことを受け、同年12月17日、李鵬国務院総理及び鄧小平中央軍事委員会主席は、「中国人民武装警察部隊が警官階級制度を実行する具体的なやり方」を公布し、武警部隊においても階級制度を復活させていた。1989年1月21日には、国務院、中央軍事委員会は人民大会堂において人民武装警察部隊將官階級授与式を開催しており、王芳国務委員兼公安部長兼武警部隊筆頭政治委員が授与式を主宰するとともに、李鵬国務院総理、鄧小平中央軍事委員会主席の署名した中將、少將、上級大佐、

年、中央軍事委員会は武警総部司令員の楊国屏を上将に昇任させ、司令員を軍の「大軍区副職」（中将又は少将）から「大軍区正職」（上将、中将）へと格上げし、並行して、1995年から1999年にかけて、各省・自治区・直轄市の総隊を「副軍職」（少将、上級大佐）へ随時格上げしている<sup>120</sup>。

1997年の第15回中国共産党大会では、武警の代表団が初めて単独の代表団として出席しており、これも武警部隊としての地位が確立或いは向上したことの表れと捉えられる。

1999年2月には、1985年に武警部隊に編入されながら、国務院関連部の指導が主であった水電部隊、黄金部隊、交通部隊及び森林部隊を明確に武警の指導下に置く<sup>121</sup>とともに、武警新疆生産建設兵団指揮部を設立する等、多方面から武警部隊の増強を図っている。

2000年6月には、武警部隊の政治委員であった徐永清を上将に昇任させることにより、実質的にも政治委員の格上げを行っている。2004年6月には、武警総部の呉双戦司令員及び隋明太政治委員をそろって上将に昇任させている。

上述のとおり、武警部隊が徐々に増強されていった理由としては、1989年の天安門事件による影響が挙げられる。同事件において解放軍が民衆に対して銃を向けたことにより、中国は国内外から強い批判を受けるとともに、これが対中武器輸出の禁止に繋がり、解放軍の近代化にも影響が及んでおり、中国としては、軍に代わって警察が対処することにより、内外からの批判を回避する狙いがあったものと捉えられる。

また、1990年代に入り、本格的に改革・開放政策が進められ、これまでの計画経済体制から社会主義市場経済体制への移行が進められる中で、社会保障体制や関連の法整備が追いつかず、民衆の生活レベルにおいても様々な問題が生じ、これらの問題の早期解決を求めて民衆が集団で直訴事件等を起こすようになって社会の安定が損なわれており、そのために治安維持任務の重要性が高まっていたことが挙げられる。加えて、1997年2月、江沢民を指導者として抜擢した鄧小平が亡くなり、後ろ盾をなくしたことが、自らの生命の安全確保或いは地位固めのための武警の地位向上或いは増強に繋がったものと捉えられる。

## (2) 胡錦濤政権時代

### ア 武警部隊第1回党代表大会

---

大佐階級授与の命令を読み上げている。

<sup>120</sup> これらに関しては、別紙3を参照されたい。ここに司令員と政治委員、総部各部、各総隊司令員の階級も記している。

<sup>121</sup> 「武警部隊警種紹介（武警部隊警種部隊の紹介）」『政工網』（2008年2月15日付、2010年1月27日閲覧）

2004年9月、総書記就任より2年遅れで中央軍事委員会主席のポストに就いた胡錦濤も、江沢民の路線を引き継ぎ武警部隊増強の動きを見せている。その背景にも、社会の不安定化というものがあると言える。

2002年11月、中国共産党総書記のポストに就任した胡錦濤は、翌月12月、「権力は民のため、情けは民のため、利益は民のため」というスローガンを打ち出し、翌年の2月、党中央委員を対象とした「3つの代表思想」研究会において、「立党は公のため、執政は民のため」という政治方針を打ち出した。同年7月1日の党創建82周年記念式典における重要講話では、この2つのスローガンを「三つの代表」重要思想の本質と位置付け、人民の利益を重視するという「親民路線」をキーワードとして独自の政治色を出し、各地で頻発していた民衆の直訴事件に対して理解を示した。

しかしながら、このような指導方針は却って民衆の直訴を煽る結果となり、中国全土において、民衆による「集団性事件」（民衆の集団での直訴やデモ等）が増加した。1993年には約8千7百万件、1994年には1万件以上、1999年には3万2千件発生していた集団性事件が、2003年には約5万8千件にまで増えた。2004年秋には、四川省漢源県において10万人規模の集団性事件も発生し、2004年の集団性事件発生件数は約7万4千件に達したとも発表されている<sup>122</sup>。

このような流れの中で、2005年4月下旬には、日本の国連常任理事国入りを巡り、中国国内各地で反日デモが発生した。この反日デモに関しては、中国当局がネットでデモを呼びかけてはならないとの方針を示したにもかかわらず、当局の意に反してデモが発生しており、党指導部は事態の統制に対する危機感を改めて強く認識したものと捉えられる。

反日デモから2か月足らず後の2005年6月22日、北京の人民大会堂において、中国人民武装警察部隊第1回党代表大会が盛大に開催された。この大会において、総勢100名余りからなる武警部隊党委員会が発足し、武警部隊党委員会「書記」に隋明太政治委員が就任したのを始め、「副書記」に呉双戦司令員が就任するとともに、「常務委員」にその他の武警副司令員、副政治委員、総部参謀長、政治部主任及び後勤保障部長が就任した。そのほか「委員」は、各省・自治区・直轄市の武警総隊の隊長と政治委員及び各機動師団の師団長と政治委

---

<sup>122</sup> なお、2005年には8万7千件、2006年から2008年は毎年約9万件、2009年には10万件を超えたと発表されている。

卒雁英「群体性事件的性質及其根源分析（群体性事件の性質とその根源の分析）」『国際関係学院 法律系H. P』(2012年3月1日付、2012年5月1日閲覧)。

『国際関係学院 法律系H. P』とは、以前は国务院「国家安全部」の傘下にあった「国際関係学院」の「法律系」（法律学部）が主管するウェブサイトであり、これも準公的なものと位置付けられる。

員により構成された。

この際注目されるのは、「書記」とは別に「筆頭書記」のポストもつくられ、党中央政治局員兼党中央書記処書記であり、公安部長であり武警の筆頭政治委員<sup>123</sup>でもある周永康が就任したことである。この代表大会において、周永康は、「武警部隊を党の執政地位を固め、国家の安全を守り社会の安定を擁護する『武威の師』、『文明の師』へと建設していかなければならない」と強調するとともに、「党の絶対の指導を貫き、政治上の絶対の信頼を確保し、思想及び行動の面において、胡錦濤同志を総書記とする党中央と一致させ、永遠に党に従い、党と共に歩めよ」と要求している<sup>124</sup>。この周永康筆頭政治委員の発言においては、「党の執政地位を固める」ための部隊として建設するという点が注目され、党を守るための部隊であるという性質が端的に示されていると言える。更に、同大会には胡錦濤総書記も出席しており、その席で胡総書記は講話を発表し、改革・発展が正念場にある中で、武警部隊の将兵に対し、社会の安定維持及び調和のとれた社会主義建設のため、新たな貢献を行うよう求めている。もう一つ注目されることは、この大会には、郭白雄党中央政治局委員・中央軍事委員会副主席、曹剛川党中央政治局委員・中央軍事委員会副主席・国務委員兼国防部長、徐才厚党中央書記処書記・中央軍事委員会副主席が会見に参加したほか、中央軍事委員会委員の梁光烈、李継耐、廖錫龍、陳炳徳、喬清晨、張定発、靖志遠も参加していたことである<sup>125</sup>。

ここからは、社会騒乱事件等が増加し且つ常態化しつつある中で、武警部隊の対処件数も増加しており、負担も増大していると見られるが、引き続き十分に対応していくよう武警部隊に対して改めて強く求めたものであったと捉えられる。また、反日デモから 2 か月後、何の前触れもなくこのような大規模な党

<sup>123</sup> 中国語では「第 1 政治委員」。「政治委員」と「第 1 政治委員」ではどちらが序列が上であるか理解しやすいように、本論では「第 1 政治委員」を「筆頭政治委員」と訳している。

<sup>124</sup> 「周永康、要把武警部隊建設成威武之師文明之師（周永康、武警部隊を武威の師、文明の師へと建設しなければならない）」『中国中央人民政府 H.P』(2005 年 6 月 22 日付、同 6 月 26 日閲覧)。

<sup>125</sup> 胡錦濤総書記は、講話において、次のとおり述べている。

「武警部隊は、新しく組織されて以来、党中央、国務院及び中央軍事委員会の政策及び指示を真剣に貫き、改革・開放、社会主義現代化建設及び国家の安全と社会の安定擁護のため、重大な貢献を行ってきた。(中略) 中国は現在、改革・発展の正念場にある。この戦略的機会をしっかりと握み、自己を発展させていかなければならない。小康社会を全面的に建設するという壮大な目標の実現のためには、平和で良好な国際環境だけでなく、国内においても、調和のある安定した社会環境を築くよう努力していかなければならない。武警部隊の各級登委員会、全局から戦略的見地に立ち、光栄な使命と極めて大きな任務を背負い、党と人民に託された使命を胸に刻み、国家の改革・発展のために努力し、社会の安定維持及び調和のとれた社会主義建設のため新たな貢献を行わなければならない」。

「会見武警党代表 胡錦濤：開創部隊建設新局面（胡錦濤、武警の党代表と会見、部隊建設の新たな局面を開拓せよ）」『解放軍報』(2005 年 6 月 22 日付、同 6 月 26 日閲覧)。

大会が盛大に開催されたことから、反日デモを通じて中国共産党指導部が社会の安定を確保する必要性を強く感じたことが窺えるとともに、社会の安定のため武警部隊をコントロールする上で重要なことは思想教育であると認識していることの表れであったとも考えられる。

## イ 「武警法」の制定

胡錦濤政権 2 期目にも入ると、集団での直訴事件やデモは珍しいことではなくなり、常態化しているとも言える状況になり、社会の安定維持任務の必要性が中国共産党指導部から度々指摘されていた。こうした状況の中で、2008 年 3 月にはチベット自治区ラサ市においてチベット族による大規模な暴動事件が発生し、翌 2009 年 7 月及び 9 月には新疆ウイグル自治区ウルムチ市においてもウイグル族による大規模な暴動事件及びウイグル族と漢族の衝突事件が発生し、武警部隊が多数動員された。こうした背景もあり、1995 年の全国人民代表大会で立法議案が提出され<sup>126</sup>ながら進んでいなかった「中国人民武装警察法（以下、「武警法」<sup>127</sup>と略する。）」が、2009 年 7 月のウルムチ事件から間もない 2009 年 8 月 27 日、第 11 期全人代常務委員会第 10 回会議においてようやく採択された。

中国の経済と社会の発展に伴い、デモや暴動の多発、自然災害、疫病の発生、テロ、少数民族問題の先鋭化等、様々な問題が露呈する中、この「武警法」の成立により、これまで曖昧にされてきた武警部隊の任務や職責の範囲が明確にされ、任務遂行に対して法的根拠が明らかにされたことは、中国にとって一つの進歩であったと言える。また、武警部隊の将兵が国家の使命として任務を遂行することになったことにより、将兵の士気の鼓舞に繋がるものであったとも言える。この「武警法」が制定された背景としては、呉双戦武警総部司令員<sup>128</sup>の指摘<sup>129</sup>から、以下のとおり纏められる。

<sup>126</sup> 2002 年 11 月、武警部隊党委員会は、中央軍事委員会に対し、立法の提案を提出しており、翌 2003 年「武警法（案）」が中央軍事委員会の立法計画への盛り込みが開始された。その後、「武警法（案）」は 2003 年から 2009 年まで毎年中央軍事委員会の立法計画に盛り込まれ、2007 年から 2009 年まで国务院の立法計画へ盛り込まれ、2008 年には全国人民代表大会常務委員会立法計画へ盛り込まれた。そしてようやく 2009 年 4 月 20 日、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 8 回会議において、草案の第 1 回審議が実施された。

<sup>127</sup> 参照：別紙 2「中華人民共和国人民武装警察法」

<sup>128</sup> 呉双戦：1945 年生まれの河南省清豊出身。かつて、北京軍区某集団軍副軍長、北京軍区副参謀長、武警部隊参謀長、武警部隊副司令員兼参謀長を歴任し、1999 年に武警部隊司令員に就任。2009 年 12 月、司令員を退任。

<sup>129</sup> 「武警部隊司令員就武警法制定等問題答記者問（武警部隊司令員、武警法の制定について記者の質問に回答）」『中国公安部 H.P.』（2009 年 8 月 28 日付、同 9 月 3 日閲覧）。

第 1 に、これまでの規定は秘匿度が高く、集団直訴事件やデモ等の「集団性事件」を処理する際の銃の使用規定等に関して、一般の民衆には非公開であり、内外から批判の声が出ていたことから、公開可能な法的根拠を示す必要性に迫られていたものと考えられる。

第 2 に、散在していた法を一本化する必要性に迫られていたことが挙げられる。武警部隊はそもそも上述のとおり、1983 年、人民解放軍において国内の治安維持任務を担ってきた内衛部隊を中心に、公安部隷下にあった武装警察、辺防警察、消防警察を統合して新たに編成した中国国内の治安維持部隊である。その後、1985 年に水電部隊、交通部隊、黄金部隊が武警部隊に編入される一方で、辺防武装警察と消防武装警察が武警総部から切り離され、再び公安部隷下に置かれた。1988 年には武装森林警察、1996 年には軍の 14 個歩兵師団が機動師団として武警部隊に編入されており、現在の組織形態に整理されるまで幾度も再編、改編が繰り返され、各部門間の法規の体系的整理が行われてこなかったことから、国家の法制を統一し、武警部隊に係る権威或いは尊厳を体現させる必要性があったものと捉えられる。

第 3 に、中国国内では、集団抗議事件やデモ・暴動の多発に加え、自然災害やテロ対処、少数民族による社会騒乱事件の対処等近年任務が拡大しており、国内全体の治安を維持していく上で、中国共産党の中央指導部が全国レベルで武警部隊を動かしていくには、法的根拠が必要とされていたことが挙げられる。2008 年 3 月にラサ市、2009 年 7 月にウルムチ市において少数民族による大規模なデモ・暴動事件が発生し、武警部隊が多数動員されたことも、「武警法」制定を後押ししたものと考えられる。

なお、「武警法」の第 1 次草案には、県（省・自治区の下の行政単位）級以上の政府が武警を動員する権限を有すると規定されていたが、採択された「武警法」ではこの部分が削除され、武警を動員するには、「承認権限及びプロセスは、国务院及び中央軍事委員会の規定による（第 8 条）」と定められた。この文言からは、「規定による」とあるのみであり、その詳細はなお不明である。

その一方で、県級の政府に対して武警を動員する権限を付与しなかった理由としては、現在も中国各地では民衆による集団抗議事件等が発生しているが、現場レベルでの対応の不備が暴動の発火点となったり、民衆と武警部隊との対立に繋がったりするなどの事象が度々発生しており、このような事態を避けるためであったことが考えられる。更に、現場レベルの武警部隊や地方政府に対し、武警動員の権限を付与しなかったことから、中央と地方の対立構造も窺え、中央指導部が地方政府或いは現場レベルの武警部隊を信用しておらず、地方に対する統制を強化したものと捉えられる。

## ウ 「武警部隊近代化建設計画」の発表

それからほどなく、武警部隊は武警部隊近代化建設計画を発表しているが、武警部隊が今後の近代化建設計画を立てこれを公表することは初めてであることから、以下、詳細に見ていきたい。

2010年5月10日、武警部隊は「党委員会中心組と機関第2四半期理論学習補導報告会」<sup>130</sup>を開催しており、この報告会において胡錦濤主席の重要指示の精神を貫徹し、武警部隊近代化建設を大いに推進すべきことが強調された<sup>131</sup>。この報告会は、武警部隊党委員会書記の喻祥林武警部隊政治委員が主宰・動員し、武警部隊党委員会副書記の王建平武警部隊司令員が補導報告を行っており、武警部隊党委員会常務委員の息中朝、崔景竜、魏亮、戴肅軍らが出席していた。その際、王建平は、「胡錦濤主席の武警近代化建設に関する重大戦略思想は、国内外2つの大局という見地に立ち、武警部隊の建設と発展の総体的目標を明確に提起し、その方向性を明確に示している」と指摘している。この時の報告会における詳細な内容は、中国共産党理論誌「求是」（第10期）において、王建平武警部隊司令員及び喻祥林武警部隊政治委員の連署により、「職責・使命の効果的履行に着眼して武警部隊の近代化建設を大いに推進する」と題して公表されており、上述の通りこれは、武警部隊の今後の方向性を掴む上で非常に貴重な内容であることから、以下その主要な部分を抜粋して詳細に見ていきたい。

そこにはまず、武警部隊の近代化建設の「重要な意義」として、次の通り記されている。

「国家と軍の近代化建設の急速な発展は、武警の近代化建設に対しても同時に発展するよう要求している。目下、国家と軍の近代化建設の急速な発展は、武警近代化建設にしっかりとした物質的基盤と豊かな実践の経験を提供しており、武警部隊に発展のチャンスをもたらしている。我々は、チャンスを掴み、急速に発展し、勢いに乗じて、武警部隊近代化建設を国家と軍の近代化建設と同時に進め、同時に発展し、党と国家工作の大局により良く服務し、職責と使命をより効果的に履行しなければならない」。

また、武警部隊の近代化建設の「指導思想」と「基本原則」として、次の通り説明されている。

「中国の特色ある社会主義理論体系、特に国防と軍隊建設に関する胡主席の

<sup>130</sup> この報告会の位置付けや枠組み、詳細な内容については公表されておらず不明。

<sup>131</sup> 中国人民武装警察部隊政治部『人民武警報』（2010年5月11日付）。

「人民武警報」は、1983年創刊の中国人民武装警察部隊党委員会の機関紙であり、その内容は武警部隊党委員会による公式のものと位置付けられる。

重要論述は、部隊の近代化建設を導く科学的指南である。職責と使命を効果的に履行することが、武警部隊近代化建設の基点である。情報系統、人材隊伍及び武器装備の 3 つの基本的な要素が武警近代化建設の重点である。自動化、機械化、情報化の複合発展の道を歩むことが、武警近代化建設の客観的要求である。実情から出発することは、中国の特色ある武警近代化建設の発展の道を模索する必然の選択である。

武警近代化建設の基本原則を堅持する。「革命化」、「近代化」、「正規化」を相互に統一させた基本原則を堅持する。

「革命化」は政治の方向であり、近代化と正規化の根本的な保証である。

「近代化」が中心任務であり、革命化、正規化の実践の拠り所である。

「正規化」は、重要な基盤と条件であり、革命化と近代化のために制度的保証を提供している。それらは相互に連携しており、相互に促進し合っており、どれも欠くことができない。近代化を推進するには、革命化、正規化と統一し、全体で推進し、協調的に発展しなければならない。

第 1 に、使命と任務により牽引することを堅持する。使命と任務を遂行する能力の向上を中心に据えて近代化建設を推進することを堅持し、近代化建設に方向性、目標、原動力をもたせる。突発事態対処、対テロ、治安維持という武警部隊の核心的な軍事能力について、重点的に注目し、重点的に建設し、重点的に強化しなければならない。同時に、核心的軍事能力建設と多様化する任務の能力建設を統一的に計画して各々の段取りを行わなければならない。

第 2 に、法に基づき近代化建設を堅持する。法に基づき武警を治め、条令・条例及び法規・制度により近代化建設を規範化し、各分野にまで貫徹させ、条令に基づき管理し、綱要に基づき建設し、大綱の訓戒と規則に基づき処理し、近代化建設において秩序、高効率、安定した運営秩序を構築しなければならない。

第 3 に、国家と軍の近代化発展のレベルと適応させることを堅持する。国家と軍の近代化建設の大局下において、近代化武警建設を推進し、国家、軍及び地方政府の財政の投入、科学技術による支持、政策の保障等の要素を十分に考慮し、武警部隊近代化建設の段階的な目標と配置を合理的に確定し、建設プロジェクトを科学的に計画し、力相応にことを行い、できることをしなければならない。

そして、武警部隊の近代化建設の「発展目標、順序、段階的任務」について、次の通り明らかにされている。

まずは、「発展目標」について、次の通り説明されている。

「第 1 に、総体的目標である。国家の安全と社会の安定を効果的に守り、人民の安寧な暮らしを保障する近代化武装警察部隊を努力して整備する。この目

標を実現させるには、次のことを行わなければならない。

思想政治をしっかりとする。『軍魂』意識、趣旨意識と使命意識をしっかりと打ち立て、現代革命軍人の核心的価値観を自覚をもって実行し、如何なる時、如何なる状況下においても、党中央、中央軍事委員会及び胡主席の指揮に断固従うことを保証しなければならない。

武器装備を精良にしなければならない。情報化により主導し、警備対象目標物の警備、突発事態対処、対テロ、治安維持の装備体系を改善し、システムを組み合わせセットにし、性能を先進的にし、科学技術度を大幅に高め、多次元兵力投射、情報偵察、精確な突撃及び総合保護能力を備えなければならない。

情報システムを改善する。『3 ネットで1 システム<sup>132</sup>』を主体とした情報インフラ施設を完備し、基礎データシステム、偵察警戒システム、指揮統制システムを組み合わせセットにし、マルチで効果的且つ自動化、機械化装備を備えた情報化改造に明確な効果をもたらし、よりハイレベルに『警備対象目標物の警備・管理の可視化、指揮統制のリアルタイム化、教育・管理訓練のネットワーク化、機関・弁公室の自動化』を実現させなければならない。

人材の質を厳しい試練にも耐え得るものにする。各級指導者は、近代化建設の能力を高め、将兵の科学的文化の質、情報の質、法律の質を高め、新型の高い資質を備えた軍事人材の構造を合理化し数を充足させなければならない。

構造を科学的に編成する。部隊の規模を適正化して総隊的な安定を維持し、学校の科学的な配置、警種部隊の合理的な設置、指揮体系の順調化、編成・構造の最適化、装備の科学的配備を実現させなければならない。

訓練の質を優良にする。部隊は綱要に基づき訓練を行い、科学的に訓練を行い、軍事訓練情報システムを安定させ高効率にし、訓練と施設を組み合わせ、訓練のやり方が科学的で効果的且つネット化、モジュール化、基地化された訓練モデルを普及させ、部隊の多様化した任務遂行能力を試練に耐え得るまでにしなければならない。

総合的な後方支援を有力なものにする。後方支援体系を改善し、末端のインフラ施設を組み合わせ、緊急対処能力と地域の戦備物資による後方支援体系を形成し、供給の正確化、保障手段の情報化、後方支援のゾーシャル化、後方支援管理の科学化を実現させなければならない。

このようにあるのに続き、「発展の順序」について、次の通り具体的に示されている。

「武警の近代化建設は、国家と軍の近代化建設の『3 段階』戦略と一致させ、

<sup>132</sup> 「3 ネットで1 システム」については公表されておらず、詳細不明であるが、基礎データシステム、偵察警戒システム、指揮統制システムの3 ネットを一つのシステムとして統合していくことを指すものと捉えられる。

3段階に分けて実施すべきである。

第1段階は2015年までであり、武警部隊近代化建設に実質的な歩みを踏み出さず。自動化、機械化及び情報化を順調に進展させ、転換建設を突破させ、持続的発展の基礎を固め、安全勤務執行を保証し、突発事態対処・治安維持の要領を捉え、対テロ作戦に能力を有し、協同防衛の準備を行う。

第2段階は2020年までであり、武警部隊近代化建設は重大な進展を遂げる。近代化建設の基礎を更に固め、人材隊伍の数を顕著に増やし、核心的軍事能力を明確に増強し、部隊が各種複雑な条件下において職責と使命を効果的に遂行し、多種の安全保障上の脅威に対応できるようにする。

第3段階は2050年までであり、武警近代化建設を初歩的に実現させ、国家と軍の近代化レベルと適応させ、世界の同じような憲兵部隊の近代化先進レベルに達する」。

そして最後に、「段階的任務」として、思想政治建設の強化、武器装備建設の強化、人材隊伍建設の強化、情報系統建設の強化、組織・編成建設の強化が挙げられた。

これらの報告内容を纏めれば、武警の近代化建設は、国家及び解放軍の近代化建設の歩みに合わせ、武器装備、情報システム、人材育成、部隊編成の最適化、訓練の分野に重点を置きつつ、突発事態対処、対テロ、治安維持という核心的な軍事能力が重点的に建設されていくことになると言える。その際、法に基づくこと及び思想政治教育を念頭に置きつつ進めていくよう強調されている。

そして、武警部隊において初となる近代化建設計画について、第1段階を2015年、第2段階を2020年、第3段階を2015年までにと期限を設けて目標が掲げられている。武警部隊の指導者が、武警部隊の近代化建設について言及したのはこれが初めてであるが、それが2010年であったことから、武警の第1段階の目標達成は、解放軍の第1段階の達成期限である2010年から遅れること5年の2015年となっている。その後は、解放軍の近代化建設目標の歩みに合わせ、第2段階は2020年、第3段階は2050年となっており、解放軍においても武警部隊においても情報化建設の強化が近代化建設の重点として進められていることを踏まえるならば、今後情報化建設の過程において武警部隊は解放軍との間で統合化が進められていく方向性にあるとの見方ができる。

## エ 「応急救援部隊」の編成

もう一点、胡錦濤政権時代において武警部隊に関して特筆できるのは、応急

救援部隊が編成されたことである。

2011年の初め、武警部隊は新年の始まりに際して武警部隊第1期党委員会第9回全体会議を開催し、前年の武警部隊における総括を行っている。この開催期間中、王建平武警部隊司令員は国営通信「新華社」のインタビューを受け、次の段階の任務として、「応急修理・震災救援能力を高め、一定の数量の応急修理・工業化学救援中隊、水電応急救援部隊、交通応急救援部隊、後方支援応急救援部隊、医療応急救援部隊、ヘリ機動力部隊を含め応急救援体系を改善する」ことを明らかにしている<sup>133</sup>。

それからほぼ半年後の2011年7月、王建平武警部隊司令員は、「第12次5か年計画」期間中（2011年から2015年まで）、武警部隊において地震災害救助を中心に152個の応急救援中隊を編成することを明らかにしている。152個の内訳は、各省・自治区・直轄市の32個応急救援中隊及び1万2,000人からなる水電部隊と交通部隊の120個応急救援分隊である。

具体的には、王建平司令員はこの5か年計画期間中に、全国において152個の応急救援分隊を逐次編成し、総兵力を2万人弱まで増やし、一旦災害が発生すれば近くの兵を迅速に対処させる態勢を構築中であるとの説明を行っている。同時に、ヘリを中心とした空中機動救援能力を整備中であること、地震災害救援任務を想定して全国31の省・自治区の工業・化学応急救援中隊においておよそ2,000万元をかけて装備を調達中であることなども明らかにしている<sup>134</sup>。

翌年2012年4月18日、王建平武警部隊司令員は、武警部隊参謀長集中訓練の現場において取材を受けた際、「武警部隊による『6つの力』の建設強化に関する意見」が近日発出されることについて説明を行っている。この際、「6つの力」とは、警備対象目標物の警備、突発事態対処と治安維持、対テロ突撃、災害救難と救援、緊急事態対処、空中機動の6つであり、その一部は武警部隊第1期党委員会第9回全体会議の際にも言及していたものである。王建平司令員によれば、武警部隊は2年から3年をかけて規模を適切化し、構造を最適化し、編成を合理化し、相互の強みで補い合う力の体系建設を目指している。

また、王建平司令員によれば、突発事態対処と治安維持及び対テロ・突撃部隊は、武警部隊が国家の安全と社会の安定を守る「拳」であり、「刀」であり、目下、機動部隊が中心となり、警備対象目標物の警備部隊から選抜した兵力が補欠となり、警種部隊及び学校を増援部隊として突発事態と治安維持部隊体系

<sup>133</sup> 「本網専訪武警部隊司令員王建平、政治委員許耀元：大力推進武警部隊革命化現代化正規化建設（新華社、王建平・武警部隊司令員と許耀元・政治委員に独占取材、武警部隊の革命化、近代化、正規化建設を大いに推進する）」『新華網』（2011年1月6日付、同1月27日閲覧）。

<sup>134</sup> 「王建平武警司令員、各省・自治区において応急救援分隊を保有」『新華網』（2011年7月6日付、同7月6日閲覧）。

が構築されている。また、「雪豹」突撃部隊等を切り札として、「対ジャック中隊」を「拳」とし、各総隊の「特勤中隊」を主力とし、地区と県の「特戦部隊」を基本の力とする国家、省、市、県の4級の対テロ部隊体系が構築されている。

災害救難と応急救援部隊の分野においては既に、森林部隊及び黄金部隊から3個地質災害応急救援大隊及び12個地質災害応急救援中隊、水電部隊及び交通部隊から120個応急救援中隊、各省・自治区・直轄市の内衛総隊から33個工業化学救援中隊と47個応急医療救援中隊がそれぞれ中心となり、非専門能力部隊が補欠となって救難と救援能力体系が構築されている。今後は専門人材隊伍建設を強化し、応急救援装備と配備及び訓練・演習を強化し、警察と民間が一体となった連動メカニズムを完備し、救援能力を向上させることは解決が待たれる問題である。

また、後方支援応急部隊は、武警部隊が多様化する任務を遂行する重要な支柱であり、武警総部から選抜した後方支援応急基地を「拳」として、各省・自治区・直轄市総隊の後方支援応急部隊を骨幹として、支隊の後方支援応急分隊を基礎とした3級の後方支援応急部隊体系が既に構築されるとともに、任務遂行において重要な役割を果たしている。

更に、空中機動能力は、武警部隊による警備対象目標物の警備と突発事態対処能力を向上させる新型作戦能力であり、既に森林部隊ヘリ機動大隊、新疆総隊ヘリ機動大隊の基礎の上に、「第12次5か年計画」期間中、山西省、山東省、湖南省、四川省、寧夏回族自治区、新疆生産建設兵団の武警部隊において5個ヘリ機動大隊が構築される計画になっており<sup>135</sup>、山西省では2014年6月<sup>136</sup>、山東省では2014年10月<sup>137</sup>、寧夏回族自治区では2014年7月<sup>138</sup>にそれぞれヘリ大隊が編成された。

更に、このインタビューから数か月後の同2012年7月、王建平武警部隊司令員は、武警部隊創設30周年に際して取材に応じて次の通り述べている。

近年、武警部隊は、胡錦濤の指示に基づき、「6つの力」の建設状況について更に詳細に次の通り説明を行っている。

第1に、警備対象目標物の警備能力は武警部隊の基本的な能力であり、日々数万の将兵が銃弾を手に国家の重点目標建造物を守っている。この重点目標物

<sup>135</sup> 「武警要求部隊加強維穩反恐等六種力量建設（武警部隊、対テロ等、6種類の能力建設強化を要求）」『環球網』（2012年4月18日付、同日閲覧）。

<sup>136</sup> 「山西武警総隊組建首支直昇机大隊提昇反恐能力（山西省武警総隊で初のヘリ大隊が編成され対テロ能力が向上）」『山西日報網』（2014年6月24日付、同9月18日閲覧）。

<sup>137</sup> 「山東：遇5級以上地震 武警將出動直昇机槍險（山東省では震度5以上の地震で武警のヘリ大隊が出動して災害救援を実施）」『法制網』（2014年10月15日付、同日閲覧）。

<sup>138</sup> 「我区首支快速機動部隊—塞上雄鷹直昇机大隊授裝（寧夏回族自治区初の快速機動部隊『塞上雄鷹』ヘリ大隊に装備を引き渡し）」『寧夏電視台網』（2014年7月24日付、同9月18日閲覧）。

については既にコントロール・可視化を実現させており、各級の作戦指揮センターは全国各地の重点目標建造物を監視できる体制ができている。

第 2 に、突発事態対処と治安維持能力は武警部隊の常備機動能力であり、この能力は武警部隊に与えられた使命である。

第 3 に、対テロ突撃能力であり、対テロ突撃能力は武警部隊の重要な能力である。目下、中国は既に国家、省、市、県の 4 級の対テロ能力体系が構築されており、「雪豹突撃隊」及び対ジャック中隊を「刀」として、各総隊特勤分隊を「拳」とした対テロ能力建設が既に初歩的規模できている。各対テロ特戦隊伍の装備は不断に改善され、訓練と演練も強化され能力も向上している。

第 4 に、災害救難と救援能力は、既に全国において 152 個応急救援分隊の建設が初歩的に完了し、交通部隊、水電部隊は既に国家の応急救援体系に組み込まれており、全体で転換も進められており、これら交通部隊と水電部隊は突発的な自然災害対処の主力軍であり突撃隊になっている。

第 5 に、後方支援応急能力は緊急事態対処行動における装備と後方支援能力である。中国は胡錦濤前主席の提起した「軍民融合」発展及び近代化装備と後方支援の要求に基づき、新型の武器装備研究開発と後方支援体制の建設を加速させている。目下車載式の情報化応急保障指揮センター、野戦医療客室等の近代化された後方支援装備もあり、後方支援体制が大幅に向上している。

第 6 に、空中機動能力はヘリ機動部隊であり、新疆ウイグル自治区、黒竜江省、山西省、山東省等の地域においてヘリ大隊が編成されており、第 12 次 5 年計画中に全国 7 個戦区において遍くヘリ大隊が編成されることになっている。対テロ突撃、救援救難等の突発事態発生時、ヘリによる迅速な処理が可能になる。

このようにあるが、武警部隊における応急救援部隊の編成は、2009 年 1 月に「軍隊非戦争軍事行動能力整備計画」が下達されるなど、軍において非戦争軍所行動能力の整備が進められ、応急救援部隊の編成が進められており、この流れの中で行われたものであると捉えられる。これについては、後述する。

### (3) 習近平政権時代

#### ア 「総隊隊長」から「総隊司令員」へ

2012 年秋、第 18 回党大会が間もなく開催されようという頃から、武警部隊の主官（総隊長、総隊政治委員）レベルの人事異動が多数行われており、上海市、海南省、浙江省、江西省、山西省、山東省、黒竜江省等において次々と主官の人事異動が確認された。この際、これらの人事異動において特筆されるのは、

武警総隊「隊長」が武警総隊「司令員」へと改称されたことである。

その最初は海南省総隊であった。2012年10月20日、武警海南省総隊において、許耀元（上将）武警部隊政治委員により国務院及び中央軍事委員会の人事発令が読み上げられたが、その内容は、武警海南省総隊参謀長の孫建鋒を武警海南省総隊「司令員」に任ずるという内容であった。

その後、10月25日にも武警広西総隊において国務院及び中央軍事委員会の人事発令が発表されたが、それも王璧含を武警広西総隊参謀長から武警広西総隊「司令員」に任ずるというものであった。

こうした武警総隊「隊長」から武警総隊「司令員」への改称は、武警の階級や指揮・指導関係等に将来的に改変があることを予測させるものであり、国務院と中央軍事委員会の二重の指揮下に置かれている武警部隊にとって、国務院よりもむしろ中央軍事委員会による指導が強くなり軍側へと向かっていることを示すものと言え、軍事的性質が濃くなりつつあることを表すものと捉えられる。

また、武警総隊「隊長」が武警総隊「司令員」へと改称された結果、一つの省・自治区或いは直轄市には「省軍区」或いは「警備区」の「司令員」に加え、武警総隊の「司令員」がおり、二人の「司令員」がいることとなった。このことは、

各省・直轄市・自治区の「武警総隊」が「省軍区」に並ぶ存在になりつつあることを示すものと言え、それは治安維持任務を最前線で担う武警部隊の存在感が増しつつあることの表れとも捉えられる。

同時に2012年10月25日、武警新疆生産建設兵団の人事発令大会がウルムチ市で行われ、邸明が武警兵団指揮部司令員、呉玉科が武警兵団指揮部政治委員に任じられた。ここで併せ注目されるのは、武警新疆生産建設兵団指揮部が副軍級（「副軍職」）へ格上げされたことであり、新疆の安定維持が習近平体制においても重視されていくことの表れと言えよう。

## イ 「武警特警部隊」視察

その後、第18回党大会から間もない2013年1月29日、習近平総書記・中央軍事委員会主席は、武警北京総隊第13支隊を視察した。この視察は、タイミング的には習近平が党中央総書記に就任して最初に迎える春節を前にしたものであり、中央軍事委員会副主席の範長龍と許其亮を始め、孟建柱党中央政治局委員兼中央政法委員会書記、郭声琨公安部部長兼武警部隊筆頭政治委員を引き連れており、習近平の武警部隊に対する掌握の開始を対外的に宣言するものであったと捉えられる。

更に同年4月18日、再び範長龍・中央軍事委員会副主席が武警部隊特殊警察学院を視察しており、党の指揮に従うという最高の政治的要求を実行に移し、永遠に党及び人民に忠誠な衛兵でなければならないと強調している<sup>139</sup>。

更に1年余り後の2014年4月9日、習近平総書記は武警部隊特殊警察学院を視察した。その際、武警部隊指導者により「中国人民武装警察部隊の『獵鷹突擊隊』の命名に関する通知」が読み上げられ、習近平が「獵鷹突擊隊」の旗を『獵鷹突擊隊大隊』隊長へ授与し、対テロ部隊として国内のテロを取り締まり国内の社会の安定を守るよう強調した<sup>140</sup>。

この武警特殊警察学院は、後述するが、その前身は1982年に設立された対ジャック特殊警察部隊である。同学院では2007年8月29日にも「雪豹突擊隊」の命名式典が厳かに行われており、当時の胡錦濤・中央軍事委員会主席が武警北京総隊第13支隊に「雪豹突擊隊」の旗を授与し、ここに中国国内で初めて武警総部直属の対テロ部隊が誕生していた。この「雪豹突擊隊」は、中国国内の対テロ部隊の象徴的な存在と言え、2007年にロシアのモスクワで行われた中露合同対テロ演習に参加したり、新疆ウイグル自治区で爆破事件等が発生すれば新疆に派遣されたりするなど、対テロ分野において活躍している部隊である。

こうした部隊が既に存在するにもかかわらず、更に対テロ部隊として「獵鷹突擊隊」が編成されていることを指摘できる。その理由としては、「雪豹突擊隊」は胡錦濤が自ら命名して編成した部隊であることから胡錦濤の息がかかっており、習近平としては自ら命名し、自らの命令に従う精強な部隊を編成し掌握することで、自らの身にいざという事態が発生した時にも備えようとしているものと捉えられる。

<sup>139</sup> 「範長龍在武警部隊特警学院調研：大力加強武警特戰力量建設（範長龍、武警部隊特警学院を施設、武警特戰部隊の建設を大いに強化せよ）」『人民網』（2013年4月19日付、5月1日閲覧）。

<sup>140</sup> 「習近平視察武警特殊学院並獵鷹突擊隊授旗（習近平、武警特殊学院獵鷹突擊部隊を視察し部隊旗を授与）」『人民網』（2014年4月10日付、2014年5月1日閲覧）。

## 第2章 武警部隊の概要

武警部隊は、2009年8月に制定された「中国人民武装警察法」の第1章「総則」第2条によれば、その主要任務として、「国家が付与した安全防衛及び防衛作戦、災害応急修理、国家経済建設への参加等の任務を担う」ことが定められており、この第2条からだけでもその任務の多様性が窺える。

また、同第3条によれば、その指揮系統に関して、「人民武装警察部隊は、国务院及び中央軍事委員会により指導され、統一指導と分級指揮を結合させた体制を実行する」と記述されており、その指揮系統の複雑さが見て取れる。

こうした武警部隊について、その任務や編成及びその特徴等を整理しながら、その全容の解明を試みたい。

### 第1節 武警部隊の組織編成

武警部隊は、武警総部の指導下にあり、主力である「内衛部隊」、国务院関連部門と武警総部の二重の指導下にある「警種部隊」及び公安部の指揮を受ける「公安系統」の武警から構成されており、北京にある「総部」を最高指導・指揮機関とする。(図1参照)

武警部隊総部は、トップの司令員と政治委員、筆頭政治委員、副司令員4名、副政治委員4名からなり、総部内部には、司令部、政治部、後勤部、装備部、水電指揮部、交通指揮部、黄金指揮部、森林指揮部を有する。

この内、武警部隊筆頭政治委員<sup>141</sup>は国务院「公安部」の部長が兼任する形になっているほか(別紙3「武警部隊の編成と指導者」参照)、水電指揮部の筆頭政治委員は水利部部长、交通指揮部筆頭政治委員は交通運輸部部长、黄金指揮部筆頭政治委員は国土資源部部长、森林指揮部筆頭政治委員は国家林業局局长が兼任する形が取られている。このように、国务院の関連する部の長がそれぞれの筆頭政治委員を兼任する形をとる理由としては、武警部隊と国务院関連部門間の意思疎通や調整をスムーズにする意図があるものと捉えられる。

次に、その内の内衛部隊について見ていきたい。この第1節における武警部隊の編成や任務に関しては、中国国営通信「新華社」のネット版「新華網」に

<sup>141</sup> 中国語では、「武警部隊第一政治委員」と表記するが、「武警部隊政治委員」とどちらが序列が高いのか判別するため、本論においては「武警部隊第1政治委員」は「武警部隊筆頭政治委員」と訳すこととしている。

において紹介されており、主としてこの資料に基づいたものである<sup>142</sup>。

## (1) 内衛部隊

### ア 内衛部隊

まず、「内衛部隊」とは、武警部隊の主要な構成部分であり、治安維持任務を主要任務とする部隊である。

各省・自治区・直轄市の省都及び区都に「総隊」（「副軍区職」。「副軍区級」とも言う。）が配置されており、さらに、その隷下部隊として「支隊」（「連隊職」又は「連隊級」）が各省の「地区」（地区レベルの市・自治州・盟）に配置されており、支隊隷下の「大隊」が各省の「県」（県クラスの市・旗）にあり、さらに郷、鎮レベルの行政単位に中隊等が配置されている。各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団指揮部で計 32 個の総隊、60 個強の師団がある。

香港特別行政区及びマカオ特別行政区については、それぞれ「香港基本法」、「マカオ基本法」に基づき「一国二制度」が採用されていることから、武警部隊は駐屯していない。香港とマカオにおける武警部隊の動員については、後述することとする。

更に、1997 年から 1999 年にかけて解放軍の 50 万人の削減が行われているが、その際に解放軍から武警部隊に編入された 14 個機動師団も内衛部隊である。なお、この機動師団は、人民解放軍からそのまま編入されてきたものであり、現在も「総隊」或いは「支隊」ではなく、解放軍と同様に「師団」或いは「団（連隊）」と称される。

この際、本題に入る前に解放軍と武警における階級や補職等について、説明を加えたい。

解放軍における補職や階級については、「中国人民解放軍軍官軍銜条例（以下、「階級条例」と略記）や「中華人民共和国現役軍官法」等にその記述がある。このうち、「階級条例」第 10 条には、「中央軍事委員会副主席」及び「中央軍事委員会委員」の編制階級は「上将」と定められており、同 11 条では「人民解放軍総参謀長」及び「人民解放軍総政治部主任」の編制階級は「上将」、「大軍区正職」は「上将」、「中将」、「大軍区副職」は中将、少将、「正軍職」は中将、少将、「副軍職」は少将、上級大佐と定められている。

「大軍区正職」が相当する補職については、副総参謀長、総政治部副主任、総後勤部部長・同政治委員、総装備部部長・同政治委員、大軍区司令員・同政

<sup>142</sup> 「中国人民武装警察部隊」『新華網』

[http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-07/20/content\\_1618190.htm](http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-07/20/content_1618190.htm)

治委員、国防大学校長・同政治委員、軍事科学院長・同政治委員が挙げられる。

「正軍職」が相当する補職は集団軍軍長、省軍区司令員、省軍区政治委員が挙げられる。

### 全軍及び武警部隊における階級と補職

レベル	階級	補職
	上将	中央軍事委員会副主席及び同委員 総参謀長、総政治部主任
大軍区正職	上将、中将	副総参謀長、総政治部副主任 総後勤部部長及び同政治委員 総装備部部長及び同政治委員 大軍区司令員及び同政治委員 国防大学長及び同政治委員 軍事科学院長及び同政治委員 <b>武警部隊司令員及び同政治委員</b>
大軍区副職	中将、少将	総後勤部副部長及び同副政治委員 総装備部副部長及び同副政治委員 大軍区副司令員及び同副政治委員 国防大学副長及び同副政治委員 軍事科学院副長及び同副政治委員 <b>武警部隊副司令員及び同副政治委員</b>
正軍職	中将、少将	集団軍軍長 省軍区司令員及び同政治委員 新疆、北京、チベットの武警総隊司令員
副軍職	少将、上級大佐	武警部隊総隊司令員（新疆、北京、チベットを除く）

※資料出所：本論を基に筆者作成

武警について見ていくと、各総隊は副軍級であるが、2008年11月に新疆総隊及び北京総隊が「正軍職」（「正軍級」）に格上げとなっており<sup>143</sup>、2012年10

<sup>143</sup> 「武警新疆総隊昇格正軍級 任職命令正式宣布（武警新疆総隊が正軍級に昇格、任職命令を正式に宣言）」『環球網』（2008年11月28日付、2009年1月27日閲覧）。

この時は、当時の王楽泉・新疆ウイグル自治区党委委員会書記が大会に出席し、中央軍事委員会及び武警党委委員会が新疆駐屯の武警部隊を非常に重視しているとの講話を行ったほか、喻林祥・武警総部政治委員が、中央軍事委員会による「武警北京総隊、新疆総隊の等級調整問題に関する通知」を読み上げている。

月にはチベット総隊も「正軍職」に格上げされている。

このことから、武警の新疆総隊、北京総隊、チベット総隊の「隊長<sup>144</sup>」は、当該省軍区司令員と同等の階級にあることになり、武警のその他の各省・自治区・直轄市の総隊は、当該省軍区よりも一段下に位置づけられることになる。なお、省軍区司令員は当該省党委員会の常務委員を兼任することになっており、戦時には省党委員会副書記を兼任することになっている。

次に、編成に関してであるが、それぞれの師団の所在地は、8610 部隊（第 117 師団）が遼寧省盤錦市、8620 部隊（第 120 師団）が遼寧省興城市、8630 部隊（第 81 師団）が天津市、8640 部隊（第 114 師団）が河北省保定市、8650 部隊（第 187 師団）が山西省榆次市、8660 部隊（第 7 師団）が新疆ウイグル自治区イリ、8670 部隊（第 63 師団）が甘肅省平涼市、8680 部隊（第 128 師団）が河南省鞏義市、8690 部隊（第 2 師団）が江蘇省宜興市、8710 部隊（第 93 師団）が福建省莆田市、8720 部隊（第 181 師団、またの名を皮定均旅）が江蘇省無錫市、8730 部隊（第 126 師団）が広東省広州市花都、8740 部隊（第 38 師団）が四川省南充市、8750 部隊（第 41 師団）が雲南省蒙自市である<sup>145</sup>。いずれも、武警総部直属の機動師団であり、これらの部隊は、元々解放軍の編成にあったことを背景として、武警部隊の中でも優れた装備を有し、機動力、野戦能力もあり、民衆らによる大規模な抗議行動や暴動等が発生した場合、中国共産党は、これら機動師団を全国的に運用して鎮圧にあたる。

軍区毎に見ていくなれば、北京軍区に第 81 師団、第 114 師団及び第 187 師団、瀋陽軍区に第 117 師団及び第 120 師団、済南軍区に 128 師団、南京軍区に第 2 師団、第 93 師団及び第 181 師団、広州軍区に第 126 師団、蘭州軍区に第 38 師団及び第 41 師団、成都軍区に第 38 師団及び第 41 師団が所在する。（参照：別紙 1）

## イ 特警部隊

武警の内衛部隊に区分できるものとして、更に「武警特警部隊」という特殊な部隊があることを指摘できる。特警部隊というと、公安系統の「特別警察」と武警部隊の特殊警察（以下、「特警」）があるが、公安系統の特警は武警の序列にはない。一方の武警部隊の特警は、上述の通り、武警北京特警学院（副軍区職）とも称し、部隊であると同時に学校でもあり、特殊な性質を有している。

<sup>144</sup> 武警総隊の「隊長」は、前述のとおり 2012 年秋の第 18 回党大会以降、「司令員」と称されるようになっている。

<sup>145</sup> 「武警部隊警種紹介（武警部隊警種部隊の紹介）」『政工網』（2008 年 2 月 15 日付、2009 年 9 月 26 日閲覧）

その前身は、1982年7月22日に編成された対ジャック特殊警察部隊であり、またの名を公安部警字722部隊とも称した。同部隊は、1983年、武警総部の隷下に置かれ、中国人民武装警察部隊特殊警察大隊と名称が改められ、対ジャック、対テロ、対暴乱を任務とした。その後、中国人民武装警察部隊特殊警察学校と名称が再び改められ、1985年9月から正式に学生を募集し始めている。1999年8月には、武警四川省総隊女子特警隊が北京の同学校に移され、最初の女子特警作戦隊となった。2000年5月、中央軍事委員会の承認を経て、武警北京特警学院と改められ、特警及び偵察の二つのコース（3年間）が設立され、2004年から4年コースも設立されている。2007年8月には、同学院において、北京五輪聖火リレーの護衛団が編成され、その出陣式が総部呉双戦司令員も参加して執り行われている。2007年9月、ロシアの内務省軍とロシアのモスクワで対テロ合同演習を行った雪豹部隊も、同学院で訓練を受けており、武警の特殊部隊はここで訓練を受け、全国に配備されていく。また、同部隊は、2008年の北京五輪では聖火リレーの護衛を務めており、2011年7月30日、31日の新疆ウイグル自治区カシュガルにおける連続襲撃事件発生後は、カシュガルの治安維持のためにも派遣されている。また、上述の通り、習近平が直接部隊旗を授与した「鷹突撃隊」もこの特殊部隊である。

## (2) 警種部隊

次に、「警種部隊」とは、黄金部隊、水電部隊、交通部隊及び森林部隊から構成され、国務院の関連部門と武警総部の二重の指導下に置かれている部隊である。通常は国家が進めるインフラ建設等の工事に従事しているが、駐屯地域において突発事件等が発生した場合はその対処にあたるなど、社会の安定維持任務も担う特殊な性質を持つ部隊である。各種部隊の詳細は次のとおり。

黄金部隊は、武警総部（北京市）及び国務院の国土資源部の二重の指導下に置かれており、通常は金の地質調査、生産等に従事する。武警総部の下にある黄金指揮部（北京市）の隷下に黄金第1総隊（黒竜江省ハルピン市）、黄金第2総隊（河北省廊坊市）及び黄金第3総隊（四川省成都市）がある。

水電部隊は、武警総部及び国務院「水利部」の二重の指導下に置かれており、通常は大中型の水力発電所、ダム等の建設に従事する。武警総部の下にある水電指揮部（北京市）の隷下に、水電第1総隊（広西チワン族自治区隆林県）、水電第2総隊（江西省新余市）及び水電第3総隊（四川省成都市）がある。

交通部隊は、武警総部及び国務院交通運輸部の二重の指導下に置かれており、通常は道路建設に従事する。武警総部の下にある交通指揮部（北京市）の隷下に、交通第1総隊（四川省成都市）、交通第2総隊（新疆ウイグル自治区ウル

ムチ市)及び交通第3総隊(北京市。師団正職。隷下に第7支隊から第9支隊まで3個支隊)がある。

森林部隊は、武警総部(北京市)及び国務院「国家林業局」の二重の指導下に置かれており、通常は森林の防火・鎮火任務、森林資源保護等を担っている。遼寧省、吉林省、黒竜江省、内蒙古自治区、雲南省、四川省、福建省、甘肅省、チベット自治区及び新疆ウイグル自治区にそれぞれ森林総隊があり、武警総部の下にある森林指揮部(北京市)が指導を行う。主として、中国の東北部から中西部地域へかけて、国境を有する少数民族居住地域に所在していることになる。森林部隊に関しては、その他の警種部隊よりも若干複雑なところがあり、武警総部森林指揮部は、国家林業局と中央軍事委員会の二重の指導下にあると同時に「国家森林防火指揮部」の指導下にもある。

「国家森林防火指揮部」は、2006年5月29日、森林の防火業務に対する指導を強化し、森林の防火と消火に係る組織指揮体系を改善するために立ち上げられたものである。立ち上げ当初は、総指揮が国家林業局局長、副総指揮が国家林業局副局长、解放軍総参謀部作戦部部長、武警部隊副司令員であり、その他の構成メンバーが外交部副部长、国家発展改革委員会、公安部副部长、民政部副部长、財政部副部长、鉄道部副部长、交通部副部长、情報産業部副部长、農業部副部长、民航総局副局长、国家新聞出版広電総局副局长、中国気象局副局长、新聞弁公室副主任、総参謀部動員部副部长、総参謀部航空部副部长、武警森林指揮部主任であった<sup>146</sup>。

その後、2013年8月23日、国家森林防火指揮部のメンバーに見直しが行われており、副総指揮に国家森林防火指揮部専職総指揮が加わったほか、構成メンバーも新たに解放軍の総後勤部基建営房部副部长、空軍副参謀長、中国鉄路総公司副総経理が加わっている<sup>147</sup>。新たに加わったメンバーから見れば、4ポストのうち2ポストを軍で占めており、軍事色がやや強まったと言える。

警種部隊の内、水電部隊及び交通部隊の約3.1万人は、2009年7月、国家緊急救援体系に組み込まれている<sup>148</sup>。

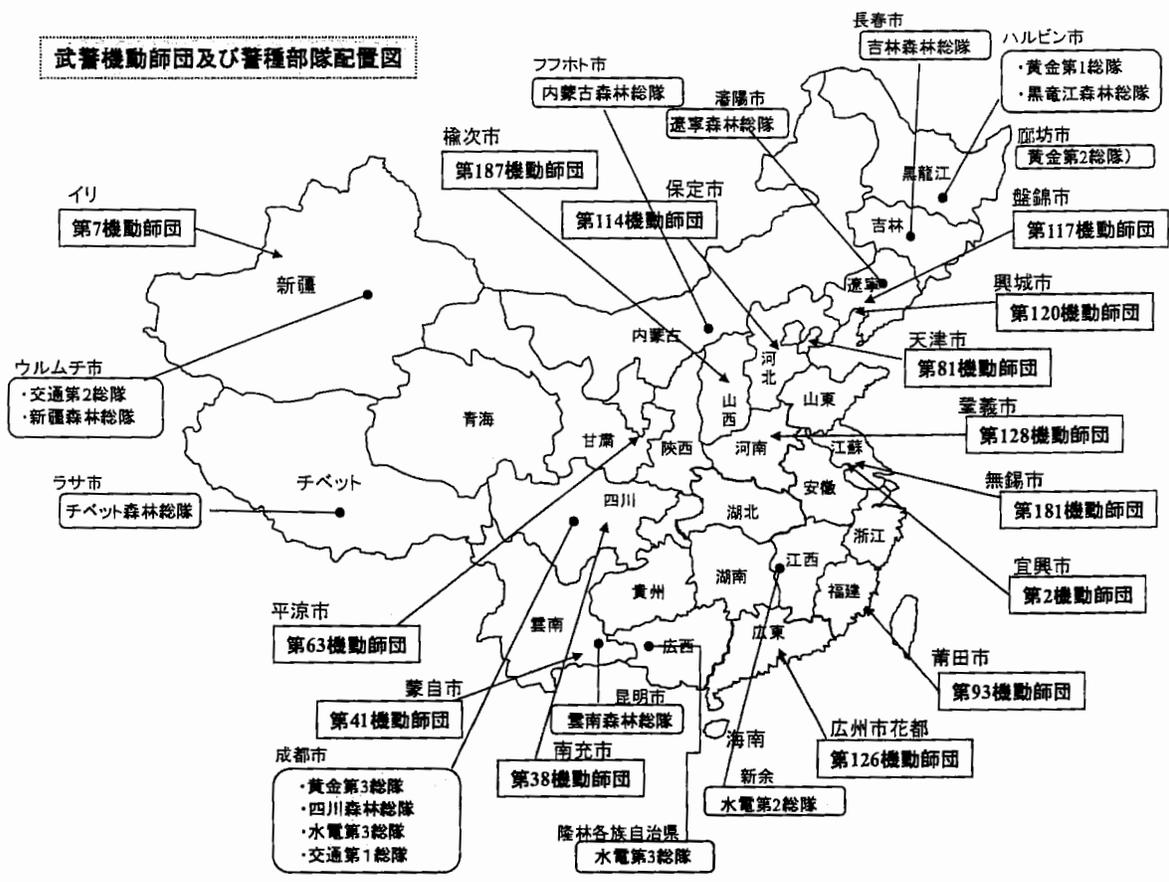
<sup>146</sup> 「国務院弁公庁关于成立国家森林防火指揮部的通知(国家森林防火指揮部の成立に関する国務院弁公庁の通知)」『中華人民共和國中央人民政府網』(2006年5月31日付、2014年9月26日閲覧)。

「中華人民共和國中央人民政府H. P.」は、その名のとおり中国政府の運営するウェブサイトであり、ここに掲載されるものは、中国公式の発表と位置付けられる。

<sup>147</sup> 「国務院弁公庁关于調整国家森林防火指揮部組成人員的通知(国家森林防火指揮部メンバーの調整に関する国務院弁公庁の通知)」『中華人民共和國中央人民政府H. P.』(2013年8月28日付、2014年9月26日閲覧)。

<sup>148</sup> 2011年3月発表の「2010年中国の国防」白書。

中国「国防部」は、1998年から2年に1回、定期的に中国の国防に関して発表されている。



※資料出所：本論を基に筆者作成。

(3) 公安系統の部隊

最後に公安系統の武警部隊としては、辺防部隊、消防部隊及び警衛部隊がある。これらの部隊も中国人民武装警察として位置付けられているが、武警総部の指揮下ではなく、公安部の直接の指導下に置かれている。このため、例えば、武警辺防部隊であれば、「武警辺防部隊」ではなく、「公安辺防部隊」と呼ばれることが多い。

しかし、公安部の指導下にある通常の警察とは異なり、その他の武警部隊と同様の制服を着用し、軍人と同様の階級が用いられており、軍人に準じた待遇を受ける。各種部隊の詳細は以下のとおりである。

## ア 辺防部隊と海警部隊

辺防部隊は、国境の検査と管理、国境付近一帯のパトロール、海上における密輸犯の逮捕を主要任務とする。公安部辺防管理局（北京市）の管理下に置かれており、北京を除き、各省・自治区・直轄市に公安辺防総隊（公安辺防局）が設けられている。2009年1月20日に発表された「2008年中国の国防」によれば、陸地の国境は約2万2,000km、海岸線は約1万8,000kmあるが、北京を除き、各省・自治区・直轄市に計30個辺防総隊があり、国境・海岸地区（市・州・盟）に110個辺防支隊が配置されているとともに、沿海地域には海警支隊20個が配置されていることや国境ゲート（原文：「現役辺防検査竝」）が207か所、沿海地域の県（市、旗）に310個辺防大隊、沿海地域の郷（鎮、蘇木）に1,691個辺防派出所が配置されていることなどが同白書によって初めて明らかにされた。

この際、チベット自治区及び新疆ウイグル自治区の辺防総隊の下には、チベット自治区公安厅対テロ特別偵察隊（師団副職）、新疆ウイグル自治区対テロ特別偵察隊（師団副職）が編成されており<sup>149</sup>。両自治区はいずれもチベット族、ウイグル族による分離独立問題を抱えており、彼らによる抗議行動が度々発生していることから、それらを抑える役割の一端を辺防部隊に負わせているものと捉えられる。

また、辺防部隊には、公安部辺防管理局（軍区正職）の直属機関として、広州辺防指揮学校（師団正職）、海警学院<sup>150</sup>がある。特徴的であるのは、福建省、広東省、遼寧省、山東省、浙江省、海南省、広西チワン自治区、河北省、江蘇省、天津市、上海市の辺防総隊の隷下には沿岸警備を担当する海警部隊が設けられている点である。

福建省の辺防総隊の下に、海警第1支隊（福州市）、第2支隊（泉州市）、第3支隊（アモイ市）、広東省の辺防下に海警第1支隊（広州市）、第2支隊（スウトウ市）、第3支隊（湛江市）、遼寧省の防総隊の下に海警第1支隊（大連市）、第2支隊（丹東市）、山東省の辺防総隊の下に海警第1支隊（威海市）、第2支隊（青島市）、浙江省の辺防総隊の下に第1支隊（台州市）、第2支隊（寧波市）、

<sup>149</sup> 「公安部通報表彰80名公安現役部隊優秀士官〈名単〉（公安部、公安現役部隊のなかから80名の優秀な将兵を表彰〈名簿〉）」『公安部網』（2009年7月28日付、同9月26日閲覧）。この名簿には、新疆ウイグル自治区公安厅対テロ特別偵察隊第3支隊装甲車車長3級士官の熊奎及びチベット自治区公安厅対テロ特別偵察隊ラサ大隊突撃分隊班長2級士官の次仁朗珠が含まれており、彼らの肩書から、チベット自治区及び新疆ウイグル自治区に対テロ部隊が編成されていることが窺える。

<sup>150</sup> 2010年4月、「海警高等専科学校」（副軍区級）から「海警学院」へと格上げされている。

海南省の辺防総隊の下に第1支隊（海口市）、第2支隊（三亜市）、広西チワン自治区の辺防総隊の下に第1支隊（北海市）、第2支隊（防城港市）、河北省の秦皇島市、江蘇省の太倉市、天津市、上海市の辺防総隊の隷下にはそれぞれ海警支隊が設けられており、同総隊の指揮下にある<sup>151</sup>。

その海警部隊に関しては、2013年3月5日から17日にかけて開催された第12期全国人民代表大会第1回会議において海洋管理部門改革案が採択されたことを受け、その増強が図られた。これは、国務院「国土資源部」の国家海洋局所属の「海監」、国務院「公安部」の辺防管理局所属の「海警」、国務院「農業部」の漁業局所属の「漁政」及び海関総署密輸取締局所属の「海上密輸取締隊伍」を合併させて「中国海警」とし、国土資源部の管理を受けると同時に公安部の業務指導を受ける体制を敷き、「中国海警局」の名のもとで法執行を実施していこうとするものであった。

この際、「国家海洋局」局長であった劉賜貴が、引き続き「国家海洋局」局長と「国家海洋局」党組書記に任じられるとともに「国家海警局」の政治委員を兼任することとなった。また、「公安部」副部長の孟宏偉が引き続き「公安部」副部長のポストを継続しつつ、「国家海洋局」副局長と「国家海洋局」党組副書記及び「国家海警局」局長に任じられた<sup>152</sup>。

このように公安部所属の「海警」の名称が引き継がれるとともに、「公安部」副部長が「国家海警局」の局長だけでなく、「国家海洋局」副局長と党組副書記にも就任することになったことから見れば、新たに編成された「海警部隊」は、「公安部」が主導することとなったことが考えられる。

他方、「国家海警局」局長が引き続き「公安部」副部長のポストを兼任する一方で、「国家海洋局」局長も引き続き「国家海洋局」局長と党組副書記を兼任していることから見れば、「国家海警局」は、公安部及び国家海洋局の二重の指導下に置かれているものと捉えられる。なお、再編後の海警部隊も、その他の武警部隊と同様に迷彩色の戦闘服を着用しており、引き続き軍事色が強い組織であることを指摘できる。

## イ 警衛部隊

警衛部隊は、各級部隊ごとに、党と国家の指導者、省・市レベルの主要指導者及び外国からの重要な客人の警護を主要任務とする。公安部警衛局（北京市）

<sup>151</sup> 「公安辺防簡介（公安辺防部隊の概要紹介）」『公安部H. P.』（2008年4月29日付、同5月1日閲覧）。

<sup>152</sup> 「孟宏偉出任中国海警局局长（孟宏偉、中国海警局局長に就任）」『国土資源局網』（2013年3月19日付、同4月28日閲覧）。

の管理下に置かれており、各省・自治区・直轄市の公安庁（局）に警衛処が設けられている。内衛部隊との明確な違いは、警衛部隊の対象は人のみであることである。

この公安部警衛局は、国務院弁公庁警衛処と2枚看板1組織とも捉えられ<sup>153</sup>、国家副主席、全国人民代表大会常務委員会副委員長、国務院副総理・国務委員、全国政治協商会議副主席、最高人民法院院長、最高人民検察院院長及び海外からの客人の擁護を行うとともに、全国の警衛工作进行を指導する。各省・自治区・直轄市の公安庁内部には警衛部隊があり、彼らが各省・自治区・直轄市レベルの要人を警護する。更に、その下級の地区・市等のレベルには公安局があり、その内部にも警衛部隊があり、地区・市等のレベルの要人を警護する。警衛部隊は総勢2,000人おり、彼らは通常、制服は着用せず私服で任務に就く。

なお、このほか、警衛部隊に関しては、党中央弁公庁警衛局と解放軍総参謀部警衛局も挙げられる。この両者は二枚看板で組織の実態としては一つであり、中国共産党中央政治局常務委員の警護を主任務としており、党中央警衛団を指揮し、通常は陸軍の制服を着用する。

警衛部隊の最上級部署は、公安部の警衛局であるが、この警衛局長及び同政治委員は少将である。

## ウ 消防部隊

消防部隊は、管轄地域の防火・消火を主要任務とする。公安部消防局（北京市）の管理下に置かれており、各省・自治区・直轄市に公安消防総隊（公安消防局）が設けられている。「消防法」第37条によれば、消防部隊は、国家の規定する重大な災害・事故及びその他人員の生命の救助を主とした応急救援任務を担うと規定されている。また、消防部隊は、人民解放軍の条令・条例及び軍の物資支給の基準が採用され、解放軍と同等の待遇を受けることとされている。消防部隊人員の給与、制服、生活費は国防費によって支出される。その一方で、消防車両の装備、器材等に係る経費は、地方政府によって支出されることになっている。

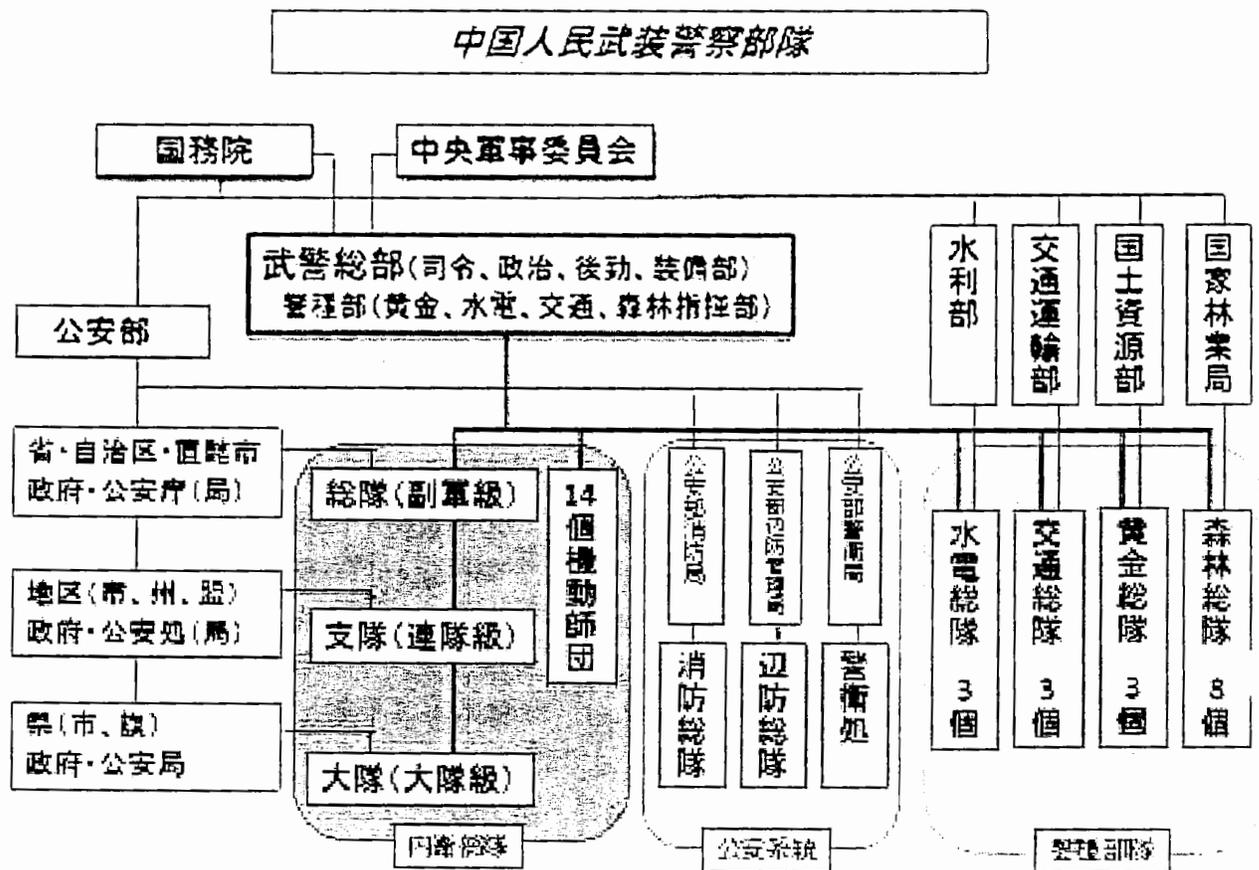
消防部隊の最上級部署は、公安部の消防局であるが、この消防局長及び同政治委員も少将である。

公安部消防部隊は2007年から遼寧省、広東省、河北省、浙江省、重慶市、新

<sup>153</sup> 「国務院弁公庁警衛処長等三人晋升武警少将（国務院弁公庁警衛処長等、3名が武警少将に昇任）」『公安部H. P.』（2009年7月31日付、同9月26日閲覧）の記事によれば、昇任した3人のうちの1人である劉恩耀は、公安部警衛局副局級調研員兼国務院弁公庁警衛処処長であり、公安部警衛局と国務院弁公庁警衛処の要員は両組織を兼任している、或いは、公安部警衛局と国務院弁公庁警衛処は二枚看板1組織であると捉えられる。

疆ウイグル自治区の消防部隊において国家陸地探索・救護基地の建設を始めており、2013年4月時点で6個基地が基本的に完成し、同年5月末にも運用が開始される予定であることが明らかにされていた。将兵総数は1,200人を超えており、6個基地は、所在地の省・自治区・直轄市地域内の重特大災害事故への対応に協力するだけでなく、公安部の統一的な段取りに基づき、その他の地域における応急救援任務も遂行することとなる。

この際、この重特大災害とは、地震、飛行機事故、化学事故等であり、発生から30分以内に陸地探索・救護隊の将兵は戦闘準備を整え、如何なる後続保障も必要としない条件下において黄金の72時間と言われる時間内で救護任務を遂行することが期待されている<sup>154</sup>。



資料提供所「中国人民武装警察部队」「新疆ネット」等を基に筆者作成

<sup>154</sup> 「公安消防部隊国家級專業応急救援基地將投入実戦（公安消防部隊国家級応急専門救援基地が実戦に突入）」『中央人民政府H.P.』（2013年4月25日付、同年4月28日閲覧）。

## 第2節 武警部隊の任務

中国人民武装警察部隊（以下、「武警部隊」）は、平時は天安門広場や北京の人民大会堂等の国家の重要な場所の警護、デモや突発事件への対処及び国家の経済建設等の任務への参加と支援を主要任務とし、戦時は中国人民解放軍による防衛作戦への協力を主要任務としている。例えば、2008年3月14日のチベット族や2009年7月5日のウイグル族による大規模抗議事件において鎮圧任務を遂行したのがこの武警部隊である。

後述するが、警察とは言うものの軍人として位置付けられている一方で、その解放軍と比較すると、人民が居住している中に分散して配置され社会と幅広く接触しており、解放軍が「養兵千日、用兵一時（兵を千日養うのは、一時のためである）」と言うのに対し、武警部隊は、「養兵千日、用兵千日（兵を千日養い、千日用いる）」と言われる<sup>155</sup>。

この武警部隊の任務を中国国内の法規に照らして見ていくと、1997年採択の「中華人民共和国国防法」第22条<sup>156</sup>には、「国务院及び中央軍事委員会の指導・指揮の下、国家が付与する安全・防衛任務を担当し、社会秩序を維持する」と述べられているほか、「戒厳法」には戒厳令を敷くに際しては公安と武警部隊を動員すると定められている<sup>157</sup>。しかしながら、武警部隊を対象とした法律の整

<sup>155</sup> ただし、近年、解放軍においても、非戦争軍事行動能力の整備が進められるにつれ、「兵千日、用兵千日（兵を千日養い、千日用いる）」との言葉が用いられるようになっている。

<sup>156</sup> 第22条の全文は、次の通り。

「中華人民共和国の武装力は、中国人民解放軍現役部隊と予備役部隊、中国人民武装警察部隊、民兵から構成される。

中国人民解放軍現役部隊は国家の常備軍であり、主に防衛・作戦任務を担っており、必要な時には法律の規定に基づき社会秩序の擁護に協力する。予備役部隊は、平時は規定に基づき訓練を行い、必要な時は法律の規定に基づき社会秩序の擁護に協力でき、戦時は国家が発出する動員命令に基づき現役部隊となる。

中国人民武装警察部隊は、国务院及び中央軍事委員会の指導と指揮の下で国家が付与する安全防衛任務を担い、社会の秩序を擁護する。

民兵は、軍事機関の指揮下で戦備勤務、防衛作戦任務を担い、社会の秩序擁護に協力する」。

<sup>157</sup> 中国では1989年にチベット自治区ラサ市において大規模な騒乱事件が発生し、同年6月には北京において天安門事件が発生しており、いずれにおいても戒厳令が敷かれた。このような事態を受け、1989年下半年以降、全人代常務委員会法制工作委员会は中央軍事委員会法制局と共に、これら2度に亘り戒厳令が敷かれた際の状況について調査・研究を行っており、これらを基にして、1996年3月、第8期全人代常務委員会第18回会議において「中華人民共和国戒厳法」（以下、「戒厳法」）が採択された。

その「戒厳法」第8条には、「戒厳任務は、人民警察、人民武装警察により執行される。必要な時、国务院は中央軍人委員会に対し提起でき、中央軍事委員会は、人民解放軍を派遣して戒厳任務の実施に協力できる」とあり、武警部隊は戒厳任務を担っている。

喬曉陽・全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会副主任『关于「中華人民共和国戒

備は遅れ、2009年に「武警法」が制定されるまでは任務遂行に際しての法的根拠が乏しかった。

### (1) 「武警法」から見る任務

先ほど述べた通り、武警部隊の任務遂行に際しては法的根拠に今一つ欠けていたが、2009年7月のウルムチ騒乱事件の後押しもあり、2009年8月ようやく武警部隊を対象とした「中国人民武装警察法」(以下、「武警法」と略する。)が制定された。

以下、この「武警法」に従って、武警部隊の任務について見ていきたいが、これについては2010年11月、王建平武警部隊司令員及び許耀元武警部隊政治委員が編集審査委员会主任、牛志忠武警部隊参謀長が同副主任となって『中華人民共和国人民武装警察法解釈及び適用指南<sup>158</sup>』が発行されていることから、この「指南」に従って読み解いていきたい。

まずは、その2条についてである。

第2条には、「人民武装警察部隊は、国家が付与した安全保衛任務及び防衛作戦、災害応急修理、国家経済建設への参加等の任務を担っている」とある。

この場合、「安全保衛任務」とは、勤務執行、突発事件対処、対テロ及び国家が付与したその他の安全保衛任務を指す。具体的には第7条で見たい。

「防衛作戦」は、合同作戦において解放軍に歩調を合わせて重要目標物を防衛し、国境を封鎖し、難民を管理・コントロールし、地域において機動的に支援を行い、戦区後方で社会の秩序を守る作戦行動を指す。

「災害応急修理」は、危険な災害を除去することにより国家の安全と安定を守ることを指しており、自然災害、事故災難、公共衛生事件に対処することである。

「国家経済建設への参加」は、主に交通部隊、水電部隊、黄金部隊、森林部隊がそれぞれ担っており、黄金部隊は金の探査、生産任務、森林部隊は防火、消火、森林資源保護、交通部隊は国家の重大なエネルギー交通関連プロジェクト、水電部隊は河川の管理等の水利インフラ施設の建設や応急修理を指す。

#### ア 「武警法」第7条にみる安全防衛任務

更に具体的に見ていくと、「武警法」の第7条においては、以下の8つの安全

---

厳法』(草案)的説明』(法律出版社、1996年)。

<sup>158</sup> 編者：王建平、許耀元「中華人民共和国人民武装警察法釈義及適用指南(中華人民共和国人民武装警察法の解釈及び適用指南)」(中国法制出版社、2010年)。25頁～43頁。

防衛任務が挙げられている<sup>159</sup>。なお、( )内は、筆者による補足である。

- ① 国家が規定した警衛対象、(警護対象の) 目標物及び重大活動の武装警衛。
- ② 国民の民生に関わる重要な公共施設、企業、倉庫、水源地、水利工程、電力施設、通信中枢の重要部位の武装守衛。
- ③ 主要交通幹線上の重要な位置にある橋梁、トンネルの武装守護。
- ④ 監獄及び看守所周囲の武装警戒。
- ⑤ 直轄市、省、自治区人民政府所在地の市及びその他の重要都市の重点区域、特殊な時期における武装パトロール。
- ⑥ 公安機関、国家安全機関、司法行政機関、検察機関、審判機関が法に依拠して行う逮捕、追捕、(犯人等の) 護送、(貨物等の) 護送任務への協力、その他の関連機関による重要な護送任務への協力。
- ⑦ 暴乱、騒乱、重大な暴力犯罪事件、テロ襲撃事件及びその他の社会の安全事件の処置への参加。
- ⑧ 国家が付与したその他の安全防衛任務。

まず、①の国家が規定した「警衛対象」とは、党及び国家指導者と重要な外賓を指し、「目標物」は、党と国家首脳機関、各省・自治区・直轄市の指導機関、在中外交代表機関、来訪中の外国元首・政府首脳等の宿泊地、「重大な活動」とは、警衛対象が出席する各種活動や国家の承認を経て行われる国際的或いは全行的な文芸、スポーツ、祝日活動等の大型の活動を指す。

武警部隊が執行する「武装警衛」の主要任務については、次の通り説明されている。

「警衛対象、重要目標物、重要会議、重大な活動の安全を守り、違法な犯罪分子による暗殺と破壊を防止し、公安機関及び関連部門に協力して警戒区の秩序を守り、災害、事故を予防、処置することである。在中外交代表機構の警衛任務を執行し、更に関連部門に協力して国家の安全、利益、榮譽を守るべきである。武装警衛は、臨時の警衛と固定の警衛の種類の警衛を含む」。

次に、②の「国民の民生に関わる」とは、国家経済の命脈及び人民民衆生活の核心的利益に関わることを指し、「重要公共施設」とは主として重大な意義、役割、影響力を有する社会の公共施設であり、国際空港、各省・自治区・直轄市の首府の民間用の空港、国家が規定した関連の部・委員会に所属する重点試験飛行空港、ハブとなる駅とバスステーション等を指す。

「企業」とは、国家が規定した関連の部・委員会、会社に所属する原子力潜水艦を生産する総装備部<sup>160</sup>系統の工場、原子力燃料生産工場、国防先端兵器を

<sup>159</sup> 「武警法」の第7条、第10条の番号は、筆者によるもの。

<sup>160</sup> この総装備部とは、解放軍の総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部の4総部の内の

生産する総装備部系統の生産ライン等を指す。

「倉庫」とは、党中央及び国務院直属の機密の書類保存庫、中国人民銀行及び各省・自治区・直轄市人民銀行の通貨発行庫、国家が規定した関連の部・委員会・公司所属の造幣所及び造幣所の生産ライン、国防先端兵器生産備蓄庫、原子力燃料備蓄庫、レアメタル備蓄庫、一定の容量を超えた燃料、火薬備蓄庫等を指す。

「水源地」は、国務院及び中央軍事委員会が規定した特殊用水の供給地或いは源流地、「水利工程」は国務院及び中央軍事委員会が規定したものであり、水害を除去し水資源を開発・利用するために建設された工程を指す。

「電力設備」は、国家が規定した関連の部・委員会、公司に所属する原子力発電所、規定に合致した大型の火力・水力発電所、変電所等を指す。

「通信中枢」とは主に新華社放送局、国家安全部の無線電信局、工業・情報株所属の全国的に重要な重要通信中枢及び中央人民放送局、テレビ局、各省・自治区・直轄市の人民放送局、テレビ局を指す。

その次の③の「主要交通幹線上の重要な位置にある橋梁、トンネル」とは、国家の主要な交通幹線上の重要な位置にあり、国家の規定する長さには達しており重要な戦略的意義を有する橋梁、トンネルを指す。

その次の④の「監獄」とは、一定の人数に達した国家の監獄並びに各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団直轄の漢族を指す。「看守所」とは、各省・自治区・直轄市、各地区・市・州・盟、各県・市・旗の看守所、新疆生産建設兵団の看守所及び国務院と中央軍事委員会が規定した看守所を指す。「周囲の武装警戒」とは、犯罪容疑者或いは被告人の脱走防止、暴力行為、破壊、監獄での騒動・暴動を制止し、違法犯罪分子による監獄と看守所の襲撃、犯罪容疑者或いは被告人の強奪等の犯罪活動の防止と打撃、監獄及び看守所による災害、事故の処置と予防へに協力である。

その次の⑤の「その他の重要都市」とは、各省・自治区・直轄市の人民政府の所在する市を除く沿海開放都市およびその他大都市を指す。「重点区域」及び「特殊な時期」とは通常、人民政府及びその公安機関により社会の治安情勢及び党、国家指導者の居住地及びその機関の弁公室、活動範囲に基づき確定される。人民武装警察部隊が武装パトロールを行う主要な任務は、社会の治安秩序を守り、違法犯罪分子による破壊活動を防止、取り締まりし、公共財産、公民の人身と合法的財産を保護し、公民のため救助のサービスを提供し、災害、事故の救援活動等に参加することである。

その次の⑥の「協力」とは、人民武装警察部隊が「逮捕」、「追補」、「護送」の

---

総装備部である。

任務を遂行する際、兵を用いる単位による任務遂行に歩調を合わせることを言う。この場合の「逮捕」とは、証拠・証明があり、犯罪事実があり、恐らく懲役刑以上の刑罰が言い渡され、勾留の必要のある犯罪容疑者、被告人に対して行う一切の強制措置を指し、主要任務は法に依拠して犯罪容疑者、被告人を捕えることである。「追補」とは、逃亡している犯罪者、犯罪容疑者、被告人の行動を追跡し捕えることである。「護送」の「押解」は、監獄又は看守所が犯罪者又は犯罪容疑者又は被告人を護送する勤務を指し、武警部隊は通常、現場又は途中で周囲を武装警戒する任務のみを担う。「護送」の「押運」は、国防先端製品、国家機密資料及び通貨と関連の機密製品等を接受部署へ護送する勤務を指す。

その次の⑦の「処置に参加」とは、人民武装警察部隊が、現地の党委員会と政府及び公安機関の統一的段取りに基づき、合同指揮部の指揮下において上級部隊や機関が付与する処置任務を完遂することを指す。

「暴乱」とは、国家の安全に危害を及ぼすことを目標として民衆を集めて騒ぎを起こし、暴力犯罪を実施して重大な人員の死傷をもたらす事件を指す。

「騒乱」とは、民衆を集めて騒ぎを起こし、社会秩序を著しく破壊するとともに人員の死傷をもたらす事を指す。

「重大な暴力犯罪事件」とは、民衆を集め打撃、破壊、強奪、焼き討ち等のやり方で故意に公共の安全に危害を及ぼし、多くの死傷者又は財産的に重大な損失をもたらす或いはもたらすかもしれない重大な犯罪行為を指す。

「テロ襲撃事件」とは、a 生物・化学剤を利用して大規模な襲撃を行うこと或いは毒物を生産・貯蔵・輸送する施設を攻撃すること、b 核物質の爆破或いは放射線を利用して襲撃を行う或いは核施設、核物質を輸送する工具を攻撃すること、c 爆破手段により、党・政府・軍の首脳機関、警衛現場、都市の象徴的な建築物、公共集合場所、国家の重要なインフラ施設、主要な軍事施設、民生施設、航空機を襲撃すること、d 航空機、蒸気船、列車等の公共交通手段をジャックし、重大な危害をもたらすこと、e 警衛対象、国内外の重要な名士を襲撃、誘拐すること及び一般市民を大規模に襲撃、誘して重大な影響と危害をもたらすこと、f 外国の在中大使館、在中の国際機関代表機関及びその人員のマンション等、重要で敏感な渉外場所を襲撃すること、g 国家機関、軍或いは民間のパソコン情報システムを大規模に攻撃し、重大な危害を構成することである。

「その他の社会の安全事件」とは、暴乱、騒乱、著しい暴力犯罪、テロ襲撃事件を除き、その他社会の安全に危害を及ぼす事件を指す。例えば、機械を手に闘ったり、交通の邪魔をしたり、大規模な非合法集会・デモ行進を指す。

人民武装警察部隊が、「暴乱」、「騒乱」、「重大な暴力犯罪事件」、「テロ襲撃事

件」及び「その他の社会の安全事件」の処置に参加するとは、主に次のことである。

- I 事件発生地域を統制し、重要目標物を守り、民衆の非合法的な集まりを退散させ、人質や騒ぎを起こす群衆に囲まれ困っている人々を解放し救出すること。
- II 犯罪者や犯罪容疑者の逮捕及び著しい暴力犯罪者の逮捕・殲滅に協力すること。犯罪者や犯罪容疑者の人身、住所及び犯罪者隠避、兵器・弾薬、危険物品の場所の操作及び応急修理・救難等の任務に協力すること。
- III テロ襲撃事件の処置において、「国家対テロ協調指導小組」が明確にしている任務の範囲に基づき、大規模な人質事件を処置することであり、主に核心的区域の武力突撃任務を担い、公安機関及び関連部門が担う周囲の封鎖・統制と応急修理・救援任務に協力することである。

最後に⑧の「その他の安全防衛任務」とは、国家が人民武装警察に付与する任務である、上記①から⑦までの項目において明記されていないもので情勢に応じて担うこととなる任務を指す。

この際、この7条の武警部隊の各種任務の具体的な範囲については、国務院及び中央軍事委員会の規定に基づき執行されるとの説明がなされており、これより詳細な内容については明らかにされていない。

また、適用に関して同「指南」には、次の通り指南されている。

「県級以上の地方人民政府は、人民武装警察が法に依拠して任務を遂行することを確保する筆頭責任者であり、十分に監督・検査し、法に依拠して、範囲を超えて勤務する問題を解決しなければならない。

人民政府は、武警法及び国務院と中央軍事委員会の関連規定に厳格に依拠し、自己の職権の範囲内において人民武装警察部隊に任務を付与しなければならない。関連部署と関連部門が申告する新たな勤務対象目標物の要求については、国務院及び中央軍事委員会の規定に厳格に依拠して審査しなければならない。全て範囲を超えた用兵の要求は、断固として許可してはならず、範囲を超えた用兵を提案してきた部署と部門については、是正を命令する。

人民政府及び関連部門は、国務院及び中央軍事委員会の関連規定に依拠して、本省（地区・区・県）の法に依拠した用兵状況について追跡検査を行わなければならない。範囲、権限、定数を超えた用兵問題が存在するかを重点的に検査し、問題が発見されれば適時解決しなければならない。人民政府及びその関連部門は、歴史的に遺留されてきた範囲を超えた用兵問題について、具体的な撤収プランを提案し、公安、編制等の機能部門は人民武装警察部隊と共に撤収の段取りを検討し、各部門の責任と任務遂行の節点を規定し、必要であれば合同工作組を編成して実行に移されているか監督し、法律法規が有効に実行に移される

よう確保し、政令が通じことを確保し、範囲を超えた用兵問題を適切に解決しなければならない」。

このようにあり、県級以上の地方人民政府は、武警の任務遂行を保障する筆頭責任者であり、また、職責の範囲内で任務を付与する役割を担っており、用兵状況について追跡調査する任務も担っており、各省・自治区・直轄市の武警部隊は、各級人民政府の監督下にあると言える。

## イ 「武警法」第 10 条の公安機関の手配に基づく安全防衛任務

また、同法第 10 条によれば、県級以上の人民政府公安機関の手配があれば、安全防衛任務の遂行に際し、以下の措置を講じることができるとされる。

- ① 警戒区域を出入りする人員、物品、交通機関に対して検査を行い、規定に照らして出入りが許可されないものを阻止する。強行して出入りしようとするものに対しては、必要な措置を講じ制止する。
- ② 武装パトロール中、現場指揮員の同意を得て、違法な犯罪容疑者に対し、現場で尋問を行うとともに、身分証明書等の検査を行い、疑わしい物品及び交通手段に対し、検査を行う。
- ③ 道路交通管制又は現場管制の執行に協力する。
- ④ 大勢の人が集まり社会の秩序又は当直目標物の安全を脅かしているのに対して、必要な措置を講じ、制止、退散させる。
- ⑤ 任務遂行の求めに基づき、関係部門及び人員の関係状況を調査或いは現場で必要な偵察を行う。

このようにあるが、同「指南」には、この 10 条に関して、次のとおり説明されている。

「人民政府公安機関は、公安保衛任務の機能部門及び主管機関であり、国家の安全と社会の安定の擁護に対して直接の責任を負い、主導的な役割を果たしており、法に依拠して職責を実行し、人民武装警察部隊に安全保衛任務を付与し、法に依拠して組織部隊を組織し任務を完遂しなければならない。

人民武装警察部隊が安全保衛任務を執行するには、人民政府公安機関の段取り及び関連決議、決定を断固貫徹して執行し、職責使命を積極的に履行し全局に着眼し、大局を顧み、指揮に服従し、任務を効果的に遂行しなければならない」。

特に、治安維持と直接かかわってくる④の大勢の人が集まり社会の秩序が脅かされている際の退散任務について、次のとおり説明されている。

「人民武装警察は、次の場合、退散の職責を履行する。

- ・ 民衆が非合法に長時間に亘って現場を占拠しているのを確認した場合、或

いは犯罪を行っている人数が比較的多く、その他の方法では処置できない又は処置しても効果が期待できない場合。

・騒ぎに参加している者が絶えず増加し、事態が拡大しエスカレートし得る場合。

・民衆が集まって、警備対象目標物を襲撃し、警衛対象を包囲している場合」。

また、退散要領について、次のとおり示されている。

「人民武装警察部隊は、人民政府公安機関が下達した退散任務を受けた後、適時現場の状況を正確に調べて明らかにし、迅速に兵力を終結させ、時間通りに事件発生現場に到着し、合理的に兵力を配置しなければならない。

その上で、まずは宣伝教育を行いスムーズにする。教育してスムーズにするとは、人民武装警察部隊がとる退散措置の法的根拠を十分に説明し、民衆が集まって社会の秩序の危害を及ぼしたり、警衛対象目標物に危害を及ぼしたりした場合の法律的结果を明らかにして示し、過ちを悔い改めるように促し、人民武装警察の指揮に服従させ、人民武装警察の行動に歩調を合わせさせる。

その次に、融通的に戦術を運用して、政府機関、外国機関、原子力施設、爆発物施設等の場所で騒いでいる者を退散させ、警衛目標物の安全を確保する。騒ぎを起こしている者に利用されている婦人と子供、老人と幼児等の弱者を現場から離れさせる。退散を拒むものを強制的に退散させる。攻撃・破壊・強奪・焼き討ち等の暴力犯罪行為を行っている者を断固取り締まる。爆破、銃撃、生物・化学薬品等による襲撃等、重大な暴力或いはテロ犯罪活動を断固制止する。

法に基づき警棒等の武器を使用して、退散任務遂行中に暴力で捕獲を拒む者、銃器を強奪するあるいはその他の暴力犯罪を行う者を服従させる」。

また、退散任務遂行時の注意事項として、次のとおりある。

「退散職責履行の際、言行が粗暴であったり態度が野蛮であってはならない。正しくないやり方で退散させてはならない。勝手に退散行動をとってはならない。政策決定と行動により罪のない民衆を傷つけたり、財産を損失させてはならない。命令に違反・抵抗してはならない。撤退したり離脱してはならない。規定に違反して警棒等の武器を使用してはならない」。

更に、人民政府公安機関の位置付けについて、次のとおり明らかにされている。

「人民政府公安機関は、人民武装警察部隊による退散の職責履行を指導・指揮する機関であり、任務の段取り、組織指導に重要な責任を有する。任務を段取りする際は、人民武装警察部隊の軍事的に試練に耐えうる強さ、戦術素養の素晴らしさ、全体行動・能力の強みを発揮させ、肝心な時に、肝心な方向に集中させて人民武装警察部隊を使用する。

同時に、政策方針による誘導、状況の通報、組織・指揮、各方面の力の統一

的計画並びに必要な装備物資の後方支援を行う。

現場を片付け終わり、社会の秩序が回復し、政策法律制度が実行に移された後、部隊を慰問し、功績を上げた人員等を表彰する善後任務を行う」。

このようにあり、県級以上の人民政府公安機関の手配を受け、警戒区域における検査、犯罪容疑者への尋問や身分証などの検査、交通管制、大勢の人々が集まって社会秩序が失われた状況下における人々の退散などの任務を遂行することが定められている。この際、公安機関の手配を受けるという条件が付けられている理由としては、公安系統の武警部隊を除き、内衛部隊を始めその他の武警部隊は警察権を有していないことを指摘でき、武警部隊はあくまで公安機関による警察権の行使に協力するに過ぎないとも捉えられる。

近年中国国内各地において、デモや暴動の段階にまでは発展していない集団での抗議事件が多発しているが、これらへの対処に関しては武警法第 10 条が法的根拠になっていると捉えられる。また、対処の手法としては、「制止、退散させる」とあり、民衆を過度に傷つけたり感情を刺激したりすることがないように配慮がなされていることが窺える。これに関しては、デモや暴動が拡大してしまうことを防止するためのものと捉えられる。

## (2) 対外活動

「戒厳法」や「武警法」に定められた任務のほか、これまでの武警部隊が実際に行ってきた活動状況や任務遂行状況から見れば、武警部隊は対外的な活動にも積極的に参加し、軍事外交に倣い武警外交ともいうべき役割を果たしてきたことを指摘できる。以下、これについて具体的に見ていきたい。

中国は 1990 年代初めに国連平和維持部隊の派遣を始め、2007 年 10 月までの時点で延べ 8,883 名を派遣しているが、8,883 名の内の 1,033 名は武警部隊からの派遣であり、武警部隊も国連による平和維持活動に積極的に参加してきたと言える。

特に、2000 年 8 月、北京市に隣接した河北省廊坊市に所在する中国人民武装警察部隊学院（公安系統の辺防部隊、消防部隊及び警衛部隊の最高学府）において、「国家平和維持民事警察訓練センター」の看板が掲げられ、2001 年 3 月 14 日、国務院公安部により正式に同センターの設立が承認されて以来、同センターにおいて派遣要員の治安維持に係る訓練が実施されており、国連による平和維持活動に積極的に参加している<sup>161</sup>。国連による近年の平和活動においては、

<sup>161</sup> 派遣例を挙げれば、2004 年 9 月、北京市、天津市、上海市、重慶市の 4 つの直轄市の公安庁の暴動鎮圧部隊、辺防部隊等から選抜された計 125 名がハイチへ平和維持活動部隊

警察要員が武装して法執行を行うケースが増加しており<sup>162</sup>、この点から見れば、公安系統の武警部隊による国連平和活動への派遣が今後も拡大していくことが予想される。

また、2009年制定の「武警法」第7条において武警部隊がテロ襲撃事件への処置に参加すると正式に規定されたが、これより遡ること「2002年中国の国防」白書において、平時の武警部隊の主要任務として、「固定目標物の警護（原文：「執勤」）、突発事件対処、対テロ任務及び国家経済建設」が挙げられていた。

対テロ任務が武警の主要任務として明記されたのはこの時の白書が初めてであるが、その背景の一つには、2001年9月11日の米国におけるテロ事件もあると見られ<sup>163</sup>、翌年の2002年10月、中国はキルギスとともに「三つの勢力」（テロリズム、宗教過激主義、民族分離主義）の打撃を掲げ演習を行っており、中国側からは武警の辺防部隊が参加していた。

その後も中国は、翌2003年8月に上海協力機構の5か国と対テロ合同演習、2004年8月にパキスタンと対テロ合同演習「友誼—2004」、2006年8月にカザフスタンと対テロ合同演習「天山—1号」を実施してきたが、これらにも武警部隊の辺防部隊、機動師団等が参加してきた<sup>164</sup>。更に、2007年9月には、ロシア

---

として派遣されているほか、2007年12月には、広東辺防総隊の深圳支隊等から選抜された暴動鎮圧部隊が、ハイチ平和維持活動部隊の第5陣としての任務を終え帰国している。ハイチでは、危険度の高い地域に駐屯し、武装パトロール、取り調べ、要人警護、重要場所の警備、大規模娯楽施設の警備等を行っている。

また、2008年8月には、新疆辺防総隊から選抜された計125名がハイチ平和維持活動部隊の第7陣として派遣されることになっている。新疆ウイグル自治区の辺防総隊には、反テロ特別偵察隊（師団副職）が編成されていることから、おそらく、この部隊から主に選抜された将兵が平和維持活動部隊の要員として選抜され派遣されたものと思われる。これらことから、武警学院の国家平和維持民事警察訓練センターで訓練を受けた部隊は、スーダン等に派遣されている人民解放軍の工程部隊とは異なり、現地において、武装パトロール等を実施し、治安維持任務に従事しているものと思われ、これらの任務は、中国国内で治安維持任務に長けた武警部隊が適しているものと考えられる。

「中国維和民事警察培訓中心 2000年挂牌成立（中国平和維持民警養成訓練センターの看板が2000年に掲げられる）」『新華網』（2005年12月4日付、2006年1月27日閲覧）、「中国将成建制向海外派遣維和警察防暴隊伍（中国、海外に派遣する平和維持及び暴動鎮圧隊伍を編制）」『新華網』（2004年6月4日付、同6月26日閲覧）。

<sup>162</sup> 藤重博美「平和活動における軍人と警察の役割分担」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』2008年7・8月号、74頁。

<sup>163</sup> 当時の江沢民総書記は、2001年9月11日米国でテロ事件が発生する前から、中国国内では新疆ウイグル自治区におけるテロ事件が頻発していたことから、既に1998年7月にアルマトイで開催した「上海5か国会議（上海ファイブ）」第3回会合で「民族分離主義、宗教過激主義、テロリズム、武器密輸、麻薬密輸等、各国の安定と安全を脅かす公害に対し断固反対しなければならない」と述べ、上海ファイブを対テロ組織へと発展させていくべきことを提案していた。

<sup>164</sup> 趙嘉麟『「和平使命—2007」反恐怖演習手記』『瞭望東方周刊 2007年第34号』（「新華網」2007年8月23日転載、同9月26日閲覧）。

のモスクワに所在する内務省軍の演習場において、ロシア内務省軍と共に対テロ合同演習が実施されているが、これには武警北京総隊第13支隊特勤大隊の「雪豹突撃隊」が参加している<sup>165</sup>。武警部隊が単独で海外において外国との間で軍事演習を実施したのは、これが初めてであった。

2011年5月6日にも、新疆ウイグル自治区のカシュガルにおいて、タジキスタン及びキルギスとの間で「天山2号」と称する合同対テロ演習が実施されている。「天山1号」演習の際は武警辺防部隊が参加していたが、「天山2号」演習ではこれに加え、上述の武警の「雪豹突撃隊」が参加している。

その他にも2014年10月20日から同24日までの間、武警特警学院において、中国、ロシア、フランス、イスラエル、スペイン等の23か国から100人以上の代表が参加して、武警部隊第1回国際対ジャック戦法研究討論活動が行われている<sup>166</sup>。

解放軍は近年、対テロという国際的に正当な目的を掲げて、周辺諸国と軍事演習を重ね信頼関係の構築に努めるとともに、軍事力の誇示により対外的な影響力の拡大に努めている。その狙いは序章で述べたとおり、現在の国際安全保障秩序に対して中国の影響力を及ぼし、中国に有利な国際秩序やルール作りに

---

この記事によれば、中国は、対テロ最前線の新疆ウイグル自治区におけるテロへの対処能力の向上のため、2002年10月10日及び11日、3つの勢力（テロリズム、宗教過激主義及び民族分離主義の勢力）の打倒を掲げ、キルギスとともに両国の国境付近において、史上初めて他国と対テロ合同軍事演習を行っているが、この時、中国から演習に参加したのは辺防部隊である。

また、中国は、翌2003年8月6日から12日までの間、カザフスタン、キルギス、ロシア及びタジキスタンの上海協力機構5か国で、カザフスタンのウチャラル市および中国の新疆ウイグル自治区のイリ地区において、計1,300人を動員し、SCO枠内初の多国間対テロ合同軍事演習を実施しているが、この時も中国側からは、新疆軍区の独立連隊装甲歩兵大隊が参加したほか、武警の第7師団特勤中隊も参加している。

2004年8月4日には、中国の新疆ウイグル自治区カシュガル地区タシュクルガンタジク県において、対テロ作戦能力の向上、3つの勢力への打撃を目的として、パキスタンとは初の対テロ軍事演習「友誼—2004」を実施しているが、この時も、中国側から、蘭州軍区の特殊部隊及び装甲部隊のほか、武警部隊が参加している。

また、「鏡頭里的俄罗斯内衛独立师团」『中国武警2008年第1号』によれば、2006年8月24日から26日までの間、中国は、カザフスタンのアラマトイ州及び新疆ウイグル自治区イリ地区イーニン市において、両国の安全部門による初の対テロ合同軍事演習「天山—1号」を実施しているが、中国側からは、武警の辺防部隊の騎馬警察分隊、警察犬分隊、技術偵察分隊、ヘリコプター分隊、火砲分隊、後勤保障分隊及び対テロ特偵隊が参加し、辺防部隊の装甲防暴車を使用されるなどしている。中国側の総指揮は、公安部副部長・上海協力機構対テロ機構理事会主席の孟宏偉がとっている。

<sup>165</sup> 朱文軍、胡豊斌、鐘鳴「五洲架金橋」武警部隊政治部『中国武警2009年第一期』（2009年1月1日）10頁～11頁。

<sup>166</sup> 「武警部隊、舉行首届国際反劫机戦法研討活動」（「武警部隊、第1回国際対ジャック戦法研究討論活動を実施」）『解放軍報』（2014年10月25日付）。

繋げることである。最近では2014年11月、それまでの民間レベルから半官半民レベルへ格上げされて第5回「香山フォーラム」が開催されたが、これもその一環であろう。そして、武警部隊としても、このような他国との対テロ軍事演習に解放軍に混じって参加することにより、国際安全保障秩序への影響力行使に寄与しているものと捉えられる。

他方、武家部隊独自の役割としては、周辺諸国と対テロ演習を実施することにより、新疆ウイグル自治区における国内の対テロ勢力・分裂勢力・宗教過激勢力という所謂「三つの勢力」に対して、威嚇を行う意図もあると捉えられる。

また、下記の図に示す通り、武警部隊高官が近年、トルコやネパール等、中国と同様に国内に分裂勢力を有する国や旧共産圏を中心に訪問し、憲兵、対テロ部隊、治安部隊の建設について意見交換を行い交流を維持している。このような対外的交流は、中国が今後国内の治安を維持していくに際して大規模に武警部隊等を動員して国際社会から批判を浴びるような事態になった際に、中国の立場を擁護することに繋がるであろう。このことは、中国による国際安全保障秩序への影響力拡大や中国に有利なルール作りの流れをスムーズにする作用を果たすであろう。更には、国際社会における中国の発言力や存在感の増大に繋がるものであり、中国共産党指導部が掲げる「中華民族の偉大なる復興」、更には中国共産党の「正当性」にも繋がるものであり、それは中国共産党による統治の安定性にも寄与するであろう。

ただし、解放軍の活躍を背景とした中国の国際安全保障秩序への影響力拡大は、いずれは解放軍を中国共産党の絶対の指導下にある「党軍」から、中華人民共和国という国家としての軍「国防軍」へと変化させる方向へ作用するであろう。

### 武警外交

年月／国名	内 容
2002年10月4日～10月8日 トルコ（往）	呉双戦司令員（中將）が、トルコ憲兵司の招請を受け、公式訪問。この間、トルコ内政省大臣、陸軍司令とも会見し、対テロ、多国籍犯罪等の分野の協力強化を確認。
2011年 3月23日 ネパール（往）	王建平司令員（中將）が、陳炳徳解放国軍総参謀長（上將）のネパール陸軍参謀長の招請を受けてのネパール公式訪問に随行。その他、楊金山チベット軍区司令員（少將）も随行。双方は、両国両軍関係、実務協力、国境の安寧の擁護等を確認。
2011年 9月26日 ヨルダン（往）	王建平司令員（中將）が、ヨルダン治安部隊総局局長（少將）の招請を受け、ヨルダンを公式訪問。この間、ヨルダン国王と会見したほか、治安部隊局長と会見し、治安部隊建設と訓練状況を視察し両治安部隊間の友好交流や人員育成等について意見交換。

2012年 9月17日 ～9月20日 ブルガリア（往）	戴肅軍武警部隊副司令員（中將）が、ブルガリア内務省副大臣、総警監と会見するとともに、ブルガリアの特殊警察部隊、対テロ特殊部隊、軍事警察部隊及び警察学院等を視察。双方は、武警部隊と内務部隊の交流と協力について模索し、対テロ・突発事態対処、震災救援及び森林火災消火等の分野での経験を交流。
2012年 9月24日 アルバニア（往）	戴肅軍武警部隊副司令員（中將）が、アルバニア首相と会見し、軍事分野を含む各分野での交流強化と両国人民の理解と友誼の増進を確認。そのほか、アルバニア国防大臣及び総参謀長と両軍協力の強化について会談を実施。また、憲兵部隊及び特殊部隊の軍事課目訓練を見学。
2013年 7月14日 ～7月17日 ハンガリー（往）	武警総部副参謀長の周愛民（少将）率いる武警総部代表団（仲軒武警山西省総隊司令員、馬榮輝武警上海市総隊政治委員、徐元鴻武警森林指揮部政治部主任、王春新武警陝西省総隊司令員、朱文軍武警総部司令弁公室副主任（上級大佐））が、ハンガリー警察総局の招請を受け、ハンガリーの警察総局、警務機構を訪問。この間、ハンガリー警察訓練センター警察機動部隊による対テロ・突発事態対処訓練を見学。
2013年 10月13日 ～15日 イスラエル（来）	イスラエル国境警察部隊司令が、朱文軍武警部隊司令部弁公室副主任、宋宝善・武警チベット総隊司令員の随行の下で、武警チベット総隊を訪問。この間、営内施設、訓練施設、文化施設等を見学。宋宝善・チベット総隊司令員は、相互交流を提案。
2014年 4月22日 インドネシア（往）	薛国強武警部隊副司令員（中將）が、インドネシア国家警察総長の招請を受け、国家警察のほか、インドネシア88対テロ任務部隊（サトガス・ゲガナ）を訪問し対テロ演習を見学。
2014年 4月28日 カンボジア（往）	于建偉武警部隊副政治委員が、ティア・バニユ・カンボジア副首相兼国防大臣と会見し、武警部隊とカンボジア憲兵部隊間の交流と協力について意見交換。この間、カンボジア憲兵部隊と工作座談も実施。
2014年 9月4日～5日 カザフスタン（往）	戴肅軍武警部隊副司令員（中將）が、カザフスタンを訪問し、国民近衛軍司令と会見。

※資料出所：中国国営通信「中国新聞網」掲載記事や「外交部HP」、「中央人民政府HP」掲載の中国当局の発表内容を基に筆者作成。

### 第3節 武警部隊の徴兵と待遇

#### (1) 武警部隊の徴兵

まず、武警部隊における徴兵に関しては、2011年10月に修正・採択された「中華人民共和国兵役法<sup>167</sup>」の第12章における第72条に「本法は、中国人民武装警察部隊に適用する」とあり、軍の徴兵要領と同様に行われる。

以下、この「兵役法」に沿って武警部隊の徴兵の流れについて見ていきたい。

まず、同法第10条には、「全国の兵役義務は、国務院及び中央軍事委員会の指導の下で国防部が責任を負う」とあり、武警部隊についても国務院と中央軍事委員会の指導の下で国防部が責任を負っていることになる。

また、第10条には続けて、「各軍区（衛戍区、警備区）、軍分区（警備区）及び県・自治県・市・市直轄区の人民武装部及び各当該級人員政府の兵役機関は、上級の軍事機関及び同級の人民政府の指導の下で、当該区域の兵役業務の処理に責任を負う。機関、団体、企業事業単位及び郷、民族郷、鎮の人民政府は、本邦の規定に基づき兵役業務任務を完遂する。兵役業務は、人民武装部に設けられた単位において人民武装部が処理し、人民武装部の単位が設けられなければ、部門を確定して処理する」とある。すなわち、徴兵を行う主体は、各省軍区、軍分区及び県に各々所在する「人民武装部」である。

次はこの「人民武装部」についてである。

この「人民武装部」は現在、県（旗・県級の市・市直轄区）級の行政区、郷（鎮）の街道弁事処及び大型・中型企業や大学に設けられている軍事部門であり、当該地域において徴兵や民兵関連業務を指導するほか、各地の武器倉庫の管理を行う。街道弁事処<sup>168</sup>の人民武装部は、街道弁事処の兵役機関として、民兵、予備役、兵役、国防教育に従事するほか、公安部門による治安維持への協力、災害対処、国防動員関連の業務に従事する。

建国後は一貫して軍に帰属しており現役軍人が配属されていたが、1985年7月以降軍の財政負担軽減のため地方政府に帰属して地方幹部が任務に就いており、1996年からは再び軍の編成に入っている。各直轄市及び副省級都市管轄下の県（市・区）人民武装部は師団副級、その他の県（市・区）人民武装部は連隊級、一部の経済開発区や営林場に設置されている人民武装部は連隊副級である。ただし、軍の編成に入っているものの軍事作戦的な任務に従事しているわ

<sup>167</sup> 中国は建国後の1955年7月に「中華人民共和国兵役法」を交付し、義務兵役制の実行を規定しており、1984年5月に公布された新しい「兵役法」では、義務兵役制を主体として、義務兵と志願兵を結びつけ、民兵と予備役を結びつけた兵役制度の実行を規定した。現在の「兵役法」は、1998年と2011年に修正を行われたもの。

<sup>168</sup> 市管轄区人民政府の派出機関。

けではなく、あくまで兵役業務や退役軍人の福利厚生等が主任務である。

一般には県の党委員会書記が人民武装部の筆頭書記を兼任しており、その一方で人民武装部部长又は人民武装部政治委員が県の党委員会において常務委員を兼任する形が取られている。

更に、「兵役法」13条には、「国家は兵役登記制度を実行する。毎年12月31日までに満18歳になる男性公民は、当該年の6月30日までに県、自治県、市、市直轄区の兵役機関の手配に基づき、兵役登記を行う。兵役登記及び初歩的審査に合格した者は徴兵に応じた公民と称する」とある。

続けて、同「兵役法」第14条には「徴兵期間、徴兵に応じた公民は、県、自治権、市、市直轄区の兵役機関の通知に基づき、指定された体格検査場で体格検査を行う。徴兵に応じた公民は、現役に服する条件に合致するとともに、県、自治権、市、市直轄区の兵役機関による承認を受け、現役として徴集される」。

このように毎年満18歳になる男性公民は、行政機関の手配に基づき登録を行い、初歩審査、体格検査を経て徴兵される。

徴兵の時期は、従来は冬季であったが、2013年に変更され、2013年以降、7月から8月にかけて徴兵業務が始まり、身体検査、政治思想上の検査、9月1日に入隊が許可され、9月30日に徴兵業務が完了するという流れになっている。入隊完了後はまず新兵訓練が行われ、それを経て配属される運びとなる。

服役期間は、「兵役法」19条によれば2年である。

服役期間2年に達した後は、「兵役法」20条には、「義務兵の服役期限が来れば、軍隊の需要と本人の意志に基づき、連隊級以上の単位の承認を経て士官に改めることができる。軍隊の需要に基づき、非軍事部門で専門技能を有する公民の中から直接士官を募集することができる。士官は、期間を分けて現役制度を実行する。士官服役期限は、志願兵になってから少なくとも3年、一般には30年を超えず、年齢は55歳を超えない」とあり、士官に昇任して軍にとどまる道もある。

他方、「兵役法」第26条には、次のようにある。

「現役軍官（将校）は、下記の人員から補充する。

- (1) 優秀な兵士及び一般の高校を卒業し軍の学校に入り卒業した学员から選抜する。
- (2) 一般の大学を卒業した国防生<sup>169</sup>及びその他優秀な卒業見込みの学生から選抜する。

---

<sup>169</sup> 通常は大学で教育を受ける一方で、軍又は武警部隊から奨学金の支給を受け、定期的に軍又は武警部隊で軍事訓練を受ける学生を指す。大学卒業後は入隊することが条件になっている。

- (3) 一般大学学士以上の学歴を有し、態度が優秀な兵を直接引き上げる。
- (4) 現役軍官の文職幹部に職務を変える。
- (5) 軍隊以外の専門技術人員及びその他の人員から募集する。

戦時は需要に基づき、兵士、徴集に応じた予備役軍艦及び非戦争軍事部門の人員の中から直接軍官を任命する」。

このようにあるが、指摘しなければならないことは、「兵役法」という名称にある通り、中国国内では兵役に服することが義務であるが、志願制で必要とする兵力を十分に補充していけるため、実質的には志願制とも言えることである。現に兵役に就くということは、そのまま軍に下士官として残れば軍人としての待遇を受け退役後の生活もある程度保障されるということであり、徴兵に際して贈収賄が問題になるほどである<sup>170</sup>。

また、一部は下記の表（武警の学校）に示す通り、武警系統の学校を卒業後に武警部隊に入隊する形をとる。彼らは一般には6か月から1年の軍事訓練を受け、部隊に配属されることとなる。武警の学校に関しては、2011年7月、武警部隊党委員会により「武警の学校と訓練機構体制編制の調整に関する改革案」が打ち出され、それまでの武警部隊総部隷下の学校27校が14校にまで縮小されることが決定しており<sup>171</sup>、今後は武警近代化目標に即した教育に重点が置かれることとなる。

### 武警の学校（2014年）

学校名	概 要
<b>武警指揮学院</b> <b>（武警総部隷下。正軍職）</b>	○所在地：天津市。軍級。 ○主に中級指揮幹部の育成を担っており、武警連級指揮、部隊政治工作、武警司令工作、武警参謀業務、教学管理参謀業務、教育業務育成と軍隊指揮策、軍隊政治工作、軍隊管理学、軍事訓練楽收支研修生等、10の専門分野の人材を育成。 ○前身は1951年5月に北京清河に編成された軍事委員会公安部隊軍政幹部学校。その後1980年山西省夏県に再建され、1984年2月に中国人民武装警察部隊専科学校へと改称。1998年9月に現在の天津市に移転され現在の名称へ改称。
<b>武警北京指揮学院</b> <b>（師団正職）</b>	○所在地：北京市。師団級。 ○初級指揮幹部養成学校で、大学統一入試対象の学校。

<sup>170</sup> 「国防部征兵弁：遏制征兵腐敗 近期將巡查暗訪（国防部徴兵弁公室、徴兵の腐敗抑制のため近頃巡查し秘密裏に訪問）」『国防部HP』（2014年8月12日付、同9月26日閲覧）。

<sup>171</sup> 「武警院校体制編制調整全面啓動 將由27所精簡為14所」『新華網』（2011年7月27日付、同日閲覧）。

<p><b>武警瀋陽指揮学院</b> (師団正職)</p>	<p>○所在地：瀋陽市。師団級。 ○初級指揮幹部養成学校で、大学統一入試対象の学校。</p>
<p><b>武警広州指揮学院</b> (師団正職)</p>	<p>○所在地：広州市。師団級。 ○初級指揮幹部養成学校で、大学統一入試対象の学校。</p>
<p><b>武警済南指揮学院</b> (師団正職)</p>	<p>○所在地：済南市。師団級。 ○初級指揮幹部養成学校で、卒業後は主に山東省部隊に配置。</p>
<p><b>武警福州指揮学院</b> (師団正職)</p>	<p>○所在地：福州市。師団級。 ○初級指揮幹部養成学校。</p>
<p><b>武警ウルムチ指揮学院</b> (師団正職)</p>	<p>○所在地：ウルムチ市。師団級。 ○新疆ウイグル自治区唯一の武警初級指揮幹部養成学校で、武警部隊の内衛部隊、辺防部隊、消防部隊、兵团指揮部、8660 部隊のために人材育成。武警新疆総隊、武警兵团指揮部所属部隊の 90% 以上の幹部が同学院を卒業。</p>
<p><b>武警工程大学</b> (武警総部隷下。正軍職)</p>	<p>○所在地：陝西省西安市。武警総部直属で軍級。 ○主に武警部隊修士課程の教育、装甲兵、砲兵、工兵、船艇指揮生長幹部の教育及び通信、機要生長幹部と現職幹部の教育を担当。 ○校内には、武警移動通信ネット実験室、非致死性兵器実験センター、ネット・情報安全実験室、武警作戦指揮研究センター、指揮自動化実験センター等の実験室を有する。 ○前身は 1984 年 4 月に編成された中国人民武装警察部隊技術学院であり、1998 年 8 月に中国人民武装警察部隊工程学院改称されており、2011 年 8 月に成都指揮学院、医学院を吸収して現在の名称に改称された。2007 年に中央軍事委員会により軍隊「2110 工程」重点建設学校として承認される。</p>
<p><b>武警警官学院</b> (武警総部隷下。副軍職)</p>	<p>○所在地：四川省成都市。武警総部直属で副軍級。 ○四川省唯一の軍学校。2011 年 9 月 1 日に武警成都指揮学院から武警警官学院に改称され格上げ。 ○武警部隊で唯一文系、理系、工学系を有しており、長江より南方の各省・自治区・市から入学試験に合格した高卒者及び 20 個以上の武警総隊から試験に合格した兵士を対象として学部教育と訓練を担う。1984 年創設。 ○軍事法学、心理学、中国語言文学、数学、物理学、コンピューター科学と技術、指揮情報系统工程、管理科学と工程、武警指揮の計 11 の専門学科を有する。</p>

<p><b>武警政治学院</b> (武警総部隷下。 副軍職)</p>	<p>○所在地：上海市。副軍級。</p> <p>○初級指揮幹部養成学校で、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省、福建省から入学試験に合格した高卒者及び武警上海市総隊から試験に合格した現役兵を対象として学部教育と訓練を行う。</p> <p>○1984年に創設され、2000年5月に武警上海指揮学校から武警上海指揮学院、2006年9月に武警上海指揮学院から武警上海政治学院へと改称され、武警部隊で唯一の政治学校となる。</p> <p>○2006年に「2110工程」分野</p>
<p><b>武警後勤学院</b> (副軍職)</p>	<p>○所在地：天津市。副軍級。</p> <p>○前身は1984年に編成された武警医学院、2011年9月に改称。</p> <p>○武警後勤管理と医学專業生長幹部の教育を担っており、軍事後勤学、応用経済学、臨床医学、公共衛生と予防医学の学科を有する。国家の「863」計画、「973」計画も担う。</p>
<p><b>武警警種学院</b> (師団正職)</p>	<p>○所在地：北京市。師団級。</p> <p>○武警の黄金部隊、森林部隊、水電部隊、交通部隊指揮部の初級指揮幹部養成学校。</p>
<p><b>武警石家庄士官学校</b></p>	<p>○所在地：石家荘市。</p> <p>○職業技能訓練学校。</p>
<p><b>武警杭州士官学校</b></p>	<p>○所在地：杭州市。</p> <p>○職業技能訓練学校。</p>
<p><b>武警特殊警察学院</b> (副軍職)</p>	<p>○所在地：北京市。副軍級。</p> <p>○またの名を「武警北京特警学院」とも称し、部隊でもあり、学校でもある特殊な組織である。前身は、1982年7月22日に編成された「対ハイジャック特殊警察部隊」で、またの名を公安部警字722部隊とも称した。1983年に武警部隊が正式に編成された際、「中国人民武装警察部隊特殊警察大隊」と名称が改められ、武警総部の隷下に置かれた。対ジャック、対暴乱を専門とする。その後、「中国人民武装警察部隊特殊警察学校」へと再び名称が改められており、1985年9月から正式に学員の募集を開始している。1999年8月には武警視線総隊女子特警隊が北京の同学校へ移され、ここで最初の女子特警作戦隊も編成されている。2000年5月、「武警北京特警楽員」と改められ、「特警」と「偵察」の二つのコース(3年間)が設けられ、2004年からは4年コースもできている。</p> <p>○2007年8月に北京五輪聖火リレー護衛団が編成され、その出陣</p>

式が呉双戦・武警部隊司令員も参加して行われている。2007年9月にはロシア内務省軍とモスクワで対テロ合同演習が行われているが、その演習に参加するに際して同学院において「雪豹部隊」が編制された。更に、2014年には「獵鷹部隊」も編制された。

**武警部隊学院  
(公安部隷下)**

◎正式名称：中国人民武装警察部隊学院。  
○所在地：河北省廊坊市。公安部の隷下であり、公安系統の辺防部隊、消防部隊、警衛部隊の指揮管理と専門技術警官を養成する学校。

**武警海警学院  
(公安部直屬)**

◎正式名称：公安海警学院 (China Maritime Police Academy)。  
○所在地：浙江省寧波市。辺防部隊で唯一、國務院教育部より一般大学として承認されており、中国国内で唯一海上での法執行人材を養成する学校。  
○基礎部、船艇指揮、機械設備・電力設備管理、電子技術、後勤管理、進修の5つの学部からなる。  
○前身は1983年7月に創設の武警水面船艇学校であり、1999年に公安海警高等専科学校へ格上げされ、2010年6月28日に学部を有する学院へと格上げされ現在の名称へ改称。

※資料出所：「中国高等教育学生情報網」（中国國務院「教育部」がネット上に公開している入試用大学情報サイト）、「公安海警学院ウェブサイト」、「解放軍網」、「新華社」等掲載の公開情報や記事を基に筆者作成。

## (2) 武警の待遇

「国防法」第68条には、「本法の軍人に関する規定は、中国人民武装警察部隊にも適用する」とあり、武警部隊の将兵は、軍人としての待遇を受けることが明記されている。加えて、2009年8月に採択された「武警法」第22条には、「人民武装警察は、「中華人民共和国国防法」及び関連法律、行政法規が規定する現役軍人の權益を有している」と改めて明記されている。併せ、「中国人民解放军軍官軍銜（階級）条例」の附則の第33条においても、「武警部隊は「階級制度」を実行し、具体的な方法は、國務院及び中央軍事委員会が規定する」とあり、武警部隊においても軍に準じた階級制度が用いられている。そのほか、軍と武警部隊の間では高級幹部を中心に人事異動が行われているが、その際、現有の階級がそのまま異動先においても用いられている。こうしたことから、一連の法律に定められている待遇や階級の面から見れば、武警部隊は軍に準じた扱いを受け、軍人としての待遇を受けていることが明確である。

他方、武警部隊と公安部門民警の違いに着目すると、武警部隊は今述べた通り「現役軍人」としての待遇を受ける一方で、民警はあくまで「公務員」に過ぎない。公安部の「辺防部隊」、「警衛部隊」及び「消防部隊」が、武警総部の直接の指揮下にはないにもかかわらず、武警部隊の序列に置かれている理由も大きくここにあると捉えられる。つまり、「辺防部隊」、「警衛部隊」及び「消防部隊」は、軍や武警部隊のように特殊な使命を担い、国内の治安維持のため犠牲を払うこともあることから、待遇面で一般の公務員よりも優遇するために武警の序列に入れられているものと捉えられる。

#### 第4節 武警部隊の特徴

##### (1) 編成人数と指揮系統

###### ア 編成人数

第1節においては武警部隊の編成について述べてきたが、その兵力は、「2006年中国の国防」と題する国防白書において初めて66万人を擁することが明らかにされた<sup>172</sup>。

その後、2009年4月20日、全国人民代表大会常務委員会に提出された「人民武装警察法（草案）」によれば、内衛部隊及び黄金部隊、森林部隊、水電部隊、交通部隊で計68万人であると公表された。数字から見れば、わずか2年余りで2万人が増加したことになるが、他方、2006年に発表の66万人は内衛部隊のみ的人数であり、黄金部隊、森林部隊、水電部隊、交通部隊が含まれていなかったとも考えられ、その場合、この警種部隊の兵力数が計2万人ということになる。

更に、武警部隊のH.Pに公開されている記事<sup>173</sup>には、内衛部隊、警種部隊及び公安系統の部隊で総勢120万<sup>174</sup>人いると公表されている。この120万人の内

<sup>172</sup> 2009年4月20日、全国人民代表大会常務委員会において「人民武装警察法草案」が初めて提出された際、中国国営通信「新華社」は、武警部隊の総兵力を68万人と記述している。「武警法提請人大審議明確執行安保任務九大範圍（武警法が全人代の審議にかけられる9分野の安全防衛任務を明確化）」『新華網』（2009年4月21日付、同日閲覧）。

<sup>173</sup> 「武警部隊—武警構成」『武警部隊H.P.』（2012年3月1日付、同4月28日閲覧）。  
[http://www.chinawujing.com/E\\_Board\\_News.asp?ID=7](http://www.chinawujing.com/E_Board_News.asp?ID=7)。

<sup>174</sup> 内衛部隊が、各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団指揮部で計32個総隊であり、単純に1個総隊約2万人として計算すると、約64万人になる。これに、14個機動師団が1個師団約1万人とすると約14万人となり、内衛部隊は合わせておよそ78万人になる。警

訳は公表されておらず、120 万人から 68 万人を引いた人数、つまり 52 万人が公安系統の部隊であるとの考え方もあるが、これも定かではない。ただ言えることは、武警部隊の内衛部隊、警種部隊及び公安系統部隊を合わせた実際の総兵力数は、中国が公式に発表している 66 万人よりも多いであろうことである。

武警部隊の編成に関して注目される点は、一口に武警部隊と言いながらも、内衛部隊、警種部隊及び公安系統の部隊で、指揮系統が大きく異なることである。武警部隊のうち、内衛部隊及び警種部隊は、武警総部を通じて、中央軍事委員会の指導、指揮を受ける体制がとられているが、公安系統の辺防部隊、警衛部隊及び消防部隊に関しては、国務院「公安部」が最高指導機関であり、中央軍事委員会の指導下には置かれていない。加えて、これら公安系統の部隊については、武警部隊とは言いながらも、国務院「公安部」のそれぞれ「警衛局」、「辺防管理局」及び「消防局」の隷下にあり、武警総部の指導下にはない。このように一言で「武警部隊」と称するも、複雑な指導体制、指揮体系にあり、そこには武警部隊が 1983 年の編成されて以降、或いは中国国内の治安維持部隊が建国以来幾度も組織改編が繰り返されてきた形跡が残されているためと捉えられる。

## イ 指揮系統

「1982 年の中央 30 号文献」によれば、武警部隊は 1982 年<sup>175</sup>、公安部門を構成する一組織として編成されており、編成・序列、制服、物資の供給基準、規律面での要求、教材・訓練及び辺境地域での協力という 6 つの分野に関しても全て公安部門により統一的に計画、管理されていた。当然のことながら、日常

---

種部隊は黄金部隊が 3 個総隊、水電部隊が 3 個総隊、交通部隊が 2 個総隊、森林部隊が 8 個総隊で計 16 個総隊あることから、同様に単純計算するとおよそ 16 万人を擁することになる。最後に公安系統の武警部隊は、辺防部隊が総勢 10 万人を擁すると言われており、これに警衛部隊及び消防部隊を加えると、計 23 万名を擁すると言われる。従って、3 種の武警部隊を合わせると、総勢 116 万人を擁する計算になり、武警部隊の H. P. 上で公表されている 120 万人に近い数字になる。これは、あくまで推測であるも、少なくとも実際の武警の兵力数は、公表の 66 万人よりも多いことを指摘できる。

<sup>175</sup> 1982 年 6 月 19 日、党中央により、公安部党組の「人民武装警察部隊の管理体制の問題に関する承認申請報告」が承認され、人民解放軍が担ってきた地方の内衛任務及び執勤部隊が公安部門へ移行され、公安部門が従来実行してきた義務兵の「武装」、「辺防」、「消防」の 3 つの部隊を統一して、「中国人民武装警察部隊」を編制することが決定された。翌年の 1983 年 4 月、中国人民武装警察部隊総部が正式に発足した。

龔利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究」（中国社会科学出版社、2010 年）85 頁。

的な業務に関しても、公安部門により管理、指揮がなされていた<sup>176</sup>。

しかしながら、その後の国内外の情勢の変化に伴い、武警部隊が担う任務は次第に重くなり、指導体制や指揮体系も変化していった。

国務院及び中央軍事委員会は 1995 年、「中国人民武装警察部隊の指導管理体制の調整に関する決定（以下、「決定」）」を公布し、従来の「一統・両分」指導体制を「二重指導体制」へと変更させた<sup>177</sup>。

この指揮系統の変更後、武警部隊は、国務院の編成・序列に属することとなり、国務院及び中央軍事委員会の二重の指導を受けて統一的な指導・管理と分級指揮を結合させた体制が実行されることとなった。また、武警部隊各級党委員会に関しても、上級の武警部隊党委員会の指導を受けるとともに同級の地方党委員会の指導を受けるといふ二重の指導体制下に置かれることとなり、この指導体制は、2009 年に採択された「武警法」において、法的にも確立された。

現在の武警部隊の指揮系統については、「武警法」及び「決定」によれば、以下のとおり纏められる。

武警部隊は、国務院と中央軍事委員会の二重の指導下にあるが、国務院の武警部隊に対する指導は主として国務院関係部門を通じて行われ、また、中央軍事委員会の武警部隊に対する指導は主として総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部を通じて行われる。

武警部隊の内部においては、武警総部が武警部隊の指導・指揮機関であり、武警総部は内衛部隊を指揮・指導、管理するとともに武警部隊の序列に入れているその他の部隊を指揮・指導することとなっている。

その際、第 1 に、公安関連の任務に関しては、武警総部は、公安部の指導・指揮を受け、各省・自治区・直轄市の武警総隊及びその隷下部隊は同級の公安部門の指導を受ける。

第 2 に、部隊建設に関しては、上述の通り武警部隊各級党委員会は、上級の武警部隊党委員会及び同級の地方党委員会の二重の指導下にある。

第 3 に、突発的事件及び自然災害への対処については、各省・自治区・直轄市の党委員会と政府が、規定と権限に基づき管轄地域内の武警部隊を動員、使用する。

更に、国務院、中央軍事委員会及び地方の党委員会と政府それぞれの武警部隊に関する職責について見ていきたい。

<sup>176</sup> 鄒利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究」（中国社会科学出版社、2010 年）87 頁。

<sup>177</sup> この「決定」そのものは公開されていないが、その中身の一部は、以下の資料に紹介されている。

鄒利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究（武警將兵の現代革命軍人の核心的價值觀の樹立に係る研究）」（中国社会科学出版社、2010 年）86 頁－89 頁。

まず、国務院は、武警部隊の日常的な任務、部隊の規模と編成上の定員、指揮、経費、物資供給等の分野に関して主に責任を負っており、国務院の関係部門を通じてこれらが実施される。

次に、中央軍事委員会は、武警部隊の組織編成、幹部の管理、指揮、訓練、政治工作に関して主として責任を負っており、総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部を通じて行われる。幹部の補職、交流、配置転換、学校での教育訓練、退役業務等に関しては、原則的に総政治部によって統一的に計画され、具体的な業務は武警総部によって処理されることとなっている。このような二重の指導体制下に置くことによって、武警部隊の師団級以上の幹部が軍種<sup>178</sup>を超えて異動することが可能になっている。

その次に、地方の党委員会と政府に関してである。地方の党委員会は、同級の武警部隊党委員会を指導することとなっており、管轄地域内の突発的事件と自然災害への対処においては、地方の党委員会と政府が規定に基づき、管轄地域内の武警部隊を動員、使用することができ、財政的にも物資的にも一定程度の保障がなされることとなっている。この点、2009年に全人代常務委員会に提出された「武警法（草案）」では、「県級の政府と公安部門が武装警察部隊を出動させることができる」となっていたが、同年8月27日に正式に採択された「武警法」の第8条ではこの部分は削除され、武警部隊の出動に関して「具体的な承認権限及びプロセスは、国務院及び中央軍事委員会の規定による」とある。

このことから、承認権限とそのプロセスは明らかにはされていないが、突発的事件と自然災害への対処に関しては、地方の公安部門が主導するわけではないことを指摘できる。

最後に、公安部門に関してである。公安部門は、公安関連業務については、国務院公安部が武警総部を指導、指揮し、地方の公安部門が同級の武警総隊、支隊を指導することとなっている。公安部長は武警部隊総部の筆頭政治委員、各省・自治区・直轄市の公安庁長（局長）が武警総隊の筆頭政治委員、公安処長（局長）が武警支隊の筆頭政治委員を各々兼任する形がとられており、こうした形をとることで武警部隊に対する公安の指導を示そうとしているものと捉えられる。

また、王建平武警部隊司令員と許耀元武警部隊政治委員による「武警法の解釈と適用指南」（以下、「指南」と略する）には、次の通り説明されている。

まず、「武警法」第3条には、「人民武装警察部隊は、国務院、中央軍事委員会により指導され、統一指導と分級指揮を結びつけた体制を実行する」とある。

これについて、同「指南」には、この第3条の「国務院」とは、中央人民政府

<sup>178</sup> 陸軍、海軍、空軍を指す。この場合は、武警部隊の枠を超えて、陸軍へ配置転換が行われたことを指す。

であり、国家最高権力機関の執行機関であると同時に、国家最高行政機関であり、国務院所属の各部、各委員会、各直属機構及び各級地方政府の活動を統一的に指導する。「中央軍事委員会」は、国家の最高軍事指導機関であり、中国の武装力を統一的に指導する。

更に、この際の「統一的指導」について、主に以下の3つの分野を包括するものと説明されている。

「第1に、人民武装警察部隊の最高指揮権は、党中央、中央軍事委員会に集中しており、如何なる時、如何なる状況下においても揺るぎなく、少しの動揺もなく、党中央、中央軍事委員会の指揮に従わなければならない。

第2に、人民武装警察部隊は国務院の編成・序列に属しており、国務院、中央軍事委員会により統一的に指導される。

国務院は主に人民武装警察部隊の日常の任務付与、規模、編制定数、指揮、業務建設、経費・後方支援物資に責任を負う。国務院の人民武装警察部隊に対する指導は、主に国務院関連機能部門を通じて実施される。

中央軍事委員会は主に人民武装警察部隊の組織編成、幹部管理、指揮、訓練、政治工作に責任を負う。中央軍事委員会の人民武装警察部隊に対する指導は、主に総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部を通じて実施される。

部隊建設分野において、人民武装警察部隊は、人民軍隊の建軍思想、主旨、原則に基づき、人民軍隊の条令、条例及び関連規章・制度に照らして、人民武装警察部隊の特徴と結び付け、全面的に部隊建設を強化する。

第3に、人民武装警察部隊総部は、人民武装警察部隊の指導・指揮機関であり、国務院及び中央軍事委員会の指導の下で、主に人民武装警察部隊の内衛部隊及び黄金部隊、森林部隊、水電部隊、交通部隊の軍事、政治、後方支援業務に責任を負い、人民武装警察部隊の序列に入れられている辺防部隊、消防部隊、警衛部隊の支隊及び支隊相当以上の部署は、党の委員会及び常務委員会を設ける。大隊及び大隊相当以上の部署は、基層委員会を設ける。支隊以上の党委員会は、党の代表大会制度を整備する。

また、「分級指揮」とは、人民武装警察部隊が安全保衛任務、応急修理・救済等の任務を執行する際、地方の県級以上の人民政府及び上級の武警部隊の指揮を受ける。地方政府は、当該行政区域内において最高指導機関であり、最高行政機関であり、任務執行時は、地方の県級以上人民政府及び上級人民武装警察部隊の指揮をそれぞれ受ける。地方政府の人民武装警察部隊に対する指揮は、主に人民武装警察部隊の指揮員及び指揮機関を通じて実施する。公安任務執行及び関連業務建設分野においては、人民武装警察部隊総部は、公安部の指導を受け、人民武装警察部隊内衛総隊及びその隷下の武警部隊は、同級の公安部門の指導を受ける。

公安部部長及び各省・自治区・直轄市の公安庁庁長、各地区・市・州・盟の公安処（局）長は、それぞれ人民武装警察部隊及び内衛総隊、支隊の筆頭政治委員を兼任する。

「統一指導」と「分級指揮」を結びつけた体制とは、武警部隊建設及び職責・使命の履行における「党が鉄砲を指揮する」という健軍の根本原則の具体的な運用である。実践が証明しているように、このような指導体制は、中国の国情及び人民武装警察部隊の実情に合致しており、党の武警部隊に対する集中的な統一指導を強化するだけでなく、地方各級政府の積極性を十分に発揮させ、武警部隊の職能の役割を発揮させることに有利である。武警部隊は地方の党委員会と政府の指導を尊重し、安全保衛任務及び関連業務建設分野においては自覚を持って公安機関の指導を受けなければならない。

上記説明から、武警部隊の最高指揮権は党中央及び中央軍事委員会に集中していること、武警部隊の最高指導機関である武警総部は決して公安部の直接の指導下にはないことを指摘できる。公安部の指導を受けるのは、各省・自治区・直轄市における党や政府の庁舎や重要なインフラ施設の警備等の公安業務に限られ、武警部隊の組織編制、幹部管理、訓練、政治工作等、武警部隊建設全般は中央軍事委員会の指導下であり、直接の指導はその隷下の総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部から受ける点が注目される。その上で、突発事態やテロ対処、自然災害等発生した場合は、各省・自治区・直轄市の党委員会と政府が、あくまで規定に従って、当該地域所在の武警部隊を動員することとなり、各省・自治区・直轄市の公安庁の指示や指導を受けるわけではない。

加えて、1995年の国務院及び中央軍事委員会による「決定」及び王建平武警部隊司令員及び許耀元武警部隊政治委員による「指南」のいずれにおいても、「党中央政法委員会」の武警部隊に対する指導や指揮体制には一切言及されていない。このことから、党政法委員会による指導が仮に実態としてあるにせよ、これは制度上保障されているものではなく、党中央政法委員会書記であれば公安部筆頭政治委員、各省・自治区・直轄市の政法委員会書記であれば公安庁長、各地区・市であれば公安局長を兼任しているケースが多く、それ武警部隊に対する影響力を有している場合があると考えられる。なお、これについては後述することとしたい。

## ウ 党軍或いは国軍

中国の「国防法」や「兵役法」等には「中国の武装力は、人民解放軍、人民武装警察部隊及び民兵から構成される<sup>179)</sup>」とあり、武警部隊は武装力の一つと

<sup>179)</sup> 「武装力」に関して、2013年4月16日に発表された「中国の武装力の多様化した運用」

して位置付けられている。

1982年制定の中国「憲法」は、「国務院は、国防建設事業を指導<sup>180</sup>、管理する」と規定すると同時に、「中華人民共和国中央軍事委員会は、全国の武装力を指導する」とある。1997年3月制定の「国防法」は、その第13条において、中華人民共和国中央軍事委員会の職権として、「①全国の武装力の統一的指揮、②軍事戦略及び武装力の作戦方針の決定、③解放軍建設の指導、管理、④全人代、同常務委員会への議案の提出、⑤軍事法規の制定、命令、⑥解放軍の体制と編制の決定、⑦武装力メンバー任免の決定、⑧武装装備体制の決定、⑨国務院との国防費と国防資産の共同管理」が挙げられている。

これら「憲法」や「国防法」第13条によれば、軍は、「国務院」や「国家中央軍事委員会」の指導や指揮下であり、中国という国家の指導の下にある「国軍」であると言える。

その一方で「国防法」第19条には、「中国の武装力は、中国共産党の指導を受け、武装力における共産党組織は党規約に基づき活動する」とある。更に、「中国共産党規約」の前文に相当する総綱には「中国共産党は人民解放軍及びその他武装力への指導を堅持する」とある<sup>181</sup>。加えて、「人民解放軍政治工作条例」第4条には、「人民解放軍は中国共産党の絶対の指導下であり、その最高指導権及び指揮権は、中国共産党中央委員会及び中央軍事委員会に属する」とある。

このように、「国防法」の第19条や「中国共産党規約」、「政治工作条例」によれば、軍は党の絶対の指揮下にある「党軍」であると言える。

ここで、「中国共産党中央軍事委員会」（以下、「党中央軍事委員会」と略する）と「中華人民共和国中央軍事委員会」（以下、「国家中央軍事委員会」と略する）の違いについてまとめておきたい。

「党中央軍事委員会」は、中国共産党の指導下にある最高の軍事指導機構であり、その主要な任務・役割は、全国の武装力を直接指導することである。「中国共産党規約」に基づけば、党中央軍事委員会メンバーは党中央委員会により決定される。また、軍の中の党組織体制と機構は、中央軍事委員会により規定される。

一方、「国家中央軍事委員会」は、国家機構の一つであり、全国の武装力を指導する。1984年制定の「憲法」において、「中華人民共和国は『国家中央軍事

---

（原文：「中国武装力量的多様化運用」と称する国防白書にも、「中国の武装力とは、人民解放軍、人民武装警察部隊、民兵から構成され、国家の安全と発展戦略の全局において重要な地位と役割を有しており、国家の主権、安全、発展利益を守るという光栄なる神聖な職責を担っている」と説明されている。

<sup>180</sup> 中国語では「領導」と表記。

<sup>181</sup> なお、同第23条には「中国人民解放軍の党組織は、中央委員会の指示に従って業務を行う」とある。

委員会』を設立し、主席、副主席及び若干名の委員によって構成し、主席責任制を実行する」と規定されている。更に、全国人民代表大会において中央軍事委員会主席を選挙すると同時に、中央軍事委員会主席の指名に基づき、中央軍事委員会のその他のメンバーの人選を決定する。また、全国人民代表大会は、中央軍事委員会主席及び中央軍事委員会のその他のメンバーを罷免する権利を有する。中央軍事委員会主席は全国人民代表大会常務委員会委員に対し責任を負うとある。

1984年に制定した「憲法」において、「国家中央軍事委員会」の設立が規定されたことは、人民解放軍を党の軍隊としてだけではなく、中国という国家の軍としても体をなそうとするものであったと捉えられる。

この「党中央軍事委員会」と「国家中央軍事委員会」は、2枚看板一組織であるが、例えば、2012年秋の第18回党大会から2013年3月の全国人民代表大会開催の間、「党中央軍事委員会」の主席は習近平、副主席は範長龍と許其亮、「国家中央軍事委員会」主席は胡錦濤、副主席は徐才厚と郭伯雄であったように、「党中央軍事委員会」と「国家中央軍事委員会」のメンバーが一時的に一致しない時もある。

論点を戻すが、他方、武警部隊について考察すれば、武警部隊は、「共産党規約」や「国防法」19条に基づき武装力の一つとして「中国共産党」の指導を受ける。その意味では、武警部隊も「党軍」であると言える。

その一方で「国防法」13条によれば上述のとおり武警部隊は武装力の一つとして「国家中央軍事委員会」の指揮下にもある。更に、2009年制定の「武警法」第3条には、「武警部隊は国務院及び中央軍事委員会により指導される」とあり、国防建設事業に限らず全編的に「国務院」の指導下にある。

すなわち、武警部隊は、「中央軍事委員会」だけではなく、「国務院」の指導下にもあることを指摘できる。この点が軍とは大きく異なる点であることを指摘できる。

これに関しては、解放軍においては近年、軍の「国家化」、「非党化」に断固阻止しなければならないとの指摘が中央軍事委員会副主席等から度々発出されている<sup>182</sup>が、武警部隊に関しては、「国家化」、「非党化」を阻止しなければならないとの指導がなされている事実は確認できないことにも表れている。それは、武警部隊は、中央軍事委員会だけではなく、「国務院」の指導下にもあるためであることを特筆できる。

---

<sup>182</sup> 例えば、徐才厚・中央軍事委員会副主席は、2011年3月に福建省駐屯部隊を視察の際、「軍の非党化、非政治化」及び「軍の国家化」等の誤った政治的観点を抑制しなければならないと指摘している。

「徐才厚重要講話：解放軍堅決反対軍隊国家化」（徐才厚、重要講話で解放軍の国家化に断固反対するよう述べる）『解放軍報』（2011年3月24日付、同日閲覧）。

しかしながら、それと相反するように、武警部隊は、建国以来、武警部隊の前身であった公安部隊について「80%以上が党員でなければならない」という劉少奇の指示が代表するように、部隊における党員の割合が軍よりも高く、実態としては党の性質が軍よりも濃いことを指摘できる。

国内の治安維持を担う武警部隊は、「党の柱石」としての機能増強が今後も図られていくことは疑いようがないと思われるが、その一方で指導体制から見れば国家としての性格が軍よりも濃いことは、今後軍との関係においても注目される。

## (2) 警種部隊の経済活動

警種部隊に関して注目されるのは、経済活動が許可されている点である。

武警部隊と軍との違いとして、武警部隊における経済活動を挙げることができるが、その経済活動が許されているのは、この武警部隊の中でも警種部隊のみである。

武警部隊の警種部隊の内、水電部隊、交通部隊及び黄金部隊は、1998年解放軍及び武警部隊において経済活動が基本的に禁止されてからも、引き続き経済活動が許可されていることをその特徴として挙げられる。

例えば、水電部隊の司令部として北京に所在する「水電指揮部」は、「中国安能建設総公司」という名称も有しており、所謂「二枚看板」の組織である。その隷下の水電第1総隊（所在地：広西チワン自治区隆林県）は「江南水利水电公司」、水電第2総隊（所在地：江西省新余市）は「江夏水利水电工程公司」、水電第3総隊（所在地：四川省成都市）は「安蓉水利水电工程公司」という名称も有しており、企業としての顔も持ち、独立採算制をとっている<sup>183</sup>。

また、交通部隊の司令部である「交通指揮部」の直属工程部は「北京市海龍公路工程公司」、交通指揮部隷下の交通第1総隊（所在地：四川省成都市）は「四川武通路橋工程局」、交通第2総隊（所在地：新疆ウイグル自治区ウルムチ市）は「新疆崑崙路港工程公司」という名称を有している。判明しているところでは、交通第2総隊は、1964年に創設され、中央軍事委員会工程兵から基本建設工程兵に改編され、更に武警部隊に改編されており、隷属関係も、中央軍事委員会から公安部及び交通部の管理下へ置かれ、その後、現在の武警部隊による管理及び交通部隊による業務指導の下に置かれている。第2総隊の隷下には、6つの工程処、即ち、6個支隊があり、6個支隊で5,000人強の従業員を有すると

<sup>183</sup> 「中国安能建設総公司H.P.」（2012年9月26日閲覧。）中国安能建設総公司は1989年1月に設立されており、本部は北京に所在する。

される<sup>184</sup>。このことから、第2総隊の兵力数はおよそ5,000人であると予想される。

これらの部隊は、給与の面から見れば独立採算制をとることが1984年に規定されており、1998年に解放軍及び武警部隊において経済活動が基本的に禁止された後も企業を保留することが許可されている。1999年には、その基本任務として、引き続き国家の重大エネルギーや交通関連プロジェクト建設を担い、辺境や自然環境の厳しい地域において、国防や国境警備に用いる道路の舗装やメンテナンス・維持のほか、大河の治水、水利関連施設やダム建設及び危険な箇所への洪水の対処・防止任務を担うことが明確にされている。

上述のとおりこれらの警種部隊は、中国国内においても、少数民族の居住する辺境地域にその多くが所在しているが、西部大開発における国家重点プロジェクトにおいても主力とみなされており、三峡ダム建設、西気東輸<sup>185</sup>、西電東送<sup>186</sup>、チベットや新疆に通じる幹線道路の建設及び青蔵鉄道の建設にもこれら警種部隊が参加している<sup>187</sup>。

184 「新疆崑崙路港工程公司簡介（新疆崑崙路港工程公司の概略紹介）」『中路網』（2012年9月26日閲覧）。

185 中国西部地域の天然ガスを東部地域へ輸送する国家レベルのインフラ建設プロジェクト。

186 中国西部地域の電力を電力が不足している東部地域の工業地帯へ送る国家レベルのインフラ建設プロジェクト。

187 チベット自治区は、カラコルム山脈、ヒマラヤ山脈に囲まれ、標高が低いところでも海拔3,000m以上あり、過酷な自然条件下にあるが故に陸の孤島と称されてきた。そのため、建国後間もなくチベットに侵攻した人民解放軍が最初に行ったことは、チベットと中国の内地を結ぶ幹線道路の建設であり、1950年4月に川蔵道路（四川省とチベット間）、同年6月に青蔵道路（青海省とチベット間）の建設に着手しており、これらの道路の開通によりチベットの封鎖された歴史が終わった。また、1956年には新蔵道路（新疆とチベット間）、1962年に中印道路（中国からネパールへ続く道路）、1967年に滇蔵道路（雲南省とチベット間）の建設が始まっているが、これらの建設工事に従事してきたのが、武警交通部隊の前身組織である人民解放軍の建設工程兵交通部弁公室隷下の部隊（略称：基本建設工程兵交通部隊）である。その後、1998年に江沢民総書記主導のもとで西部大開発が始動し、上記幹線道路の補修工事に加えて、県と県と結ぶ道路、農村奥地の道路建設なども進められたが、これらの工事にも武警交通部隊が従事してきた。

武警交通部隊の最高指導機関である武警総部交通指揮部隷下には、第1総隊と第2総隊があり、第1総隊隷下には第1支隊から第4支隊までであるが、これらの支隊は道路に沿って、シガツェ、大竹卡、亜東、江孜、曲水、錯那、林芝、墨脱、波密、左貢、昌都等に駐屯している。

康維英、岳輝文「西部交通兵」中国人民武装警察部隊政治部『中国武警 2005年第5号』10頁～15頁。

また、2014年8月には、「川蔵道路」と「青蔵道路」開通60周年を記念して、習近平総書記により重要指示が発出されている。その際、日本の幹線道路の歴史が振り返られており、その中で、チベット自治区、四川省、青海省と共に武警交通部隊が専門の補修機構を組織して、この二本の幹線道路の開通を保障してきたことに言及がなされている。また、

しかしながら、こうした独立採算制をとりながら国家の安全保障上重視すべきインフラ建設に従事するだけでなく、突発的事件等が発生した場合はその対処を第一任務としなければならない警種部隊にとって、その負担は重い。今後の警種部隊による経済活動が如何なる方向性にあるのかについて見るに際し、その歴史が明らかになっている水電部隊について、その過去に遡って見ていきたい。

水電部隊は従来地方政府の請負工事に参加していたが、水電部隊が基本建設工程兵に改編されてからは、その内の臨時工は辞職に追いやられ、一部は企業への転業を余儀なくされ、一部は軍に移管されるという経緯をたどっていた。

1982年、鄧小平はもはや世界大戦は生じないとして100万人の兵力削減を打ち出したが、このときの削減により鉄道兵、基本建設工程兵は全て解散することが一旦は要求された。しかしながら、水電部隊の特殊性と重要性に鑑み、幾度も協議が重ねられ、最終的に削減は行われたかった。ただし、その際に解放軍から武警部隊へと編入されるとともに、水電部隊は経済的には独立採算制をとることとされた<sup>188</sup>。

こうした措置により、水電部隊は、経営上の損益はすべて部隊で負担しなければならないことになった。このことは、工事がなければ、給与もままならないということであり、水電部隊にとってその衝撃は非常に大きいものであったとされる。それまでは、水電部隊に工事の任務があるなしにかかわらず、給与及び工事に必要な設備は全て上級機関から支給されることとなっていたからである。

独立採算制をとらざるを得なくなった背景には、1980年代、中国国内においても市場経済が導入され改革・開放政策が進んだことがあると言える。当時、水電部隊の某支隊長を務めていた劉会召は、その他の将兵と同様に衝撃を受けながらも、周囲の水電工程建築会社をくまなく見て回るとともに、某支隊幹部会を開催し、次のとおり述べている。

「今はその他のことは考えず、ただ一心に如何に工事プロジェクトを見て、如何に工事を行っていくかである。ここ数日、私が視察して回った結果感じたことは、我々は、地方の水電会社と比べ劣るところもあるが強みもある。劣る点は資金が足りないところであるが、強みは、我々が高い組織力と規律を有する部隊であり、特に困難にも負けずに戦い、様々な環境下や条件下にあっても任務を遂行できることである。この強みを生かして短所を補い、先ずは小さな

---

2020年までにチベット自治区における道路の総距離を11万kmになるまで建設し、県と県を結ぶ道路をアスファルト化し、村と村を結ぶ道路を開通させることが目標として明確に示されている。

「習近平重要指示：弘揚兩本道路精神」『新華網』（2014年8月7日付、同日閲覧）。

<sup>188</sup> 孫国『中国特警部隊』（当代中国出版社、2008年）137頁。

プロジェクトを請け負い、少しずつ経験を積み、条件が熟してから大型のプロジェクトを請け負うのである。我々のブランドを打ち出し、着実に一步一步、市場の中で足元を固めて行くのである」<sup>189</sup>。

このように、水電部隊は社会主義市場経済に適応して経営上の損益を部隊自らで負担しながらも国家が付与したプロジェクト工事を完遂させることで、水電部隊としての存在を示してきたと言える。

その後 1995 年 8 月、国务院は「電力部」を廃止し、国家電力公司を設立することを決定し、1998 年 3 月、全国人民代表大会第 1 回会議において国务院機構改革草案が承認され、「電力部」が正式に廃止されることとなった。これを受け、当時の水電部隊の劉源政治委員（2015 年時点で総後勤部政治委員・上将）は、中国国内の電力供給体系を構成する重要な一部であった水電部隊の編成にも影響が及ぶことを懸念し、国家電力公司、公安部、武警総部、国务院弁公庁、中央軍事委員会弁公庁、解放軍の総参謀部軍務部、総政治部、総後勤部をそれぞれ駆け回り、水電部隊の存続を説いて回った。劉源は更に、鄭州市副市長時代から河南省副省長時代まで幾度も仕えてきた羅幹<sup>190</sup>の弁公室（所在地：中南海）を訪れ、水電部隊の存続を訴えた。この際、劉源は、次のとおり述べている。

「私は地方及び部隊で仕えており、この部隊を引き続き保留することの役割と意義を知っている。この部隊を廃止することは容易であるが、再び編成することは容易なことではなく、しかも、水電部隊は高い素質を有しており、国家建設のために数多くの貢献を行ってきた」。

この発言に対し、羅幹は続けて次のとおり回答している。

「貴方達の管理体制は、改革の中で生じた問題であり、国家電力公司、公安部、武警総部にまで影響を及ぼすものであり、貴方達全体が考えなければならない。私は、関連する部署にこの部隊を保留するよう一報する」。

当時、羅幹は中央政治局委員を務めており、その発言には影響力があり、これを受けて劉源は、公安部、武警総部、総参謀部を駆け回った。同年 7 月 20 日、江沢民主席は、中央政治局会議において重大な政策決定を行っており、その中身は、全軍及び武警部隊は今後一律経済活動に従事しないというものであった。この会議を受け、中央軍事委員会は緊急通知を発出し、江主席の決定を徹底し、各種経済活動を徹底的に停止するよう指示した。

<sup>189</sup> 孫国『中国特警部隊』（当代中国出版社、2008 年）138 頁－139 頁。

<sup>190</sup> 「羅幹」の略歴：1935 年 7 月、山東省済南生まれ。1960 年 6 月入党。1993 年～1997 年 国务委員兼国务院秘書長・機関党組書記・党中央政法委員会副書記、1998 年～2002 年 中央政治局委員・中央書記処書記・国务委員兼国务院秘書長・党中央政法委員会書記、2002 年～2003 年 3 月 中央政治局常務委員・国务委員・党中央政法委員会書記、2003 年 3 月～2007 年 中央政治局常務委員・党中央政法委員会を歴任。「羅幹簡歴（羅幹の略歴）」『新華網』 [http://news.xinhuanet.com/ziliao/2002-01/16/content\\_240564.htm](http://news.xinhuanet.com/ziliao/2002-01/16/content_240564.htm)

しかしながら、武警部隊の警種部隊に関しては、1999年2月、国务院及び中央軍事委員会は、「武警水電部隊指導管理体制及び関連問題に関する通知」を正式に発出した。これにより、武警水電部隊は、武警総部による統一指導の下に置かれることが決定されるとともに、国家経済建設に参加し国家資源を保護する重要な力であり、社会の安定擁護を支援する力であり、戦時の重要な作戦方向を保障する力であると位置付けられた<sup>191</sup>。

このように見ていくなれば、武警の交通部隊や水電部隊は1980年代に武警部隊に編入されて以降、幾度も存続の危機に直面してきたと言える。それでもなお基本的に独立採算制を採用しながら、安全保障上敏感な地域に配置されているのは、彼らが国家の経済建設工事に従事しながら周辺地域の治安維持任務も担い社会の安定確保においても大きく貢献しているためと捉えられる。

なぜならば、警種部隊が駐屯しているのは、チベット族やウイグル族等の少数民族の多く居住する地域であり、自然環境的にも厳しい場所が多く、交通の便も不便なところが多い。このようなところでは駐屯するだけでも生活面から部隊の維持など経費がかさばるが、独立採算制をとり自活する警種部隊は、中国共産党指導部にとっては、駐屯費用の負担が軽いだけでなく、少数民族による突発的イベントが発生した際にも迅速な対応が可能だからである。

このような警種部隊の存続について、武警部隊だけでなく、軍との相互関係、特に軍の兵力削減の流れの中で後述したい。

### (3) 辺防部隊

#### ア 公安辺防部隊と解放軍辺防部隊

国境警備警備という形式が多用されるようになった背景について、軍事評論家である小川和久は、「国境や領海がらみの紛争を本格的な戦争にエスカレートさせないための安全装置」であるとしている<sup>192</sup>。中国の国境地域について見ていくなれば、解放軍辺防部隊と武警（公安）の辺防部隊が各々任務に就いている。

なお、武警の辺防部隊は、実際のところは武警総部の指揮下になくことから、ここでは以下、「公安辺防部隊」と記述する。また、中国語では、国境防衛や国境警備のことを「辺防」というが、ここではそのまま「辺防」という表記を用いる。

この二種類の辺防部隊は長年職責に関しての明確な区分がなく、中国と北朝鮮の国境においては地域毎に担当を区分し、軍の辺防部隊と公安の辺防部隊が

<sup>191</sup> 孫国『中国特警部隊』（当代中国出版社、2008年）139頁－143頁。

<sup>192</sup> 小川和久『日本は国境を守れるか』（青春出版社、2002年）。

同じような内容の任務に従事していた。しかしながら、こうした職責の曖昧さに対する問題意識もあり、また、中朝国境における脱北者増加の問題もあり、中国指導部は 2003 年、「辺防」に関する任務を統一的に指導するため、これに関わる業務について武警辺防部隊から解放軍辺防部隊へと逐次引き継ぎを進め、両者の職責区分を明確にした。

解放軍辺防部隊の職責に関しては、国境防衛、違法犯罪者の潜入と脱出の防止・取り締まり、国境標識の点検・維持、国境最前線地帯及び紛争地域における人員、車輛、艦艇の侵入の把握、隣国の国境警備機関との会合とされた。

一方、公安辺防部隊については、法に依拠した国境行政管理と行政法施行活動の実施、法に依拠した密入国、密輸、麻薬犯罪等の案件に係る刑事偵察活動、国境管理区を出入りする人員、交通手段に対する検査、検証である。このため、公安辺防部隊は、公安部の隷下にあつて、法執行機関として位置付けられ警察権を有しており、出入国関連業務や空港における出入国検査等の任務も一部の空港では主任務として担当している。

こうした中国共産党指導部の職責の区分から見ていくと、中国も、隣国との関係に配慮し、国境地域における小競り合いや国境や領域に関わる紛争については、それらがエスカレートして隣国との関係が緊張或いは悪化することのないように、国内法執行の事象として扱うことにより、本格的な戦争へと発展させないための措置を講じているものと捉えられる。

他方、公安辺防部隊は、武警部隊として位置付けられ、武警内衛部隊と同様の制服も着用して階級制度も適用されているものの、実質的には武警総部の指揮・指導下ではなく、公安部の辺防管理局の指揮下に置かれている。それは、国境や領海に関わる紛争は、国家の主権及び領土保全という国家の生存、或いは、中国が決して譲れないものとしている「核心的利益」に関わるものである。そのため、中国共産党指導部は、国境管理を「警官」ではなく公安辺防部隊に担わせているものと思われる。そして、公安辺防部隊が実際は武警総部の指揮下にはないにもかかわらず、武警部隊として位置付けられている要因もここにあるものと捉えられる。

中国共産党指導部としては、辺防部隊を公安部の隷下に置くことで、違反者がいれば刑事司法プロセスに乗せる活動、所謂「法執行」活動に従事させることを可能にするとともに、武警部隊として位置付けて人民解放軍に準じた扱いや待遇を保証することにより、烈度や規模の大きい紛争にも対処できる態勢に置いているものと捉えられる。

同様のことは、沿岸警備部隊についてもあてはまるものと思料する。

遠藤哲也によれば、沿岸警備部隊は、領海侵犯の排除、港湾の警備、領海上の刑事法執行、その他、環境保護、安全運行、水難救助、税関業務等を任務と

する。陸上の国境警備と異なる点は、対象が原則として船舶上の人間であるため、任務遂行上多くの場合において、対象の船舶を如何にコントロールするかということが重要な課題となることから、火力や船体を用いて実力行使しなければならないケースが多く、陸上よりも実力行使の敷居が低いということを指摘できる。こうしたことから、沿岸警備に関しては、例えば、英国では警察権を付与された海軍が担っており、オーストラリアの場合、税関上の臨検等は海軍艦艇が税関旗を掲げて行っており、米国の沿岸警備隊は、平時は国土安全保障省下の警察機関であるが、有事に置いては海軍に編入されるという位置付けになっている<sup>193</sup>。

中国の場合、2013年の全人代において海洋関連部門改革案が採択されるまで、海洋には「五龍」と称される組織があった。以下、まずは、各種海洋部門が「海巡」を除き「海警」として統合される前の状況について見ていきたい。

中国には主として、次の5つの海洋部門があった。①「国土資源部」隷下の中国海洋局の「海監」、②「農業部」漁業局の「漁政」、③「交通運輸部」隷下の海事局の「海巡」、④公安部边防管理局の「海警」及び⑤税関部門の密輸監視船である。

この内、①国土資源部隷下の中国海洋局の「海監」は、大型船舶を多数保有する海上の合法的権益擁護・法執行組織であり、中国の海洋の主権を擁護することを主要目的としていた。「海監」は、1980年代前半、中国海洋局が中国海軍に代わって管理するに至った経緯があり、海洋局海監総隊の前身は、1964年に成立した海軍の南海艦隊、東海艦隊、北海艦隊の海洋調査隊である。2006年に「東シナ海地域の定期的な権益擁護巡航」制度を構築し、黄海、南シナ海等の「争議のある全海域地域」への迅速な展開を可能にしている。その中でも、東シナ海については、海監総隊が最も重視している方面であり、東シナ海では「海監51」等の大型の法執行艦船が配備されているほか、南海総隊の「海監83」も、東シナ海における「海監」の活動を強化できることになっている。2006年には「海監83」を旗艦とした「東海海監総隊」と「南海海監総隊」から編成された混合編隊が「白樺」（中国語名：「春曉油ガス田」）の巡航を行っている。

②「農業部」漁業局の「漁政」に関しては、中国は1995年にフィリピンが領有を主張する美済礁（ミスチーフ礁）を武力で占拠し、翌年1996年5月に「国連海洋法条約」を批准した経緯があるが、1994年に中央から任務を負い船隊を編成してこのミスチーフ礁に登ったのが、農業部南海区の「漁政」である。このような経緯があり、南海「漁政」は、中国の非軍事機構の中で唯一国外の島

<sup>193</sup> 遠藤哲也「安全保障における軍事と警察の差異—「グレイエリア」研究のための試論—」『国際安全保障』（第32巻第4号、2005年3月）。

嶼を守っている機関とされる。その後も、南海「漁政」はミスチーフ礁に少なくとも1隻の「漁政」船を配置し、数十名の漁政工作人員を駐留させていた。また、「漁政」は近年、東シナ海及び南シナ海において、「権益擁護・漁業保護」のための定期的巡航を執行しているが、伝統的に南シナ海方面をより重視しており、これは1994年に「漁政」がミスチーフ礁に駐留して防衛していることと関係あるとされる。また、近年、「漁政」系統の漁船の内、敏感な海域へ向かう漁船は、北斗航行系統を装備するように指導されており、南海「漁政」は、総部に設置されているスクリーンで漁政所属船の位置、針路、航行速度、状態等における全ての情報を全て把握できるようになっており、有事の際は、漁業を保護し権益を擁護するために、付近の「漁政」執行船を当該海域に向かわせることが可能になっている。

③「交通運輸部」隷下の海事局の「海巡」に関しては、「海監」、「漁政」と比較するならばその活動範囲が小さく、主に海上の交通管理と海上捜索救難に従事しており、通常は港湾付近で活動している。

④公安部边防管理局の隷下にあり、武警部隊として位置付けられている「海警」は、海上における密輸や密入国等の取締りに従事している。この「海警」は2007年、公安边防海警部隊が艦艇の標識を「公安边防」から「中国海警」へと変更し、新しい英語名として「China Coast Guard」を使用し始め、海軍の退役護衛艦2隻を引きとり、「ブルーウォーター」にも進出するようになったとされる。2010年4月には、公安边防海警部隊が、従来の「海警高等専科学校」を「海警学院」へと格上げし、「警察権を核心とした海洋総合管理体制」の構築を模索し始めている。海警部隊は2007年に「China Coast Guard」という名称を使用始めた頃から既に、対外的な海上保安能力を保有し海洋管理の中心になろうとの意図を有していたものと思われる。

⑤税関部門の密輸監視船は、小型の艦艇を保有するのみで、その他4つの組織と比較すると規模も小さい。

法執行能力から見れば、「海監」が最大の容積トン数の艦艇を保有しており、次が「漁政」及び「海巡」である。「海警」は、海軍から2隻の退役護衛艦を引き継いだことから、近年法執行能力を急速に向上させようとしていると見られていた。また、遠洋艦艇を数隻しか保有しない「海巡」と「海警」は、「合同権益擁護巡航行動」に参加しており、特に、「漁政」部門との協力が密接であった。また、「漁政」は2010年4月、「海事局」と連携して東シナ海の油ガス田において巡航、法執行活動に従事すると同時に、「海警」と北部湾・西沙諸島海域の漁業保護合同巡航を行っていた<sup>194</sup>。

<sup>194</sup> 「五路諸侯 競逐中国海上管理権」『南方週末網』（2010年12月8日付、2011年1月27日閲覧）。

このように見ていくと、中国の沿岸警備に関しては、「海監」、「漁政」、「海巡」、「海警」及び税関のそれぞれの組織が各々の任務に従事しているが、それぞれの所属機関の特性を踏まえれば、「海監」は海洋資源の保護、「漁政」は漁業の保護、「海巡」は海上の交通管理、「海警」は密入国の取締り、税関部門の密輸監視船は密輸取締りを主たる目的とした組織であったと捉えられる。

ただし、「海監」については、その前身が海軍の調査部隊であったことを踏まえれば、海洋調査や海洋資源の保護をパトロールの目的として前面に出しながらも、実際は中国の主権や領土保全に係る任務の一端を担おうとしていたことは十分に考えられる。また、「海巡」や「海警」が「漁政」と協力して合同パトロールを実施するなど、それぞれの業務内容は重なり合っており、陸上の辺防部隊だけでなく、海上においても各海洋部門の職責区分は曖昧な部分があったものと捉えられる。

その一方で、職責区分などが曖昧ながらも、海軍以外に、幾重にも海洋において中国に関わる権益を守ろうとする各種海洋組織が幾重にもあった体制は、国境や領海にかかる紛争を本格的な戦争にまでエスカレートさせないための体制であったと捉えられる。

しかしながら、警察権を有する「海警」が、「China Coast Guard」として、「警察権を核心とした海洋総合管理体制」の構築を模索した結果、2013年の全人代において、「海巡」を除き<sup>195</sup>各種海洋組織が「海警」として統合され「警察権」が付与されたことは、東シナ海や南シナ海における海洋資源や領海に関わる紛争を国内法執行の事象として扱い、中国の主権を対外的に誇示することを可能にするものであり、従来 of 紛争をエスカレートさせない体制から、中国の主権の擁護や領土の保全を重視した体制へと移行したことの表れであると捉えられる。

## イ メコン川における国境パトロール

2011年10月5日、メコン川において中国籍商船への襲撃事件が発生し、中国人船員13名が死亡した。中国指導部はこれを受け、孟建柱・中国公安部長が

---

<sup>195</sup> 「海巡」だけが「海警」として再編されなかった理由としては、「海巡」の主要任務が救難であり、ロシアとの間では中露国境河川である黒竜江の共同管理水域において、突発事件への応急処置能力や捜索救難能力の向上を目的として応急合同演習を実施したり、また、海巡の帰属機関である「交通運輸部」海事局の主要任務が国際便の運航であり、北朝鮮と鴨緑江でパトロールを実施するなど、国際的な関わりが密接であることが考えられる。「海警」は、他国の公船に対するハラスメントが任務化していることから、国際的な関わりややりとりが日常業務となっているような「海巡」とは距離を置くために、「海巡」は「海警」として再編されることがなかったものと捉えられる。

同年 10 月 23 日、雲南省のシーサンパンナにおいて会議を開催し、メコン川流域の法執行・安全協力メカニズム構築の必要性に言及するとともに同流域の通行状況を視察した。同年 10 月 24 日から 26 日にかけては張新楓・中国公安部副部長がタイを訪問し、襲撃事件について協議し、メコン川流域の法執行・安全協力メカニズム構築を提起するとともに事件発生現場を視察した。10 月 31 日には、孟建柱・公安部長の主宰により、北京で中国・ラオス・ミャンマー・タイによるメコン川流域の法執行・安全協力会議が開催され、「メコン流域の法執行・安全協力会議紀要」が採択されるとともに、「メコン川流域の法執行・安全協力に関する共同声明」が発表された。また、「メコン川流域の法執行・安全協力メカニズムを構築し、合同パトロール・法執行を行い、合同で治安問題を処理し、突発事件に対処する」ことなどを 4 か国で合意した<sup>196</sup>。

それから 1 か月近く後の 11 月 25 日から 26 日にかけて、再び北京において、中国・ラオス・ミャンマー・タイによるメコン川合同パトロール・法執行閣僚会議が開催され、メコン川において合同パトロールを実施すること等で合意がなされた。同会議には、中国側からは、孟宏偉・公安部副部長が出席したほか、ラオス人民軍副参謀長、ミャンマー警察部隊副総監、タイ国家安全委員会秘書長率いる代表団が出席した。

更に半月後の 12 月 10 日、合同パトロール・法執行船 5 隻（中国 3 隻、ラオス 1 隻、ミャンマー 1 隻）が出港し、武装した雲南公安边防総隊水上支隊の边防警察が法執行船に乗り込み、メコン川において最初の合同パトロールが始動した。この際、雲南省のシーサンパンナの関累港で式典が実施され、北京で開催された閣僚会議に出席した代表らが出席した。

10 月 5 日の中国商船襲撃事件を受け、わずか 2 か月後の 12 月 9 日に中国公安部边防部隊に置いて初めて国際河川合同パトロール及び法執行を担う部隊として「雲南公安边防総隊水上支隊」が編成され、翌 10 日には最初の合同パトロールが実施された。このときの中国の対応は非常に迅速なものであったと言える。メコン川は沿岸国により区域が分けられ管理されているものの、一部の国は管理能力が十分ではなく麻薬の密輸ルートになる等、「無政府状態」に陥っていたと言われている<sup>197</sup>。

中国とミャンマー間の国境地域に関しては、2006 年 12 月 29 日に公表された「2006 年中国の国防」によれば、従来国务院公安部隷下の边防部隊が国境警備

<sup>196</sup> このほか、①襲撃事件の状況を徹底的に調査し、凶悪犯を処罰する、③多国籍犯罪、特に麻薬犯罪集団を共同で取り締まる、④早期に合同パトロール・法執行を実施するとともに、大メコン圏（GMS）経済協力会議開催前のメコン川通行の再開を目標とすることなどでも合意がなされた。

<sup>197</sup> 章迪禹「中国是否应加强介入国际事务 片段四 湄公河：首次镜外武装执法」中国外交部主管『世界知識』（第 1573 号 2012 年 1 月 16 日）19-21 頁。

任務を担ってきたが、2003年に軍の辺防部隊に任務が移管されており、警備体制が強化されたものと見られた<sup>198</sup>。同じ時期に中国・北朝鮮間と中国・ミャンマー間の国境警備体制を強化した背景は定かではないものの、北朝鮮との国境地域においては、所謂「脱北者」取り締まり問題が以前から問題視されていた。ミャンマーとの国境に関しては、その後2009年夏、ミャンマーのコーカン地区において民族間の武力衝突が発生し、ミャンマー国境地域から多数の住民が中国雲南省の鎮康、耿馬県に押し寄せるとともに、当該地域で経済・貿易活動に従事していた中国人が中国に帰国するなど、中国とミャンマー間の国境地域が混乱状態に陥った経緯があった。この時、中国側の発表によれば、約3万7,000人が中国国内に流入したとされるが、中国指導部は事態を重く受け止め、孟建柱・公安部長が現地入りして治安維持に係る指導を行っており、この時点で既に周辺の国境地域の安全確保面において強化策が講じられていた可能性も考えられる。

中国は、2011年のメコン川における中国籍商船襲撃事件からわずか2か月で関係諸国と合同パトロールの実施に漕ぎ着けており、これは中国が外交努力を重ねた結果であったと言えるが、中国としては、合同パトロールの実施を通じて、地域の安全を確保するとともに、これを対外的に宣伝することにより、大国としての責任ある姿勢を対外的に強調する狙いがあったものと捉えられる。加えて、ラオス、ミャンマー及びタイの3か国との友好関係や中国の主導により合同パトロールが実現できたことを強調することにより、当該地域における中国の影響力の拡大を誇示する狙いがあったものと思料される。更に、国外における中国人及び中国人の財産の保護を通じて、中国指導部に対する中国国内民衆の支持獲得や求心力の強化という狙いがあったものと見られる。

この際、ここで注目されるのは、メコン川での合同パトロールは、これまでの中国とロシアや中国と北朝鮮間の国境河川で行われてきた応急合同演習や合同パトロールとは性質が異なり<sup>199</sup>、中国の武装した法執行機関による初の国外での任務遂行であったことである。中国海軍は2009年より、アデン湾海域において海賊対処任務に従事しているが、仮に中国海軍が中国の周辺地域において警護任務等に従事するならば、最近の南シナ海における中国海軍の活動の活発

<sup>198</sup> 「中国朝鮮辺防軍人互帮互助 非法越界案件降90%」『解放軍報』(2009年11月12日付)、常万全「常万全 回眸参与東北辺防建設三年」『解放軍報』(2009年1月7日付)。

<sup>199</sup> 中国は、ロシアとの間では2009年8月以降、中国側からは黒竜江省政府と海事局が参加して、中露国境河川である黒竜江の共同管理水域において、突発事件への応急処置能力や捜索救難能力の向上を目的として応急合同演習を実施している。そのほか、北朝鮮との間でも、遼寧省丹東海事局と北朝鮮の平安北道海事監督処が2011年6月15日、中朝の国境河川である鴨緑江の中朝友誼橋から鴨緑江河口及び自由航行区域にかけて、丹東海事局の「海巡0245」及び「海巡0247」に乗り込み合同パトロールを実施している。

化を背景に高まっている「中国脅威論」を更に煽りかねない。この点、中国の公安部隷下の法執行機関である辺防部隊であれば、国外の周辺地域において警護任務等を遂行したとしても、軍と比較するならば、周辺国からの懸念を招く可能性は低いと言える。メコン川での合同パトロールについて、中国公安部の関係者は、「今回の中国・ラオス・ミャンマー・タイの合同パトロール・法執行の最初の任務は、中国と周辺国との法執行・安全協力の新たなモデルを開拓した」とのコメントを寄せている。中国指導部としては、合同パトロールをモデルケースとして、メコン川流域諸国だけでなく、その他の周辺国との間でも、地域の治安秩序の維持や中国人とその財産の保護、中国企業の協力で建設されているインフラ施設の警備等を目的として、協力の範囲を増加或いは拡大させていくことも考えられる。

公安系統の辺防部隊については、これまで国際平和協力部隊にも派遣されており、今後対外分野における活動が拡大していくことが予想されよう。

#### (4) 香港及びマカオ

ここでは、中国国内でも「一国二制度」がとられている香港とマカオにおける武警部隊の動員について、香港を例に考察を加えたい。

香港については、「中華人民共和国憲法」第 31 条の規定に基づき、香港特別行政区が設立されるとともに「一国二制度」の方針に基づき社会主義制度と政策を実行しないこととなっている。また、この「一国二制度」の方針に基づき、武警部隊は駐屯していない。海警についても、香港には配置されておらず、香港とマカオに関しては、それぞれ香港警務処水警総区、マカオ海関が海警に相当する任務を担っている<sup>200</sup>。

他方、香港は 1997 年 7 月 1 日に中国に復帰して以降、同日から発効の「中華人民共和国香港特別行政区基本法」（以下、「香港基本法」と略する）に基づき施政が行われている。その「香港基本法」の「第 2 章 中央と香港特別行政区の関係」の第 14 条には、「中央人民政府が香港特別行政区の防衛事務の管理に責任を負う。香港特別行政区政府は、香港特別行政区の社会治安を維持する責任を負う。中央人民政府から香港特別行政区に派遣され防衛事務に責任を負っている軍隊は、香港特別行政区の地方事務に関与しない。香港特別行政区政府は必要な時、中央人民政府に対し、軍による社会の治安と災害救助への協力を申請できる」とある。このことから、香港特別行政区の要請があれば、香港駐屯部隊が中央人民政府を通じて香港の治安維持に協力することになっている。

<sup>200</sup> 「中国公安辺防海警部隊」『雲南省公安厅 H.P.』（2013 年 6 月 27 日付、同年 9 月 26 日閲覧）。

また、同法第 18 条の一部には「国防、外交関連及びその他の本法に基づく規定に限っては、香港特別行政区の自治の法律に属さない」とあり、同法第 19 条の中の一文中にも「香港特別行政区法院は、国防、外交等の国家行為に対して管轄権を有さない」とある。これらの規定において明確にされているように、香港特別行政区は、全国人民代表大会から、高度な自治を實行し、行政管理権、立法権、独立した司法権と終審権を有するものの、外交と国防に関する権限は有さない。

更に、同法第 23 条には「香港特別行政区は、自ら立法し、祖国を裏切り、国家を分裂させ、反乱を扇動し、中央人民政府を転覆し、国家の機密を盗み取る如何なる行為をも禁止しなければならない、外国の政治的組織或いは団体が香港特別行政区において政治活動を実施することを禁止しなければならない、香港特別行政区の政治的組織或いは団体が外国の政治的組織或いは団体と連携を構築することを禁止しなければならない」とある。

このようにあり、2014 年 10 月には香港特別行政区長官の普通選挙による選出を巡り大規模なデモが発生したが、上記の 14 条から見れば、香港特別行政区政府は、中央政府に対して駐屯運の協力を要請できる。更に、「香港基本法」第 23 条に従い、香港特別行政区政府は、反乱を扇動する行為として激化すればこれを禁止しなければならない。

そして、香港におけるデモが大規模化し、激化して香港特別行政区の手に余ることとなれば、中国共産党指導部は国防に関わることとして、デモの鎮圧にかかる可能性も十分にある。その際は、「武警法」第 7 条や「国防法」に基づき、武警部隊を投入することが検討されるかもしれない。

## (5) 予算面の比較

ここでは、武警部隊の予算について、軍との関係において見ていきたい。

この際、武警部隊の予算については「公共安全」の項目に入ることから、「公共安全」予算と「国防」予算を比較しながら見ていきたい。

中国における「公共安全」とは、治安維持に加えて、人民検察院、人民法院、刑務所、労働教養所等の司法機関に関する費用が含まれる<sup>201</sup>。

近年のデータを見ていくと、2012 年の公共安全予算は、7017.63 億元（約 9 兆円で全国財政支出の 5.6%）と発表され、公表国防予算 6702.74 億元（全国財政支出の約 5.4%）を上回る結果となった。

また、公共安全予算と国防予算の関係について見ていくならば、2009 年に全

---

<sup>201</sup>「聚焦 財政部回应「天價維穩」：政府預算里無「維穩」（財政部、政府預算に治安維持費はないと回答）」『中国企業網』（2011 年 11 月 15 日付、同日閲覧）。

国公共安全予算が全国国防予算を初めて上回り、翌 2010 年に一旦は逆転したものの、再び 2011 年、2012 年と連続して公共安全予算が国防予算を超過している。

近年の国防予算と執行額（単位：億元）（2012 年 10 月作成）

年	全国財政支出 予算	中央財政支出 予算	全国財政支出 予算執行額	中央財政支出 予算執行額
08	4,177.69	4,099.40	4,180.06	4,099.43
09	4,806.86	4,728.67	4,949.99	4,829.85
10	5,321.15	5,190.82	5,334.84	5,182.27
11	6,011.56	5,835.91	6,026.70	5,835.97
12	6,702.74	6,503.11		

※資料出所：全国人民代表大会における政府活動報告資料を基に筆者作成

近年の公共安全予算と執行額（単位：億元）（2012 年 10 月作成）

年	全国財政支出 予算	中央財政支出 予算	全国財政支出 予算執行額	中央財政支出予 算執行額
08	4,097.41	857.87	4,040.09	875.77
09	4,870.19	1,161.31	4,720.65	1,287.45
10	5,140.07	1,390.69	5,486.06	1,475.42
11	6,244.21	1,617.32	6,293.32	1,695.47
12	7,017.63	1,826.64		

※資料出所：全国人民代表大会における政府活動報告資料を基に筆者作成

公共安全予算が国防予算を上回った背景について、中央の財政支出で見えていくなれば、まず、少なくとも 2008 年以降、執行額が予算を上回る結果となっていることを指摘できる。これについて財政部は、2008 年の執行額については重点地域の突発事件への対処・処置、2009 年の執行額については中西部地域への補助金の増加、政法機関や武警部隊の情報化建設の強化、2010 年の執行額については災害応急救援体系建設の強化等を挙げている。これらの内、2000 年の重点地域の突発事件対処の背景には、2008 年 3 月のチベット族居住地域におけるデモ・暴動、2009 年の中西部地域への補助金の増加等には 2009 年 7 月の新疆ウイグル自治区ウルムチ市における暴動事件があると言え、これらが公共安全の執行額が予算を上回ることに繋がったものと見られる。

また、2010 年の災害応急救援体系の強化については、「第 12 次 5 か年計画」期間中、武警の水電部隊と交通部隊において約 1 万 2,000 人から成る 120 個の

応急救援分隊を編成予定とされており<sup>202</sup>、2011年からの5か年計画に先駆けてこれらの部隊編成の着手に用いられたものと見られる。この際、応急救援部隊は、自然災害への対処だけでなく、集団での直訴事件やデモ等への対処にも転用可能であり、公共安全予算の増額は、いずれも治安維持機能の強化を兼ねたものであったと捉えられる。

また、財政部が発表した2011年中央支出予算（地方の支出予算は含まれていない）の内訳について見ていくと、①一般公共サービス予算が876.85億元、②外交予算が316.65億元、③国防予算が5829.56億元、④公共安全が1024.53億元、⑤教育予算が786.45億元、⑥科学技術予算が1901.59億元、⑦文化・スポーツ・メディア予算が188.4億元、⑧社会保障と雇用予算が484.79億元である。判明している分は中央の予算であることから、中国全体の公共安全予算全体の内訳については把握が難しいが、中央レベルで見れば、国防、科学技術の予算に次ぐ規模のものであると言える。

更に、中央レベルの公共予算に焦点を絞って見ると、上述のとおり、公共安全予算は1024.53億元であり、その内訳は、①武装警察部隊で784.14億元、②公安予算で110.62億元、③法院予算で7.09億元、④司法予算で1.74億元、⑤密輸取り締まり警察で11.14億元、⑥その他公共安全支出で17.78億元である<sup>203</sup>。中央レベルで見れば、その80%近くが武警の予算であると言え、公共安全予算のほとんどは治安維持のための予算である。なお、財政部によれば、武警は2010年の執行額でみれば84.84億元の増加で12.1%増であり、おもに武警部隊装備建設経費等の増加によるものと説明されている。

また、公共安全予算について、「地方」対「中央」で見ると、5219.68億元対1024.53億元であり、中央よりも地方政府の支出が際立って大きいことを指摘できる。

このことは、中央と地方の関係を予算面から見れば、治安維持に際しては地方政府が主体となっているとも捉えられる。

これらを総じて見れば、公共安全予算が近年国防予算を上回るようになった背景には、依然として社会においてデモや暴動が続発しており、これらへの対処が重視されていることの表れであると言える。更に、公共安全予算が国防予算を上回るという観点から見れば、現在の中国においては、国外からの防衛任務よりも国内における治安維持任務が重いことを示すものとも捉えられる。

<sup>202</sup> 上述のとおり、王建平・武警部隊司令員は2011年7月、インタビューに応じ、「国家の統一的な計画に基づき、「第12次5か年計画」期間中、我々武警部隊は、32個の地震災害救助を主とした応急救援中隊を編成すると同時に、水電部隊及び交通部隊において1万2千人から成る120個の応急処置救援分隊を編成する」ことを明らかにしていた。

<sup>203</sup> 陳曉静「財政部、今年公共サービス預算876億元 増4.7%」『東方早報網』（2011年4月7日付、同4月28日閲覧）。

### 第3章 中国の治安維持体系

中国国内の治安維持体系を明らかにして整理するに際し、まずは武警部隊以外で中国国内の治安維持を担っている組織について見ていきたい。

#### 第1節 解放軍と民兵

##### (1) 解放軍

中国人民解放軍は、1927年8月1日に広西省南昌市で蜂起した「南昌蜂起」にその起源があり、建国以降も党の軍隊として位置付けられ、党軍一体の革命軍として、国家建設のために、「戦闘隊」だけでなく、「生産隊」及び「建設隊」としての役割も担いながら、駐屯地域において農業に従事して自活し、一部は国家のインフラ建設に従事してきた。しかも、建国以来、解放軍はしばしば、軍内において中国国内の治安維持のための公安軍も保有し、治安維持の役割も担ってきた。

しかしながら、文化大革命の時期、毛沢東が軍に対して派閥抗争への介入を命じるまでは、軍は政治への直接の介入は避け、党と国家の護衛兵として使命を全うすることに努めてきたと捉えられる。

文化大革命の時期、1967年1月、上海で革命大衆によって党委員会が打倒され上海コミューンが成立したことを契機として、中国国内各地では武力を伴う闘争が発生して無政府状態が生まれると、解放軍は文革に介入しており、1969年の第9回党大会で選出された中央委員及び中央委員候補は、その内の45%を軍人で占めた。

更に、1989年の天安門事件が発生すると、解放軍は再び、学生によるデモに介入し、自国民に銃を向けた。

しかしながら、天安門事件で解放軍が自国民に銃を向けたことは、国内外から強い非難を受け、これを契機として、解放軍においては、これより前の改革・開放の流れの中で進められた軍改革の一端として、「生産隊」及び「建設隊」としての性格が切り離されつつあったが、その動きが加速した。1996年に採択された「戒厳法」においても、第8条において、戒厳任務は、人民警察及び武警部隊が執行し、「必要な時には、国務院が中央軍事委員会に対し、人民解放軍を派遣して戒厳任務の執行に協力することを決定するよう要請できる」とあり、人民警察及び武警部隊では対応が間に合わない場合に限って、軍も戒厳任務に協力するとされており、軍内においては、次第に国防という軍本来の任務へと

性格が変質しつつあったように見られる。この点については後述したい。

他方、建国後長期に亘り、解放軍における災害救援能力の整備は遅れ空白状態であったが、1998年の洪水災害を受け、中央軍事委員会は、19個部隊を洪水救援専門応急部隊とすることを決定し、主に、工兵や舟橋部隊等がその洪水応急救援部隊として指定した。この後、専門救援部隊の規範化や標準化が逐次進められ、核・生物・化学兵器応急救援部隊、交通応急災害救援部隊、国際平和維持部隊の編成も進められた。なお、核・生物・化学兵器応急救援部隊については、1964年に中国が最初の核実験に成功したことを受けて、化学兵器防止・医学応急分隊が編成されており、この分隊を基盤として編成されたものである。

その後、2000年代に入り胡錦濤政権時代になると、中国国内各地では民衆によるデモや直訴等の社会騒乱事件が増加するとともに、2003年にはSARS事件が発生した。国外においても2001年の「9.11」事件に代表されるようにテロ事件が多発しており、こうした社会情勢を背景として、中国国内においても非伝統的安全保障上の脅威が認識され、突発的事件への対処能力を高めるべく、武警部隊のみならず、政府を始め軍においても徐々に体制が整備されていく。

軍においては、2005年3月、人民解放軍総参謀部に「軍隊突発事件処置指導小組及びその弁公室」が設けられ、2005年7月には「軍隊緊急処置・救済参加条例」が施行された。翌2006年11月には「軍隊突発事件処置総体応急プラン」が公布され、①軍事的衝突事件の処置、②地方当局による社会の安定維持への協力、③重大テロ事件対処への参加、④地方当局による緊急救援への参加、⑤突発的な公共安全事件対処への参加等、5つの突発的任務において、軍が関与していくことが定められた。

他方、国務院でも2006年4月、「応急管理弁公室」が設置され、翌2007年8月には「突発事件対応法」が制定され、国内において突発的事件が発生した際の対応要領が国家レベルで定められた。また、「突発事件対応法」制定の動きを受け、各級地方政府や関連部門においても、それぞれ緊急対応プラン等が制定された。

しかしながら、1989年の天安門事件を教訓として1996年に制定された「戒厳法」ではSARSの発生に適切に対応できなかったと言われるように、「突発事件対応法」でも、各級地方政府や関連部門にある各々の緊急対応プランを束ねて統括する組織の立ち上げや総体的なシステム、体系等の形成までには至らず、2008年3月のラサ「3・14」事件や同年5月の四川大地震などの大規模な暴動事件や自然災害には迅速に対処できなかった。特に、四川大地震への対処に関しては、軍から空軍や済南軍区の精鋭部隊、武警や民兵等が参加したが、指揮系統が混乱し、各々の組織や部隊間での協調が上手くいかなかったことなどが課題となっていた。

折しもその頃 2008 年 3 月、国務院発展研究センターの「应急管理行政体制建設研究」課題グループは、「国家応急専門救援部隊<sup>204</sup>」の編成構想を打ち出しており、同課題グループメンバーの林家彬は、自然災害や地質災害から公共衛生危機、更には民衆による集団直訴事件等の突発的な公共事件が噴出しており、快速反応部隊を国家応急システムに組み込む必要があるとの見解を示していた<sup>205</sup>。

この後、2008 年末の中央軍事委員会拡大会議において、胡錦濤中央軍事委員会主席は、「情報化条件下の局地戦に勝利するという核心的能力の建設を重点的に強化すると同時に、非戦争軍事行動能力の整備を強化し、多様化する軍事任務遂行能力を高めるよう」求め、解放軍による「非戦争軍事行動」の強化を初めて明確に打ち出している。この流れの中で、翌 2009 年 1 月 5 日、「非戦争軍事行動能力整備計画」が下達されたものと見られる。同「計画」そのものは公表されていないが、中国国営「新華社」報道<sup>206</sup>によれば、解放軍が主に、対テロ・治安維持、災害救援、権益擁護、保安・警戒、国際平和維持、国際救援等の 6 種類の非戦争軍事行動任務を担っていること及び非戦争軍事行動能力整備の指導原則と目標等が明確にされたとする。2009 年 1 月 20 日に発表された「2008 年中国の国防」白書にも、積極防御の軍事戦略方針について、「情報化条件下の局地戦に勝利する能力を核心とし、各種非戦争軍事行動能力の建設を強化する」ことが初めて記述された。翌 2010 年 11 月には、中央軍事委員会が「軍隊突発事件対処に係る応急指揮規定<sup>207</sup>」を承認、公布しており、軍が社会の安定擁護、重大なテロ事件及びその他の突発事件の対処に参加する際の指揮、軍と地方の協力等について規定されている。こうした経緯をたどってみれば、2000 年代に入り、軍においても急速に非戦争軍事行動に係る能力整備が行われていると捉えられる。

その後 2010 年 4 月 14 日、青海省玉樹で大地震が発生したことを契機として、同 4 月 20 日、田義祥・総参謀部応急弁公室主任は、党中央、国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、2010 年末までに、軍において 8 支隊からなる計 5 万人

---

<sup>205</sup> 中国語では、「国家応急専門救援力量」。

「解放軍方組建近 10 万応急部隊 探索軍地联动机制（解放軍、10 万人弱の応急部隊を編成し軍と民間合同のメカニズム構築を模索）」『鳳凰網』（2011 年 5 月 11 日付、同日閲覧）、国務院発展研究センター課題グループ「我国应急管理体制存在問題与改善思維（中国、应急管理体制における問題と改善に係る筋道）」『人民網』（2008 年 3 月 7 日付、2009 年 9 月 26 日閲覧）。

<sup>206</sup> 「全軍和武警部隊 2008 年以來遂行非戦争軍事行動任務總述（全軍及び武警部隊における 2008 年以降の非戦争軍事行動に関する總覽）」『中国共産党新聞網』（2011 年 9 月 4 日付、同 9 月 18 日閲覧）。<http://cpc.people.com.cn/GB/64093/82429/83083/15587061.html>

<sup>207</sup> 詳細は公表されていない。

の国家級専門応急救援部隊を編成することを初めて明らかにしており、その際、2008年の四川大地震を教訓として応急救援能力を強化したとの説明を行っていた<sup>208</sup>。それから数か月後の2010年7月30日、耿雁大中国国防部報道官・上級大佐は、北京軍区工兵連隊で行われた記者会見において、上述の「国家級応急専門部隊」の編成について、①洪水対処緊急措置・応急部隊、②地震災害緊急救援隊、③核・生物・化学兵器応急救援隊、④空中緊急運輸服務隊、⑤交通応急・緊急措置隊、⑥海上応急捜索救援隊、⑦応急機動通信保障隊、⑧医療防疫救援隊の8支隊からなることを明らかにした。更に同年10月に中国で開催された「第2回ASEANプラス3武装部隊非伝統的安全保障フォーラム」において劉鈞軍・中国国防部弁公室官員は、「解放軍の応急専門兵力の編成概要は既に固まっており、5万人規模の国家級応急専門兵力及び4.5万人規模の省級応急専門兵力が含まれている」ことを明らかにしている。

こうしたことから、「國務院發展研究センター」の「应急管理行政体制建設研究」課題グループが打ち出した「国家応急専門救援部隊」編制構想が、これら8種の専門部隊からなる5万人規模の国家級応急部隊の編成に繋がった可能性が考えられる。

2011年3月31日に発表された「2010年中国の国防」白書では、中国の国防の目標及び任務として、①国家の主権、安全及び発展の利益の擁護、②社会の調和及び安定の擁護、③国防及び軍近代化の推進、④世界の平和と安定の擁護の4点が掲げられた。この内、②社会の調和及び安定の擁護に関しては、「非戦争軍事行動への準備を科学的に行い、直面する非伝統的安全保障上の脅威への戦略的準備を行い、緊急専門能力の建設を強化し、対テロ・安定維持、緊急救援及び安全警戒任務遂行能力を向上させる」とある。更に、同白書によれば、中央軍事委員会は、「軍隊突発事件対処に係る緊急指揮規定」を承認、公布し、軍隊が社会の安寧の擁護及びその他各種突発事件対処に参加するに際しての指揮、部隊の使用、総合保障、軍と地方の協力等の問題に対して、明確な規定を打ち出している。更に、遡り、2009年11月時点において既に、軍を主体として、「洪水対処緊急部隊」、「地震災害緊急救援隊」、「核・生物・化学緊急救援隊」、「航空緊急輸送服務隊」、「海上緊急捜索救難隊」、「緊急機動通信支援隊」、「医療防疫救援隊」等、8つの「国家級専門部隊」を創設していたことを明らかにしている。また、同白書によれば、2009年7月、武警部隊の水電部隊及び交通部隊の約3.1万人が国家応急救援隊に組み込まれている。

このように見て行くと、武警部隊だけでなく、近年解放軍においても、自然災害のみならず、対テロや治安維持等の突発的事件への対処を想定して国家規

---

<sup>208</sup>「国防部：軍隊年底建成5万人応急救援部隊（国防部、年内に軍において5万人の応急救援部隊を編成）」『新華網』（2010年4月20日付、同日閲覧）。

模で態勢が急ピッチで整えられつつあるものと捉えられる。

しかしながら、1989年の天安門事件以来、解放軍については、国防という本来任務に特化する傾向が顕著であったと言え、2000年頃からの軍における非戦争軍事行動能力の整備による任務の拡大は、その傾向に逆行するものと言える。

また、中国共産党指導部にとっては、社会の安定確保という観点から、軍への依存度を高めるものであると捉えられる。同時に、解放軍による非戦争軍事行動任務の遂行は、中国指導部内における軍の発言権や影響力を拡大させるものであり、更に党軍関係から言えば、軍の力の増大に繋がるものと捉えられる。

同時に、解放軍の総参謀部応急弁公室は、自然災害等の突発的事件への対処を想定し、公安、民政、国土資源、水利、農業、林業、地震、海洋、気象等、20以上の主要な災害関連部門との連携により、総部レベルでの情報共有を実現させる体制を整備している。このことから、国家規模の突発的事件への対処に際しては、解放軍の総参謀部が主導的な役割を果たそうとしていることが窺え、こうした中国国内関連部門における中国総参謀部の発言力や影響力の大きさを示すものとも捉えられる。

そのほかにも、全軍各級部隊は、野外応急指揮手段の整備及び装備・物資・器材の事前の貯蔵と設置を改良、改善しており、総参謀部は、「北斗衛星」に基づく応急指揮情報システムを研究・開発し、配備させ、部隊の非戦争軍事行動における位置と通信上の難題を効果的に解決したとされる。

こうした自然災害等の突発的事件が発生した際の応急対処態勢の整備は、対処が遅れば、民衆の不安や不満を高め、デモや集団直訴等にも繋がりがねないことから、社会の治安維持にも寄与するものであると言える。同時に、こうした自然災害に関連する解放軍の対応は、近年中国の国防費増加が国外から非難を浴びているが、国内に対しても国防費増加による軍増強の正当性を主張するものであると捉えられる。

## (2) 民兵

民兵とは、毛沢東の人民戦争論に基づき、生産を離脱しない大衆武装組織として編成されたものであり、国务院及び中央軍事委員会による統一的な指導を受ける。

2013年4月に公表された国防白書「中国武装力の多様化した運用」には、「四、国家の経済と社会の発展の保障」の「社会の安定の擁護」の箇所で、民兵について、「社会の安定を守る重要な力であり、法律・規定に基づき、社会秩序の擁護に協力し、地方の党委員会・政府の統一的な段取りと軍事機関の指揮の下で治安協同防衛、社会管理総合治理、重大な活動の安保等の任務に参加するほか、

毎年 9 万人以上が橋梁、トンネル、鉄道等の警備任務を遂行する」と説明されている。

1990 年 12 月に公布された「民兵工作条例」の第 2 条には、「民兵は、中国共産党の指導する生産から離れない民衆による武装組織であり、中華人民共和国の武装力の構成部分であり、中国人民解放軍の助手であり後備力である」と記述されている。更に、その任務としては、第 3 条において以下のとおりある。

- ① 民兵組織を構築し、固め、民兵の軍事・政治的資質を高め、民兵の武器・装備を配置、管理し、戦時に必要となる予備兵員を蓄える。
- ② 民兵が社会主義近代化建設へ参加するよう働きかけ、民兵を組織して戦備に係る職務遂行を担い、社会の治安を擁護する。
- ③ 民兵を動員して軍に参加させ、戦争に参加させ、前線を支援し、侵略に抵抗し、祖国を防衛する。

このようにあり、民兵は、平時から戦時に備えるとともに、社会の治安を擁護する任務を担うべきことが明記されている。更に、第 33 条には、次のとおりある。

「陸海の边防地区（国境地域）及びその他の戦備重点地区の民兵組織は、上級軍事機関の要求に基づき、駐屯地の人民解放軍及び人民武装警察部隊と共同防衛しなければならない。戦時、民兵は部隊の作戦に歩調を合わせ、各種戦闘勤務を担い、前線を支援し、民衆を保護し、生産を防衛しなければならない。民兵は、公安機関に歩調を合わせ、社会の治安を擁護しなければならない。」

このようにあり、民兵は、戦時において軍に協力して前線を支援するだけでなく、公安機関にも協力して社会の治安秩序を維持する任務を担っている。

更に、国境地域の民兵に関しては、軍及び武警と共に国境地域の防衛任務を担わなければならない。ほかの内陸部の民兵と比較すると、期待されている役割が大きいことを指摘できる。加えて、第 34 条には、次のように記されている。

「民兵を組織して勤務を担い、民力を大切にし、厳しくコントロールする。陸海の边防民兵の固定した歩哨所の設立は、軍分区が戦備の需要に基づきプランを提出し、省軍区に報告して承認を受ける。民兵を使用して橋梁、トンネル、倉庫等の重要目標物を守る勤務を担うには、目標物の帰属単位が、国家関連の規定に基づき申請を出し、省軍区に報告して承認を受ける。民兵が治安勤務を担うには、当該地域の軍事指導機関が、同級の人民政府に報告し承認を受けるとともに、上級軍事機関に報告して記録をとる。工場と鉱山の範囲内において民兵を使用し治安の擁護、生産保護の方面の勤務を担うには、工場と鉱山は、県の人民武装部に報告して記録をとる。」

このようにあり、「边防民兵」と称される沿岸部や国境地域の民兵は、平時において、国内の重要建造物やインフラの警備にあたる武警の内衛部隊と同様の

働きを担うケースもあると捉えられる。また、武警の内衛部隊との違いとしては、武警が通常重要な建造物やインフラ施設等の周囲で警戒に当たるのに対し、民兵は平時に工場や鉱山について周囲だけではなくその敷地内においても治安維持の任務を担う場合があることを挙げられる。

これらを総じて見れば、中国では、社会の治安を維持するに際して、民兵が少なからぬ役割を果たしていることになる。この際、民兵に治安維持任務の一端を担わせるに際しては、当該地域の軍事機関が同級の人民政府から承認を得ることとなっており、人民政府が関与することを指摘できる。

## 第2節 公安部

中国では戒厳令が敷かれた状況において、まず戒厳任務を担うのは、国務院「公安部」人民警察及び武警部隊である。1996年3月に第8期全人代常務委員会第18回会議で採択された「戒厳法」第8条<sup>209</sup>に基づけば、戒厳任務は、人民警察と人民武装警察が担っているおり、それでは対応できない場合、軍が出動することとなっている。

また、胡錦濤が中国共産党総書記に就任後、中国国内では集団直訴事件やデモ事件が急増しており、それを背景として2007年8月30日に採択されたとみられる「突発事件対応法」の第50条には、社会の治安秩序に重大な危害を及ぼす事件が発生した場合、公安機関が迅速に出動し、現場の状況に基づき相応の強制措置を講じ、早期に社会秩序を正常な状態に回復させなければならないとあり、突発事件への対応に際して、公安が迅速に対応しなければならないことが改めて明記されている。

このように、公安部門は、治安維持に際しての初動対応において役割が期待されていることを指摘できる。

中国国務院「公安部」による治安維持に関しては、1984年6月30日に公布された「人民警察内務条令」の第6章において、警察機関が迅速に人員を組織し戦闘に投入すべき状況として、①暴乱、騒乱の発生、②ジャック事件或いはその他テロ事件の発生、③重大犯罪事件、特大犯罪事件の発生、④外敵の侵入、空襲、⑤重大治安、自然災害事故の発生が挙げられており、同条令からは、「公安部」が幅広く治安維持任務を担っていることが窺える。

この「公安部」については、その下級機関として、各省（省・自治区・直轄

<sup>209</sup>「戒厳法」第8条には、「戒厳任務は、人民警察、人民武装警察により執行される。必要な時には、国務院は中央軍事委員会に提起し、中央軍事委員会は人民解放軍を派遣し戒厳任務の執行に協力することを決定する」とある。

市)に公安庁、更にその下級機関として、地区(市・州・盟)級の公安局がある。地方の各級公安機関は、上級の公安機関の指導を受けると同時に、同級の政府からの指導を受けるという2重の指導体制下にある。例えば、河北省公安庁を例にとれば、同省公安庁の上級にある国務院公安部及び同級の河北省政府の指導下にある。

「公安部」所属の警察を種類ごとに見ていくと、公共の場所における治安秩序の擁護任務を担う「治安警察」、管轄区域内における戸籍業務を担う「戸籍警察」、刑事事件を扱う「刑事警察」、交通整理に従事する「交通警察」、管轄区域でパトロールを行う「巡邏警察」、出入国事務やパスポートの管理等を行う「外事警察」等がある。また、「公安部」の内部には、①規律委員会監察局、②警務特察局、③人事訓練局、④宣伝局、⑤経済犯罪偵察局、⑥治安管理局、⑦边防(国境警備)管理局、⑧刑事管理局、⑨出入国管理局、⑩消防局、⑪ネット安全防衛局、⑫監獄管理局、⑬交通部公安局、⑭法制局、⑮国際協力局、⑯装備財務局、⑰麻薬取り締まり局、⑱退職幹部局、⑲機関党委員会がある<sup>210</sup>。

これらの内、治安維持に関しては、⑥治安管理局が主として担っており、地方の公安機関による戸籍管理の指導・監督、地方機関による集会、デモ行進、デモ管理に係る指導、巡警隊、特警隊建設及び重大な集団性治安事件と治安事故工作の処置に係る指導、公安派出所及び「社区」(コミュニティ)警務工作の指導等を行っている。

また、⑦边防(国境警備)管理局は、上述の武警边防部隊に位置付けられる公安边防部隊の指導機関であり、この边防管理局が、全国各省・自治区・直轄市における武警边防部隊を指導する最上級機関として位置付けられる。同様に、⑩消防局も武警消防部隊の指導機関である。これらのほか、⑬交通部公安局は、内部に「国家ハイジャック事件処置指導小組弁公室」が設けられ、「空中警察」を擁しており、中国の民間航空機の安全確保に係る役割を担っている。

また、中国公安部の特徴的な点としては、戸籍を管理していることを指摘でき、中国国内では現在も「都市戸籍」と「農村戸籍」に区別されているが、この戸籍制度を実行しているのが上述の「戸籍警察」である。中国は、農村戸籍と都市戸籍を厳格に区分し、農村から都市への移住を制限するとともに、戸籍の管理を通じて人民を管理下に置き、治安維持に繋げてきた側面がある。改革・開放以降、農村から都市への出稼ぎ労働者が増加しているが、中国指導部は彼らを「流動人口」と称し、近年、特に彼ら「流動人口」に対する管理を強化している。その背景としては、近年多発している集団直訴事件やデモは、政府による社会保障や医療制度の不備、失業者への生活補償等を訴えるものが多いが、その多くは、彼ら「流動人口」が抱える問題だからである。中国指導部として

<sup>210</sup> 中国国務院『公安部H.P.』トップページ掲載、2012年1月27日閲覧。

は、「流動人口」の管理を強化し、彼らの動向を把握することにより、社会の安定確保を図っているが、その過程において主たる役割を果たしているのは、公安部の「戸籍警察」であると捉えられる。

そのほか上述のとおり、中国は近年、国連による平和維持部隊に要員を派遣しているが、例えば、2004年9月にハイチへ派遣された要員計125名は、北京市、天津市、上海市、重慶市の4つの直轄市における公安局の暴動鎮圧部隊及び辺防部隊等から派遣されている。また、2007年12月には、広東辺防総隊の深圳支隊等から選抜された暴動鎮圧部隊がハイチにおいて、武装パトロール、要人警護、重要施設や大規模な娯楽施設の警備等に従事したとの記事がある<sup>211</sup>。この記事から、公安局は「暴動鎮圧部隊」を有しており、公安辺防部隊とともに国外における平和維持活動の一部を担っていることが窺える。

そのほか、武警部隊だけでなく公安部門にも特殊部隊があり、2009年7月に新疆ウイグル自治区ウルムチ市において暴動が発生した際、全国31の省から、それぞれ31の公安特警部隊が新疆ウイグル自治区まで派遣され治安対策が強化されている<sup>212</sup>ことから、各省・自治区・直轄市の公安庁は特警部隊を有しているとともに、これら特警部隊は特に暴動鎮圧や治安維持面を担っていると捉えられる。

また、新疆ウイグル自治区及びチベット自治区に関しては、それぞれ辺防総隊のもとに、新疆ウイグル自治区公安庁対テロ特別偵察隊（副師団級）、チベット自治区公安庁対テロ特別偵察隊（副師団級）が編成されている。両自治区はいずれも、ウイグル族、チベット族による分離独立問題を抱える地域であり、それらを抑える役割の一端を辺防部隊に追わせていると捉えられる。

### 第3節 社 区

#### (1) 社 区

中国において、治安維持の一端を担っている組織として、もう一つ社会の「社区」（コミュニティの意味。以下、同じ。）が挙げられる。この場合、中国で指す「社区」とは、地域の自治組織というよりも、党と政府の末端組織が一体となった共同体とも言えるものであり、農村では「郷政府」と「村民委員会」、都

<sup>211</sup> 「改革開放30周年広東公安辺防工作回顧（改革・開放30周年に際し広東省公安辺防工作を回顧する）」『公安部H. P.』（2008年12月16日付、2009年1月27日閲覧）。

<sup>212</sup> 「全国援疆特警烏魯木齊共譜民族團結之歌（全国新疆支援の特警がウルムチで團結の歌を合唱）」『新疆新聞網』（2009年11月4日付、同年11月9日閲覧）。

市では「街道弁事処」と「居民委員会」の指導、管理を受ける。この際、「郷政府」とは農村の末端の行政組織であり、「村民委員会」は農村の末端の党組織である。一方、「街道弁事処」とは、都市の末端の行政組織であり、「街道居民委員会」は都市の末端の党組織と位置付けられる。

具体的に見ていくと、「居民委員会」には、内部に「人民調停委員会」、「治安防衛委員会」、「公衆衛生委員会」、「婦女工作委員会」等が設けられており、これら個々の委員会が、住民調停、治安維持、公共衛生、公共事業、文化娯楽、生活保護、消防等に係る業務を担ってきた。この際、「居民委員会」は、地域において住民間で相互に監視を行わせ、居民委員会に報告させ、地域住民が生活環境や党・政府の施策に不満を抱えたり、また、それを集団で直訴したりする兆候がないかを把握することにより、集団直訴やデモ等を芽の段階で摘むための役割を担い、治安維持で一定の役割を果たしてきた側面がある。同時に、公安による治安維持活動を支援するなど、国家による統治、特に、社会の治安維持における役割を担ってきた側面もある。

一方、「村民委員会」も、「街道居民委員会」と同様の役割を担っていることに加え、集団所有の土地の管理、衛生事業、計画出産の推進、孤児院・養老院の警衛、治安維持、もめ事の調停、就業の斡旋等の役割を担ってきた。このように見ていくと、中国では、末端の党・政府機関が、地域の所謂「社区」として、地域を指導的に管理することにより社会の安定を確保してきたと捉えられる。

これらの「社区」は、中華人民共和国建国以来、中国ではその発達が遅れてきた組織であった。なぜならば、中華人民共和国は、抗日戦争や国共内戦等の戦争を経て建国に至ったが、これらの戦争は、毛沢東の軍事思想に基づくゲリラ戦であった。人民解放軍は、1927年の南昌蜂起のように各地で蜂起した農民軍に端を発しており、革命戦争、抗日戦争、国共内戦の進展に伴い、統合・再編が繰り返される中で、各々の駐屯地における宿泊施設、食糧、医療に必要とされる物資等、必要なものは全て自らで調達し、転々としながら戦闘を続けてきた。こうした経緯があることから、所謂「正規軍」とは異なり、戦闘組織というよりも、むしろ「共同生活組織」と言え、軍事組織に加えて行政組織としての特徴も有していたと見られる。このため、1949年に人民解放軍が北京に入城した際、軍に伴って行政機関等も「共同生活組織」として北京入りし、軍と共に部隊隊員及びその家族のために宿泊施設、医療施設、福祉施設等を建設しながら、周囲の人々の生活を支え、社会の安定化に寄与し、軍が「社区」の機能を果たしてきた経緯があるからである。このため、中国人は、新中国建国以来、軍やそれに付随した共同生活組織或いは建国以降整備が逐次進められた党・政府・公有制企業等の大小様々な「単位」と呼ばれる組織に属し、給料を

始め住宅、生活施設、子供の教育、教育施設まであらゆるサービスがその「単位」から提供されてきた<sup>213</sup>。

しかしながら、改革・開放以来、中国国内では、国有企業から私営企業への転換が図られる過程において、「単位」がそれまで担ってきた教育や医療等の様々な社会保障が切り離され、失業者が生まれるなど、企業等の「単位」を主体とした社会の管理体制が崩れたと言える。当然、中国共産党は、社会保障制度の構築に努めているものの、都市と農村を二分する戸籍上の問題が解決されない中で、農村から都市への流動人口が増加するに伴い、都市における都市戸籍を有さない出稼ぎ労働者らの管理に問題が生じ、管理体制の整備も追いつかず、治安維持の面にも影響が及んだ。

このような状況を背景として、1996年3月、当時の江澤民総書記は、「「社区」建設を強化し、街道弁事処、街道居民委員会の役割を十分に発揮させよ」と述べ、「社区」建設推進の考えを打ち出した。更に、2000年11月には、中国共産党中央及び国務院弁公庁が、各省・自治区・直轄市の党委員会・政府及び大軍区党委員会等に対し、「全国の都市「社区」建設推進に関する民政部意見の伝達に関する通知」を公布し、全国の都市で、「社区」を建設するという大方針を打ち出した。この通知では、新しい「社区」式の管理モデルの構築が差し迫って必要とされており、この「社区」が企業から切り離された社会保障サービスの機能を担っていかなければならないことが強調されている<sup>214</sup>。

<sup>213</sup> 倉沢進、李国慶『北京 皇都の歴史と空間』（中公新書、2007年）114頁－126頁。

<sup>214</sup> 「全国の都市「社区」建設推進に関する民政部意見の伝達に関する通知」の一部内容は次のとおり。

「都市における「社区」建設の推進は、改革・開放及び社会主義現代化建設にとって、切実な要求である。新たな情勢下では、社会のメンバーが一定の社会組織に固定して従属する管理体制は既に打破され、大勢の「単位人」が「社会人」に転換されると同時に、大勢の農村人口が都市に流れ込み、社会における流動人口が増加した。これに対し、教育及び管理業務において一部弱い部分が存在するため、都市の社会・人口の管理が相対的に滞り、新しい「社区」式の管理モデルの構築が差し迫って必要となっている。中国の都市の数が絶えず増加し、都市化の過程もますます加速している。しかし、これらに対応するインフラ施設は日ごとに充実してきているが、都市の現有の管理及びサービスはこれに追いついていない状況にある。特に、都市の末端組織における社会の管理が比較的弱く、都市の管理レベルの強化及び改善に力を入れ、住民の質及び文明レベルを向上させることが喫緊の課題である」。

「国有企業の改革の進行、経営メカニズムの転換、政府機構の改革及び機能の転換に伴い、企業から切り離された社会的機能及び政府から移転されたサービス機能は、その大部分を都市の「社区」が受け入れなければならない。企業・事業組織から独立した社会保障体系及び社会のサービスネットワークの構築も、都市の「社区」による役割を必要とする。同時に、人民民衆の生活レベルの不断の向上、住宅・医療・養老及び雇用等の各制度改革の深化に伴い、都市の住民とそこに居住する「社区」との関係はますます密接になってきている。住民たちは、「社区」の発展に注目し、「社区」の活動に参加するだけでなく、「社区」のサービス及び管理、居住環境、文化的娯楽、医療衛生等に対し、多くのレベル、多

その背景としては、上述したように、文革後、鄧小平が打ち出した改革・開放政策により、中国ではそれまでの「計画経済体制」から「社会主義市場経済体制」へと転換が進められ、それまでの国有企業等の「単位」にすべての生活保障を頼ってきた体制からの脱却が図られたことが挙げられる。更には、同文献は、政府機関、企業等から見れば、革命や内戦状態から生まれたそれまでの体制から、ようやく平時の通常の経済体制へ移行したものと捉えられる。また、「住民の質及び文明レベルを向上させることが喫緊の課題」とも述べられており、国有企業等から見れば、市場経済が導入され、先進国の企業と同様に、資本と労働、企業と従業員という純粋な関係への移行を図ったものであり、従業員の側へ自立を求めたものと捉えられる。このように見ていくと、建国以来「単位」が担ってきた従業員の住居、教育、福祉等のうち、住居は現在の市場経済メカニズムの中で自ら確保しなければならなくなり、社会福祉に関しては、「社区」が代わって担うことになったと言える。中国における「社区」の役割としては、①高齢者、児童、障害者、貧困家庭等へのサービス、②戦没者遺族、傷痍軍人へのサービス、③便民、利民、例えば、家具や電気器具、自転車等の修理、法律相談、結婚の斡旋等、生活のあらゆる分野に亘る広範なサービス、④「社区」内の社会福祉、レイオフ者への再就職支援サービス、⑤衛生サービスステーションを設け、疾病予防、医療・保健のサービス及び計画出産サービス、⑥文化、スポーツ、娯楽施設、文化ステーション、「社区」活動室、「社区」の場づくり、精神文明の向上、⑦環境美化、緑化、⑧治安、保安、刑期満了者、労働再教育者等への支援が挙げられる。

この際、中国指導部がこれら「社区」におけるサービス機能を充実させる背景には重要な狙いがある。なぜならば、中国共産党一党独裁体制の維持にとっては、社会の安定が前提であり、このため、中国指導部としては、「社区」の社会保障等のサービスを充実させ、一般民衆の生活の向上や不満の緩和に努めることで、社会の安定を図ってきたと捉えられるからである<sup>215</sup>。更に、これに関

---

様化した要求を提起している。「社区」建設の推進、「社区」サービスの開拓及び生活の質の向上は、すでに広範な都市住民の切実な要求となっている」。

<sup>215</sup> 従来の「単位」に所属してこなかった人々は、街道弁事処から生活上の様々なサービスを受けてきたことから、それまでの中国社会は、「単位」及び「街道弁事処」から二重に管理される体制になっていたが、「単位」が担ってきた役割が変化し縮小する流れの中で、「社区」が発展してきたと言える。この際、「社区」の中心的役割を担うのが、上述の「居民委員会」である。中国の都市では、この居民委員会という組織が、新中国建国直後から組織されてきた。更に遡れば、中国では春秋・戦国時代の頃から、「郷」、「里」及び「坊」等の地域区画を設け、そこに「郷官」と呼ばれる役職者を配置し協力組織を作って地域の防犯や徴税等を行う「郷官制度」が発達していった。明の時代には、「里老人」と呼ばれる役職を設け、儒教の徳目を宣伝する一種の社会教育運動を担わせてきた。国民党時代には、宋朝の時代に起源をもつ「保甲」と呼ばれる住民組織があり、国民党はこの「保甲」を共産

して注目されることは、「社区」が担っている治安機能である。上述のとおり、中国の「社区」には、末端の政府組織と公安機関の指導の下に置かれている「治安保衛委員会」と呼ばれる組織がある。この「治安保衛委員会」のメンバーは地域の人々からなる自治組織であり、この組織が地域における防犯機能を担うとともに、農村からの出稼ぎ労働者等の流動人口や家屋の賃貸状況等を把握している。例えば、賃貸状況等を調査することにより、そこに「法輪功」信者が紛れていないか、党や政府への不満を高まらせているものがないか等、治安維持に際して必要となるであろう情報を前もって収集している。こうすることで、将来的に集団での直訴やデモ等に発展しそうなものは芽の段階で摘むことが可能であり、地域に密着した組織として、地域民衆に対して防犯等に係る教育を行いながら、民衆の日常を監視、監督している。加えて、この「治安保衛委員会」が、このところ武警の辺防部隊により行われている「社区」における治安維持任務に協力していると見られる。

## (2) 辺防部隊の「愛民固辺」

武警の辺防部隊は、2005年7月から3年の期間を設定し、「愛民固辺」という経済的弱者を重点的に訪問し、生活に困窮していないかなどを見て回る活動を進めている。その結果、途中経過として、2006年、全国の公安辺防部隊が、管轄地域に居住しているすべての世帯、702万世帯（計2,498万人）を訪れ、各家庭が、土地の強制収用、家屋の立退き、労資関係の揉め事等の問題を抱えていないかなどを把握し、社会の安定に影響を及ぼしうる問題を事前に察知し、集団性事件につながりうる問題が発見されれば管轄地域の政府・党に報告し、騒ぎを芽の段階で摘むことによって、社会の安定維持に努めたことが報告されている<sup>216</sup>。

2007年も、全国の公安辺防部隊が、429.9万世帯、延べ1,282.1万人を訪問し、15,775件の揉め事を解決へ向かわせ、368件の集団での陳情事件を適切に処置しており、2008年も「愛民固辺」戦略を継続して深化させ、国境の監視、管理を強化するとともに、突発的事件処理、暴動対処、テロ対策等に対する能力を高め、北京五輪に備えることが目標として述べられている<sup>217</sup>。

---

党からの影響の防波堤として利用してきた。このため、中国共産党は、新中国建国と共にこの「保甲」を廃止し、これに代わるものとして、「冬防隊（冬に増加する盗賊を防止する部隊）」等、防犯目的の自警団を組織してきた。このように様々な名称の自警団が各地で編成され、天津で編成された「居民委員会」という名称に次第に統一されていった。

<sup>216</sup> 「全国公安辺防部隊愛民固辺戦略取得丰硕成果（全国公安辺防部隊による愛民固辺戦略が実り多い成果を収めた）」『新華網』（2007年1月23日付、同1月27日閲覧）。

<sup>217</sup> 「公安辺防將推進愛民固辺戰略 力爭村村有村官民警（公安辺防、愛民固辺戰略を推進、

辺防部隊の従来の任務は、国境の検査・管理、国境付近一帯のパトロール、海上における密輸犯の逮捕等であることから、社会の治安維持を確保すべく、より踏み込んだ内容の任務が課されており、民衆による社会騒乱事件が増加し、常態化していることに危機感を抱いた中国共産党が、社会の安定を維持すべく、辺境に重点的に配置されている辺防部隊を活用してその任務を拡大し、「社区」と連携させることにより、社会の安定の確保を図ったものと捉えられる。

### (3) 社会の管理

その後、2010年末、チュニジアでの「ジャスミン革命」を発端として、北アフリカ及び中東地域において、民主化を求める機運が急激に高まったことを受け、中国指導部は、改めて社会の管理を強化することの重要性を強調しているが、その際、社会の管理を強化するに際して、コミュニティ機能の増強による社会管理の強化が指導されている。2010年末以降の北アフリカ・中東情勢、特に、2011年2月中旬のエジプトのムバラク大統領辞任を受け、同2月中旬以降、中国国内では、各地で「ジャスミン革命」と称して各地で言論の自由等を求めて集會が呼びかけられた。かかる状況が背景にあり、中国指導部は中国国内の社会の安定確保に関して強い危機感を持ったものと見られる。胡錦濤総書記は2011年2月19日、中国共産党の学校である「中央党校」で行われた「省・部級主要指導幹部社会管理と核心的特別テーマ研修班開講式」において、現在の重点任務として社会の管理強化を挙げ、以下8つの意見を打ち出した。

- ① 社会管理の構造を更に強化、改善し、党の指導を適切に強化し、政府の社会管理機能を強化し、各種企業・事業単位による社会管理と奉仕の職責を強化し、各種社会組織が自身の建設を強化し、社会に奉仕する能力を増強するように導き、人民団体が社会の管理と公共サービスに関与することを支持し、民主が社会管理に参加する基礎的な役割を發揮しなければならない。
- ② 党と政府が主導し、民衆の權益を擁護するメカニズムを更に強化、改善し、科学的かつ効果的な利益協調メカニズム、申し立てを表明するメカニズム、矛盾を調停するメカニズム、權益を保障するメカニズムを更に強化、改善し、各分野の利益の関係を統一的に調和させ、社会の矛盾の源の管理を強化し、人民内部の矛盾を適切に処理し、民衆の利益を損なう不正の風を断固正し、民衆の合法的な權益を適切に擁護しなければならない。
- ③ 流動人口及び特殊なグループへの管理と奉仕を更に強化、改善し、全国の人口及び国家の人口をカバーする基本的な情報データベースを構築し、人口動態管理メカニズムを構築、健全化し、特殊なグループへの管理と奉仕政

---

村村の役人・警察と協力して推進)『法制日報網』(2008年1月17日、同5月1日閲覧)。

策を改善しなければならない。

- ④ 末端の社会管理とサービス体系を更に強化、改善し、人力、財力、物力を更に末端に投入し、末端組織を努力して打ち固め、末端のパワーを壮大にし、末端の資源を整理・統合し、末端の工作を強化し、都市と農村の「社区」における自治と奉仕の機能を強化し、新型の「社区」管理と奉仕体制を健全化しなければならない。
- ⑤ 公共安全体系を更に強化、改善し、食品・薬品の安全監督メカニズムを健全化し、安全生産監督体制を構築、健全化し、社会の治安管理体系を更に強化、改善し、应急管理体制を改善しなければならない。
- ⑥ 非公有制経済組織、社会組織の管理を更に強化、改善し、非公有制経済組織管理及び服務員の社会的責任を明確にし、社会組織の健全且つ秩序ある発展を推進しなければならない。
- ⑦ 情報ネット管理を更に強化、改善し、バーチャル社会に対する管理のレベルを高め、ネット上の輿論誘導メカニズムを健全化しなければならない。
- ⑧ 思想道徳建設を更に強化、改善し、根気よく持続的に社会主義精神文明建設を強化し、社会主義の核心的価値体系建設を強化し、社会全体の法制意識を増強させ、精神文明創建活動を掘り下げて行い、社会の真の心を増強しなければならない。

このように指導されており、社会の管理を強化していくべきことが改めて打ち出されたが、その際、4番目には、末端の「社区」の機能を強化していくべきことが指導されている。そのほか、3番目においても、流動人口や特殊なグループの管理を強化し、人口動態管理メカニズムを構築していくべきことが指導されているが、都市における人口動態を管理していく上でも重要な役割を担っていくのが、「社区」と言え、「社区」が地域住民の暮らしぶりを言わば監視しながら、管理していくものと捉えられる。このように見ていくと、「社区」による社会の安定確保の役割が拡大しつつあるものと思料する。

その一方で、「社区」による社会保障サービスの拡充や農村からの出稼ぎ労働者の管理の強化等、「社区」に依拠した社会管理や「社区」の機能強化は、結局のところ、「社区」を指導し管理する立場にある「街道弁事処」や「居民委員会」等の機能増強が必要になると言える。こうしたことから、「社区」の機能を増強していくに当たっては、「街道弁事処」や「居民委員会」等の機能を増強すべきとの論調がこれまでは主流であったと捉えられる。

しかしながらその後、2010年7月、安徽省の銅陵市の一部において「街道弁事処」が試験的に廃止され、この試みを「銅陵モデル」と称して評価し、全国的に拡大していこうという姿勢が2011年9月、民政部末端政権・社区建設局副

局長である王金華のインタビューによって明らかにされた<sup>218</sup>。「街道弁事処」の廃止は、「街道弁事処」が単なる「つなぎ」としての役割しか果たしておらず、その業務のほとんどは「居民委員会」に割り振られており、「居民委員会」が自治機能を果たせていないことや「街道弁事処」と「社区」の機能が重なっていること、更には、あくまで共産党の自治組織であるはずの「居民委員会」が行政機能を果たしてしまっていることがその背景にあると指摘されている。

しかし、実際に全国において「街道弁事処」が廃止されれば末端における行政組織がなくなることになり、ますます「居民委員会」が行政機能の役割を果たしていくことになり、中国共産党による指導の強化に繋がるものと捉えられる。

この点、中国共産党にとっては、社会の管理を強化していくに際しては、むしろ中国共産党による指導が強化される態勢は好ましいとも言え、「街道弁事処」を廃止していこうとする背景には、党指導部による「党の指導強化」という意図があるとも捉えられる。更に、中国共産党指導部にとっては、中間の結節を少なくすることにより、党中央部の通達、指示、指導を末端にまで徹底させるという意図もあるものと思われる。

なお、「街道弁事処」の廃止に関しては、既に、例えば広州市に関しては、「「街道弁事処」を廃止する計画は当面ない」との記事も報じられており、広州市については、市内の各区、街道弁事処、居民委員会の各々の職責を明確にすることに重点を置き、「社区」は政府組織や民衆による自治に協力することが主要な任務であるとされている<sup>219</sup>。広州市は香港と隣接しているが、その香港では「一国二制度」の下で内陸部と比較すると言論の自由が保障されていることから、その影響を受け、広州市でも党による指導の強化に繋がりがかねない改革に対しては抵抗が大きいとも捉えられる。

今後、本格的に「街道弁事処」の廃止が進められていくなれば、広州市に限らず、その他の経済的な発展が進み、開放的な都市においても、その都市の指導部層から末端機関においてまで抵抗があることが考えられ、こうした状況は中国指導部内の結束を弱める方向に作用するものと捉えられる。

他方、中国では、2010年3月に「国防動員法」が採択されて国防動員体制が整備されている。その際、突発的事件が発生した際の緊急対応が戦時の国防動員に際しての訓練になるとして、突発事件への対処も踏まえた動員体制の整備が進められているが、国防動員体制の整備は、突発事件対処メカニズムの整備、

---

<sup>218</sup>「民政部副部長：取消街道弁事処是驅使（民政部副部長、街道弁事処を撤廃して驅使）」『新華網』（2011年9月5日付、同9月26日閲覧。）

<sup>219</sup>「広州暫無計撤街道弁（広州市には街道弁事処を撤廃する計画はない）」『新華網』（2011年9月6日付、同9月26日閲覧）。

更には、末端の組織やコミュニティに依拠した突破事件への早期警戒体系の構築・整備とも関連するものであることを指摘できる。

## 第4節 党の治安維持関連組織

### (1) 党中央政法委員会

「党中央政法委員会」は、公安部、国家安全部、司法行政機関、法院、検察院を隷下に置くと言われる党の最高の指導・管理組織である。

まずは、この党中央政法委員会の歴史について少し遡りたい。

1958年、第8期中央委員会において「党中央政法指導小組」の設立が決定され、彭真が初代組長となったが、文化大革命によりこの小組は撤廃された。

その後1980年、彭真の指導の下で再び「政法委員会」が設立された。しかしながら、党政分離を目指して国家の機構改革が行われ、党中央は1988年5月19日、党中央政法委員会を撤廃して「党中央政法指導小組」を設立することを決定した。ただし、党中央政法委員会が撤廃されるも、その下級の省級以下の党委員会政法委員会は必ずしも直ちに撤廃されることはなかった<sup>220</sup>。

更にその後、1990年3月6日、党中央は再び「党中央政法委員会」の設立を決定しており、撤廃されずに残っていた各級党委員会政法委員会もその機能が改善、強化された。

1991年3月21日、党中央は「党中央社会治安综合治理委員会」の設立を決定しており、中央、各省、地区、県級の政法委員会のもとに「社会治安综合治理委員会」が設立されているが、その弁公室は「政法委員会」と共に執務を取っている。

1999年7月には党中央政法委員会のもとに「610弁公室<sup>221</sup>」が設けられているが、これも政法委員会と協力して事務を行った。この「610弁公室」は、中南海を包囲した法輪功信者の取り締まりを専門として立ち上げられたものである。

1998年3月27日には、「党中央反腐敗協調小組」及び「党中央安定擁護工作指導小組」が同時に立ちあげられたが、それらの弁公室も2000年5月11日、中央機構編制委員会の承認を経て「公安部」の中に設けられ、「党中央政法委員

<sup>220</sup> 「中共中央機構沿革概要（党中央機構の沿革の概要）」『中国機構編制網』（2011年6月30日付、同日閲覧）。

「中国機構編制網」は、李克強が主任を務める「中央機構編制委員会」の弁公室が開設している公式ウェブサイトであり、その中身は公式発表のものとして位置付けられる。

<sup>221</sup> 対外的には「人民政府邪教防止・処理弁公室」と称した。

会」と協力して事務を行うこととなっている<sup>222</sup>。

概観すればこうした歴史的変遷をたどっているが、特筆できることは、党中央政法委員会の任務について明確に規定した公式の文書等はないことである。中国共産党機関紙「人民日報」のネット版「人民網」にある「中国共産党新聞網<sup>223</sup>」には、党中央政法委員会について、「党中央政法委員会は、党中央が政法工作を指導・管理する機能部門であり、マクロに中央政法各部門の業務を指導し、各省・自治区・直轄市の党委員会政法委員会の業務を指導する」と説明されている。そして、その主要な職責・任務として、次の事項が挙げられている。

- ① 党中央の路線、方針、政策及び段取りに基づき、政法各部門の思想と行動を統一すること。
- ② 党中央が政法工作の方針、政策を研究・制定することに協力し、一定の時期内の政法業務について全局的な段取りを行うとともにそれが実行に移され貫徹されるよう監督すること。
- ③ 社会の安定擁護工作进行を指導し各部門間の調整を行うこと、政法各部門が法に基づき職権を行使することを支持・監督し、政法各部門間の相互制約、密接な共同歩調を指導し各部門間を調整すること。
- ④ 大きな案件の調査業務を督促・推進し、争議のある重大な案件、難しい案件を研究し、調整すること。
- ⑤ 社会治安総合治理工作进行を推し進めること。
- ⑥ 政法戦線の調査研究業務を推し進め、政法業務改革を推し進めること。
- ⑦ 政法隊伍建設及び政法各部門指導グループ建設を研究・指導し、党中央及び党中央組織部による中央と地方政法部門の関連指導幹部の考察・管理に協力すること。
- ⑧ 規律検査委員会、監察部門による政法部門指導幹部の違法犯罪事件の調査に協力すること。
- ⑨ 地方政法委員会の業務を指導すること。
- ⑩ 党中央から与えられたその他の任務を遂行すること<sup>224</sup>。

このようにあるが、党中央政法委員会の各部門とは具体的にどの部門を指すのか明確にされていない。

<sup>222</sup> 「中共中央機構沿革概要（党中央機構の沿革の概要）」『中国機構編制網』（2011年6月30日付、同日閲覧）、「孟建柱兼任書記：政法委地位微調（孟建柱が書記を兼任することによる政法委員会の地位に微妙な調整がなされた）」『大公網』（2012年11月20日付、2013年1月27日閲覧）。

<sup>223</sup> 「人民網」の中でも、中国共産党公式の発表、中国共産党組織の紹介・説明、中国共産党員の活動内容を纏めたサイト。

<sup>224</sup> 「中央中央政法委員会簡介（党中央政法委員会の簡単な紹介）」『中国共産党新聞網』（2007年7月17日付、2008年9月3日閲覧）。

党中央政法委員会メンバー（2012年秋の第18回党大会前）

ポスト	氏名と肩書き
書記	周永康・党中央政治局常務委員
副書記	王樂泉・党中央政治局委員・党中央社会管理綜合治理委員会副主任 孟建柱・党中央委員・國務委員・公安部長・武警部隊筆頭政治委員
委員	王勝俊・党中央委員・最高人民法院院長 曹建明・党中央委員・最高人民檢察院檢察長 耿惠昌・党中央委員・国家安全部部長 吳愛英・党中央委員・司法部部長 孫忠同・党中央委員・中国人民解放军總政治部副主任 陳冀平・党中央委員・党中央社会管理綜合治理委員会弁公室副主任 王建平・党中央委員・武装警察部隊司令員（上将）
秘書長	周本順・党中央社会管理綜合治理委員会副主任
副秘書長	王其江・前河北省党委員会常務委員・同省政法委員会書記

※資料出所: 中央政法委新一届领导成员名单公布『中国新聞網』<sup>225</sup>を基に筆者作成

党中央政法委員会メンバー（2012年秋の18回党大会後）

書記	孟建柱・党中央政治局委員
副書記	郭声琨・党中央委員・國務委員・公安部長・武警部隊筆頭政治委員
委員	周強・党中央委員・最高人民法院院長 曹建明・党中央委員・最高人民檢察院檢察長 耿惠昌・党中央委員・国家安全部部長 吳愛英・党中央委員・司法部部長 李東生・党中央委員・公安部党委員会副書記兼副部長 杜金才・党中央委員・總政治部副主任（上将） 王建平・党中央委員・武警部隊司令員（上将）
秘書長	周本順・党中央社会管理綜合治理委員会副主任（13年4月退任） 汪永清・國務院副秘書長（正部長級）（13年4月就任）
副秘書長	陳訓秋・党中央社会管理綜合治理委員会弁公室主任（※羅幹の親戚） 王其江・全人代常務委員会常務委員 姜偉・党中央司法体制改革指導小組弁公室責任者

※資料出所: 上図に同じ。

<sup>225</sup> 「中央政法委新一届領導成員名單公布（党中央政法委員会の新たな指導メンバー名簿の公表）」『中国新聞網』（2013年9月26日閲覧）、  
[http://www.chinanews.com/gm/2013/04\\_08/4710970.shtml](http://www.chinanews.com/gm/2013/04_08/4710970.shtml)

また、そのメンバーは、公安部、国家安全部、司法部、最高人民検察院、最高人民法院、軍の総政治部、武警部隊のトップから構成されている（上記図表を参照）ことから、これらの部門を指すものと推測されるが、メンバーに入っているからと言って、軍や武警部隊までをも配下に置いているとは考えにくい。

2014年1月7日から8日の間、党中央政法工作会議が北京で開催され、習近平・党中央総書記・国家主席・中央軍事委員会主席がこれに出席し重要講話を發表しているが、その中で「社会の大局の安定を擁護することが、政法工作の基本的な任務である」と述べている<sup>226</sup>。

この政法業務に関しては、党中央、各省・自治区・直轄市、地区、県の4級に各々政法部門が設けられている。なお、末端の郷・鎮には一般に設置されていない。各省・自治区・直轄市レベルで見れば、各省党委員会に政法委員会が設置されており、各省の「党委員会常務委員」が「政法委員会書記」を兼任することが通例となっている<sup>227</sup>。党中央政法委員会が最高人民法院、最高人民検察院、国家安全部、司法部、公安部を少なくとも指導下に置いているとすれば、これらの部門は、各省・自治区・直轄市、地区、県に各々下級機関があることあら、部門毎に社会の安定や治安維持に関わる指示が下達される仕組みになっていると言え、これらの指示に従って治安維持に関連する業務が各々遂行されていると捉えられる。

また、第18回党大会前の2012年10月時点での「党中央政法委員会」のメンバーは、上記の表（党中央政法委員会メンバー）に示すとおり、書記が党中央政治局常務委員の周永康であり、副書記が党中央政治局委員であり公安部長兼武警筆頭政治委員の孟建柱であった。

しかしながら、2012年秋の第18回党大会で習近平体制へと移行し、党中央政法委員会書記も周永康<sup>228</sup>から孟建柱へと交代し、党中央政法委員会書記のポストも実質的に党政治局常務委員から党中央政治局委員へと格下げとなっている。

<sup>226</sup> 「習近平出席中央政法工作会議；堅持嚴格執法公正（習近平が党中央政法工作会議に出席し、嚴格で公正な法執行の堅持を求める）」『新華網』（2014年1月8日付、同1月27日閲覧）。

<sup>227</sup> 「深化平安中国建設會議側記（平安な中国建設の深化に係る會議の記録）」『中国公安部H.P.』（2014年11月6日付、同11月9日閲覧）。

<sup>228</sup> 「周永康」の略歴：1942年12月生まれ。江蘇省無錫出身。

1961年～1985年にかけて遼河石油探査局等で勤務。1985年～1988年石油工業部副部長・党組メンバー、1988年～1996年中国石油天然ガス総公司副總經理・同党組副書記（この間、タリム石油会戦指揮部指揮、勝利石油管理局党委書記等を兼任）、1996年～1998年中国石油天然ガス総公司總經理・同党組書記、1998年～1999年国土資源部部長・党組書記、1999年～2002年四川省党委員会書記、2002年～2003年党中央政治局委員・中央書記処書記・党中央政法委員会副書記・公安部部長、2003年～2007年党中央政治局委員・中央書記処書記・國務委員・党中央政法委員会副書記・公安部部長、2007年～2012年党中央政治局常務委員・國務委員・党中央政法委員会書記を担任。

以下、社会の安定の大局に関わることから、この点について考察を加えたい。

2012年秋の党大会前まで、周永康は党中央政法委員会書記として、少なくとも最高人民法院、最高人民検察院、国家安全部、司法部、公安部を指導下に置いていた。このため、党中央政治局常務委員の中では序列9位の最後に位置するも、その序列に等しくない権力を有していたものと捉えられる。それだけでなく、周永康は党中央政治局常務委員兼党中央政法委員会書記就任の前までは、公安部長として武警部隊筆頭政治委員でもあった。従って、周永康は、武警部隊筆頭政治委員というポストにかつてあったことから、党中央政治局常務委員兼党中央政法委員会書記に就任後も、引き続き武警部隊を影響下に置いていたものと捉えられる。従って、党中央政法委員会書記にポストにあって武警部隊を影響下に置いていたというよりも、その前に武警部隊筆頭政治委員のポストにあったことから武警部隊も影響下に置き、党中央政治局常務委員の中では序列9位の最後に位置するも、その序列に反して絶大な力を有していたこととなる。

党中央政治局常務委員が党中央政法委員会書記を兼任するスタイルは、党中央政治局員就任後に党中央政法委員会書記に就任していた羅幹が、2002年の16回党大会において党中央政治局常務委員に就任した後も党中央政法委員会書記のポストを退かずに兼任し続けた時から始まったものであった。その後、2007年の第17回党大会で党中央政治局常務委員に就任した周永康も、羅幹のポストを継いで党中央政法委員会書記を兼任した。

しかしながら、こうした党中央政治局常務委員が党中央政法委員会書記を兼任するという中国共産党最高指導部の構成は、党中央政法委員会が公安や司法機関という強制力を有することを踏まえれば、党指導部内の力関係に大きな影響力を及ぼすものであり、党指導部による安定した統治にも影響しかねないものであることを指摘できる。時の権力者がその権力を手中に収めていくには、解放軍や武警部隊などの強制力を持つ組織を一手に掌握しなければならないからである。

そのような意味では、党中央軍事委員会主席のポストにもあって軍を掌握することにより権力を集中させ統治を安定させようとする党総書記にとって、公安や司法機関という強制力を有する党中央政法委員会書記を兼任する党中央政治局常務委員は、自らの地位を脅かしかねない存在と言える<sup>229</sup>。

<sup>229</sup> 「政法委書記兼公安庁長 剩5省份（政法委員会書記が公安庁長を兼任しているケースは全国で残り5省）」『看中国』（2013年6月1日付、同6月26日閲覧）、「習近平再対政法委下重手（習近平、政法委員会に対して再び打撃を与える）」『大紀元』（2013年11月29日付、同日閲覧）等、その他多数。

『大紀元』は、法輪功が運営しているとされるウェブサイト。

『看中国』は、アメリカに本部を置く所謂反体制派に属するメディアである。

例えばこれを振り返ると、17 回党大会前には次期党中央政治局常務委員入りが有力視されていた陳良宇上海市党委員会書記の追放事件が発生しているが、陳良宇は、逮捕前に党中央規律検査委員会により取り調べを受けていた際、武警上海総隊から約 3,000 人を動かして取り調べを阻止しようとしたとされる<sup>230</sup>。

2012 年秋の 18 回党大会を前にして発生した王立軍<sup>231</sup>の事件に関しても、薄熙来<sup>232</sup>は武警重慶総隊から装甲車を含む車両数十台を率いて王立軍が立てこもっている米国の領事館を包囲して王立軍の引き渡しを要求したとされる<sup>233</sup>。

更に、そもそも薄熙来が党大会を前に追い落とされた理由としては、薄熙来の軍権掌握に対する周囲の指導者、例えば胡錦濤や次期総書記と目されていた習近平の焦りなどがあったとも考えられる。重慶市党委員会書記であり、重慶市国防動員委員会筆頭主任を兼任していた薄熙来は、2011 年 11 月 9 日、梁光烈国防部長・上将、宋丹中央軍事委員会弁公庁副主任・少将、王津総参謀部作戦部副部長、張汝濤総参謀部動員部副部長、田義祥・国家国防動員委員会総合弁公室専任副主任兼総参謀部応急弁公室主任のほか、李世明成都軍区司令員・上将、田修思成都軍区政治委員・中將、李亜洲貴州省軍区司令員、凌峰四川省軍区司令員、楊金山チベット軍区司令員、張肖南・雲南省軍区司令員等、成都軍区内の全省軍区司令員を始め軍の錚錚たるメンバーと共に「成都軍区国防動員委員会第 6 回全体会議実兵演習」を行っている<sup>234</sup>。

同 11 月 10 日から 11 日にかけては、成都軍区国防動員委員会第 6 回全体（拡大）会議が重慶市において開催されているが、薄熙来党中央政治局委員・重慶

<sup>230</sup> 「伝陳良宇曾動用三千武警包圍調查人員（陳良宇、かつて武警部隊 3000 人を動員して調査実施中の人員を包囲したと言われる）」『看中国』（2006 年 10 月 8 日付、11 月 9 日閲覧）。

<sup>231</sup> 薄熙来の抜擢で重慶市副市長・重慶市公安局長を務めていたが、2012 年 2 月 2 日に突如同職を解任され、同 6 日に四川省成都市の米国領事館に駆け込む事件を起こした。

<sup>232</sup> 「薄熙来」の略歴：1949 年 7 月、山西省定襄出身。1980 年 10 月中国共産党入党。中国社会科学院研究生院国際新聞専攻。修士。1999 年～2000 年大連市党委員会書記・市長、2000 年～2001 年遼寧省党委員会副書記・省長代理、2001 年～2004 年遼寧省党委員会副書記・同省長、2004 年～2007 年商務部部長・党組副書記・書記、2007 年～2012 年 3 月重慶市党委員会書記を担任。2012 年 3 月 15 日重慶市党委員会書記解任、同 4 月 10 日中央政治局委員、中欧委員の職務停止。第 16 期、第 17 期中央委員。第 17 期中央政治局委員。

<sup>233</sup> 「法庭出示黃奇帆指証波西來証摺」『多維新聞網』（2013 年 8 月 25 日付、同 9 月 26 日閲覧）。

<sup>234</sup> ただし、「成都軍区実兵演練在渝举行 薄熙来梁光烈到場觀摩（成都軍区実兵演習を重慶で実施、薄熙来、梁光烈が現場で見学）」『人民網』（2011 年 11 月 11 日付、2012 年 1 月 27 日閲覧）によれば、「成都軍区国防動員委員会第 6 回全体会議実兵演習が重慶市で行われ、薄熙来重慶市党委員会書記、梁光烈国防部長、李世明成都軍区司令員、田修思成都軍区政治委員、劉長銀成都軍区副政治委員、艾虎生成都軍区参謀長、楊金山チベット軍区司令員、蔣巨峰四川省省長、趙克志貴州省省長、黃奇帆重慶市市長等が現場で觀覧した」とあり、薄熙来が執り行ったとは記述されていない。

市党委員会書記が演習と夜会を観覧したほか、梁光烈中央軍事委員会委員・國務委員兼国防部長・国家国防動員委員会副主任が重要講話を發表し、孫建國副総参謀長・国家国防動員委員会秘書長が出席し、李世明成都軍区司令員が同軍区国防動員委員会を代表して活動報告を行い、田修思成都軍区政治委員が講話を行い、劉長銀成都軍区副政治委員が会議を主催していた<sup>235</sup>。

こうした薄熙來の解放軍上層部との派手な交流は、胡錦濤総書記や習近平などにとっては、軍人ではなく文民であるはずの薄熙來が成都軍区に対する指導を發揮して影響力を及ぼし、いわば軍権掌握に近い状況を手に入れようとしているとも見てとれる。そのため、胡錦濤総書記や習近平はこれに焦りや危機感を抱き、これが薄熙來の追い落としに繋がったとの見方ができる。

このように見ていくと、武警部隊や解放軍を誰が配下に置くかは、誰が権力を手中におさめているかということであり、党指導部内の力関係にも及ぶものである。2012年の18回党大会後、党中央政治局常務委員数が9名から7名となり、党中央政治局常務委員が党中央政法委員会書記を兼任する形はなくなった。これは、党総書記に新たに就任した習近平が、自らに権力を集中させるために党中央政法委員会書記を党中央政治局常務委員から党中央政治局委員に格下げしたものと捉えられる。

翌2013年1月に開催された全国政法工作電話会議では、孟建柱が党中央政法委員会書記に就任したが、注目されるのは、党総書記に就任して間もない習近平自らがこの電話会議に出席し、政法委員会の業務に係る指示を直接出したことである<sup>236</sup>。習近平総書記としては、最高人民検察院、最高人民法院、国家安全部、公安部への掌握に着手したことを対外的に示す狙いがあったものと捉えられる。

更に、習近平総書記は同年の春節前の1月29日、北京の武警総隊を視察に訪れ、武警部隊は中国共産党の絶対の指導下にあることを強調したが、これも武警部隊の掌握に着手したことを対外的に示そうとするものであったと捉えられる。そしてこのことは、習総書記が、解放軍に加え、最高人民検察院、最高人民法院、国家安全部、公安部及び武警部隊への掌握に着手したことを示そうとするものであったと捉えられる。

武警部隊は建国以降、解放軍の所属になったり、公安部の所属になったり、幾度も指揮系統の改変を繰り返してきた。その背景の一つには、このように党指導部内における権力闘争の手段として、強制力を持つ解放軍、武警部隊、公安

<sup>235</sup> 「成都軍区国動委全会在重慶召開(成都軍区国防動員委員会全体會議を重慶で開催)」『雲南日報網』(2011年11月16日付、2012年1月27日閲覧)。

<sup>236</sup> 「習近平就做好新形勢下政法工作作出重要指示(習近平、新たな情勢下の政法工作実施に係る重要指示を發出)」『新華網』(2013年1月7日、同1月27日閲覧)。

を時の権力者が掌握しようとすることによる作用があったものと捉えられる。

## (2) 党中央安定擁護工作指導小組

党中央安定擁護工作指導小組についての説明に入る前に、まずは「指導小組」（中国語原文の原文では「領導小組」。以下同じ。）について説明を加えたい。

中国における「指導小組」とは、様々な分野における中国共産党の最高意思決定機関と位置付けられ、この小組に属する少数のメンバーによって達した結論が、党中央政治局常務委員会及び党中央政治局会議において最終決定されることになっている<sup>237</sup>。

このため各種「小組」の組長は、党中央政治局常務委員が担当しているケースがほとんどである<sup>238</sup>。例えば、中国の外交や安全保障面での最高意思決定機関として位置付けられる「党中央外事工作指導小組」（「党中央国家安全指導小組」と二枚看板一組織）は、2012年時点でその組長は総書記である胡錦濤であった。そのほかにも様々な指導小組があるが、その中でも中国国内の治安維持面に關しては、「党中央安定擁護工作指導小組」があり<sup>239</sup>、その組長は2012年秋の第18回党大会開催<sup>240</sup>まで党中央政治局常務委員であり、党中央政法委員会書記でもある周永康であった。

この周永康組長が、治安維持に関わる業務の全てを取り仕切っていたものと捉えられるが、この小組のメンバーは下記の表のとおり、公安部長であり武警部隊筆頭政治委員である孟建柱、最高人民検察院検察長の曹建明等から構成され、

<sup>237</sup> 坪田敏孝「中国共産党中央の権力構造の分析」『問題と研究』（第38巻1号、2009年7、8、9月号）105頁。

<sup>238</sup> 「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」の組長が習近平、「国防と軍隊改革に関する党中央指導小組」の組長が習近平、「ネットの安全と情報化に関する党中央指導小組」の組長が習近平、「党中央対台湾工作指導小組」の組長は習近平、「党中央財經指導小組」の組長は李克強、「党中央新疆工作協調小組」の組長は愈正声、「党中央チベット工作協調小組」の組長は愈正声、「党中央巡視工作指導小組」の組長は王岐山、「党中央農村工作指導小組」の組長が汪洋・國務院副総理である。

<sup>239</sup> ただし、2013年の第18期党中央委員会第3回全体会議において設立が決定された「国家安全委員会」（主席は習近平総書記）が国内の治安維持を今後主導していくことも考えられ、「党中央安定擁護工作指導小組」との間で如何なる関係に置かれるかは、今後注目される。

<sup>240</sup> 2012年11月に開催された第18回党大会を経て、中国共産党指導部の体制は、常務委員9名（胡錦濤総書記、呉邦国全人代委員長、温家宝國務院総理、賈慶林全国政協主席、李長春、習近平中央書記処書記、李克強、賀国強中央規律検査委員会書記兼中央組織部部長、周永康中央政法委員会書記）から新しい常務委員7名（習近平総書記、李克強國務院総理、張徳江全人代常務委員長、愈正声全国政協主席、劉雲山中央書記処書記兼中央党校校長、王岐山中央規律検査委員会書記、張高麗國務院副総理）による指導体制へと移行した。

公安や司法分野に跨っている。ただし、党中央政法委員会とは異なり、解放軍や武警部隊のメンバーは入っていない。

この「党中央安定擁護工作指導小組弁公室」は、1998年3月27日にその設立が決定されており、その時の組長は尉健行、副組長は錢其琛、羅幹であった。この同じ日に「党中央反腐敗協調小組」の設立も決定されており、その組長にも尉健行、副組長にも羅幹が就任している<sup>241</sup>。このことから、腐敗や汚職に起因して民衆による集団での直訴などが増加し、社会の治安維持に影響がもたらされていることを背景として、それに危機感を感じた中国共産党指導部が、治安維持のために「党中央安定擁護工作指導小組」を立ち上げると同時に、その抜本的解決を狙って「党中央反腐敗協調小組」を同時に設立したものと捉えられる。

この「党中央安定擁護工作指導小組」の下級機関は、各級政府機関から学校、病院、企業、農村、社区まで様々な機関に設けられており、各級「安定擁護工作指導小組」の「組長」は、各級地方党委委員会のトップが担っており、各級「安定擁護工作指導小組弁公室」の主任は、各級政法委員会副書記或いは公安庁長（又は局長）が担っているケースが多い。また、県、郷、街道弁事処などでは、「社会治安総合治理委員会」が「安定擁護工作指導小組組織弁公室」と一体となって執務しているケースが多い<sup>242</sup>。

このように見ていくと、「党中央安定擁護工作指導小組」の指示は、縦は各級政府機関を通じて末端まで行き渡っていると同時に、横は学校、病院、企業までカバーしており、縦にも横にも中国国内の隅々にまで行きわたる仕組みになっている。これは、党の組織が中国国内の隅々にまで行きわたっている状況と同じと言えよう。

この小組についても、2012年秋の第18回党大会後、党中央政法委員会書記が周永康から孟建柱に交代するに伴い、党中央政治局常務委員ポストから党中央政治局委員ポストに格下げになっているが、この小組については明らかになっていない点が多く、現在のメンバーについては全員をメディアで確認することはできず、その活動に関しての報道はない。

241 「中共中央機構沿革概要」『中国機構編制網』（2011年6月30日付、同日閲覧）。

242 「習近平領軍 6521 維穩弁全国密布耳目（習近平率いる 6521、安定擁護工作指導小組弁公室下部組織が全国に張り巡らされ目となり耳となっている）」『多維新聞網』（2009年4月21日付、2009年9月26日閲覧）。

党中央安定擁護工作指導小組（2012 年秋の第 18 回党大会前）

ポスト	氏名と肩書き
組長	周永康・党中央政治局常務委員・党中央政法委員会書記
副組長	王樂泉・党中央政治局委員・中央社会管理綜合治理委員会副主任 孟建柱・国務委員・公安部長・武警部隊筆頭政治委員
メンバー	曹建明・最高人民検察院検察長 周本順・党中央社会管理綜合治理委員会副主任 陳冀平・党中央社会管理綜合治理委員会副主任 劉京・前中央安定擁護工作指導小組弁公室主任 王太華・中央宣伝部副部長・国家放送総局局長
弁公室主任	楊煥寧・公安部常務副部長
弁公室副主任	高以忱 陸志謙・公安部弁公庁副主任 夏誠華・中央安定擁護工作指導小組弁公室調査研究室主任

※資料出所：「雑誌封面專題 09 年維穩新思維」『南風窓』<sup>243</sup>を基に筆者作成

党中央安定擁護工作指導小組（2012 年秋の第 18 回党大会後）

ポスト	氏名と肩書き
組長	孟建柱・党中央政治局委員・党中央政法委員会書記
副組長	不明
メンバー	不明
弁公室主任	楊煥寧・党中央委員・公安部常務副部長・公安部党委員会副書記
弁公室副主任	于復苓、夏誠華、陸志謙（※肩書はいずれも不明。弁公室内には、 調研室、信息室、

※資料出所：各種新華社地方記事を基に筆者作成

### (3) 党中央社会治安綜合治理委員会

上述の党中央政法委員会は、中国共産党中央委員会の下級の常設機関として、「党中央社会治安綜合治理（「治理」は日本語に訳せば「統治・管理」、以下同じ）委員会」を協同して管理している。

<sup>243</sup> 「雑誌封面專題 09 年維穩新思維（雑誌の特集：09 年の治安維持に関する新たな考え方）」『南風窓』（2009 年 4 月 13 日付、2010 年 1 月 27 日閲覧）。

この「中央社会治安総合治理委員会」については、中国共産党機関紙「人民日報」のネット版「人民網」にある「中国共産党網」には、「党中央、国務院による全国の社会治安総合治理工作の指導に協力する常設機構」と説明されている。続けてその主要任務として、「党の基本路線、方針、政策及び国家の法律を貫徹・執行し、国民経済と社会発展の総体的計画及び社会情勢に基づき、全国の社会治安総合治理工作进行を指導し調整すること」と説明されている。更に、その主要な職責として、次の通り挙げられている。

- ① 全国の治安状況に基づき、社会の治安総合治理の方針、政策及び重大措置を検討・提起し、党中央、国務院による政策決定に寄与すること。
- ② ある一時期の全国の社会治安総合治理工作の段取りを行い、それが実行に移されるように監督すること。
- ③ 各地区、各部門の社会治安総合治理工作の進展状況を掌握し、適時委員会に報告すること。
- ④ 実践・経験を広く普及させ、先進的な部門を表彰し、関連部門を組織して社会治安総合治理に係る理論・研究を強化し、中国の特色ある社会治安擁護の新しい手段を模索し、逐次改善すること。
- ⑤ 党中央、国務院から与えられた関連事項を処理すること<sup>244</sup>。

以上のように説明されており、党中央及び国務による社会の総合的な治理に関わる方針や政策決定及びその実行を実務面から支える機関と言えるが、この説明では具体的にどのような任務を担っているのか今一つははっきりしないも、この「党中央社会治安総合治理委員会」には内部に次の5つの専門工作指導小組が設けられている。①鉄道警備、②流動人口（出稼ぎ労働者を指す）管理、③刑期満了で釈放された者の援護、④青少年の犯罪予防、⑤学校周辺の治安管理に関する専門工作指導小組であり<sup>245</sup>、これらが実質的な主要任務と捉えられる。

この「党中央社会治安総合治理委員会」は2011年9月に「党中央社会管理総合治理委員会」へと改称されている。

改称前の「党中央社会治安総合治理委員会」のメンバーについて見ていくと、主任が周永康・党政治局常務委員兼党中央政法委員会書記、副主任が王楽泉・党中央政治局委員兼党中央政法委員会副書記、李建国・全国人民代表大会副委員長、孟建柱・国務委員兼公安部長、王勝俊・最高人民法院院長、周本順・党

<sup>244</sup> 「中央社会治安総合治理委員会簡介（中央社会治安総合治理委員会の簡単な紹介）」『中国共産党網』（2007年7月17日付、同9月26日閲覧）。

<sup>245</sup> 1991年2月19日、党中央及び国務院により「社会治安の総合的治理の強化に関する決定」が発出され社会治安の問題を根本的に解決するための方針が定期され、同年3月2日、第7期全人代常務委員会第18回会議において、同決定が採択され、設立されたものである。

「社会治安総合治理」『新華網』（2003年12月4日閲覧）。

[http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/20/content\\_697999.htm](http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/20/content_697999.htm)

中央政法委員会秘書長、陳冀平・中央社会治安綜合治理委員会弁公室主任であった。

「党中央社会管理綜合治理委員会」への改称後は、主任は周永康・党中央政法委員会書記が務め、副主任は王樂泉・党中央政治局委員・党中央政法委員会副書記、回良玉・党中央政治局委員・國務院副總理、劉雲山・党中央政治局委員・党中央宣傳部長、李建国・全人代副委員長、馬凱・國務委員・國務院秘書長、孟建柱・公安部長、錢運録・全国政治協商會議副主席である。

これらのメンバーから見れば、改称に伴い地位の格上げがなされたと言え、中国指導部は社会の治安を維持していく上で、「社会管理」を重視するようになったと言える。つまり、中国指導部は社会の安定を確保していくに際し、単に犯罪の取り締まりや予防、民衆によるデモの防止や鎮圧等の「治安」の面からだけでなく、メディア統制から出稼ぎ労働者の把握や社会保障サービスの充実等に至るまで、幅広い観点から社会を「管理」しようとする流れの中にあっただと言える。

この「治安」から「管理」への改称は、2011年2月19日に当時の胡錦濤総書記が上述のとおり「社会の管理」強化を掲げ、民衆の權益擁護、流動人口等の管理、「社区」の機能、ネットの管理や輿論の誘導等の強化を打ち出しており、この流れの中でのものであったと言える。

しかしながら、この改称は、社会の「治安」を維持していくために、治安を悪化させることのないようまずは社会の全体にまで視野を広げて「管理」していこうとするものであり、関係する党や政府の部門も広がるということである。これはつまり、関係する部門が広がることにより、権力が及ぶ部門も広がるということであり、「改称」を行った際に中央社会治安綜合治理委員会の主任であった周永康の権力や權威の拡大に繋がるものであり、それを意図したものであったと捉えられる。

そのためと見られ、2014年に入り「党中央社会管理綜合治理委員会」の名称は、再び「党中央社会治安綜合治理委員会」へと戻った。

2014年7月15日、「司法体制改革の試験的実働工作座談会」で孟建柱は、「中央社会管理綜合治理委員会」から「中央社会治安綜合治理委員会」の名称に戻すことを明らかにし、更にその目的として「平安建設」を重点的に進めることを挙げた。

孟建柱自身は、このように名称を元に戻した理由として「平安建設」を挙げた。これは、再び関係する党や政府の部門が元に戻り数が減るということであり、つまり「党中央社会治安綜合治理委員会」の権限も元に戻り縮小されるということであり、更には同委員会の主任を務める孟建柱・党中央政法委員会書記の権力が削減されるということである。加えて、習近平がいくつもの小組を

新しく編成し、その組長に就任して権限と権力を集中させている流れの中で見れば、これも習近平への権力集中のための一環として捉えられる。

また、孟建柱はこの座談会において、次の段階として、「党中央政法委員会、党中央社会治安综合治理委員会、党中央安定擁護工作指導小組、党中央信訪（陳情）突出问题及び群体事性事件処理聯関会議弁公室（略称：「中央聯関）」について、各地方の政法委員会、社会治安综合治理委員会、安定擁護工作指導小組、陳情部門と真剣にこれまでの経験ややり方を総括し、社会治理（治理とは、統治・管理の意味。以下同じ。）を革新させ、「平安建設」を深化させる意見を出し措置を講じるべき」と述べている。

この発言内容からは、中国国内には治安維持に関連する組織が縦にも横にも幾重にもあるが、それら各々の組織間の関係が整理されておらず、治安維持体制が確立していないことから、任務や職責が重なり、権限も曖昧になり、治安維持体制の機能低下を招いていることが考えられる。

更に、「党中央安定擁護工作指導小組」の組長、「党中央政法委員会」の書記、「党中央社会管理综合治理委員会」の主任について見ていくと、2012年9月時点では、9名の党中央政治局常務委員の内、最後尾の9番目の周永康がこれらの3つのポストを全て務めていた。また、周永康の前任者であった羅幹も同様に、党中央政治局常務委員の9番目の最後尾の序列にあって、党中央安定擁護工作指導小組組長と党中央政法委員会書記を務めていた。

また、周永康も羅幹もいずれも、党中央政治局常務委員入りする前は、公安部長及び武警部隊筆頭政治委員のポストにおいて職務を務めていた。つまり、党中央政法委員会は、直接武警部隊を指揮・指導する権限は有さないものの、周永康も羅幹もそれまでの経歴に基づき、武警部隊を完全ではないとしても手中に収めることが可能であったと見られる。

このように治安維持に関係する実権がごく一部に集中する体制は、国内の治安維持機能という観点からのみ見れば、それを強化する方向に働くと見え、これは、中国共産党による統治の安定性に寄与するものと言える。ただし、治安維持に関係する権限が一極に集中する体制は、それが、中央軍事委員会主席を兼任して中国共産党指導部の頂点にある総書記との間で良好な関係、或いは近い関係にあれば、政権の安定更には中国国内の統治の安定性強化に繋がるだろう。しかしながら、それとは反対に距離感があつたり、或いはライバル関係にあつたり、派閥争いを展開しているような関係にあつた場合は、それは中国共産党による統治の不安定要因になり得ることを指摘できる。

これらの背景があつて、2013年秋の第18期党中央委員会第3回全体会議において、「国家安全委員会」の設立が打ち出されたものと捉えられる。これに関しては、次の第5節で後述したい。

党中央社会治安综合治理委员会（2011年9月の改称前）

ポスト	氏名と肩書き
主任	周永康・党中央政治局常務委員・党中央政法委員会書記
副主任	王樂泉・党中央政治局委員・党中央政法委員会副書記 李建国・全国人民代表大会常務委員会副委員長 孟建柱・国務委員兼公安部長・武警部隊筆頭政治委員 王勝俊・最高人民法院院長 曹建明・最高人民檢察院長 周本順・党中央政法委員会秘書長 陳冀平・中央社会治安综合治理委员会弁公室主任

※資料出所：「周永康抓緊抓好加強社会建設刷新社会管理工作」『人民網』<sup>246</sup>を基に筆者作成

党中央社会管理综合治理委员会（2011年9月の改称後）

ポスト	氏名と肩書き
主任	周永康・党中央政治局常務委員・党中央政法委員会書記
副主任	王樂泉・党中央政治局委員・党中央政法委員会副書記 回良玉・党中央政治局委員・国務院副総理 劉雲山・党中央政治局委員・党中央宣傳部長 李建国・全国人民代表大会常務委員会副委員長 馬 凱・国務委員兼国務院秘書長 孟建柱・国務委員兼公安部長・武警部隊筆頭政治委員 錢運録・全国政治協商会議副主席

※資料出所：「中央社会管理综合治理委员会簡介」『中国共産党網』<sup>247</sup>を基に筆者作成

党中央社会治安综合治理委员会（2014年の名称復帰後）

ポスト	氏名と肩書き
主任	孟建柱・党中央政治局委員・党中央政法委員会書記
副主任	郭声琨・国務委員・党中央政法委員会副書記 汪永清・党中央政法委員会秘書長
弁公室主任	陳秋訓・党中央政法委員会副秘書長

※資料出所：「孟建柱在中央総治委全体会議上強調堅持深化改革思維法治方式推進平安建設」『中国公安部H. P. 』を基に筆者作成。

<sup>246</sup> 「（周永康、社会建設の強化に力を入れ社会管理工作を革新）」『人民網』（2011年6月21日付、同6月26日閲覧）。

<sup>247</sup> 「（中央社会管理综合治理委员会の簡単な紹介）」『中国共産党網』（2007年7月17日付、同日閲覧）。<http://cpc.people.com.cn/GB/64114/64136/88838/59999186.html>

#### (4) 対テロ工作指導小組

対テロに関しては、2011年10月29日、全国人民代表大会常務委員会第23回会議において、「対テロ工作強化の関連問題に関する決定（草案）」が採択され、対テロ工作、対テロ指導機構、テロ組織の認定について定義付けがなされている。

それに基づけば、まず、中国国内における対テロ工作とは、「社会にパニックを起こし、公共安全に危害を加え、或いは、国家機関、国際組織を脅迫し、暴力、破壊、恐喝等の手段により、人員の死傷、重大な財産の損失、公共施設の破壊、社会秩序の混乱等をもたらす、或いは意図的にもたらす著しい社会への危害行為、更には、扇動、資金援助及びその他の方式により上述の活動に協力する行為を指す」ものとされている。

次に、中国の対テロ工作の指導に関しては、確認できる範囲では2011年10月29日時点では「国家对テロ工作協調小組」により指導されており、次のとおり規定されている。

『国家对テロ工作指導機構』が、全国の対テロ工作を統一的に指導し、指揮する。公安機関、国家安全機関及び人民検察院、人民法院、司法行政機関及びその他の関連の国家機関は各々の職務を司り、密接に歩調を合わせ、対テロ活動を共に行わなければならない。中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、法律、行政法規、軍事法規及び國務院、中央軍事委員会の命令に従い、テロ活動を防止し打撃する。

このようにあり、中国国内の対テロ工作に関しては、「国家对テロ工作指導小組」が統一的に指導、指揮することとされている。

その次に、テロ組織の認定については、「テロ工作組織、テロ工作人員名簿は、『国家对テロ工作指導機構』が本決定の関連規定に基づき認定・調整する」、「國務院公安部により公布される」とあり、細部の要領については明らかにされていないものの、「国家对テロ工作指導機構」が認定の権限を有している。

ただし、2011年10月に対テロ工作強化に関する決定（草案）が全人代常務委員会で採択された段階においては、時期尚早として「対テロ法」の制定にまでは及ばなかったものの、中国当局が「対テロ工作強化の関連問題に関する決定（草案）」を採択してテロ対策を強化しようとする背景には、新疆ウイグル自治区の自治権拡大や独立を主張している「東トルキスタン勢力」、特に「世界ウイグル会議」が国内外において影響力を高めていることがあることを指摘できる<sup>248</sup>。

<sup>248</sup> 2009年7月5日、新疆ウイグル自治区の首府であるウルムチにおいて大規模な暴動事件が発生したが、中国当局はこの暴動について、ラビア・カーディル氏及び同氏が率いる

中国共産党指導部としては、2009年7月のウラムチ「7・5」事件発生以前から、世界ウイグル会議による新疆ウイグル自治区への影響力拡大に対して、懸念、更には危機感があり、その影響力を削ごうとしているものと見られる。

2011年11月時点では、「対テロ法」の制定までには至らなかったが、同「決定（草案）」について、中国当局は、「テロ工作、テロ工作組織、テロ工作員について明確な定義に欠けており、テロ工作組織、テロ工作員がどの機関により認定されるのかも明確にされていなかったこと、また、テロ関連の資金を凍結する法的根拠にも欠けていたことがある」との説明を行っている<sup>249</sup>。

中国当局としては、テロ活動について広義に定義することにより、一般的にはテロ活動とは言えないような少数民族居住地域の自治権拡大や宗教の自由等を要求するような運動等についても、「テロ工作、テロ工作組織、テロ工作組織員」として認定するとともに、その工作資金と見られる口座を凍結することにより、このような運動を制限しようと企図しているものと捉えられる。

この際、中国国内の対テロ工作を主導する「国家対テロ工作協調小組」は、2001年に国務院公安部において設置されたものである。この時点では「国家対テロ工作指導小組」の立ち上げには至っておらず、「国家対テロ工作協調小組」が全国の対テロ工作を調整する役割を果たしていた。当時は「国家対テロ工作協調小組」の弁公室主任は公安部の副部長が務めた。ただし、中国現代国際関係研究院の李偉対テロ問題専門家によれば、同小組は公安部の中に設けられているものの、実際のところは公安部に帰属して管理されているわけではなく、対テロ工作は、国家、省、市の指導者により直接指導されてきた。

例えば、地方においては、省、市の「対テロ弁公室」は各々の公安部門に設けられているが、「対テロ弁公室」を主とした対テロに関係する指導は、各省・自治区・直轄市党委員会書記、各市党委員会書記がそれぞれ直接行ってきた。また、対テロ行動は、主に公安、武警部隊及び解放軍によって遂行されるが、テロ事件は公衆の安全に危害を及ぼすものであるから、「対テロ弁公室」のメン

---

「世界ウイグル会議」がネット上で扇動、画策したことによって発生したものと見解を發表し、殊更に攻撃していた。このラビア・カーディル氏は、かつて新疆ウイグル自治区政治協商会議委員を務めたこともあり、同氏が2006年11月に「世界ウイグル会議」の総裁に就任して以降、「ウイグル族の精神的母」と称され、民族自決を訴えるウイグル族の間で半ば象徴的な存在になり、この「世界ウイグル会議」が中心となって、これまで世界各地に大小様々にあった「東トルキスタン勢力」の各々の組織が纏まり統合化する傾向を見せていた<sup>248</sup>。また、この「世界ウイグル会議」はドイツに本部があるが、従来はトルコに本部を置いていた組織であり、世界各地に支部があり、新疆ウイグル自治区における自治権拡大やイスラム文化の保護、宗教の自由を求める運動等を背後から資金面を含め援助していると思われる。

<sup>249</sup>「全国人民代表大会常務委員会決定強化対恐怖活動（全国人民代表大会常務委員会、対テロ活動の強化を決定）」『法制網』（2011年10月29日付、2012年1月27日閲覧）。

バーは、衛生、ガス、電力等の多部門に跨って編成されている。なお、小型の爆弾や人質事件等、通常の特テロ行動は主に公安の特警により遂行され、規模の大きな人質事件、ハイジャック、重大なテロ事件は武警の「雪豹突撃部隊」や軍の特殊部隊等により主に対処されてきた<sup>250</sup>。

このため、同決定の採択以降、対テロ工作に関しては、2011年11月時点では国家、省・市の指導者ではなく、「国家対テロ工作協調小組」が中国国内の対テロを調整して統一的に指導、指揮することになったものと捉えられる。

それから2年足らず後の2013年8月27日、「国家対テロ工作指導小組」第1回全体会議が開催されたことが報じられた。そのメンバーは、以下の表のとおりである。このことにより、「国家対テロ工作協調小組」から、「国家対テロ工作指導小組」へと名称が変わっており、「協調」から「指導」へと小組の格上げがなされていると言え<sup>251</sup>、今後は対テロに関して、本格的に「国家対テロ指導小組」が統一的な指導を行っていくものと見られる。また、この小組メンバーから見れば、武警部隊も公安、解放軍と共に対テロ工作を担っていくことが再確認できる。

初代「国家対テロ工作指導小組」メンバー（2013年8月時点）

ポスト	氏名と肩書き
組 長	郭声琨・国務委員・公安部部長
副組長	汪永清・中央政法委員会秘書長・国務院副秘書長
同 上	孫建国・解放軍副総参謀長
同 上	王建平・武警部隊司令員

※資料出所：「国家反恐工作領導小組成立 郭声琨任組長」『中国新聞網』を元に筆者作成

## 第5節 国家安全委員会主導による治安維持

### (1) 国家安全委員会

国家安全委員会は、2013年11月12日に閉幕した第18期党中央委員会第3回全体会議（以下、「第18期3中総会」と略する）においてその設立が提起され

<sup>250</sup> 李偉・現代国際関係研究院反恐問題専任「郭声琨任国家反恐工作領導小組組長（郭声琨、国家対テロ工作指導小組組長に就任）」『鳳凰網』（2013年8月28日付、同9月26日閲覧）。

<sup>251</sup> 「郭声琨兼任国家反恐怖工作領導小組組長（郭声琨、国家対テロ工作指導小組組長を兼任）」『鳳凰網』（2013年8月28日付、同9月26日閲覧）。

ている<sup>252</sup>。

初めてこの国家安全委員会の設立が検討されたのは、江沢民政権時代であり、当時江沢民総書記は米国訪問の際にNSAを見学したことがあり、これを参考にして1997年に「国家安全委員会」設立プランが提起され、このプランを受けて2000年9月に「党中央国家安全工作指導小組」が設立されている<sup>253</sup>。この時は、「党中央国家安全指導小組」だけでなく、「党中央外事工作指導小組」という組織も同時に立ち上げられているが、この二つの組織は二枚看板一組織であり、江沢民が組長、銭其琛が副組長、劉華秋が両小組弁公室主任となった。その二枚看一組織のメンバーは、下記の図に示すとおりであり、メンバー全員に関しては2008年時点でのものしか明らかになっていない。

党中央国家安全指導小組・党中央外事工作指導小組（2008年時点）

ポスト	氏名と肩書き
組長	胡錦濤・総書記・国家主席・中央軍事委員会主席
副組長	習近平・党中央政治局常務委員・党中央書記処書記・国家副主席
メンバー	劉雲山・党中央政治局委員・党中央書記処書記・党中央宣伝部部長
	孟建柱・国務委員兼公安部部長
	戴秉国・国務委員
	廖 暉・全国政協会副主席・国務院香港・マカオ弁公室主任
	楊潔篪・外交部部長
	王 毅・党中央台湾工作弁公室主任
	喬宗淮・外交部副部長・中央規律検査委員会委員
	王家瑞・党中央対外連絡部部長
	王 晨・党中央対外宣伝弁公室・国務院新聞弁公室主任
	耿惠昌・国家安全部部長
	陳徳銘・商務部部長
	李海峰・国務院僑務弁公室主任
馬曉天・解放軍副総参謀長	

<sup>252</sup> この「国家安全委員会」の設立に関しては、一説によれば孟建柱・党中央政治局委員・党中央政法委員会書記が責任を負い、王滬寧・党中央政治局委員・党中央政策研究室主任及び汪永清・中央政法委員会秘書長・国務院副秘書長が準備作業を行ったとされる。

<sup>253</sup> 「国安会：国家管理認識的深化与転変（国家安全委員会、国家管理の認識の深化と転換）」『浙江大学 非伝統安全与和平発展研究中心H.P.』（2013年11月20日付、2014年1月27日閲覧）。

弁公室主任	戴秉国・国務委員
弁公室副主任	裘援平、杜起文

※資料出所：「中共中央機構沿革概要」『中国機構編制網』（2011年6月30日付）を基に筆者作成。

「国家安全委員会」設立が、江沢民の提案により動きだし、「党中央国家安全指導小組」の設立に繋がった経緯があることから見れば、「国家安全委員会」は、「党中央国家安全指導小組」の流れをくむものと捉えられる。

この「国家安全委員会」の設立に関して、第18期3中総会のコミュニケでは、次のとおり記述されている。

「社会の治理を革新するには、最も広範な人民の根本的利益の擁護に着眼し、最大限調和ある要素を増加させ、社会発展の活力を増強させ、社会の統治・管理レベルを引き上げ、国家の安全を守り、人民の安寧な暮らしと社会の安定において秩序を確保しなければならない。社会の統治・管理のやり方を改善し、社会組織の活力を呼び起こし、社会矛盾を効果的に予防・解消する体制を革新し、公共安全体系を健全化しなければならない。国家安全委員会を設立し、国家の安全体制及び国家安全戦略を改善し、国家の安全を確保しなければならない」。

このようにあり、コミュニケから見れば、「国家安全委員会」の設立は、中国国内の社会の安定確保や秩序維持の必要性を説く流れの中で言及されたものであり、国内の治安維持を目的として設立されたものとの見方ができる。

この「国家安全委員会」の設立に関しては、習近平総書記も自ら解説を行っており、次のとおり述べている。

「国家の安全と社会の安定が、改革・発展の前提である。国家の安全と社会の安定があればこそ、改革・開放を不断に推進できる。現在、中国は対外的には国の主権、安全、発展の利益の擁護、対内的には政治の安全と社会の安定確保という二重の圧力に直面しており、予見可能な又は予見が難しい様々なリスク要因が顕著に増加している。我々の安全保障体制・仕組みは、国家の安全を保障するニーズにまだ適応できておらず、国家の安全を統括する強力なプラットフォームを構築する必要がある。国家安全委員会を設立し、国家の安全に対する集中的、統一的な指導を強化することが既に喫緊の急務となっている。国家安全委員会の主要な職責は、国家安全戦略を策定・実施し、国家の安全法治作りを推進し、国家安全保障の方針・政策を定め、国家安全保障における重大な問題を研究・解決することである」<sup>254</sup>。

<sup>254</sup> 「習近平关于設立国家安全委員会説明（習近平、国家安全委員会の設立に関して説明）」『新華網』（2013年11月15日付、11月27日閲覧）

このように解説しており、「国家の安全と社会の安定が中国発展の前提」と述べ、国家の安全と社会の安定の重要性を説いている。習近平総書記としては、引き続き改革・開放を推進していくには、国内外の安全保障上のリスクに適時対応していかなければならないが、現状としては国家の安全を統括する機能が欠けていることから、「国家安全委員会」を設立してこれらに対応していこうとしているものと読み取れる。

この「国家安全委員会」について、中国現代国際関係研究院<sup>255</sup>安全・軍縮研究所の李偉所長も、『中国新聞週刊<sup>256</sup>』において、中国は国家の安全保障戦略を制定しそれを実行していかなければならないが、そのためには各種部門を協調させ統合するメカニズムが必要であり、この「国家安全委員会」にその役割が期待されているとの解釈を行っている。

ここでの各種部門とは、恐らく解放軍、武警部隊、公安、国家安全部、外交部等を指すのであろう。李偉は、こうした解放軍や武警部隊、公安等を束ねる機能をこの「国家安全委員会」が担うであろうと指摘しているであろう。

また、軍事科学院世界軍事研究部の羅援副部長は、この「国家安全委員会指導小組」の組長には、国家最高指導者が就任するであろうとコメントしていた<sup>257</sup>。

その後、2014年1月24日、中共中央政治局会議で「中央国家安全委員会」の設置が検討され決定された。この時、「中央国家安全委員会」の主席に習近平総書記、同副主席に中共中央政治局常務委員の李克強と張徳江が就任するほか、栗戦書が国家安全委員会弁公室主任を務めることが明らかにされた<sup>258</sup>。

#### 国家安全委員会（2014年3月時点）

ポスト	氏名と肩書き
主席	習近平・総書記・国家主席・中央軍事委員会主席
副主席	李克強・総理、張徳江
弁公室主任	栗戦書・党中央弁公庁主任
弁公室副主任	蔡奇

※資料出所：「栗戦書 王滬寧 分掌国安委深改組弁公室」『南華早報』<sup>259</sup>を基に筆者作成。

<sup>255</sup> 国務院の「国家安全部」系統のシンクタンク。

<sup>256</sup> 中国国営の中国新聞社『中国新聞週刊』（第637期、2013年11月25日出版）。

<sup>257</sup> 「專家揭秘国家安全委員会系強国標準配置（専門家、国家安全委員会の設立は強国であれば当然の設置であると明かす）」『中国新聞社網』（2013年11月14日付、同18日閲覧）。

<sup>258</sup> 習近平の主席就任と李克強、張徳江の副主席就任は、中国国営通信から公式の報道がなされたが、栗戦書の弁公室主任の就任については、人民政治協商会議常務委員の陳冀平が香港各紙の取材に応じて語った内容である。『産経新聞』2014年3月7日付。

<sup>259</sup> 「栗戦書 王滬寧 分掌国安委深改組弁公室（栗戦書と王滬寧が国家安全委員会と改革の全面的深化に関する党中央指導小組を各々担当）」『南華早報』（2014年3月7日付、同5月1日閲覧）。「南華早報」は、香港で発行されている日刊英字新聞「サウスチャイナモーニン

それから数か月後の同年4月15日、「国家安全委員会」第1回会議が習近平中央国家安全委員会主席により主宰された。この会議で習近平は、「中央国家安全委員会」に関して、次のとおり述べている<sup>260</sup>。

「総体的な国家安全保障観を堅持し、人民の安全保障を主旨とし、政治の安全保障を根本となし、経済の安全保障を基礎となし、軍事、文化、社会の安全保障を確実なものとし、国際的な安全保障に委託して中国の特色ある国家安全保障の道を歩まなければならない」、「伝統的安全保障を重視するとともに非伝統的安全保障を重視し、政治の安全保障、国土の安全保障、軍事的安全保障、経済の安全保障、文化の安全保障、社会の安全保障、科学技術の安全保障、情報の安全保障、生態の安全保障、資源の安全保障、核の安全保障等を一体化させた国家安全保障体系を構築しなければならない」。

このように「国家安全委員会」が、中国の安全保障に関わるすべての分野や部門を束ね、国家の安全保障を統括していくことが明確にされている。

「中央党校」国際戦略研究所卒の「国家行政学院」应急管理育成訓練センター副教授の游志斌は、中国共産党高級幹部の研修機関である「中央党校」の機

---

グポスト」の中国語版であり、中国当局による官製メディアとは一線を画する。

<sup>260</sup> 習近平は4月15日の第1回会議で、次の通り指摘している。

「目下、中国の安全保障の内包と外延は、歴史上如何なる時よりも豊富であり、時間と空間の領域も歴史上如何なる時よりも広く、内外の要因は歴史上の如何なる時よりも複雑であり、総体的な『国家安全保障観』を堅持し、人民の安全保障を主旨とし、政治の安全保障を根本となし、経済の安全保障を基礎となし、軍事、文化、社会の安全保障を確実なものとし、国際的な安全保障に委託して中国の特色ある国家安全保障の道を歩まなければならない。総体的国家安全保障観を貫徹し実行に移すには、外部の安全保障を重視するとともに内部の安全保障を重視し、対内的には発展を求め、変革を求め、安定を求め、平安な中国を建設し、対外的には平和を求め、協力を求め、ウィンウィンを求め、調和ある世界を建設しなければならない。国土の安全保障を重視するとともに国民の安全保障を重視し、民を中心となし、人を中心となし、国家の安全保障の一切は人民のためであり、一切は人民に依拠し、国家安全保障の民衆の基礎を真に固めなければならない。伝統的安全保障を重視するとともに非伝統的安全保障を重視し、政治の安全保障、国土の安全保障、軍事的安全保障、経済の安全保障、文化の安全保障、社会の安全保障、科学技術の安全保障、情報の安全保障、生態の安全保障、資源の安全保障、核の安全保障等を一体化させた国家安全保障体系を構築しなければならない。発展問題を重視するとともに安全保障問題を重視しなければならない。発展は安全保障の基礎であり、安全保障は発展の条件であり、国が富んでこそ強兵が可能であり、強兵こそ国を守ることができる。自身の安全を重視するとともに共通の安全保障を重視し、運命共同体を作り、各国がウィンウィン・互惠、共通の安全保障という目標へ向かうよう推進しなければならない。

「習近平：堅持総体国家安全観 走中国特色国家安全道路（習近平、総体的国家安全保障観を堅持し、中国の特色ある国家安全保障の道を歩む）」『新華網』（2014年4月15日付、同年4月28日閲覧）。

関紙『学習時報』<sup>261</sup>において、「国家安全委員会の戦略的プラットフォームの機能を発揮する」と題して、「国家安全委員会」について次のとおり述べている。

「安全管理制度、理念及び治理等の分野の原因により、中国の安全管理領域においては、安全管理の主体が非常に多く、長期的に多くの龍により治水する現象が見られ、これが国家資源の合理的配置と安全な治理能力の向上に影響し制約している。例えば、国防動員委員会、国家洪水防止・干ばつ対策総指揮部、国家減災委員会、国务院安全生産委員会、国家防震・災害対策委員会、国务院食品安全委員会、国家森林防火指揮部、党中央社会管理総合治理委員会、党中央安定擁護工作指導小組、国家对テロ工作指導小組等、諸種の関連機構の実際の活動状況から見れば、議事し調整する機構が多すぎ、また複雑すぎて職責も重なり交差しており、権威も不足している。安全管理に係る機能が類似しており、業務が同じ傾向にある重大な安全事項を集中・集約して管理し、国家安全委員会のプラットフォームにおいて統治・管理、統合を行うべきである」。

このようにあり、社会の安定や安全確保に関係する組織が複数あり、任務も重複しているところがある状況を懸念し、これらの組織より上位にあってこれらの組織を束ねる機能を担う組織として「国家安全委員会」を立ち上げたものと捉えられる。

しかしながら、振り返れば、これと類似の動きが既に2011年秋に中国国内では見られていた。

序章でも言及したが、2011年11月22日、解放軍総参謀部において「戦略計画部」の設立大会が大々的に行われていた。この動きについて、一部の専門家からは、中国国内には政治、経済、公安、軍事等が各々追及する戦略があるが、これを束ねる組織や機関の設置までは至っておらず、こうした各々の戦略を束ねる機能を担おうとしているとの見解が示されていた。

様々な戦略を束ねるとなれば、230万人という強制力を有する解放軍は、必然的にその過程において中国国内におけるその他の部門を圧倒し、解放軍の戦略をより強く反映させることになるであろう。2000年代に入り、解放軍においては再び非戦争軍事行動能力整備の動きが見られ、近年特にそれが顕著であり、軍の担う任務の範囲が再び拡大すれば、それは軍の権限や権力が及ぶ範囲が拡大するということであり、これは、解放軍の国内における発言力や影響力の拡大に繋がるであろう。

「国家安全委員会」の設立は、このような流れの中で決定されたものであり、習近平としては、軍権の掌握途上にある中で、中国共産党指導部内や国内における解放軍の発言力や影響力の拡大を懸念し、「国家安全委員会」を設立したものと筆者はみる。

<sup>261</sup> 『学習時報』(2014年1月27日付)。

## (2) 中国の治安維持体系

今後は、この「国家安全委員会」が、党中央政法委員会、党中央安定擁護指導小組、党中央社会治安綜合治理委員会等の上位に位置して、これらの組織を束ねより効率的な治安維持体系の構築を模索していくこととなろう。それまでの間は、これまでの治安維持体系に依拠して治安の維持が図られていくであろう。

これまでの治安維持体系について整理すれば、「党中央安定擁護工作指導小組」が、国内の治安維持に関しての最高意思決定機関として、その関連業務を取り仕切っていたものとみられる。この「小組」で出した政策案や結論が、党中央政治局常務委員による会議において最終的な決定として下される運びとなり、この「小組」の弁公室を通じて、党の組織が中国国内の隅々にまで行き渡っている状況と同じように、各級政府機関を通じて末端まで下達されると同時に学校、病院、企業においても伝達され行き渡り、縦にも横にも中国国内の隅々にまで行きわたる体系になっている<sup>262</sup>。なお、この「小組」は、党中央政治局常務委員による最高意思決定を支える組織であり、その活動が表に出てくることはほとんどないと言える。

他方、「党中央政法委員会」は、どちらかと言えば最終的に決定された事項を実行に移すための機構であらう。この委員会は、少なくとも公安部、国家安全部、司法行政機関を管轄下に置いている。また、公安部、国家安全部、司法行政機関は各々、各省・自治区・直轄市、地区、県毎に下級機関を有する。従って、社会の安定確保や治安維持に関係する最終的な政策決定や指示は、公安部や司法行政機関等の各々の部門が、その下級機関を通じて末端にまで下達される体系になっており、その決定や指示に基づき関連業務が各々遂行されることとなる。

この際、中国共産党指導部は末端の党や政府機関の役割を重視していることを指摘できる。末端組織においては、都市の場合「街道弁事処」と「居民委員会」、農村の場合「郷政府」と「村民委員会」の指導・監督下にある「社区」が、

<sup>262</sup> 「中央安定擁護工作指導小組弁公室」は、その下級機関が、各級政府機関から学校、病院、企業、農村、社区まで様々な機関に設けられており、また、各級「安定擁護工作指導小組」の「組長」は各級党地方党委員会のトップが担い、各級「安定擁護工作指導小組弁公室」の「主任」は、各級政法委員会副書記或いは公安庁長（又は局長）が担っているケースが多く、県、郷、街道弁事処の場合は「社会治安綜合治理委員会」が「安定擁護工作指導小組組織弁公室」と一体となって執務しているケースが多い。

「習近平領率 6521 維穩弁全国密布耳目」『多維新聞網』（2009年4月21日付、2009年9月18日閲覧）。

地域住民の生活状況を監視しながら、社会の安定維持に努めている。特に、「社区」の内部組織であり地域の自治組織でもある「治安保衛委員会」が公安边防部隊とともに地域でパトロールを実施し、地域住民の生活の中にまで立ち入り関わりながら民衆の動向等の把握に努めている。

このように、中国では、末端組織における社会の管理を通じて地域住民を監視する仕組みが形成されていることから、集団直訴やデモ等に関して、事前にそれらの情報や兆候を把握することが可能である。つまり、末端においては、デモや暴動等を芽の段階で摘む態勢にある、或いは体制が敷かれていると言える。そして、この情報収集の段階において、武警部隊の中でも「愛民固辺」活動に従事している「边防部隊」がその一役を担っていることになる。しかしながら、それでも芽の段階で抑えられず、社会の秩序を乱すような段階にまで発展してしまった場合、ここで武警部隊が登場することとなる。

## 第4章 治安維持体系における武警部隊の位置付け

武警部隊が中国国内の治安維持体系において如何なる位置付けにあり、治安維持の面において如何なる役割を果たしているのかについて、前章を踏まえつつ、2008年3月のラサ「3・14」事件事件及び2009年7月のウルムチ「7・5」事件事件を事例研究として、検証を試みたい。

### 第1節 事例研究1：ラサ「3・14」事件

#### (1) ラサ「3・14」事件の経緯

武警部隊のこの事件における役割や働き等について述べるに際して、まずは、事件の概要、これに対する中国指導部の対応と併せ見ていきたい。

2008年3月10日、チベット自治区ラサ市郊外のデブン寺において、宗教の自由を求めて僧侶がデモを行ったところ、公安当局により阻止され、僧侶多数が拘束された。これを受け、翌11日から13日にかけてラサ市内の寺院数か所において、拘束された僧侶の釈放、宗教の自由等を求めて連日デモが行われたが、当局により阻止され、ラサ市の三大寺院が閉鎖された<sup>263</sup>。こうした当局による対応を受け、3月14日、ラサ市内のラモチェ寺の僧侶が、拘束された僧侶の釈放を求めて公安当局に対して抗議のデモを行ったところ、対応に当たった公安当局と衝突し、数万人規模の大規模な暴動へと発展した。中国当局は、武警を大量投入したが、デモは翌15日もラサ市内の寺院付近で行われるなど、周辺のチベット族居住地域へと飛び火し、四川省のガンゼチベット族自治州ガンゼ県やアバチベット族自治州アバ県を始め、青海省、甘粛省のチベット族自治州にまで拡大した。こうした状況は翌月の3月まで続いた。

#### (2) 中国指導部の対応

事件発生前の3月5日午後、第11期全国人民代表大会第1回会議が北京の人民大会堂で開幕しており、翌6日、胡錦濤国家主席は、第11期全人代第1回会

<sup>263</sup> 事件の概要に関しては、主として以下を参考とした。

劉超、張永恒、『尊嚴 戳穿某些西方媒体与達賴集团的十大谎言』（人民出版社、2008年）、  
西藏日報社藏編部『達賴集团的滔天罪行』（西藏人民出版社、2008年）、1頁～10頁、辛華  
文主編『拉薩 事件真相』（新華出版社、2008年）、8頁～34頁。

議におけるチベット代表団の審議に参加した際、「チベットの安定は、全国の安定に関わり、チベットの安全は全国の安全に関わる。民生を改善・保障し、民族工作と宗教工作を強化し、全力でチベット社会の調和ある安定を擁護しなければならない」と強調していた。

事件発生直前の3月10日には、張裔炯が主宰して、6日の胡錦濤重要講話の学習会が行われ、同会議には、武警チベット総隊隊長、武警チベット辺防総隊隊長も出席していた。このような会議を開催していたにもかかわらず、10日頃から続いていたデモが14日、大規模な暴動にまで発展した。14日夜、中国共産党政治局は緊急拡大会議を開催し、チベット情勢について話し合いを行っている。会議の席で、周永康党中央政治局常務委員兼党政法委員会書記が、「今回の事件は、画策し、手はずを整えて、目的を持って行われた政治的騒乱事件が暴乱へと発展したものであり、ダライ・ラマによりコントロールされ、外国勢力が後ろ盾となったものである」と述べている。

翌15日、チベット自治区党委員会と政府は、チベット自治区指導者幹部大会を開催し、張慶黎チベット自治区党委書記・チベット軍区党委員会第1書記が重要講話を發表し、チベット自治区の社会の安定確保を呼びかけた。この大会には、朱維群党中央統一戦線部常務副部長、斯塔党中央統一戦線部副部長、張新楓公安部副部長、霍毅武警部隊副司令員、呂登明成都軍区副司令員らも北京等から駆けつけて出席した<sup>264</sup>。

17日には、チベット自治区党委員会がラサ市において会議を開催し、チベット自治区の社会の安定擁護のために各種任務の割り振りを検討した。張慶黎が会議を主宰し、斯塔党中央統一戦線部副部長、張新楓公安部副部長、馬建国家安全部副部長、霍毅武警部隊副司令員、牛志忠武警部隊副参謀長、呂登明成都軍区副司令員が会議には出席した<sup>265</sup>。

20日から23日にかけては、喻林祥武警部隊政治委員・上将一行が、霍毅武警部隊副司令員、牛志忠武警部隊総部副参謀長らと共にチベット自治区を視察した。23日、24日には、孟建柱公安部部長兼武警筆頭政治委員が、中央工作グループを率いてラサを視察した。ラサでは、ジョカン寺、セラ寺、デプン寺の寺院管理委員会メンバーや僧侶代表と座談しており、視察には、朱維群党中央統一戦線常務副部長、汪永清国務院秘書長、斯塔党中央統一戦線部副部長、張新楓公安部副部長、馬建国家安全部副部長、葉小文国家宗教局長、呂登明成都軍区副司令員、霍毅武警部隊副司令員・中將らが同行している<sup>266</sup>。その後、4

<sup>264</sup> 「西藏書記 無辜群衆被暴徒灌汽油「点天灯」燃死（チベット自治区党委員会書記、罪のない民衆が暴徒に油をかけられ焼死）」『新華網』（2008年3月17日付、同18日閲覧）。

<sup>265</sup> 上記64に同じ。

<sup>266</sup> 「確保西藏自治区大局穩定 尽快恢復正常秩序 堅決奪取反分裂鬭争的全面勝利（反分裂鬭争の全面的勝利を断固勝ち取り、早期に通常の秩序を回復させ、チベット自治区の大局

月 13 日、霍毅武警部隊副司令員、吳雲峰武警部隊副政治委員・少将は、張慶黎チベット自治区党委書記と共にラサで会見を行っており、この会見には武警チベット総隊政治委員も参加した。

### (3) 部隊投入

3 月 14 日の暴動が、その後、四川省、青海省、甘肅省等、チベット自治区以外のチベット族居住地域にまで拡大していったことから、中国当局は、所在地近辺の武警部隊だけでは対応できず、遠方の武警機動師団を動員したものと見られる。例えば、邦字紙記者の目撃証言によると、14 日の暴動発生以降、青海省の黄南チベット族自治州で、河南省ナンバーの公安及び武警部隊の車両およそ 20 台が目的地へ向かって走行しているところが目撃されており、河南省鞏義市所在の武警第 128 機動師団が河南省から青海省まで移動していたものと推測される。青海省付近には、甘肅省平涼市所在の武警第 63 機動師団も所在していることから、付近の機動師団だけでは対応できないほど、暴動の程度、規模が大きく、対応も後手に回っていたものと見られる。また、四川省のアバやガンゼにおけるデモが激しく、飛び火も早かったことから、これらの地域に対して、同じ四川省の南充市所在の武警第 38 機動師団が投入されたものと推定される。このほか、3 月 29 日、王長河武警総部森林指揮部政治委員がラサ市を視察に訪れた際、ラサ「3・14」事件における活躍を称えられている<sup>267</sup>が、暴動等の突発的事件が発生した場合、警種部隊（交通部隊、水電部隊、森林部隊、黄金部隊）も対処することとなっており、治安維持任務を主任務とする内衛部隊のチベット総隊のほか、森林の火災防止・消火任務を主任務とする森林部隊も暴動鎮圧に参加したことの証左と捉えられる。

---

の安定を確保)』『中国西藏新聞網』(2008 年 3 月 22 日付、同 23 日閲覧)。

<sup>267</sup> 「向巴平措与武警森林指揮部政委王長河座談(向巴平措と武警総部指揮部政治委員の王長河が座談)」『中国西藏新聞網』(2008 年 3 月 30 日付、同 4 月 1 日閲覧)。

因みに、王長河は、2006 年 7 月に武警部隊森林部指揮部政治委員に就任しており、その後、2010 年 12 月に武警部隊副政治委員に昇任しており、2008 年のチベットラサ「3・14」事件への対応における功績がプラスに作用したものと捉えられる。王建平・武警部隊司令員も、2008 年 3 月のチベットラサ「3・14」事件発生時、武警部隊参謀長を務めており、また、かつて武警チベット総隊長を務めた経歴があり、チベットにおける治安維持の経験が武警部隊における人事面での昇任にプラスに働いていることが考えられる。

## 第2節 事例研究2：ウルムチ「7・5」事件

### (1) ウルムチ「7・5」事件の経緯

2009年6月26日、広東省韶關市の旭日玩具工場において、ウイグル族労働者2名が漢族に撲殺されるという事件が発生し、この事件を巡る中国当局の対応等に端を発し、中国当局によるウイグル族への同化政策を抗議して、7月5日、学生を中心とするウイグル族が、ウルムチ市中心部の人民広場で平和的なデモを行った。

しかしながら、武警部隊がデモに発砲して死傷者も出たことから、騒ぎがにわかに激化し、暴動へと発展したと報じられている。同7日には、連日テレビでウイグル族による漢族襲撃の跡を見た漢族が、武器を手に、ウイグル族居住地区へ襲撃に向かったが、途中で武警により阻止された。8日早朝、呉双戦武警部隊司令員が、2千名とも言われる将兵を観閲し、治安維持の陣頭指揮をとり、この後、治安状況は回復に向かった。

### (2) 中国指導部の対応

事件発生翌6日早朝、ヌル・ベクリ新疆ウイグル自治区主席は、テレビで講話を発表し、事件に関して、「事前に、国外の者が指揮し、国内の者が行動した典型的、計画的、組織的な暴力・破壊・略奪事件である。各民族の団結が盤石な状況下、「三つの勢力」（テロ勢力、民族分裂勢力及び宗教過激勢力）の扇動・襲撃は、必ずや各民族に打破され、敵の分裂・破壊活動は徹底的に失敗に終わるに決まっている」と述べ、「三つの勢力」の扇動によって事件が発生したとの見解を示した。

7日には、漢族によるウイグル族襲撃未遂事件を受け、王楽泉新疆ウイグル自治区党委書記がテレビで講話を発表し、事件が、ラビア・カーディル或いは国外敵対勢力による「陰謀」であるとした上で、自治区内の漢族も含めた住民に対し、自制と民族団結を訴える一方で、暴力犯罪行為の取り締まりはあくまで当局の任務であることを強調した。また、ウルムチ市の特に各区・県政府、街道弁事処、「社区」に対し、管轄区内の職場に戻るようテレビを通して呼びかけるとともに、7日午後9時から翌朝8時までのウルムチ市内における交通管制を発表した。

その8日の朝8時半、呉双戦武警部隊司令員が、ウルムチ市において2千名とも言われる将兵を観閲し、「今日が非常に肝心だ」と述べ治安維持の陣頭指揮をとった。観閲を受けた武警将兵は「人民を保護し、安定を擁護する」とスロ

一ガンを大声で挙げながら、ウルムチ市内の各地に治安維持へ向かった<sup>268</sup>。同日の午後には、孟建柱公安部長もウルムチ入りし、反分裂闘争の最前線で奮闘している公安部門の警官、武警将兵を慰問した<sup>269</sup>。

同日夜には、ラクイラサミット出席のためイタリアを訪問していた胡錦濤がサミット出席を取りやめて緊急帰国し、同日夜、中国共産党中央政治局常務委員会が主宰して会議を開催し、新疆ウイグル自治区における治安維持のための対応要領について段取りをつけた。

同会議を踏まえ、9日、周永康党中央政法委員会書記が、党中央、国務院及び中央軍事委員会を代表してウルムチ入りし、最前線で活躍している部隊将兵、公安人民警察をねぎらい、治安維持任務を現地で指導した<sup>270</sup>。周永康書記はその後も引き続き新疆に留まり、翌11日は、カシュガル市、ホータン市まで足を運び、新疆ウイグル自治区の安定に関する中央の指示事項の実行状況を現地検査した。12日、再びウルムチ市に戻り、各民族民衆をねぎらうとともに、通常の生産・生活を回復させることについて、調査・指導を行っている<sup>271</sup>。

14日には、引き続き新疆ウイグル自治区に留まっていた孟建柱がアクス、イリにまで足を運び、各民族・民衆、部隊将兵、公安民警、民兵をねぎらっている<sup>272</sup>。

その後、7月21日から24日の間、孟建柱は再び新疆ウイグル自治区入りしており、新疆ウイグル自治区公安厅、ウルムチ市公安局の刑事偵察支隊、特殊警察支隊、新疆公安边防総隊、武警新疆総隊等、最前線で治安維持任務に就いている武警将兵、公安民警をねぎらうとともに、中央政治局常務委員会による会議の精神と胡錦濤の重要指示を貫徹するよう強調した<sup>273</sup>。

7月25日及び26日には、徐才厚中央軍事委員会副主席がウルムチ市を視察に訪れ、新疆駐屯の武警部隊をねぎらっている<sup>274</sup>。

<sup>268</sup> 「武警在烏魯木齊人民広場誓師 吳双戦 指今天非常关键（武警、ウルムチ人民広場で宣誓、吳双戦が今日がカギだと指摘）」『中国新聞網』（2009年7月8日付、同9日閲覧）。

<sup>269</sup> 「公安部部長孟建柱抵達烏魯木齊（孟建柱・公安部長がウルムチに到着）」『中国新聞網』（2009年7月8日付、同9日閲覧）。

<sup>270</sup> 「周永康抵達烏魯木齊（周永康がウルムチに到着）」『公安部H. P.』（2009年7月9日付、同10日閲覧）。

<sup>271</sup> 「周永康 紧紧依靠各族党员干部群众構築維護新疆穩定銅墙鉄壁（周永康、各民族・黨員幹部・民衆に依拠して新疆安定の鉄壁を構築せよ）」『人民網』（2009年7月12日付、同13日閲覧）。

<sup>272</sup> 「孟建柱在新疆阿克蘇伊犁檢查慰問工作（孟建柱、新疆アクス、イリを検査・慰問）」『新華網』（2009年7月14日付、同15日閲覧）。

<sup>273</sup> 「孟建柱再次來到新疆指導慰問（孟建柱、新疆を再び訪問し指導・慰問）」『新華網』（2009年7月24日付、同25日閲覧）。

<sup>274</sup> 「徐才厚在烏魯木齊看望慰問武警駐新疆部隊官兵（徐才厚、ウルムチにおいて新疆駐屯の武警部隊将兵を慰問）」『新華網』（2009年7月27日付、同29日閲覧）。

7月31日には、郭伯雄中央軍事委員会副主席が、新疆ウイグル自治区所在の解放軍及び武警部隊を視察したことが報じられている<sup>275</sup>。

それから2か月足らず後の8月22日から25日の間、胡錦濤総書記が事件後初めて新疆ウイグル自治区を視察し、治安の回復を宣言するとともに、武警や公安等に対し、治安対策の強化を指導した<sup>276</sup>。同じ頃、習近平国家副主席が内モンゴル自治区、李克強副総理が青海省、劉延東がチベット自治区をそれぞれ視察しており<sup>277</sup>、同じ少数民族自治区への飛び火や拡大を懸念してのものであったと言える。

このように視察を重ね、新疆ウイグル自治区の治安維持に尽力してきたにもかかわらず、7月以降のウルムチ市内における公安や武警部隊による厳戒態勢への不満を背景として、8月下旬以降、注射針で人を刺すという事件が多発していた。

そして、これに対する公安当局の対応の不手際に対する不満等から、9月2日、漢族によるデモが発生し、3日には数万人規模とも言われるデモに発展した。翌日4日には孟建柱公安部部長がウルムチ入りし、同日に同市内の「社区」を視察した際、「最近連続して発生している「刺傷傷害」事件は、ウルムチ「7・5」事件の継続であり、民族分裂勢力の扇動の下、一部の不法分子が民族団結の破壊を狙って画策、引き起こしたもの」と指摘するとともに、現地政府機関に対し、メディアとの協力関係を強化するよう指導した。

また、9月の漢族によるデモを受け、栗智がウルムチ市党委委員会書記のポストを解かれ、朱海倫が同ポストに任命されるとともに、柳耀華が自治区公安庁長のポストを解かれ、朱昌傑が同ポストに任命された。9月1日には、10月1日の建国60周年祝賀行事を1か月後に控えて、武警の新疆総隊も保安動員・宣誓大会を開催し、士気を高め、当日に臨もうとしていた矢先に発生した漢族によるデモであった。

こうしたことから、中国指導者は事態を重く受け止め、新疆の安定化へ向け本格的に一連の措置を講じている。2009年10月以降、中央及び国家機関における64の関連部門に所属する500人以上の幹部が、新疆の農村、コミュニティ、国境警備の歩哨所、学校、企業、兵団等を視察し、新疆の「発展」と「安定」を巡り、現地民衆の意見や提案を聴取していた。2010年1月26日には、

<sup>275</sup> 「郭伯雄在新疆考察軍隊和武警部隊（郭伯雄、新疆を訪れ軍と武警部隊を視察）」『新華網』（2009年7月31日付、同8月2日閲覧）。

<sup>276</sup> 「創造新疆更加美好的明天 記胡錦濤総書記在新疆维吾尔自治区考察工作（新疆のより素晴らしい将来をつくろう、胡錦濤総書記の新疆ウイグル自治区視察時の記録）」『新華網』（2009年8月25日付、同日閲覧）。

<sup>277</sup> 「習近平在内蒙古自治区調研（習近平、内モンゴル自治区において視察）」『人民網』（2009年8月26日付、同9月26日閲覧）。

北京市において周永康の主宰により、「中央新疆工作座談会準備工作指導小組全体会議」が開催され、新疆の「発展」と「安定」の促進について「本年の適切な時期」に建国後始めて「新疆工作座談会」を開催することが明らかにされていた<sup>278</sup>。更にこの流れの中で、2010年3月末に「全国新疆支援工作会議」が開催され、その席で、李克強副総理は、「今年新疆において現地調査を実施し、来年から新疆支援工作を全面的に展開する」ことを明らかにしており、「5年の努力で重点任務において成果を上げ、10年で小康社会を全面的に実現させる」としている<sup>279</sup>。同年3月末の会議における中央の指導を受け、同年4月上旬から5月上旬にかけて、北京市、天津市、遼寧省、浙江省、江西省、湖南省の党委書記等が自ら調査団を率いて、新疆のホータン、カシュガル、塔城、アクス、クルグス・キルギス等の地区で現地調査を行った<sup>280</sup>。2009年の各省・市の指導者による現地視察を踏まえ、2010年1月末に周永康主宰の会議において、「適切な時期」に開催するとされていた「新疆工作座談会」が5月17日から同19日までの間、北京で行われた<sup>281</sup>。2009年8月、胡錦濤総書記は、新疆視察の際、「新疆統治の鍵は、『発展』と『安定』の関係の処理にある」との指導方針を示していた<sup>282</sup>が、同座談会でこの方針が再確認され、正式に今後の新疆工作の指導方針として位置付けられたものと見られ、同座談会では、「新疆の飛躍的發展」及び「長期的社会秩序の安定」の推進について戦略的任務配分が行われ、それは、政治、経済、民生、治安、資源開発、インフラ建設等のあらゆる分野に及んでいた<sup>283</sup>。

他方、2010年2月には武警新疆総隊において、突発的事件・対テロ専門部隊として「第6支隊」が新たに編成されており<sup>284</sup>、新疆では対テロ能力の増強が図られている。

<sup>278</sup> 「周永康主持中央新疆工作座談会筹备工作領導自傲組全体會議（周永康、中央新疆工作座談会の準備工作を主宰し自ら全体會議を指導）」『中国中央人民政府H. P.』（2010年1月27日付、同日閲覧）。

<sup>279</sup> 「全国対口支援新疆工作會議在北京召开（全国支援縁組新疆工作會議を北京で開催）」『人民法院報』（2009年3月31日付、同日閲覧）。

<sup>280</sup> 「各地対口支援新疆情況一覽19省市（新疆支援の省・市の一覽）」『人民網』（2010年5月21日閲覧）。

<sup>281</sup> 「中共中央國務院召開新疆工作座談会 胡錦濤講話（党中央と國務院、新疆工作座談会を開催、胡錦濤が講話）」『人民網』（2010年5月21日付、同日閲覧）。

<sup>282</sup> 「胡錦濤考察新疆堅持一手抓改革發展一手抓團結穩定（胡錦濤が新疆を視察、改革發展と團結安定の両方を重視）」『人民網』（2009年8月26日付、同日閲覧）。

<sup>283</sup> 「新疆工作座談会召開 胡錦濤温家宝發表重要講話（新疆工作座談会が開催、胡錦濤と温家宝が重要講話を發表）」『新華網』（2010年5月20日付、同21日閲覧）。

<sup>284</sup> 「武警新疆総隊成立第6支隊（武警新疆総隊において第6支隊を編成）」『新疆城市報網』（2010年2月9日付、同10日閲覧）。

「新疆都市網」は、新疆ウイグル自治区政府の公式ウェブサイトであり、その中身は公式のもので事実として位置付けられる。

### (3) 部隊投入

武警部隊については、7月7日、蘭州所在の武警部隊がウルムチ入りしており、8日には、江蘇省無錫市に所在する武警第181機動師団を含め各地の武警1万人以上が、沿海都市から民間航空機を動員して、以下のとおり投入された<sup>285</sup>。

#### ア ウルムチ地窟堡空港まで

(ア) 江蘇省宜興市（武警第2機動師団）：総出動兵力5,600人

隷下部隊	人数	輸送物資	輸送請負企業	物資積載空港	輸送機
第4連隊 (湖州)	1,100人	80トン	国際航空公司	杭州蕭山空港	国際航空旅客機、 ボーイング747貨物機1機
第5連隊 (宜興) (師団級)	1,700人	80トン	東方航空公司 上海航空公司	上海虹橋空港	東宝航空旅客機、 上海航空旅客機、 ボーイング747貨物機1機
第6連隊 (宜奮)	1400人	90トン	国際航空公司	南京禄口空港	国際航空旅客機、 海南航空旅客機、 ボーイング747貨物機1機
第709連隊 (宜興)	1,400人		海南航空公司		

(イ) 江蘇省無錫市（武警第181機動師団）：総出動兵力2,800人

隷下部隊	人数	輸送物資	輸送請負企業	物資積載空港	輸送機
第541連隊 (無錫)	1,100人	30トン	深圳航空公司 郵政航空公司	無錫碩放空港	深圳航空旅客機、 郵政航空旅客機、 ボーイング737貨物機2機
第543連隊 (無錫) (師団級)	1,700人	50トン	東方航空公司 上海航空公司	上海虹橋空港	東方航空旅客機、 上海航空旅客機、 MD11貨物機2機

<sup>285</sup> 「武警福疆維穩部隊航空輸送計画表 民用机场被征用一万多名武警将赴疆維穩」『博訊新聞網』(2009年7月10日付、同日閲覧)。

<http://www.peacehall.com/news/gb/china/2009/07/200907101619/shtml>

イ カシュガル空港まで

河南省鞏義市（武警第 128 機動師団）：総出動兵力 2, 800 人

隷下部隊	人数	輸送物資	輸送請負企業	物資積載空港	輸送機
第 382 連隊 (優師)	1,100 人	45 トン	南航航空公司	鄭州新鄭空港	南航航空旅客機、 ボーイング 747 貨物機 1 機
第 708 連隊 (登封) (師団級)	1,700 人	45 トン	深圳航空公司	鄭州新鄭空港	深圳航空旅客機、 ボーイング 747 貨物機 1 機

ウ ホータン空港まで

福建省莆田市（武警第 93 機動師団）：総出動兵力 2, 800 人

隷下部隊	人数	輸送物資	輸送請負企業	物資積載空港	輸送機
第 277 連隊 (莆田)	1,700 人	35 トン	厦門航空公司 深圳航空公司 東方航空公司	福州長楽空港	厦門航空旅客機、 深圳航空旅客機、 東方航空旅客機、 エアバス 300 貨物機
第 710 連隊 (泉州) (師団級)	1,100 人	35 トン	厦門航空公司 南方航空公司 東方航空公司	厦門高崎空港	厦門航空旅客機、 南方航空旅客機、 東方航空旅客機 エアバス 300 貨物機 1 機

※資料出所：「武警福疆維穩部隊航空輸送計画表「民用机场被征用一万多名武警将赴疆维稳」  
『博訊新聞網』を基に筆者作成

10 日には、7 日にウルムチ入りした蘭州所在の武警部隊が、昼夜 4 日間の任務を終え、南京から派遣されてきた武警部隊に任務を引き継いだ<sup>286</sup>。

一方、公安に関しても、7 月 8 日、公安特警約 5 千人が民航機を動員して投入され、10 日にも特警暴動鎮圧部隊が、福建省長楽国際空港から、暴動の飛び火が懸念されていたホータンまでエアバス 5 機を動員して投入された。7 月 13 日の時点で、全国から 31 個の公安特警部隊が新疆ウイグル自治区に投入されている。

<sup>286</sup> 「烏維穩部隊換防 南京武警接替蘭州武警執勤」『大公報網』（2009 年 7 月 12 日付、同日閲覧）。

たと報じられている<sup>287</sup>。

解放軍に関しては、報道では明らかになっておらず、7月7日未明、人民解放軍が約40両の「東風」ブランドの軍用トラックで人員をカシュガルまで輸送しているところが目撃されているのみである<sup>288</sup>。

民兵<sup>289</sup>に関しては、7月5日から17日までの間、ウルムチ市警備区が延べ6.6万人の民兵を動員し、公安や武警部隊による暴徒・犯罪容疑者数百人の護送任務に協力した。また、生産・生活秩序を回復させる過程において、ウルムチ市警備区は、少数民族民兵からなる政策宣伝小分隊計89個を編成し、1軒1軒を回って、党中央及び自治区党委員会・政府の関連政策や事件の本質について説き、街角にスローガンや横断幕を掲げさせている。ウルムチ市警備区政治委員の穆海利によれば、民兵は、社会秩序の回復の段階で重要な役割を發揮しており、区・県の人民武装部、最下級武装部、民兵村級治安分隊等が社会の治安回復に貢献したとされる。また、7月23時点で、160個強の民兵パトロール分隊が、24時間体制で重要インフラ等の保安任務に就いたとされる<sup>290</sup>。

予備役<sup>291</sup>も動員されており、7月5日から同28日までの間、ウルムチ市警備区において、ウルムチ市の民兵と予備役部隊から累計11万2,000人が出動し、各種突発事件235件に対処し、暴徒270人以上の逮捕に協力し、各民族大衆700人以上を救助、保護した<sup>292</sup>。

加えて、ウルムチ事件においては、また、同自治区全体に所在している兵団が、自治区全体における治安維持任務に大きく貢献している点が特徴的である。

新疆生産建設兵団は、1997年時点で12万人強の民兵を有しており、その内6万人近くが基幹民兵である。事件発生後、兵団の軍事部及び各師団人民武装部は、直ちに応急メカニズムを發動し、民兵召集及び突発的事件処理と治安維持任務を下達しており、民兵応急分隊10個強及び普通民兵応急分隊数10個の3万人強の民兵が、24時間以内に終結し、各指定区域において、パトロール等の治安維持任務に従事した。各師団は、事件発生後、各々管轄地域における社会の安定維持のため専門の部門を立ち上げ、以下のとおり治安維持にあたった。

<sup>287</sup> 「内地31支特警隊支援新疆维稳」『新聞晨报網』（2009年7月14日付、同日閲覧）。

<sup>288</sup> 「新疆2万武警镇暴 156死10800傷 騒乱蔓延至喀什」『光華日報』（2009年7月7日付、同日閲覧）。

<sup>289</sup> 民兵とは生産を離れない民衆の武装組織であり、「兵役法」によれば、兵役条件に合致する18歳から35歳までの男性は、現役の軍人を除き民兵組織に入ることになる。

<sup>290</sup> 「巷道中の维稳突撃隊6, 200名民兵昼夜奋战在第一线（6, 200人の民兵が昼夜最前線で突撃隊として奮戦）」『人民網』（2009年7月23日付、同23日閲覧）。

<sup>291</sup> 予備役とは、「兵役法」によれば、現役を退役した兵士と将校及びその他条件に合致した公民を指す。

<sup>292</sup> 「烏魯木齐市千余民兵举行閱兵式（ウルムチ市において千人以上の民兵の観閲式を実施）」『国際在线』（2009年7月29日付、同日閲覧）。

### 新疆生産建設兵団の対応

場 所	状 況
第 1 農業師団 (アクス市)	<p>各級党委員会が党員幹部会議及び従業員大会を開催し、各部署に対し、24 時間体制で当直に就くとともに、応急小分隊を編制し、重要インフラ施設等の保安任務に従事し、不安定要因を徹底的に調査し、取り除くよう要求した。</p>
第 4 農業師団 (イーニン市)	<p>師団機関・農場・直属企業主要責任者会議を開催し、各部署に対し、社会の安定と民族の団結に不利な活動に参加させないよう所属の職員を管理するとともに、不法分子がこの機にいざこざを起こさないよう厳重に警戒するよう要求した。</p> <p>また、積極的に地方政府による治安維持任務に協力し、民兵を組織し、治安維持、暴動鎮圧任務に当たらせ、24 時間体制でパトロールを行い不安定要因を取り除いた。民兵応急分隊は、イーニン市の大通りや重要建築物のパトロール任務を担い公安や武警の治安維持任務に協力し 30 人を捕えた。</p>
第 6 農業師団 (五梁家市)	<p>治安維持任務指導小組を迅速に立ち上げ、全師団における治安維持任務の配置を行った。各部署は、当直制度を改善するとともに、師団の機関・政法委員会、公安局において専用の当直電話を 24 時間開通させ、24 時間体制で、学校、病院、武器庫、水力発電施設等のインフラ、石油タンク、人の集まる場所等に対する保安任務を遂行した。</p> <p>また、師団各級公安機関が、24 時間体制で任務に就き、突発事件対処への準備を行った。また、情報研究判断小組を設け、毎日、管轄区域における社会の治安情勢の分析を行い、治安維持の主導権を握った。</p>
第 7 農業師団 (博楽市)	<p>党委員会拡大会議を開催し、各級指導者に対し、民族団結等の思想教育を強化するとともに、治安維持・暴動鎮圧任務を引き続き強化し、民兵応急分隊を編成し、集中訓練、分散パトロール、突発事件への対処準備を行うよう求めた。</p>
第 8 農業師団 (石河子市)	<p>農業第 8 師団は、石河子市党委員会と共に対テロ治安維持任務監督検査組を立ち上げ、一部の農場では奥深くまで潜入して検査を行い、現地機関の党委員会による治安維持任務に協力し、師団内の公安、武警、民兵を組織して 24 時間体制で武装パトロールを行った。</p> <p>また、新聞社、テレビ塔、インフラ施設等、人口密集地域等の保安措置を強化した。</p>
第 9 農業師団 (楽敏県)	<p>緊急応急対処プランを制定し、公安、武警、民兵を組織し、集中訓練、公開の演練を行った。</p>

<b>第 13 農業師団</b> (ハミ市)	各部署に対し、社会の動態に注意を払い、公安、民兵に協力して、パトロール・防衛・統制小組を設け、管轄区域内の重要インフラ等の保安措置を強化した。街角でのパトロールを強化し、外から来たものへの検査を徹底し、民族分裂分子の潜入を厳重に警戒した。
<b>第 14 農業師団</b> (ホータン市)	応急突発的イベント対処工作指導小組を立ち上げ、応急突発的イベント対処プランを発動し、各部署に対し、24 時間体制でパトロールを実施し、特に、宗教事務に対する管理を強化し、適時、非合法宗教活動を厳しく取り締まるよう求めた。民兵応急分隊は日夜、ホータン市におけるガソリン給油所、デパート等を警護した。

※資料出所：「兵団各師党委迅速行動全力抓好各項維穩工作」『新華網』<sup>293</sup>を基に筆者作成

上述の表に示したとおり、各師団は、各々管轄地域の社会の治安維持のために会議を開催し、専門の部門を立ち上げており、その中でもデモ等の飛び火が予想されたホータン市所在の第 14 師団は、24 時間体制でパトロール等を実施するとともに、非合法宗教活動を厳しく取り締まった。また、新疆ウイグル自治区の玄関口とされるハミ市においては、同市所在の第 13 師団が、自治区外から来た者に対して徹底した検査を行い、民族分裂分子による新疆への潜入を厳重に警戒した。

加えて、7 月 5 日の事件発生から 4 時間以内に、新疆生産建設兵団の民兵 3 万人が、それぞれの管轄区域内に集結してパトロール等の治安維持任務に従事し、新疆ウイグル自治区の治安維持に寄与している。

また、ウルムチ市では 7 月 6 日以降、各区の県、街道弁事処、「社区」々がそれぞれ民衆に対して宣伝を行っており、7 月 13 日の時点で、ウルムチ市の 58 か所の街道弁事処、500 か所強の「社区」の人々が、それぞれ管轄区域内の職場、住居に一軒一軒入って、事件の真相について説きながら積極的に社会秩序の回復に努めている。

一方、新疆ウイグル自治区の下級機関である各関連の庁・局は、政治的に信頼でき、経験も豊富で政策レベルも高いと判断したウイグル族幹部約 500 人を自治区全土から選抜し、ウルムチ市の 5 か所の街道・「社区」に派遣し、社会の安定維持任務に就かせた。その際、約 500 人のウイグル族幹部は、1 個 100 人の 5 個グループに分かれ、ウルムチ市内の重点地域で任務に就いている。

9 月 3 日の漢族による数万人規模のデモ発生を受け、新疆ウイグル自治区党委員会は、同自治区の庁・局級機関から更に 100 人以上の庁級幹部及び 500 人以上の処級幹部を選抜し、6 日からウルムチ市直屬機関、区、県及び「社区」の党

<sup>293</sup>「兵団各師党委迅速行動全力抓好各項維穩工作（兵団各師団の党委員会、迅速に行動し各種治安維持任務を遂行）」『新華網』（2009 年 7 月 24 日付、同日閲覧）。

員幹部 7,000 人弱と混合チームを編成して、ウルムチ市の 110 強の「社区」に奥深く入り、民衆工作を実施していくことを発表した。

また、ウルムチ「7・5」事件において、中国公安当局は、暴動に関与した疑いがあるとして、事件翌日の 7 月 6 日に 1,434 名<sup>294</sup>、7 月 29 日に 253 名<sup>295</sup>、8 月 2 日には 319 名を逮捕しており<sup>296</sup>、その数は 2,000 人を越えた。更に、ウルムチ市公安局は、住民の情報提供を受け捜査を進めた結果として、現場で暴動を指揮していたとされる人物等 718 名を「重要犯罪容疑者」として拘置したことを発表している<sup>297</sup>。

### 第 3 節 治安維持体系における武警部隊の位置付け

#### (1) 背景要因の違い

##### ア 漢族の割合

チベット自治区と新疆ウイグル自治区における暴動対処に際しての大きな違いとしては、漢族移住の進行状況が異なることが挙げられる。チベット自治区はチベット族が 90%以上を占めるのに対し、新疆ウイグル自治区はおよそ 50% であり、新疆ウイグル自治区は漢族の移住が建国以降進んでいる状況にある。漢族の移植が進んでいる主要な要因としては、新疆ウイグル自治区はチベット自治区との比較で見れば、高山病になることはなく、自然環境がチベット自治区ほどは苛酷ではないことが挙げられる。加えて、特徴的なことは、漢族主体の兵団が歴史的に新疆ウイグル自治区全体に所在していることが挙げられる。このため、新疆ウイグル自治区では、漢族の割合が多いことと比例して党員幹部の数も多く、9 月 3 日の漢族数万人規模のデモ発生後、同自治区党委員会は、自治区全体から計 7,000 人以上の党員幹部を動員し、地域の「社区」と連携しながら、各世帯一軒一軒をくまなく巡回させ、デモの計画や刺傷事件容疑者に関する情報収集を行っている。こうした対応により、事件に関与したと見られ

<sup>294</sup> 「新疆暴力事件死亡人数達 156 人 抓捕 1,434 名 嫌犯 (新疆暴力事件の死亡者があ 156 人に達する、1,434 人の容疑者が逮捕される)」『新華網』(2009 年 7 月 7 日付、同日閲覧)。

<sup>295</sup> 「烏魯木齊警方再抓获 253 名 7.5 事件犯罪嫌疑人 (ウルムチの警察当局、7・5 事件の犯罪容疑者 253 人を新たに逮捕)」『新華網』(2009 年 7 月 29 日付、同 8 月 2 日閲覧)。

<sup>296</sup> 「烏魯木齊警方: 又有 319 名 7.5 事件犯罪嫌疑人落網 (ウルムチ警察当局、7・5 事件の犯罪容疑者 319 人を新たに逮捕)」『新華網』(2009 年 8 月 2 日付、同日閲覧)。

<sup>297</sup> 「烏魯木齊警方刑拘 718 名 7.5 事件犯罪嫌疑人 (ウルムチ警察当局、7・5 事件の犯罪容疑者 718 人を拘束)」『新華網』(2009 年 8 月 4 日付、同日閲覧)。

る人物を直接拘束することが可能であったとともに、デモ等の発生を未然に防止する上で一定の役割を果たしたと見られ、漢族の割合の差が、暴動発生後の社会秩序の面において差を生じさせたと捉えられる。

このように見ていくと、新疆ウイグル自治区は、兵団の存在があり、民兵組織や「社区」が発達しており、兵団の中にも新疆ウイグル自治区とは別に独自の公安や武警部隊が所在しており、社会の治安維持システムが重層的に構築されていると言える。そのため、ウルムチ「7・5」暴動に対してもそれらのシステムが上手く機能し、武警部隊によって暴動がおおよそ鎮圧された後に火種がくずぶる中で、社会の完全な秩序回復へ向けて役割を果たしたと捉えられる。

ただし、完全な社会の秩序と言っても、中国国内のその他の地域とは異なり、新疆ウイグル自治区の場合、少数民族の人々の心の中には漢族や中国共産党指導部に対する不満や不信感、反発があり、暴動や襲撃事件が発生する可能性を常に孕んでいると言える。

## イ マスコミ

2008年3月14日のチベット暴動の際、中国当局は直ちに外国メディアを始め、外国人のチベット自治区立ち入りを禁じ、メディアの統制を行った。

一方、2009年7月5日のウルムチ「7・5」事件においては、中国当局は翌6日、ウルムチ市内のホテルにプレスセンターを設置し、異例の早さで取材対応を始めた。マスコミに対してのこのようなオープンな姿勢に関しては、2008年3月のチベット暴動の際にマスコミを徹底的に閉め出して報道統制を行い、海外から強い非難を受けていたことから、これを教訓にしたとの見方が日本の報道では散見された。

しかしながら、暴動が発生したチベット自治区と新疆ウイグル自治区とではそもそも、外国人に対する扱いが異なることを指摘できる。外国人がチベット自治区に入る場合は、入域許可証が必要であり、これは現地の旅行会社を通じてのみ入手が可能である。

チベット自治区は平均海拔が4,000m以上あり、チベットに侵攻した人民解放軍が道路を建設するまで「陸の孤島」と称されてきた地域であり、歴史的にチベット入りするのは容易ではなかった。現在も、チベット自治区に入る主要なルートは、ラサまでの航空機、青蔵鉄道、青海省からラサまで通じる青蔵道路、四川省からラサに通じる川蔵道路、新疆ウイグル自治区からラサに通じる新蔵道路があるが、これらチベット自治区までの航空券、バス、鉄道の切符を購入するには、この入域許可証が必要である。こうした自然環境及び手続き上の事情があり、チベット自治区の場合、外国人の出入りを管理することが比較

的容易である。

一方の新疆ウイグル自治区に関しては、その他の省・自治区・直轄市と同様、中国に入国しさえすれば、同自治区までの出入りは自由であり、新疆ウイグル自治区から外国人を閉め出すことは難しい。

このような事情があり、中国当局はウルムチ「7・5」事件に関しては、2008年のラサ「3・14」事件では外国メディアを閉め出し海外から強い批判を受けたことを教訓として機転を利かせ、外国メディアによる取材に積極的に対応する姿勢を強調したものと捉えられる。併せ、プレスセンターを開設し、記者への便宜を図りながら、同時に記者を集中管理する狙いがあったものと捉えられる。

## (2) 対応の違い

ラサ「3・14」事件の際は、武警が車輛で省を跨いで抗議行動発生地域にまで移動するよりなく、こうした対応の遅れもあり、騒乱発生地域の範囲拡大へ繋がったものと見られる。中国当局としてはこの教訓があったものと見られ、ラサ「3・14」事件においては民間航空機を動員しての部隊投入は報道上確認されなかったが、ウルムチ「7・5」事件においては、民間機が動員されて沿海部の武警部隊が事件発生地域に迅速に投入された。この民間航空機の動員による武警部隊の迅速且つ大量の投入が、暴動の拡大防止に大きく寄与したものと捉えられる。

また、ラサ「3・14」事件においては、事件発生当日の夜、中共中央政治局委員が緊急拡大会議を開催し、チベット情勢について討議するとともに、周永康党中央政法委員会書記（前公安部長兼武警筆頭政治委員）が事件について報告し、翌日には、張新楓公安部副部長、霍毅武警部隊副司令員、呂登明成都軍区副司令員らが現地入りしたものの、その後も抗議行動は周辺のチベット族居住地域へ拡大し鎮静化には1か月以上を要した。

一方、ウルムチ「7・5」事件においては、胡錦濤総書記がイタリアでのサミット出席のため不在にしており、中共中央政治局による会議開催は若干遅れたものの、7月5日夜の事件発生以降、7月8日には呉双戦武警部隊司令員が自らウルムチ入りし、2千人とも言われる武警将兵を観閲して将兵の士気を鼓舞し、一気に治安維持に乗り出したことが、暴動拡大阻止のための初動対応において大きな役割を果たしたものと捉えられる。同日夜には、周永康党中央政法委員会書記もウルムチ入りし、治安維持任務の遂行状況を直接視察するとともに、抗議行動の飛び火が予想されるカシュガル、ホータンにまで足を運び、現地における治安維持任務の遂行状況を見て回っており、こうした迅速な対応が事態の拡大阻止に繋がり、8日以降、事態は収束の方向へ向かっていったものと考えら

れる。

以上、ラサ「3・14」事件とウルムチ「7・5」事件における対応の違いとしては、沿岸部から武警部隊を一気に新疆まで民間機で動員したこと、呉双戦・武警司令員自らが早期にウルムチ入りし武警将兵の士気を鼓舞したこと、周永康・党中央政法委員会書記が拡大の予想される地域に事前に飛び予防策を講じたことが挙げられ、これらの対応により、ウルムチ「7・5」事件は、報道上は死者の数だけでもラサ「3・14」事件を大きく上回ったものの、ウルムチからの拡大は阻止できたものと捉えられる。

加えて、ラサ「3・14」事件とウルムチ「7・5」事件への対処における違いとして、新疆ウイグル自治区には、自治区とは別に新疆生産建設兵団が自治区全土に展開していることを指摘できる。新疆生産建設兵団は、建国後も新疆に駐屯していた解放軍部隊を基盤として、農地開墾及び国境警備を主任務として1954年正式に編成された所謂「屯田兵」部隊である。2004年時点において、その家族を含め総人口は約245.36万人に達しており、その内、従業員数93.3万人、労働人口98.5万人を有し、企業としての顔も持っている。新疆ウイグル自治区全体に展開しているものの、新疆ウイグル自治区政府と党委員会及び党中央と国務院の二重指導下に置かれており、内部には政府及び党委員会があり、その他の各省・自治区・直轄市と同様に公安や武警部隊を始め司法機関等の各種行政機関も有しており、各省・自治区・直轄市と同じ地位にある<sup>298</sup>。こうしたことから、ウルムチで暴動が発生した際も、新疆では、新疆ウイグル自治区の公安厅及び武警新疆総隊による対処のほか、更に兵団内部の公安や武警部隊からも警官や武警部隊を動員して対処が可能であった。

加えて、ほぼ漢族からなる兵団が自治区内各地の要所に点在しており、民兵や「社区」による治安維持機能が発達している。治安維持に際して幾重もの体制が構築されていることから、突発事件等に発展する前の芽の段階で情報を収集し、対処することが可能である。また、暴動が拡大してしまった場合でも、様々なルートから兵力の動員が可能であり、こうした体制が、短期間での暴動鎮静化を可能にしたものと捉えられる。

### (3) 治安維持体系における武警部隊の位置付けに関する検証の試み

第2章の武警部隊の任務等、第3章の中国の治安維持体系及び第4章の事例研究を踏まえつつ、中国の治安維持体系における武警部隊の役割・位置付けについて検証を試みたい。

<sup>298</sup> 新疆生産建設兵団年鑑社編輯『兵団年鑑2005』（新疆生産建設兵団、2005年）、56頁－70頁。

まずは、2013年の「国家安全委員会」の設立前までの中国国内の治安維持体系について整理したい。

中国の社会の安定確保や治安維持に関しては、「党中央安定擁護指導小組」による政策決定案が、党中央政治局常務委員による最終的決定を通じて、各々下達される。同時に、その政策決定や指示は、「党中央政法委員会」を通じて実行に移されることとなる。その際、中国共産党指導部は末端の党や政府機関の役割を重視しており、特に「社区」の内部組織であり地域の自治組織でもある「治安保衛委員会」が公安辺防部隊とともに地域でパトロールを実施し、民衆の動向を監視し、集団直訴やデモ等の情報や兆候を把握することにより、デモや暴動等を芽の段階で摘むことに努める体系になっている。

しかしながら、それでも芽の段階で抑えられず、社会の秩序を乱すような段階にまで発展してしまった場合、ここで武警部隊が登場することとなる。この場合、管轄地域の県級以上の公安機関の要請や手配に基づき、通常は当該地域に所在する武警の内衛部隊がデモ発生地域に駆けつけ、重要な建造物やインフラの警備を迅速に強化するとともに、デモを退散させることになる。

また、突発的な事件<sup>299</sup>や自然災害等が発生した場合、県級以上の地方の党委員会と政府が規定に基づき武警部隊を動員することになる。この際、突発的であり社会的影響の大きな事態に対しては、県級以上の党委員会と政府が武警部隊動員の手配を行うのであり、地域の公安機関が指導するわけではない。デモ等が発生して公安だけでは対処できなくなった場合、武警部隊は地域の公安機関の手配を受け、指導を受けつつデモ等の対処に際して連携はするものの、指揮系統は全く別であり、公安機関の隷下にあるわけではない。また、県級以上の党委員会と政府も、武警動員の権限を有するわけではなく、あくまで「武警法」第8条にあるように、国务院及び中央軍事委員会の規定に従って、動員の承認申請を行った上で、承認を経て動員の手配をするに過ぎない。

その後、武警部隊を投入した段階で鎮静化に向かえば、その後の当該地域の治安の維持は、地域の公安機関の警官や民兵、「社区」等によって図られる段階に入る。

武警部隊を投入したにもかかわらず、デモ等が、ラサやウルムチのように、更に大規模な暴動にまで発展してしまうような場合には、近辺に武警の警種部隊（水電、交通、森林、黄金部隊）が駐屯していれば、これら警種部隊も、主任務である道路やダム工事、鉱山採掘等はさて置き暴動発生地域に駆けつけ鎮

---

<sup>299</sup> 突発的イベントとは、2007年11月1日施行の「中華人民共和国突発事件対応法」の規定によれば、突発的に発生し、著しい社会的危害をもたらす、或いはもたらす可能性があり、緊急処置を講じて対応しなければならない自然災害、事故・災難、公共衛生事件及び社会安全事件を指す。

圧に協力することになる。同時に、近辺に所在している武警機動師団が暴動等発生地域に速やかに駆けつけ、鎮圧において中心的な役割を果たすことになる。この点、2009年のウルムチ「7・5」事件においては、近辺だけではなく、沿岸部所在の機動師団や総隊を民間航空機の動員により長距離を一気に移動させ新疆ウイグル自治区まで投入できたことが、鎮圧に大きく寄与したと言え、ウルムチ「7・5」事件は一部の都市で若干飛び火があったものの、その他の地域にまで拡大することはなかったことを指摘できる。この民間航空機を動員しての武警の投入は、中国が近年進めている国防動員体制、更には軍民融合の前例となるものであったと言え、治安維持の面の動員体制も今後更に整備されていくことが予想される。

デモや暴動の規模が大きく、激化したものである場合は、武警機動師団等の投入を行う一方で、近年軍においても体制が整えられつつある応急救援部隊などを中心に現場への投入が進められることになる。

このように見ていくと、中国国内では、治安維持のためのしくみが上級機関から下級機関まで縦にも横にも網の目のように張り巡らされ、重層的な構造になっていると言える。更に、その治安維持に際しては、武警部隊がその最前線において主体的な任務を担っており、その武警部隊についても、内衛部隊、警種部隊、公安系統の部隊から構成されていることを踏まえれば、中国国内では治安維持の仕組みが非常に重層的に構築されていると言え、これは、中国共産党による統治の安定性に繋がるものと捉えられる。

この際、1989年の天安門事件や2009年のウルムチ「7・5」事件等の状況及び「戒厳法」から見れば、解放軍は武警部隊の後方に控えて任務に就くことになると思われる。

この点、1997年に採択された「国防法」第22条<sup>300</sup>においても、武警部隊は国家が付与する安全・防衛任務を担い、社会の秩序を擁護するとある。他方、解放軍現役部隊の主要任務は防衛・作戦任務であり、解放軍予備役部隊の平時の任務は訓練であり、現役部隊も予備役部隊も必要な場合に社会の秩序の擁護に「協力」するとある。また、民兵に関しても、いずれも軍事機関の指揮下で、社会秩序の擁護に「協力」するとある。

<sup>300</sup> 「国防法」第22条には、次のとおりある。

「中華人民共和国の武装力は、中国人民解放军現役部隊と予備役部隊、中国人民武装警察部隊及び民兵から構成される。中国人民解放军現役部隊は国家の常備軍であり、主に防衛・作戦任務を担っており、必要な際は法律・規定に従い、社会の秩序の擁護に協力する。予備役部隊は、平時は規定に従い訓練を行い、必要な際は法律・規定に従い社会の秩序擁護に協力し、戦時は国家が出す動員令に基づき現役部隊へと転換される。中国人民武装警察部隊は、中央軍事委員会の指導・指揮下において、国家が付与する安全保障・防衛任務を担い、社会の秩序を擁護する。民兵は、軍事機関の指揮の下で、戦備勤務、防衛作戦任務を担い、社会の秩序擁護に協力する」。

これらのことから、「国防法」においても、現役部隊、予備役部隊、民兵のいずれも、必要な場合も社会の秩序の擁護に「協力」するのであって主体ではなく、社会秩序の擁護という任務は武警部隊が主体となっていることが明記されている。

ただし、上述のとおり、チベットや新疆での大規模な暴動や四川大地震を経験して、解放軍においても暴動や災害対処等の非戦争軍事行動能力向上のための体制が急速に整備されつつあり、応急救援部隊が編成されている。加えて、「国防動員法」が制定されるに伴い、各行政機関における突発事件応急メカニズムと連携した国防動員体制が全国レベルで進められている。

このため、現段階においては、武警部隊がデモや暴動の鎮圧任務においては最前線において任務を遂行しており、解放軍については、武警部隊だけでは対応が困難になった場合に備えて後方で待機する態勢にあるが、全国規模の国防動員体制が構築されれば、暴動や災害発生時の解放軍と武警部隊の動員要件にも変化が生じるであろう。

ただし、上述したように、中国には治安維持に関係する組織が様々にあり、任務や職責が重なり、その区分も曖昧であり、また、指導・指揮系統も明確ではない。このため、治安維持機能を低下させるだけでなく、緊急事態発生時の対応の遅れを招きかねない。こうしたことから、中国共産党指導部としては、「国家安全委員会」を設置して、党中央安定擁護工作指導小組、党中央政法委員会、党中央社会治安综合治理委員会の任務区分や指揮・指導体制の整理を行っている途上にあるものと捉えられる。

## 終章 武警部隊の全容解明に向けて

### 第1節 武警部隊の地位

#### (1) 改革の全面的深化に関する党中央指導小組

中国国内には治安維持に関係する組織として、武警部隊のほかにも、党中央政法委員会、党中央安定擁護工作指導小組、対テロ工作指導小組、党中央社会治安総合治理委員会等があるも、これらの機関及び各々の下級機関の間で職責や任務が重なり曖昧になっている。それ故に時に権威が失墜し治安維持機能の低下を招いている。

こうした状況を背景として、2013年に「国家安全委員会」の設立が決定されたと言え、今後はこの「国家安全委員会」が上述の治安維持に関わる組織を束ね、職責や任務区分を明確にするとともに、指揮・指導体系を整理し、治安維持機能の向上を目指すものと捉えられる。

しかしながら、「中央国家安全委員会<sup>301</sup>」は、国内の治安維持機能のみを担っているわけではなく、政治、国土、軍事、経済、資源、情報、核等、多岐の安全保障分野に亘っている。現段階では、「中央国家安全委員会」のメンバーは、主席の習近平、副主席の李克強と張徳江、弁公室主任の栗戦書、同副主任の蔡奇を除き明らかにされていないが、この習近平の指摘内容から見れば、そのメンバーは諸種の部門に跨ることは容易に想像がつく。けれども、関係する部門が多すぎるため、各々の部門の意見や提案を纏めるには至っていないと見られ、2014年12月時点ではその具体的活動内容や成果については、中国当局の公式発表や報道からは確認できない。その背景としては、2012年秋の第18回党大会以降、習近平総書記は「虎も蠅も叩く」と述べ反腐敗活動を全国規模で大々的に展開しており、反腐敗活動に終始していること、また、関連する部門が多いことから、結局は構想を纏めることができずにいることが考えられる。

ただし、「国家安全委員会」の設立が決定された際、同時に「改革の全面的深化に関する党中央指導小組<sup>302</sup>」の設立も決定されていた<sup>303</sup>。

<sup>301</sup> 2013年の第18期党中央委員会第3回会議では「国家安全委員会」の設立が決定されていたが、翌年4月に「中央国家安全委員会」第1回会議が開催されているが、「国家安全委員会」に「中央」という言葉が追加されており、2014年4月の第1回会議開催以降は「中央国家安全委員会」と表記する。

<sup>302</sup> 中国語では「中央全面深化改革領導小組」と表記。

<sup>303</sup> 2013年11月9日から同12日にかけて開催された第18期党中央委員会第3回全体会議において採択された「改革の全面的深化に係る若干の重大問題に関する党中央の決定」において、「国家安全委員会」と「改革の全面的深化に係る党中央指導小組」の設立が決定された。

2013年秋の第18期3中総会において、「改革の全面的深化に関する若干の重大問題に関する党中央の決定」が採択されたが、この決定の「13. 社会の治理体制の革新」の部分において、①社会の治理のやり方の改善、②社会組織活力の激発、③社会矛盾を効果的に予防・解消する体制の革新、④公共安全体系の健全化について各々説明がなされており、この内④の「公共安全体系の健全化」の箇所において、「『国家安全委員会』を設立し、国家の安全体制及び国家安全戦略を改善し、国家の安全を確保する」とある。

つまり、改革の全面的深化の一つとして「国家安全委員会」の設立が打ち出されていることを指摘でき、中国共産党指導部としては、現在の治安維持体系を改編し、諸種の治安維持関連組織間の職責や任務、指揮・指導体系について整理するとともに、「中央国家安全委員会」にそれらを束ね統括する機能を担わせようとしているものと捉えられる。

また、「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」第1回会議が2014年1月22日に開催されており、中国の公式報道では、出席者として習近平、李克強、劉雲山、張高麗の名前が公表された。また、その他のメンバーについては公式報道されていないが、テレビ報道の画面からは、以下の図に示すメンバーが確認できた。

画面から見れば、前列には、中央軍事委員会、党中央政法委員会、党中央組織部、党中央規律検査委員会、公安部、最高人民法院、最高人民検察院のトップがおり、後列には、党中央宣伝部、党中央財經指導小組、党中央農村国策指導小組、国有資産監督管理委員会、国土資源部、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、農業部、環境保護部、商務部のトップが出席していた。

この際、前列の出席者について見ると、中央軍事委員会、党中央政法委員会、公安部など、あくまで出席者メンバーから見ればであるが、社会の安定に関わる組織が多い点が注目される。「国家安全委員会」の設立は、「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」の設立と同時に打ち出されたが、「中央国家安全委員会」が国内の治安維持関連機関を束ねて中国国内の社会の安確保や治安維持を指導していくには、各々の組織間の任務や職責区分を明確にしたり、指揮・指導系統を整理し、従来の治安維持体系に手を加え整備していく必要があり、そうした役割も期待されているのが「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」であると推測される。

ただし、今述べたとおり、結局はこの小組の出席者は、従来の党中央政法委員会のメンバーであり、また、「中央国家安全委員会」も、「党中央国家安全指導小組（党中央外事工作指導小組）」の流れを汲むものであり、結局はこれまでどおりでさほど大きな変化は見て取れない。変化があるとしても、間接的に関わってくる部門も入れればその数は多く、改革に関わる作業を進めていく過程

では、結局は 230 万人という高い組織力も有する解放軍の影響力や存在は大きいであろう。2014 年 11 月 28 日から 29 日にかけて中央外事工作会議が 8 年振りに開催されているが、今回の会議には解放軍総参謀部が初参加している。治安維持に関係した改革となれば、中国共産党指導部内における解放軍の影響力は拡大することはあっても、それが縮小することは考えにくい。

ただし、「中央国家安全委員会」にしても、「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」にしても、武警部隊の誰一人としてそのメンバーに加わっていないのである。メンバーには公安部が入っており、公安部長は武警部隊の筆頭政治委員を兼任することから、そういう意味では武警部隊もメンバーに入っているとの見方もできるが、公安部長はあくまで文民であり、解放軍と同様に軍人としての待遇を受ける武警部隊全体の声を代表しているとは言い難い。このように見ていくと、治安維持において主体であるはずの武警部隊は、単なる治安維持の道具に過ぎない存在になっており、中国共産党指導部内における武警部隊の地位の低さが窺える。

低い地位に置かれている一因としては、武警部隊は解放軍とは異なり都市に駐屯しており、その主要任務が治安維持であることを踏まえれば、地方の指導者にとっては、自らの身を守るためという個人的な理由であったとしても、動員の名目が立てやすいことが挙げられよう。党大会前に陳良宇や薄熙来が自らの身を守るために武警部隊を動員することが可能であったように、治安維持という理由での武警部隊動員は、治安維持のために解放軍を動員するほどの敷居の高さはないであろう。このため、強制力を有する武警部隊は、時の権力者、つまり党中央総書記や中国共産党指導部にとっては、その矛先が自らに向かい窮地に陥れかねない存在である。武警部隊の地位が向上し、武警部隊が権力を握ってしまえば、時の権力者にとっては、武警部隊が自らの地位や身の安全を脅かす存在に容易に変化し得る。

従って、1983 年の武警部隊の正式発足後、党大会に武警部隊が軍とは独立した代表団として出席するようになり、武警の階級の格上げもなされ、武警法も制定されて任務遂行に際しての法的根拠も整備され、徐々に武警の地位が確立されつつありながらも、武警の地位の向上や発言権、権限の拡大は依然抑制されているものと捉えられる。

改革の全面的深化に係る党中央指導小組(2014年1月時点)

ポスト	氏名と肩書き
組長	習近平・総書記・国家主席・中央軍事委員会主席
副組長	李克強・党中央政治局常務委員・国務院総理 劉雲山・党中央政治局常務委員 張高麗・党中央政治局常務委員
出席者 (前列)	馬 凱・党中央政治局委員・国務院副総理
	王滙寧・党中央政治局委員・党中央政策研究室主任
	劉延東・党中央政治局委員・国務院副総理
	劉奇葆・党中央政治局委員・党中央書記処書記・党中央宣伝部部長
	許其亮・党中央政治局委員・中央軍事委員会副主席
	李建国・党中央政治局委員・党中央政法委員会副書記
	趙楽際・党中央政治局委員・党中央書記処書記・党中央組織部部長
	栗戦書・党中央政治局委員・党中央書記処書記・党中央弁公庁弁公 室主任
	杜青林・中央書記処書記・全国政治協商会議副主席
	趙洪祝・中央書記処書記・党中央規律検査委員会副書記
	王 晨・全国人民代表大会常務委員会副委員長兼秘書長
	郭声琨・国務委員兼公安部部長
	周 強・最高人民法院院長
	曹建明・最高人民検察院長
	張慶黎・全国政治協商会議副主席兼秘書長
	周小川・全国政治協商会議副主席・中央銀行長
	王正偉・全国政治協商会議副主席・国家民族事務委員会主任
出席者 (後列)	黄樹賢・党中央規律検査委員会副書記・監察部部長
	李玉賦・党中央規律検査委員会副書記
	張 軍・党中央規律検査委員会副書記
	陳文清・党中央規律検査委員会副書記
	雒樹剛・党中央宣伝部常務副部長
	劉 鶴・党中央財經指導小組弁公室主任
	陳錫文・党中央農村工作指導小組弁公室主任
	張 毅・国有資産監督管理委員会主任
	穆 虹・国家発展改革委員会副主任
	潘盛洲・中央政策研究室副主任
徐紹史・国家発展改革委員会主任	

袁貴仁・教育部部長
王志剛・科技部党組書記
苗 圩・工業と信息化部部長
楼繼偉・財政部部長
尹蔚民・人社部部長
韓長賦・農業部部長
周生賢・環境保護部部長
高虎城・商務部部長
李 斌・衛生と計画出産委員会主任

※資料出所：「解碼中央深改小組 前瞻国安成員」『大公報網』<sup>304</sup>を基に筆者作成。

## (2) 国防動員体系

中国の治安維持体系について更に掘り下げてみていくに際し、中国の国防動員体系が突発事件対処において重要な役割を果たしていると思われることから、ここで国防動員との関係から見ていきたい。

遡ること1994年11月、国務院及び中央軍事委員会は、「国家国防動員委員会」の設立を決定しており、「国家国防動員委員会」は、国務院及び中央軍事委員会の指導の下で、中国国内全体の国防動員に関わる業務や活動を調整する役割を果たすことが期待されている。

現在の「国家国防動員委員会」のメンバーは、下記図に示すとおりである。

### 国家国防動員委員会（2013年8月時点）

ポスト	氏名と肩書き
主任	李克強・党中央政治局常務委員・国務院総理
副主任	楊 晶・党中央書記処書記・国務委員兼秘書長・国家行政学院院長 常万全・中央軍事委員会委員・国務委員兼国防部長
秘書長	孫建国・副総参謀長（海軍上将）

※資料出所：「国家国防同委員委員会」『中国国防動員網<sup>305</sup>』を基に筆者作成。

<sup>304</sup> 「解碼中央深改小組 前瞻国安成（改革の全面的深化に関する党中央指導小組の解読、国家安全委員会を予測）」『大公報網』（2014年1月23日付、同1月27日閲覧）。

<sup>305</sup> 「国家国防同委員委員会」『中国国防動員網』（2013年8月8日付、同9月26日閲覧）。  
「中国国防動員網」は、「国家国防動員委員会」が運営している公式サイトであり、その中身は事実として位置付けられる。

このメンバーとなる機関は、解放軍の4総部（総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部）、党中央組織部、党中央宣伝部、中央機構編成委員会弁公室、国家発展改革委員会、教育部、科技部、工業と信息化部、公安部、民政部、司法部、財政部、人的資源と社会保障部、国土資源部、住宅と都市建設部、交通運輸部、商務部、文化部、衛生と計画出産委員会、国有資産監督管理委員会、新聞出版と放送テレビ総局、統計局、中華全国総工会、共青団中央、中華全国婦女連合会である。

ここでも注目されるのは、「国防動員法」では、突発事件応急メカニズムと連携した国防動員体系を構築しなければならないと要求されているにもかかわらず、突発事件が発生した場合に主体となって対応するはずの武警部隊が、そのメンバーに加わっていないということである。

2007年の第17回党大会において胡錦濤総書記が、国防動員体系を改善し、国防動員建設を強化しなければならないと指摘しており、この要求に基づき、2010年2月26日に「国防動員法」がようやく採択された。その「国防動員法」では、「国防動員体系は、突発事件対処メカニズムと連携させなければならない」と規定されており、また第3章の第16条では「国防動員緊急対応プランと突発事件緊急対応プランは、指揮、投入、情報と支援等の分野において相互に連携しなければならない」と規定されている。

そして、この要求に基づき各地域において、国防動員メカニズムと突発事件対処メカニズムを連携させる作業が進められており、それに伴い各々の関係機関の関係も整理が行われている。

また、解放軍と地方の党委員会・政府の間では国防動員体系が構築されている。以下、まずはこれについて見ていきたい。

河北省国防動員委員会総合弁公室主任の梁国慶は、行政レベルでは既に動員体系が構築されていることを明らかにしており、その詳細について次のとおり説明している。

行政レベルでは、各省、地区（地区級の市）、県（市）の3級の動員指揮体系が編成されており<sup>306</sup>、これに基づき、各級の動員に係る行動・組織・指揮が、「政策決定レベル」、「指揮レベル」、「遂行レベル」の三段階のレベルに分けられている。

例えば、「省」級の国防動員行動・組織・指揮を例にとれば、「政策決定レベル」は「省の国防動員委員会」であり、「指揮レベル」は「省の動員前線支援指

<sup>306</sup> 行政レベルで構築されている動員体系については、以下の資料を参考にまとめたものである。

梁国慶・河北省国防動員委員会総合弁公室主任「努力構建応急応戦一体化国防動員指揮体系」国家国防動員委員会機関誌『国防』（2011年第4期）。この雑誌の主管は、軍事科学院軍隊建設研究部国防雑誌編集部。

揮部」であり、「遂行レベル」は「省所属の関連庁（局）」である。

「省の国防動員委員会」は、省全体の動員に関わる重大な問題について検討し、政策決定を行い段取りする任務を担う。

「省の動員前線支援指揮部」に関しては、省の党委員会副書記或いは党委員会常務委員が「省の動員前線支援指揮部」党委員会書記を兼任し、「省の動員前線支援指揮部」総指揮は、その省の主管副省长が担い、各省軍区副司令員が「省の動員前線支援指揮部」副総指揮を担うことになっている。また、「省の動員前線支援指揮部」には、総合調整、人民武装動員、経済動員、交通動員、人防動員、科技動員、情報動員、政治動員の 8 個組織及び情報センターが設けられ、各々国防動員委員会の指揮命令に従い、動員決定の提案を行い、動員保障計画を立て、省全体の応急動員保障行動を組織・指揮する。

「省所属の関連の庁（局）」は、「省の動員前線支援指揮部」の指示に従い、各種動員保障任務を実行に移す。

以上、行政レベルでは動員体系が構築されており、解放軍との関係も一通り整理されている。この際、各行政機関と解放軍機関との関係について詳細に見ていくと、各級軍事機関は、上級の軍事機関の指揮に従うと同時に、同級の地方党委員会と政府の指導を受ける。動員任務遂行時、解放軍機関は、同級の地方の党委員会・政府に対して適時上級軍事機関の指示を通報するとともに、上級軍事機関と地方の党委員会・政府の要求に基づき、解放軍と地方政府間の調整業務を行い、動員の順調な遂行を確保する。

各級動員前線支援指揮部内の関係については、省の国防動員前線支援指揮部は、国家と戦区の国防動員指揮部の指導と指揮を受け、地区（地区級の市）、県（市）の動員前線支援指揮部間で隷属関係をなす。地区（地区級の市）、県（市）の動員前線支援指揮部は、上級の国防動員指揮部の指揮・指導を受け、具体的に当該管轄区における動員保障行動を指揮する。

各級動員前線支援指揮部と同級の地方所属の各庁（局）間の関係については、各級動員前線支援指揮部は、同級の地方所属の各庁（局）に対し指揮権を有している。

このように、行政レベルでは、動員体系が一応構築されているとみられるが、ここでもやはり武警部隊の姿が見えない。

ただし、先ほど言及したように一部の地域においては、「国防動員法」における国防動員メカニズムと突発事件対処メカニズムを連携させよとの要求に基づき、解放軍と公安や武警部隊の関係について整理が進んでいるところもある。

例えば、天津市南開区人民武装部副部長の史明和は、省軍区による群体性事件への関与について明らかにしているが、その内容は、公安や武警部隊では十分に対応できない場合、省軍区が民兵・予備役部隊を組織して、対処に当たる

というものである。その際、省軍区はあくまで局地的対処を行い、集団性事件対処過程において共演者の役を演じることに徹し、公安と武警部隊による対処に協力するのだと説明されている<sup>307</sup>。この説明に基づけば、近年非戦争軍事行動能力の整備を加速させている解放軍が、治安維持に際して武警部隊と競合関係に置かれることはないように整理されているものと考えられる。

また、雲南省軍区を例に見ていくと、胡錦濤総書記による軍民融合式発展の指針に従い、国防動員メカニズムと地方政府による应急管理メカニズムの融合が進められている。雲南省軍区は積極的に地方政府や雲南省駐屯部隊と調整し、現役部隊との間で国防動員の应急管理協調メカニズム、公安・武警部隊との間で国防動員の協力メカニズムをそれぞれ構築しており、平時と戦時を繋ぐ国防動員と政府応急連携メカニズムも形成している。この際、省軍区は、解放軍と地方の党委員会・政府間で橋渡しの役割を担うべきとの説明もなされている<sup>308</sup>。

以上、中国国内の国防動員体系についてみれば、一部の地域では公安や武警部隊との連携も進められているが、総体的に見れば武警部隊についての記述は少なく、その影は薄い。

## 第2節 武警部隊と解放軍の関係

### (1) 建国以降の武警部隊と解放軍の関係

建国以来の武警部隊と解放軍の関係を遡って見ていくと、中華人民共和国建国の直前から既に「人民解放軍」と現在の武警部隊に繋がる「中国人民公安部隊」の編成が決定されており、この「中国人民公安部隊」をその前身の組織として、武警部隊は国内情勢や解放軍における兵力削減の影響を受けながら、国内の治安維持部隊として発展してきた。

以下、「中国人民公安部隊」が武警部隊の前身であるということを念頭に置きながら、両者の関係を整理したい。

建国前夜の1949年9月21日、中国人民政治協商会議において採択された「中国人民政治協商会議共同綱領」には、「統一された軍隊」として、「人民解放軍」と「中国人民公安部隊」を創設するとある。

すなわち、武警部隊の前身組織である「公安部隊」は、「軍隊」としてスター

<sup>307</sup> 史明和・天津市南開区人民武装部副部長「省軍区系統参与处置群体性事件組織指揮应把握的幾個問題（省軍区、群体性事件处置への参加に係る組織に際しては幾らかの問題を把握すべき）」『国家国防動員委員会機関誌『国防』（2011年第4期）。

<sup>308</sup> 楊金奎「構建军民融合式国防動員体系（軍民融合式国防動員体系の構築）」『中国網』（2011年5月19日、同5月28日閲覧）。

トしたということである。このことは、建国直後の1949年10月下旬、朱徳総司令が第1回全国公安工作高級幹部会議で「公安部隊」について、「将来的に内部の軍隊が公安部隊である」と述べたことにも顕著に表われており、建国時点から現在に至るまでの武警部隊の性質を示していると言える。

この「公安部隊」は1950年、最初の軍削減の影響を受け、それまで解放軍に所属してきた部隊を一部吸収した。同時に、「中央人民政府人民革命軍事委員会」のもとに「公安司令部」が設立されて解放軍の指揮下に置かれることとなった。翌1951年5月以降、各「大軍区」に公安部隊が編成されその指導機構の構築も進められた。そして、同年1951年9月には、全国の内衛、辺防、地方公安部隊を編入・統一して「中国人民解放軍公安部隊」として編成することが決定された。

このような改編を経て、建国当初は「人民解放軍」との二本柱でスタートした「人民公安部隊」は、「人民解放軍」の指揮下に入ることとなり、その二本柱の体制は崩れ大きく変化した。他方、各大行政区、省、市、地、県レベルの公安機関（公安部隊）については、人民解放軍ではなく、各級「人民政府公安機関」に帰属することが正式に決まった。

このことから、同じ治安維持という任務も担いつつも、中央と大軍区については「軍」の指揮下に置かれる一方で、地方については「政府公安機関」の指導の下に置かれることとなった点が注目される。

同年1951年12月、2度目の軍削減が決定され、削減される軍の地方部隊が「公安部隊」に編入されることとなった。ただし、軍の地方部隊を吸収しつつも、「公安部隊」の削減も進められた。翌年1952年、軍に倣って公安部隊においても「5か年建設計画」が制定され、「公安部隊」を「内防部隊」と「辺防部隊」に分類するとともに、「内防部隊」は削減（45.3万人→32万人）する一方で「辺防部隊」は増加（8.4万人→16万人）することが定められた。

更に1953年の3度目の軍削減・再編や1954年の「国防部」創設等、解放軍の指導機構を整備する流れの中で、「公安部隊」は1955年に5大軍種の一つとして、陸軍、空軍、海軍、防空軍と並ぶ「公安軍」へと格上げされた。

しかしながら、その後1957年1月の4度目の軍削減の影響と国内情勢の落ち着きを受け、再び「公安軍」は1957年8月に「公安部隊」に格下げとなり、「中央軍事委員会」に設置された「人民解放軍公安軍司令部」は「総参謀部警衛局」に縮小された。ただし、軍種ではなくなったものの「総参謀部」の隷下に置かれ、「公安部隊」は依然軍の指揮下にあった。

それから1年余り後の、1958年12月、匪賊討伐や軍事工場等の警備を担っている「内衛部隊」及び沿海の警備を担う「沿海辺防部隊」を除き、「公安部隊」、鉄道や工場等の警備を担う「内衛部隊」及び「辺防部隊」は全て「人民武装警

察」として統一され、総参謀部警備部と公安部第 16 局が合併されてできた「公安部第 4 局」の指導下に置かれ、「公安部」に帰属することとなった。加えて、各省の公安庁も警察をベースとして「人民武装警察総隊部」を編成し、これらも「公安部」の指導下に置かれた。そして、翌 1959 年 1 月、「人民武装警察部隊」は党中央及び中央軍事委員会の決定に基づき、正式に「軍隊編成」から「公安機関」の指導下に置かれることとなった。

しかしながら、またしても 1961 年 11 月、この「人民武装警察」は、編成上は公安機関に帰属しつつも、その指導については「解放軍」と「公安」の二重の指導下に置かれることとなり、1963 年には再び「中国人民公安部隊」へと改称され、部隊番号が復活して再び軍事色が濃いものとなった。

更に、文化大革命を前にして国内の社会の安定が損なわれ、治安維持の重要性が高まると、「公安部隊」は 1967 年 3 月に撤廃され完全に「解放軍」に吸収されることとなり、公安部隊は独立した師団、連隊、大隊へと改編されるとともに、各省軍区の配下に置かれた。その一方で、県、市の中隊は依然公安機関の配下に置かれたままであった。そして、文革期間中のおよそ 10 年は解放軍の指揮下で治安維持任務を担った。

その後文革が終了し、1977 年 12 月に国内経済の立て直しや軍の近代化のために解放軍の削減・再編が決定されると、その流れの中で 1979 年 7 月 31 日、義務兵と警察を合併して「人民辺防武装警察隊伍」を編成することが決定された。

更に翌年 1980 年 3 月に再び解放軍の削減が発表されると、1982 年 6 月には解放軍内衛部隊と地方内衛部隊を公安部門へ移管するとともに、公安部門下の辺防部隊と消防部隊を統一して、新たに「人民武装警察部隊」を編成することが決定され、随時その作業が進められていった。

このように見ていくと、国内において治安維持を担う「武警部隊」は、その時々国内情勢及びそれを背景とした解放軍の改革、特に解放軍の兵力削減・再編の影響を受けながら改編が繰り返されてきたと言える。特に、1983 年の「武警部隊」創設に際しても、解放軍の削減が進められる中で受け皿的な役割を果たしている。

この際、注目されるのは、1949 年の建国期から 1983 年の武警部隊創設までの歴史的経緯の中で、武警部隊はその名称を変化させながらも、1958 年末から 1963 年初めまでの一時期及び一部の末端部隊や辺防部隊を除き、一貫して解放軍指導部の指揮下に置かれ解放軍に帰属してきたことである。しかも、1958 年末から 1963 年初めまでの間も、匪賊討伐、軍事工場、鋳業企業等の警備を担う「内衛部隊」及び「沿海辺防部隊」については軍隊の序列に置かれていた。

しかしながら、1982 年に武警部隊の編成が決定された当初、武警部隊は公安

部門を構成する組織として位置付けられ、「公安部」の指導下に置かれていた。このため、編成・序列、服装、物資の供給基準、規律面での要求、教材・訓練及び辺境地域における協力という6つの分野において、公安部門により統一的に指導、管理されてきた。

ただし、公安部門に帰属したのも一時期のことであった。1995年に国務院及び中央軍事委員会の決定を受けて武警部隊の指導管理体制が変わり、武警部隊は国務院及び中央軍事委員会の二重の指導下に置かれるとともに、「国務院」を構成する組織として位置付けられることとなった。この措置によって、武警部隊は、公安系統部隊（边防、消防、警衛）を除き、「公安部」の指導から外れた。

つまり、武警部隊は公安部の指導下にあるとは言えず、公安関係任務の遂行については、公安部門の指導を受ける或いは公安部門に協力するものと解釈できる。

また、武警部隊の筆頭政治委員については、これまで歴代の公安部長が兼任してきた。各省・自治区・直轄市の「公安庁庁長」は武警各総隊の「総隊筆頭政治委員」、各地区・市の「公安局局長」は武警各支隊の「支隊筆頭政治委員」を兼任している<sup>309</sup>。ここで注意されるのは、このことをもって武警部隊は公安部門の指導下に置かれていると言えるわけではないということである。むしろ、突発事態や自然災害が発生し地方政府が地方の武警部隊を緊急動員するに際して、公安と武警部隊との協調が順調になされ支障なきようにとの狙いがあるものと捉えられる。

2009年に制定された「武警法」は、当初草案の段階では、県級の政府は武警部隊を動員する権限を有すると規定されていたが、いざ「武警法」が採択されるとこの部分は削除され、「国務院及び中央軍事委員会の規定による（第8条）」とのみ規定された。中国共産党指導部としては、地方政府による武警部隊を動員してのクーデターなどを懸念してその権限を与えなかったものの、その一方で、地方において民衆によるデモ等が発生した場合、地方政府に武警部隊動員の権限がなければ、初動対処が遅れることは十分に想定される。この点、地方の公安庁長や公安局長が武警総隊や武警支隊の筆頭政治委員を兼任していることは、公安部門と武警部隊との連携等をスムーズにすることに繋がるものと捉えられる。言い換えれば、地方の公安庁長や公安局長が武警部隊の筆頭政治委員を兼ねていることをもって、公安部門が武警部隊を指揮下、指導下に置いているとは捉え難い。

以上、建国から現在までの両者の関係を概観したが、武警部隊はその大部分の時期において解放軍に帰属してきた点が最大の注目点である。

<sup>309</sup> 皱利華、張翔「武警官兵樹立当代革命軍人核心價值觀研究（武警將兵的現代革命軍人の核心的價值觀の樹立に関する研究）」（中国社会科学出版社、2010年）88頁。

## (2) 軍における統合化の動き

中国では 2000 年代に入り、デモや直訴等の社会の騒乱事件の増加、SARS、米国「9. 11」事件等のテロ事件の多発というような社会情勢を背景として、突発事件への対処能力を高めるべく、政府・軍・武警等において徐々に体制の整備が検討され整備されてきた。更に、2008 年 3 月のラサ「3・14」事件や同年 5 月の四川大地震を受け、胡錦濤中央軍事委員会主席は、2008 年末の中央軍事委員会拡大会議において、「情報化条件化の局地戦で勝利するという核心的能力の建設を重点的に強化すると同時に、非戦争軍事行動能力の整備を強化し、多様化する軍事任務遂行能力を高める」よう求め、人民解放軍による「非戦争軍事行動」の強化を明確に打ち出した。この流れの中で、2010 年 4 月、人民解放軍において約 5 万人規模の国家級の応急部隊が編成されることが発表され、同年 10 月には、約 5 万人規模の国家級応急部隊及び約 4 万 5 千人規模の地方級応急部隊が年内にも編成されることが明らかにされた。なお、時期を同じくして、武警部隊においても 2010 年 12 月、33 個の応急救援部隊が編成されることが明らかにされている<sup>310</sup>。

しかしながら、こうした軍における非戦争軍事行動能力の整備に係る動きは、これまでの傾向とは逆行するものと言える。なぜならば、1983 年の武警部隊の創設により、人民解放軍においては治安維持を担ってきた内衛部隊が切り離され、軍本来任務への特化が図られていた。更に、1989 年の天安門事件において軍が治安出動し国内外から強い批判を浴びたことを契機として、社会の治安維持機能を増強するため武警の機能強化が図られた。そのため、軍の本来任務の特化が進んでいるように思われた。

このため、2008 年末、胡錦濤中央軍事委員会主席が「非戦争軍事行動能力の向上」を明確に打ち出したことは、これまでの方向性と逆行するものであったと捉えられる。

災害対処を含め 2000 年以降の軍における非戦争軍事行動能力の整備の背景には、中国共産党指導部としては、警察や武警部隊だけでは国内の治安維持に困難が生じるかもしれないことへの備えや国内民衆の支持獲得、更には、国際平和協力における協力の強化等による対外的プレゼンスの強化というような狙いや意図があるものと見られる。

しかしながら、上述の通り、こうした非戦争軍事行動能力整備の動きは、解放軍の国内の治安維持における出動への敷居を低くするものとも捉えられる。

<sup>310</sup>「武警部隊、将組建 33 支專業応急救援（武警部隊、33 個専門応急救援部隊を編成）」『中央電視台網』（2010 年 12 月 24 日付、同日閲覧）。

加えて、解放軍による非戦争軍事行動という任務範囲の拡大は、中国国内における解放軍の影響力の拡大にも繋がるものである。同時に、これまで非戦争軍事行動の分野において、従来それを担ってきた武警部隊との間で協力関係が構築されていくものと捉えられる。

また、解放軍においては、非戦争軍事行動能力の整備が進むに伴い、統合化の傾向が窺える。

統合化に関するこれまでの経緯を遡って見ていくなれば、2003年より、陸・海・空の軍種を跨っての人事異動制度が始められており、2011年時点でこれまで計2,000人以上の軍・師団長級幹部が軍種を越えて人事異動し、勤務したとされる。翌2004年には、張定発海軍司令員・上将、喬清晨空軍司令員・上将、靖志遠第2砲兵司令員・上将が始めて各軍種のトップとして中央軍事委員会入りしており、解放軍における統合化が中央軍事委員会という最上級機関において、その人事面からも進められていた。2010年冬の人事異動<sup>311</sup>では、魏鳳和第2砲兵参謀長が副総参謀長に昇任したことにより、総参謀部の4名の副総参謀長が章沁生・陸軍上将、馬曉天・空軍上将、孫建国・海軍中將、魏鳳和・第2砲兵中將の4名から構成されることとなり、幕僚機構である総参謀部でも陸・海・空・第2砲兵の4軍兵種が揃うこととなり<sup>312</sup>、人事面において統合化が一層進められていく体制が整えられた。

2007年12月には、解放軍総部は「情報化条件下の統合作戦の需要に適応し、軍隊院校における人材育成を強化することに関する意見」を下達し、解放軍における情報化推進をコンセプトとして、統合作戦における指揮官等の人材の更なる育成を図っていた。この下達に従ったものとみられ、2008年6月以降、統合作戦における指揮官等の人材育成に関する胡錦濤主席の重要指示に従い、軍隊における人材育成分野ににおいて、統合作戦指揮人材の育成に焦点が絞られ、約3,000人の軍・師団長級幹部が、「統合作戦指揮員」育成の教育訓練に参加するなどしていた。

2009年末には、胡錦濤主席が軍隊重要会議において、「「統合作戦指揮人材」、「情報化建設管理人材」、「情報技術専門人材」、「新装備操作・メンテナンス人材」の育成に更に力を入れなければならない」と強調し、統合化及び情報化に関わる人材の育成を推し進めるよう方向性を示していた。

2010年9月頃、郭伯雄中央軍事委員会副主席が国防大学を視察した際、「情報化軍隊、情報化戦争に勝利する要求に着眼し、統合作戦指揮人材を努力して大勢育成せよ」と強調していた。

<sup>311</sup> 解放軍における人事異動は、通常夏と冬である。

<sup>312</sup> 「解放軍高層将領密集調整（解放軍高級幹部が集中して異動）」『大公報網』（2010年12月31日付）。

2011年4月、今後10年間の解放軍における人材建設計画として、「2020年までの軍隊人材発展計画綱要」（以下、「計画綱要」）が公布され、この「計画綱要」において、引き続き人材育成において、「統合作戦指揮人材」、「情報化建設管理人材」、「情報技術専門人材」、「新装備の操作メンテナンス人材」の育成を重点的に進めていくことが盛り込まれた<sup>313</sup>。従って、引き続き人材育成においても統合化が進められていくものと捉えられる<sup>314</sup>。

このように、解放軍の人事において統合化が進む中で、解放軍と武警の統合化が図られている兆候も窺える。この点について以下述べていきたい。

まずは、武警の近代化建設計画は、解放軍の近代化建設の歩みに合わせて進められていることである。武警の近代化建設そのものが2010年に発表されたことから、第1段階の達成期限は軍より5年遅れの2015年であるも、第2段階は2020年、第3段階は2050年となっており、軍の近代化計画に歩調を合わせて進められている。また、解放軍においても非戦争軍事行動能力の整備が進められ、国家級応急救援部隊5万人と地方の応急救援部隊4.5万人で計9.5万人規模の「応急救援部隊」が編成されているが、武警部隊においても33個の「応急救援部隊」が編成されており、解放軍と武警部隊の建設が同じ流れの中で進められていることにも武警部隊と解放軍の統合化の兆候が表れていると捉えられる。

武警部隊と解放軍の統合化の動きは人事面にも表れている。2010年冬に総参謀部の副総参謀長4名が章沁生・陸軍上将、馬曉天・空軍上将、孫建国・海軍中将、魏鳳和・第2砲兵中将で構成され4軍兵種が揃ったのに続き、2010年夏

<sup>313</sup> 「2020年前軍隊人才発展規劃綱要要頒發施行」『人民日報』（2011年4月19日付）。

なお、この「計画綱要」の公布に続き、解放軍において同4月20日、李継耐総政治部主任の主宰により「全軍人材工作會議」が開催され、胡錦濤主席から「高い資質を備えた新型の軍人材を多数育成し、国防と軍建設の科学的発展のため堅強且つ力強い人材を提供するよう努力せよ」との重要指示が出された。

<sup>314</sup> 中国における人材建設に関して、遡って見ていくならば、中央軍事委員会は2000年代初め、「2001年から2010年までの軍隊幹部隊列建設10年計画（規画）」を制定しており、2003年には軍隊における人材戦略プロジェクトを立ち上げ、「軍隊人材戦略プロジェクト計画の実施」を公布し、指揮官、参謀、科学者、技術専門家及び士官の5つの分野における人材育成について具体的な段取りを行っていた。

2004年10月には、解放軍の4総部（総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部）が「全軍士官隊列建設座談会」を開催し、「士官人材隊列建設の強化に関する意見」を下達しており、優秀な兵士を長期的に服役する「職業士官」に転化し、有能な人材として育成していくための措置が講じられた。更に、2009年末には、中央軍事委員会が再び重要な政策決定を行っており、下士官制度改革の全面的な実施が図られた。

の人事異動では、解放軍総政治部主任助理の許耀元が武警部隊政治委員に昇任するとともに、魏亮武警部隊政治部主任が解放軍総政治部主任に昇任しており、武警部隊と解放軍の政治畑の間で交差人事が行われ、人事面でも武警部隊と解放軍の統合化の一端とも捉えられる事象が生じていた。更に2014年冬の人事異動では、王建平<sup>315</sup>武警部隊司令員が解放軍総参謀部副総参謀長、許耀元武警部隊政治委員が解放軍軍事科学院政治委員にそれぞれ就任する一方で、王寧<sup>316</sup>解放軍総参謀部副参謀長が武警部隊司令員、孫思敬軍事科学院政治委員が武警部隊政治委員に就任した<sup>317</sup>。武警部隊司令員という武警部隊のトップにまで上り詰めた人物が、定年退官を迎えるのではなく解放軍総参謀部副総参謀長のポストに就くというケースはこれが初である。解放軍で一貫して軍歴を積み、解放軍の副総参謀長であった者が武警部隊司令員に就任することもまた初であり、この武警部隊と解放軍間の交差人事には武警部隊と解放軍の統合化の傾向が顕著に表れていると言えよう。

また、王建平が副総参謀長に就任したが、その序列は孫建国に継ぎ2番目である。副総参謀長は、序列順に挙げれば、孫建国・海軍上将、王建平・陸軍上将、王冠中・陸軍中將（政治畑出身）、戚建国・陸軍上将（作戦畑出身）、乙晓光（空軍中將）、総参謀長助理が陳勇・陸軍中將、馬宜明・陸軍小將である<sup>318</sup>。これらのメンバーにはこの時点では第2砲兵出身者が加わっていないものの、今回初めて武警部隊出身者が加わることとなり、総参謀部という幕僚機関において、武警部隊と解放軍の統合化が具体的に検討されていくことも考えられるとともに、武警部隊が解放軍に取り込まれる形で統合化が進んでいくものと捉えられる。

これらの動きを総じて見ると、解放軍で統合化が進められる中で、解放軍と

<sup>315</sup> 王建平の略歴：1953年12月、遼寧省撫順生まれ。解放軍軍事学院卒業。1969年入隊。第42砲兵連隊長、陸軍第40集団軍砲兵旅団参謀長、副旅団長、旅団長を歴任後、1994年2月から1996年12月まで陸軍第40集団軍第120師団長を担任。この間、第120師団が武警部隊に編入された際にそのまま武警の第120師団長を続投。1996年12月から2000年4月まで武警西藏総隊隊長（副軍職）・党委員会副書記、2000年4月から2006年8月まで武警総部副参謀長、2006年8月から2009年6月まで武警総部参謀長、2009年6月から同年12月まで武警総部副司令員、2009年12月から2014年12月まで武警総部司令員を務める。第17期党中央委員候補から中央委員、第18期党中央委員。

<sup>316</sup> 王寧の略歴：1955年8月生まれ、山東省榮成出身、1970年入隊。陸軍第12集団軍、第31集団軍で任務に就いた後、2003年に上海警備区参謀長、2006年に江西省軍区司令員、2007年に陸軍第31集団軍軍長に就任。2010年12月に北京軍区参謀長に就任し、2013年7月に章沁生の後を継ぎ、総参謀部副参謀長に就任。

<sup>317</sup> 「軍隊新一輪人事調整：海軍動作最大 至少5位将領調崗（解放軍で新たに人事異動、海軍の移動が最多で少なくとも将官クラス5名が異動）」『新華網』（2015年1月4日付、同日閲覧）。

<sup>318</sup> 「総参挙行踐行強軍目標新聞人物頌褒活動（総参謀部、強軍目標に関する報道関係者表彰活動を実施）」『中国国防部H.P.』（2014年12月31日付、同日閲覧）。

武警部隊の統合化も図られており、解放軍の兵力削減や編成改革の動きの中で、武警部隊が再び解放軍の中に取り込まれていく方向性にあるものと捉えられる。

### 第3節 武警部隊と解放軍の関係の将来像

#### (1) 武警部隊と解放軍の関係の将来像

2011年4月の「2020年までの軍隊人材発展計画綱要」の発表を受け、香港紙等では、徐光裕・退役少将による解説として、この「計画綱要」には解放軍の兵力が今後150万人にまで削減される計画が盛り込まれているなどと報じられた<sup>319</sup>。更に、この記事は、国営通信「新華社」においても転載された。

ただし、当時解放軍総参謀部はメディアからの取材を受け、この「兵力80万人削減」報道を否定した。その理由としては、解放軍における士気の低下防止や時期的に「中国ジャスミン革命」から間もなかったことから将兵の思想上の安定を確保するためであったと捉えられる<sup>320</sup>。なお、兵力削減に際しては、海・空軍と比較して情報化が遅れている陸軍が中心となることが予想されるが、解放軍が依然として陸軍主体の軍隊であることを踏まえれば、陸軍上層部による反発があったものと見られ、それらが総参謀部による否定に繋がったものと考えられる。

この解放軍の兵力削減や編成改革は、中国国内で2010年「国防動員法」が採択され、国防動員体制を始め「軍民融合<sup>321</sup>」が進められるとともに、軍におい

<sup>319</sup> 徐光裕・退役少将は2009年9月末にも、ロイター通信が解放軍の70万人削減に係る独占記事を報じた際、「70万人という数は聞いたことはなかったが、削減が迫っていることは知っている。数年後、更に大きな削減をしなければならないことから、我々は兵器を改良し、精鋭部隊を創設し続ける。陸上兵力が主力であることに変わりはないであろうが、解放軍に占める海軍及び空軍の構成比率が高まるであろう」とのコメントを寄せていた。また、徐退役少将はかつて、解放軍における作戦・運用を担う「総参謀部」等において勤務し、現在も中国政府系のシンクタンクの高級顧問を務めており、かかるバックグラウンドがあることから、兵力削減に係る情報の信頼度は決して低くないと評価できる。

<sup>320</sup> 中国では2011年2月中旬以降、国内各都市において「中国版ジャスミン革命」と称して集会が呼びかけられる中で、解放軍内部においても、軍隊を国家化すべきとの声が再び上がっているものと見られ、徐才厚・副主席は2011年3月、発展著しい福建省駐屯の部隊を視察した際、「軍の非党化、非政治化」及び「軍の国家化」等の誤った思想を排除しなければならないと強調していた。このため、「兵力80万人削減」報道の否定は、ネットの普及により様々な情報が行き交い、将兵が思想上の影響を受けやすい中、軍の国家化等の論調が再び浮上したと見られる状況下、解放軍内部の不安定化を懸念して、積極的に打ち消したものであったと捉えられる。

<sup>321</sup> 2009年7月24日、中国共産党中央政治局は、中国の特色ある「軍民融合式発展」を歩むことについて、第15回集団学習を開催し、その席で胡錦濤総書記は、「新たな歴史の条

て統合が進められる中で、統合化は解放軍の編成改革と切り離せるものではなく、この流れの中で度々浮上しているものである。以下、解放軍の兵力削減や編成改革について見ていきたい。

中国国内では2009年の建軍82周年を前にして、軍区改革等に関連した議論が報じられており<sup>322</sup>、現在の「7大軍区」を北部戦略区、東部戦略区、南部戦略区及び西部戦略区からなる「4大戦略区」へと整理・統合するという趣旨の改革案が報じられた。この改革により、4大軍種（陸・海・空・第2砲兵）が各々個別に戦争に備える状態が打破され、また、西部戦略区が海洋に面していないことを除き、北部戦略区、東部戦略区、南部戦略区の3大戦略区は、それぞれ、北海艦隊、東海艦隊、南海艦隊の3大艦隊をそれぞれ配下に納め、「戦略区」内の海軍艦隊、空軍部隊及び武警部隊、第2砲兵部隊のすべてを隷下に納めるというものであった。更に、この「大戦略区」には、戦略統合司令部及び戦略区内の各省党委員会書記から構成される「小軍事委員会」を設置し、この「小軍事委員会」が各戦略区内の軍事、国防動員、周辺諸国との間で発生した国境事件に関して統一的に指導し、応急処置権も有することとされた。なお、「小軍事委員会」書記は中央が任命・派遣することになっていた。

こうした解放軍改革の構想の中身は、1950年頃に「6大軍区」が構築され、各大軍区に「軍政委員会」が設けられていた当時と共通した点が多い。1949年の建国から間もない同年12月、各野戦軍の作戦地域において「6大行政区」が樹立され、この6つの大行政区には最高機関として、それぞれ「軍政委員会」が置かれ、この軍政委員会による「軍事管制」が行われていた。その際、各「軍政委員会」の主席には、当該地域を占領していた野戦軍司令員或いは政治委員が就任し、この軍政委員会は所轄地域の省及び市に君臨する上級機関と位置付けられていた。1950年には「6大軍区」が構築され、その地域の野戦軍がそのまま大軍区機構に移行していた。この時期、中国人民公安部隊も「中国人民解

---

件下、中国は第17回党大会が提示した要求に基づき、国家の安全と発展戦略という大局的見地に立ち、軍民融合式の発展を堅持し、国防建設と経済建設の良好な相互作用を推進し、小康社会を全面的に建設していくプロセスにおいて、富国と強軍の統一を確保し、軍における新世紀新段階の歴史的使命の有効な実行を確保しなければならない」と強調しており、これは軍における国防動員体制の整備と共に新しい動きと捉えられる。頒

<sup>322</sup> 「中国酝酿軍事大改革」『香港文匯報網』（2009年8月1日付、同2日閲覧）。

軍改革に関する論文は、『人民日報』のネット版の『人民網』（2010年8月9日付）の中国共産党のページにおいても、「将来の我が陸軍体制の変革に係る思考」と題して評論が掲載されるなどしている。

宮春科「対未来我軍陸軍体制變革的思考」『人民網—中国共産党新聞網』（2010年8月9日付、同9月18日閲覧）。

そのほか、2013年11月28日の国防部の記者会見においても、楊宇軍報道官が、「解放軍はは中国の特色ある総合作戦指揮体制改革を適時に深化する」と表明している。た。

放軍公安部隊」として軍の指揮下に置かれていた<sup>323</sup>。

2009年に浮上した「7大軍区」を「4大戦略区」へ再編し、各「大戦略区」毎に「小軍事委員会」を設けるという構想は、この建国当初の体制と共通した点が多く見られる。例えば、「4大戦略区」は「6大行政区」或いは「6大軍区」に相当し、「小軍事委員会」は「軍政委員会」或いは「行政委員会」に置きかえることができるが、陸・海・空・2砲、更に武警部隊をも配下に置く「小軍事委員会」は、仮に4大戦略区になるにしても、7大軍区に分かれ、陸・海・空・2砲及び武警部隊が各々バラバラであった状況と比較すれば、強大な強制力や兵力を有することになる。そしてこのことは、地域における解放軍の影響力を大きく拡大させることに繋がると言える。

この際、武警部隊との関係で言えば、建国以降、中国人民公安部隊は一時期を除き、解放軍の指揮下に置かれているが、それぞれの戦略区に海軍や第2砲兵と同様、武警部隊も組み込まれることとなれば、完全に軍に取り込まれた形となる。

こうした解放軍改革に関しては、2009年11月にも、ネット上で流れている情報<sup>324</sup>によれば、梁光烈国防部長が「軍の国家化」を上申したとされ、その内容は、「①各省軍区、軍分区の部隊を直接国防部の指揮下に置くとともに10万人近い辺防部隊を国防部の指揮下に置く、②中央軍事委員会、4総部、7大軍区、第2砲兵、武警部隊の編制を廃止し、陸軍部、海軍部、空軍部を新たに組織する、③7大軍区に代わり、合成軍、特殊作戦師団・旅団を編成し、陸軍部が直接指揮するとともに、海軍、空軍、第2砲兵は陸軍に歩調を合わせる、④武警を廃止し、その大部分を公安に帰属させる」というものであった。

海外の軍との交流の機会が増えたこと等を背景として、解放軍においては、党の絶対的指導化にある「党軍」ではなく、中華人民共和国という国家を防衛する「国軍」へと解放軍を発展させるべきであり、そのためには「国防部」の機能や権限強化を図るべきとの議論も浮上していると見られる。

また、2010年8月には、中国共産党機関紙「人民日報」のネット版である「人民網」の中国共産党のページにおいても、将来の陸軍の体制変革に関する論文が掲載された。その内容は、「①陸軍と武警の再編成、②職務内容が似通った陸軍の辺防部隊と武警の辺防部隊、陸軍工程部隊と武警の水電・黄金・消防部隊、武警の警衛部隊と内衛部隊の合併、③情報化の需要に応じ、陸軍の関連する兵種を基盤として、武警航空部隊、船艇部隊、軽装甲部隊、電子対戦部隊、特警

<sup>323</sup> 1952年には「軍政委員会」は廃止され、権限が縮小されて「行政委員会」とされ、また、1954年には大軍区機構や大軍区機構が掌握していた「行政委員会」も廃止された。

<sup>324</sup> 「国防部長梁光烈上書主張軍隊国家化（梁光烈・国防部長、軍の国家化を上申）」『博訊網』（2009年11月28日、2010年1月27日閲覧）。

部隊等を編成する、④再編成された武警部隊は、それぞれ陸軍軍区を基盤として、総隊毎に帰属させ、武警総部の統一の指揮下に置くとともに、武警総部、海軍、空軍、第2砲兵を中央軍事委員会4総部の統一の指揮下に置く」というものであった<sup>325</sup>。

このように見ていくと、近年、中国では兵力削減や編成改革に関わる論評記事や情報等が度々流されており、その必要性については解放軍関係者等の間で幅広く共有されているものと捉えられる。

2013年秋の第18期3中総会において発表された「改革の全面的深化に関する若干の重大問題に関する党中央の決定」においても、その「15国防と軍隊改革の深化」の箇所において、次の通り明らかにされた。

「(55) 軍隊の体制・編製の調整改革を深化させる。指導管理体制の改革を推進し、中央軍事委員会と総部指導機関の職能配置と機構設置を最適化し、各軍兵種の指導管理体制を改善する。中央軍事委員会統合作戦指揮機構及び戦区統合作戦指揮体制を健全化し、統合作戦訓練と後方支援体制改革を推進する。新型作戦部隊指導体制を改善する。情報化建設の集中的で統一的な管理を強化する。武装警察部隊の構造と指揮管理体制を最適化する。

軍隊規模の構造を最適化し、軍兵種の比例、将兵の比例、部隊と機関の比例を調整・改革し、非戦闘員機構と人員を減少させる。異なる方向の安全保障上のニーズと作戦任務に基づき部隊の編成を改革する。軍隊の学校改革を深化させ、軍隊の学校教育、部隊の訓練の実践、軍事職業教育の三位一体の新型軍事人材育成体系を健全化する」。

このように中央軍事委員会と4総部の配置を最適化し、各軍兵種の指導管理体制を改善するとあることから、中央軍事委員会の下に4総部があって、この4総部が7大軍区及び海軍司令部、空軍司令部、第2砲兵司令部を指揮・指導するという現在の体制が改革されることが予想される。その際、今後は4総部が廃止されて陸軍司令部にとって代わることも考えられる。

また、中央軍事委員会統合作戦指揮機構及び戦区統合作戦指揮体制を健全化することが初めて明確に公に打ち出されていることから、中央軍事委員会において「統合作戦指揮機構」が立ち上げられるとともに、今後戦区体制が敷かれ、各々の戦区において統合作戦指揮体制が敷かれることが予想されよう。その際、総参謀部では2015年1月時点で、第2砲兵を除き陸・海・空軍及び武警部隊出身者が揃っていることから、彼らが統合作戦指揮機構立ち上げの準備任務を担い、場合によっては彼らが統合作戦指揮機構の主たるメンバーになる可能性も考えられる。

---

<sup>325</sup> 宮春科「対未来我軍陸軍体制変革的思考(将来の解放軍陸軍体制の変革に係る思考)」『人民網—中国共産党新聞網』(2010年8月9日付、同日閲覧)。

そして、軍隊の体制・編成の改革に関する記述の流れの中で、武警部隊の構造と指導管理体制を最適化することが明らかにされていることから、軍の統合化を念頭に置いた編成改革の一環として、武警部隊の指揮管理体制も改革が行われることが予想される。

中国ではこれまでも、1985年、1997年、2003年頃、100万人、50万人、20万人の兵力削減がそれぞれ行われてきたが、削減に際しては、例えば、武警部隊の創設、解放軍工程部隊の武警の水電・黄金・交通部隊等への移管、陸軍14個師団の武警部隊への移管、地方の党・政府機関関連企業への移管等により進められてきた。こうした経緯もあり、今後、解放軍において情報化建設の更なる推進のために兵力削減や体制編成等を実行に移していくとなると、ドラスティックな改革を伴うことが考えられる。その際、上述のとおり様々な手段、方法等があると言えるが、その中でも、陸軍の削減、7大軍区の廃止、武警部隊の帰属問題等に焦点が絞られることが考えられる。

武警部隊について解放軍との関係から見ていくと、建国以降、武警部隊は、解放軍における兵力削減や再編の流れの中で削減された兵力の受け皿的な役割を果たしながら、その都度名称も変えつつ、解放軍の指揮下に置かれたり、公安部の指導下に置かれたりしながら発展してきた。しかしながら、公安部のみの指導下に置かれていた時期は1950年代の終わりから1960年代初めまでのほんの一時であり、そのほとんどは解放軍の指揮下に置かれてきた。

ただし、解放軍の指揮下に置かれてきた間も、名称はその都度変化しようとも、武警部隊は一貫して、国内の治安を維持するための軍隊として「独立」した存在であったことをその大きな特徴として挙げられる。特に、近年中国共産党指導部にとって国内の治安維持任務の重要性が高まるにつれ、武警部隊の機能増強が図られ、2009年には「武警法」も採択され、ようやく武警部隊としての地位が固まり、一層「独立」した存在として築かれつつあるものと捉えられる。

他方、上述の通り、都市に駐屯して治安維持を主任務として担っているため動員の敷居が低い武警部隊の存在は、時の権力者にとっては、その矛先が自らに向けられれば、身の安全だけでなく政権そのものを揺らがしかねないものであり、中国共産党指導部内における武警部隊の発言権や国内における権限については、引き続き抑制されていくであろう。

また、仮に「国防部」の権限が強化されて解放軍が「国軍化」していく流れの中であって、武警が内衛部隊を中心に「解放軍」に取り込まれていくとしても、武警部隊は国内の治安維持のための軍隊として独立した存在であり続けるであろう。

このことは、中国共産党による一党支配の下支えになり、中国共産党指導部

による統治の安定性を担保するであろう。更には、中国が自国の利益発展のために国際秩序の変化を求めようとする中で、自国の安定を維持する機能を着実に発揮するであろう。

## (2) 中国共産党による統治の安定性

国内の治安維持部隊である「武警部隊」が「解放軍」に帰属しているという事は、解放軍が中国国内における発言力や影響力、更には存在感を拡大させていることの表れであり、また、中国共産党指導部が国内の治安を維持していくに際して解放軍に依拠せざるを得ない状況にあることを示すものと言える。近年、解放軍において再び非戦争軍事行動能力の整備が強化されているが、これも、解放軍が関与する分野が拡大するということであり、これらの分野に対して影響力や権力を有するようになるということであろう。

建国当初や文革中など、中国国内の内政が安定していなかったり、混乱した中にある場合は、党指導部内においては必然的に強制力を有する解放軍の発言力や影響力が強まり、その結果、武警部隊は解放軍の指導下に置かれたり、解放軍に帰属する組織として位置付けられてきたことを指摘できる。

2012 年秋に習近平指導体制になり、「武警総隊隊長」が「武警総隊司令員」へと改称され軍事色が濃くなりつつあることは、武警部隊の治安維持機能に対する党指導部の期待が高まっていることを示すものであろう。そしてこれは同時に、国内において依然デモが続いていることや尖閣諸島や南シナ海を巡り日本や周辺国との間で緊張関係が続いていること等を背景として、中国共産党指導部内における解放軍の発言権や影響力が強まっていることの表れであると捉えられる。更には、武警部隊が、影響力や存在感を増大させつつある解放軍に取り込まれつつある状況にあることを示すものと言えるだろう。

ただし、武警部隊が今後解放軍に取り込まれ配下に置かれるとしても、治安維持のための独立した部隊としてあり続けるであろう。また、解放軍における非戦争軍事行動能力の整備が加速しているものの、治安維持に際しては武警部隊があくまで中心となって対応するのであり、解放軍は武警部隊による対応が間に合わない地域やケースに限って武警部隊に協力する形をとるのであり、両者が競合関係に置かれることはないであろう。

その一方で、仮に将来、武警部隊が「公安部」の指導下に置かれることがあるとすれば、それは中国指導部による統治が安定しているということであり、解放軍に依拠しなくとも国内の治安を維持できていることを示すものであり、また、中国共産党指導部内における解放軍の存在感は一程度に抑えられていることを示すものと捉えられる。

また、今後も恐らく武警部隊の発言権や影響力は低く抑えられていくであろう。なぜならば、都市に駐屯して動員の敷居が低い武警部隊が力を有すると、中央や地方の指導者にとってはいつ脅威へと変貌するかわからないリスクを孕んでいるからであり、中国共産党指導部にとって武警部隊は治安維持の道具であり続けるであろう。

なお、習近平総書記のように「中央国家安全委員会」や「改革の全面的深化に関する党中央指導小組」のトップのポストに就任して権力を一手に握っている体制は、国内の治安維持機能という観点からのみ見れば、それを強化する方向に働くと言え、これは中国共産党による統治の安定性に寄与するものと言える。

ただし、軍権掌握の途上にあつた習近平総書記の解放軍や武警部隊における反腐敗活動、或いは軍権掌握のための習近平総書記による反腐敗活動が解放軍や武警部隊の反発を招くのは必至であり、これは中国共産党による統治の安定性を損なう作用があるであろう。

## 武警部隊機動師団とその隷下部隊

師 団	各隷下部隊			
第 117 師団 (8610 部隊) 遼寧省盤錦	第 349 連隊 (8611 部隊) 遼寧省凌海	第 350 連隊 (8612 部隊) 遼寧省北寧	第 351 連隊 (8613 部隊) 遼寧省石山	第 700 連隊 (8614 部隊) 遼寧省錦州
第 120 師団 (8620 部隊) 遼寧省興城	第 355 連隊 (8621 部隊) 遼寧省朝陽	第 359 連隊 (8622 部隊) 遼寧省興城	第 360 部隊 (8623 部隊) 遼寧省興城	第 701 部隊 (8624 部隊) 遼寧省葫蘆島
第 81 師団 (8630 部隊) 天津市河東	第 241 連隊 (8631 部隊)	第 242 連隊 (8631 部隊)	第 243 連隊 (8632 部隊) 天津市青島	第 702 連隊 (8634 部隊) 天津市揚青
第 114 師団 (8640 部隊) 河北省定州	第 340 連隊 (8641 部隊)	第 341 連隊 (8642 部隊)	第 342 連隊 (8643 部隊) 河北省定州	第 703 連隊 (8644 部隊) 第 704 連隊 (8645 部隊) 河北省正定
第 187 師団 (8650 部隊) 山西省榆次	第 559 連隊 (8651 部隊) 山西省祁県	第 560 連隊 (8652 部隊) 山西省太原	第 561 連隊 (8653 部隊)	第 705 連隊 (8654 部隊) 山西省太谷西麓
第 7 師団 (8660 部隊) 新疆イリ	第 19 連隊 (8661 部隊) 新疆イリ	第 20 連隊 (8662 部隊)	第 21 連隊 (8663 部隊) 新疆尼勒克	第 706 連隊 (8664 部隊) 新疆新願
第 63 師団 (8670 部隊) 甘肅省平涼	第 187 連隊 (8671 部隊) 甘肅省	第 188 連隊 (8672 部隊) 甘肅省原州	第 189 連隊 (8672 部隊) 甘肅省夏県	第 707 連隊 (8674 部隊) 甘肅省
第 128 師団 (8680 部隊) 河南省鞏義	第 382 連隊 (8681 部隊) 河南省	第 383 連隊 (8681 部隊) 河南省	第 384 連隊 (8682 部隊) 河南省孟津	第 708 連隊 (8684 部隊) 河南省
第 2 師団 (8690 部隊) 江蘇省宜興	第 4 連隊 (8691 部隊) 江蘇省無錫	第 5 連隊 (8692 部隊) 江蘇省無錫	第 6 連隊 (8693 部隊) 江蘇省無錫	第 709 連隊 (8694 部隊) 江蘇省無錫
第 93 師団 (8710 部隊) 福建省莆田	第 277 連隊 (8711 部隊) 福建省	第 278 連隊 (8712 部隊) 福建省莆田	第 279 連隊 (8713 部隊) 福建省	第 710 連隊 (8714 部隊) 福建省惠安

<b>第 181 師団</b>	第 541 連隊	第 542 連隊	第 543 連隊	第 711 連隊
(8720 部隊)	(8721 部隊)	(8722 部隊)	(8723 部隊)	(8724 部隊)
江蘇省無錫	江蘇省無錫南長	江蘇省無錫	江蘇省無錫梅園	江蘇省無錫北塘
<b>第 126 師団</b>	第 376 連隊	第 377 連隊	第 378 連隊	第 712 連隊
(8730 部隊)	(8731 部隊)	(8732 部隊)	(8733 部隊)	(8734 部隊)
広東省花都	広東省花都	湖南省耒陽	湖南省耒陽	広東省花都
<b>第 38 師団</b>	第 112 連隊	第 113 連隊	第 117 連隊	第 713 連隊
(8740 部隊)	(8741 部隊)	(8742 部隊)	(8743 部隊)	(8734 部隊)
四川省南充	四川省南充	四川省内江	四川省広元	四川省閬中
<b>第 41 師団</b>	第 122 連隊	第 123 連隊	第 124 連隊	第 714 連隊
(8750 部隊)	(8751 部隊)	(8752 部隊)	(8753 部隊)	(8754 部隊)
雲南省蒙自	広西自治区北海	雲南省通海	雲南省蒙自	雲南省蒙自

※資料出所：「新華社」や「解放軍報」等掲載の新聞記事を基に筆者作成

## 中華人民共和國人民武装警察法

(2009年8月27日、第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で採択)

- 第1章 総 則
- 第2章 任務と職責
- 第3章 義務と権利
- 第4章 補償と措置
- 第5章 監督と検査
- 第6章 法律と責任
- 第7章 附 則

### 第1章 総 則

第1条 人民武装警察部隊の法に依拠した職責遂行を規範化及び保障し、国家の安全と社会の安定を守り、公民、法人及びその他の組織の合法的な權益を保護するため、本法を制定する。

第2条 人民武装警察部隊は、国家が付与した安全防衛任務及び防衛作戦、災害応急修理、国家經濟建設への参加等の任務を担う。

第3条 人民武装警察部隊は、國務院及び中央軍事委員会により指導され、統一指導と分級指揮を結合させた体制を実行する。

第4条 人民武装警察部隊は、憲法及び法律を順守し、職務に忠実であり、本法及びその他の関連法律の規定に基づき、職責を履行する。

人民武装警察部隊が法に照らして職責を果たした行為は、法律上の保護を受ける。

第5条 任務遂行中に際立った貢献を行った人民武装警察及び人民武装警察の任務遂行に協力して際立った貢献を行った公民、法人及びその他の組織に対し、関連法律、法規の規定に基づき、表彰及び奨励を行う。

第6条 人民武装警察部隊は、階級制度を実行し、具体的な方法は、國務院及び中央軍事委員会の規定による。

### 第2章 任務と職責

第7条 人民武装警察部隊は、以下の安全防衛任務を遂行する。

- (1) 国家が規定した警衛対象、(警備対象<sup>326</sup>) 目標物及び重大活動の武装警衛。

<sup>326</sup> ( ) 内は、筆者による補足。以下同じ。

- (2) 国民の民生に係る重要公共施設、企業、ダム、水源地、水利工程、電力施設、通信中枢の重要部位の武装守衛。
- (3) 主要交通幹線、重要な位置にある橋梁、トンネルの武装守衛
- (4) 監獄及び看守所周囲の武装警戒。
- (5) 直轄市・省・自治区の人民政府所在地の市及びその他重要都市の重点区域、特殊な時期における武装パトロール。
- (6) 公安機関、国家安全機関、司法行政機関、検察機関、審判機関が、法に依拠して行う逮捕、追捕、(犯人等の)護送、(貨物等の)護送任務への協力、その他関連機関による重要な護送任務遂行への協力。
- (7) 暴乱、騒乱、重大な暴力犯罪事件、テロ襲撃事件及びその他社会の安全事件の処置への参加。
- (8) 国家が付与したその他の安全防衛任務。

第8条 人民武装警察部隊を動員、使用して安全防衛任務を遂行するには、厳格な審査手順と法に照らして警察を用いる原則を堅持すべきである。具体的な承認権限及びプロセスは、国务院及び中央軍事委員会の規定による。

如何なる部門又は個人も、規定に違反して人民武装警察部隊を動員、使用してはならない。規定に違反した人民武装警察部隊の動員、使用に対しては、人民武装警察部隊は任務遂行を拒絶するとともに、直ちに上級機関に報告しなければならない。

第9条 (警備対象) 目標物の警備部門は、本部門が担う警備任務を遂行する人民武装警察に対し、任務遂行上の指導を行うことができる。

第10条 人民武装警察部隊は、県級以上の人民政府公安機関の手配に照らして、安全防衛任務を遂行し、以下の措置を講じることができる。

- (1) 警戒区域を出入りする人員、物品、交通機関に対し、検査を行い、規定に照らして出入りが許可されないものを阻止する。強行して出入りしようとするものに対しては、必要な措置を講じ静止する。
- (2) 武装パトロール中、現場の指揮員の同意を得て、違法な犯罪容疑者に対し、現場で尋問を行うとともに身分証明書等の検査を行い、疑わしい物品及び交通手段に対し、検査を行う。
- (3) 道路の交通管制又は現場管制の執行に協力する。
- (4) 大勢の人が集まり社会の秩序又は当直目標物の安全を脅かしているのに対しては、必要な措置を講じ、制止、退散させる。
- (5) 任務遂行の求めに基づき、関係部門及び人員の関係状況を調査あるいは現場で必要な偵察を行う。

第11条 人民武装警察が安全防衛任務を遂行し、以下の状況の人員を発見し

た際は、現場指揮員の同意を得て、直ちに統制を行うとともに公安機関、国家安全機関或いはその他管轄権を有する機関に引き渡し相応の処理を行う。

- (1) 今正に犯罪を行っている者。
- (2) 指名手配中の者。
- (3) 法に違反して公共の安全に危害を及ぼす物品を携帯している者。
- (4) 今正に警備任務遂行中の目標物の安全に危害を及ぼす行為を行っている者。

第 12 条 人民武装警察は、安全防衛任務を遂行するための緊急の求めがあれば、人民武装警察部隊身分証を提示し、公共交通機関へ優先して乗車可能であり、交通渋滞に遭った場合は、優先通行できる。

第 13 条 人民武装警察部隊は、安全防衛任務遂行上の求めにより、特別な緊急状況下にあつては、現場最高指揮員が人民武装警察部隊身分証を提示し、関係部門或いは個人の設備、施設、空き地、交通機関及びその他の物資を臨時に使用可能であり、使用後は適時返還するとともに適当な費用を支払うべきである。損失がもたらされた場合は、国家の関連規定に照らして補償を行う。

第 14 条 人民武装警察部隊は、公安機関、国家安全機関による逮捕及び追捕任務遂行に協力するにあつては、協力した機関の決定に基づき、犯罪容疑者、被告人、犯罪者の身体、住所及び行方をくらましたと疑われる容疑者、被告人、犯罪者あるいは違法な物品の（保管）場所、交通手段等の捜査に協力する。

第 15 条 人民武装警察が、安全防衛任務遂行に警械<sup>327</sup>、武器を使用するにあつては、人民警察が使用する警械、武器の関係法律、行政法規の規定に従い遂行する。

第 16 条 人民武装警察部隊が、防衛作戦、災害応急修理、国家経済建設への参加等の任務を遂行する際は、関連法律、行政法規及び国务院と中央軍事委員会の関連規定に基づき執行する。

### 第 3 章 義務と権利

第 17 条 人民武装警察が任務を遂行するにあつては、命令に服従し、指揮に従わなければならない、職権を濫用してはならない。

第 18 条 人民武装警察は、公民の人身、財産の安全が侵害或いはその他危険にさらされた状態にあつては、直ちに救助しなければならない。

<sup>327</sup> 「中華人民共和国人民警察による警械及び武器使用条例」（1996 年採択）によれば、警械とは、警棒、催涙弾、高水圧銃、特殊暴動鎮圧銃、手錠、足かせ等を指す。

- 第 19 条 人民武装警察は、以下の行為があってはならない。
- (1) 他人の人身の自由を違法に剥奪・制約し、他人の身体・物品・交通手段・住所・場所を違法に捜査すること。
  - (2) 違法犯罪行為を匿い、放置すること。
  - (3) 国家秘密、軍事秘密の漏洩。
  - (4) その他の違法・規律違反行為。
- 第 20 条 人民武装警察は任務遂行にあたって、規定に照らして制服を着用し、人民武装警察身分証を携帯しなければならない。
- 第 21 条 人民武装警察は、立ちふるまいが文化高く、礼儀正しく人に接し、社会高德を遵守し、公民の宗教信仰と風俗習慣を尊重しなければならない。
- 第 22 条 人民武装警察は、「中華人民共和国国防法」及び関連法律・行政法規が規定する現役軍人の権益を有している。人民武装警察が、任務遂行により死傷した場合は、国家の軍人救済・優遇関連規定に基づき、救済、優遇する。

#### 第 4 章 保障と措置

- 第 23 条 人民武装警察部隊による安全防衛任務の遂行を保障するため、国务院関連部門、県級以上の地方人民政府及びその関連部門は、人民武装警察部隊総部、本行政区域に駐屯する人民武装警察部隊に対し、社会治安情勢及び突発事件の状況に関して通報しなければならない。
- 第 24 条 人民武装警察部隊が安全防衛任務を遂行するにあたっては、公民、法人及びその他の組織は、必要な支持と協力を行うべきである。公民、法人及びその他の組織が、人民武装警察部隊の安全防衛任務遂行に対して協力した行為は、法律上の保護を受ける。
- 第 25 条 公民、法人及びその他の組織が、人民武装警察部隊による任務遂行に協力して被った人身の死傷及び財産上の損失は、国家の関連規定に照らして、救済・優遇及び補償を行う。
- 第 26 条 人民武装警察部隊が、国家が賦与した安全防衛任務遂行及び関連建設に必要な経費は、中央及び県級以上の地方財政予算に組み込み、国家の関連規定に照らして保障を行う。
- 第 27 条 (警備対象) 目標物の警備部門及びその上級主管部門は、国家関連規定に基づき、警備任務を担う人民武装警察部隊のために、任務遂行施設、生活施設等の必要な保障を提供しなければならない。
- 第 28 条 有毒、粉塵、輻射、騒音等の著しい汚染或いは高温、低温、酸素不足及びその他の劣悪な環境下で(警備対象)目標物の安全防衛任務

を遂行する人民武装警察は、(警備対象) 目標物の警備部門或いはその上級主管部門により保障される。

第29条 人民武装警察部隊は、任務遂行上の求めに基づき、所属する人民武装警察の教育と訓練を強化し、法に照らした任務遂行の能力を高めなければならない。

## 第5章 監督と検査

第30条 人民武装警察が任務を遂行するにあたっては、人民政府及びその関連部門並びに公民、法人及びその他の組織の監督を受ける。

公民、法人及びその他の組織は、人民武装警察の違法・規律違反行為に対し、県級以上の人民政府及びその関連部門あるいは人民武装警察部隊に検挙、告訴する権利を有する。

第31条 県級以上の人民政府及び関連部門は、公民、法人及びその他の組織が、人民武装警察の違法・規律違反行為を検挙、告訴あるいは人民武装警察の任務遂行上、違法・規律違反行為を発見した際は、人民武装警察部隊に適時通報すべきである。

第32条 人民武装警察部隊が、公民、法人及びその他の組織による検挙、告訴或いは県級以上の人民政府及び関連部門による人民武装警察の違法・規律違反行為についての状況の通報を受けた後は、直ちに取締まらなければならない。

第33条 人民武装警察部隊は、所属する人民武装警察が法律、行政法規を執行し紀律を順守している状況について、監督・検査しなければならない。

## 第6章 法律と責任

第34条 人民武装警察は、任務遂行において、職責不履行或いは上級の決定、命令に逆らい、規定に違反して警械、武器を使用する或いは本法第19条で列挙されている内の一つに該当するにあたっては、中央軍事委員会の関係規定に照らして規律処分を行う。犯罪を行った者は、法に照らして刑事責任を追及する。

第35条 規定に違反して、人民武装警察部隊を動員、使用した者は、直接の責任を有する主管及びその他直接の責任者に対し、法に照らして処分を行う。

第36条 公民、法人或いはその他の組織が、人民武装警察の法に照らした任務遂行を妨害し、治安管理行為に違反した者は、公安機関により法に照らして治安管理处罰が下され、犯罪を行った者は、法に照らし

て刑事責任を追及する。

#### 第7章 附 則

第37条 人民武装警察部隊は、戒厳任務執行に際して、「中華人民共和国戒  
厳法」の関連規定に照らして執行する。

第38条 本法は、公布の日より施行する。

## 武警部隊の編成と指導者（2014年11月時点）

### ◎総 部

- ・司令員：王建平・武警上将
- ・筆頭政治委員：郭声琨
- ・政治委員：許耀元・武警上将
- ・副司令員：薛国強・武警中将
- 副司令員：戴洪生・武警中将
- 副司令員：潘昌傑・武警中将
- 副司令員：戴肅軍・武警中将（1955.11～江蘇省東海人）
- ・副政治委員：于建偉・武警中将（1954.3～山東省煙台人）
- 副政治委員：王長河・武警中将（1954.12～吉林省敦化人）
- 副政治委員：張瑞清・武警少将（1955.1～河北省陽原人）

### ○司令部（大軍区副職）

- ・参謀長：牛志忠・武警中将（1955.3～河北省亭人）
- ・副参謀長：楊斌・武警少将（1954.11～山東省濰博人）
- 副参謀長：周愛民・武警少将（1957～湖北省仙桃人）
- 副参謀長：黃海輝・武警少将（1954.3～陝西省清潤人）
- 副参謀長：齊保文・武警少将（1954.11～甘肅省武威人）
- ・参謀長助理：紀相元・武警上級大佐

### ○政治部（大軍区副職）

- ・主任：姚立功・武警少将（1958.7～山西省澤州人）
- ・副主任：張繼鋼・武警少将（1958～山西省平定人）
- 副主任：陳国楨・武警少将（1955.12～江西省上饒人）
- 副主任：汪象華・武警少将（1959.5～湖北省黃岡人）

### ○後勤部（正軍職）

- ・部長：楊士武・武警少将（1955.4～浙江省天台人）
- ・政治委員：詹海觀・武警少将（1956.7～江蘇省蘇州人）

### ○裝備部（正軍職）

- ・部長：郭大江
- ・政治委員：不明

### ○水電指揮部（正軍職）

- ・司令員：岳 曦・武警少将（1958.4～内モンゴルフフホト人）
- ・筆頭政治委員：陳 雷

- ・政治委員：胡漢武・武警少将（1955～湖北省黃岡人）
- 交通指揮部（正軍職）
  - ・司令員：劉占琪・武警少将（1956.12～河北省定州人）
  - ・筆頭政治委員：楊伝堂
  - ・政治委員：王 信・武警少将（1954.1～河北省承德人）
- 黄金指揮部（正軍職）
  - ・司令員：王 成・武警少将（1956.5～新疆ウイグル自治区ウルムチ人）
  - ・筆頭政治委員：姜大明
  - ・政治委員：楊繼明・武警少将（1954.11～河南省蘭考人）
- 森林指揮部（正軍職）
  - ・司令員：何宏成・武警少将（1957.11～甘肅省定西人）
  - ・筆頭政治委員：趙樹叢
  - ・政治委員：亢進忠・武警少将（1955.3～遼寧省建平人）
- ◎省・自治区・直轄市の総隊
  - 武警北京市総隊
    - ・司令員：王炳深・武警少将（1956.4～河北省東光人）
    - ・政治委員：程 偉・武警少将（1957.11～遼寧省錦州人）
  - 武警天津市総隊
    - ・司令員：鮑迎祥・武警上級大佐
    - ・政治委員：王献華・武警少将（1959.7～河南省平輿人）
  - 武警河北省総隊
    - ・司令員：李志堅・武警少将（1962.12～河南省延長津人）
    - ・政治委員：魏智威・武警少将
  - 武警山西省総隊
    - ・司令員：仲 軒・武警少将（1960.11～河北省館陶人）
    - ・政治委員：劉振所・武警少将（1963.4～山東省菜陽人）
  - 武警内モンゴル自治区総隊
    - ・司令員：馬建海・武警上級大佐
    - ・政治委員：朱宗立・武警少将（陝西省鎮安人）
  - 武警遼寧省総隊
    - ・司令員：于文福・武警少将
    - ・政治委員：王建明・武警少将（1958.1～河北省臨城人）
  - 武警吉林省総隊
    - ・司令員：楊紹華・武警少将（1956.12～雲南省江川人）
    - ・政治委員：党高明・武警上級大佐（陝西省）

- 武警黑龍江省總隊
  - ・司令員：楊立新・武警上級大佐
  - ・政治委員：徐國岩・武警少將
- 武警上海市總隊
  - ・司令員：魏佑江・武警少將（1957.9～山東省萊蕪人）
  - ・政治委員：馬榮輝・武警少將（1957.5～山東省沂水人）
- 武警江蘇省總隊
  - ・司令員：于鉄民・武警少將（1956.12～北京人）
  - ・政治委員：曹紅波・武警上級大佐
- 武警浙江省總隊
  - ・司令員：白海濱・武警上級大佐
  - ・政治委員：戴建國・武警少將（1958.12～江蘇省灌雲人）
- 武警安徽省總隊
  - ・司令員：金林炎・武警少將（1958～浙江省建德人）
  - ・政治委員：賀海濤・武警少將（1957.4～內モンゴル自治区林西人）
- 武警福建省總隊
  - ・司令員：楊海・武警少將（1957.3～遼寧省鳳城人）
  - ・政治委員：阮嘉明・武警上級大佐（1960.11～福建省福安人）
- 武警江西省總隊
  - ・司令員：吳啓慶・武警上級大佐（1963～安徽省和縣人）
  - ・政治委員：謝新義・武警少將
- 武警山東省總隊
  - ・司令員：李蘇鳴・武警少將（1959.7～江蘇省阜寧人）
  - ・政治委員：王愛國・武警少將（1965.12～江蘇省鹽城人）
- 武警河南省總隊
  - ・司令員：潘濤・武警少將（1957.8～安徽省岳西人）
  - ・政治委員：徐元鴻・武警少將（1965.3～山東省諸城人）
- 武警湖北省總隊
  - ・司令員：楊波・武警少將（1960.3～湖北省鐘祥人）
  - ・政治委員：賈臨波・武警少將（1956.12～江蘇省沛縣人）
- 武警湖南省總隊
  - ・司令員：趙永平・武警少將（1956.7～安徽省六安人）
  - ・政治委員：賈龍武・武警上級大佐（1958.2～浙江省浦江人）
- 武警廣東省總隊
  - ・司令員：許亞非・武警少將（1957.2～河南省臨潁人）
  - ・政治委員：陳杭・武警上級大佐

- 武警広西チワン族自治区総隊
  - ・司令員：王碧含・武警少将（1958.2～福建省惠安人）
  - ・政治委員：丁曉兵・武警上級大佐（1965.9～安徽省合肥人）
- 武警海南省総隊
  - ・司令員：孫建鋒・武警少将（1958.6～浙江省慈溪人）
  - ・政治委員：戴金益・武警少将（1957.8～湖南省衡陽人）
- 武警重慶市総隊
  - ・司令員：朱 宏・武警上級大佐（1960.5～内モンゴル自治区土左旗人）
  - ・政治委員：汪 海・武警上級大佐（安徽省）
- 武警四川省総隊
  - ・司令員：唐大淮・武警上級大佐
  - ・政治委員：高 凱・武警上級大佐
- 武警貴州省総隊
  - ・司令員：高国成・武警上級大佐
  - ・政治委員：韓雲鵬・武警少将
- 武警雲南省総隊
  - ・司令員：王 誠・武警少将（1956.9～湖北省荊門人）
  - ・政治委員：張桂柏・武警少将（1958.6～江蘇省塩城人）
- 武警チベット自治区総隊
  - ・司令員：宋宝善・武警少将（1964.7～河北省辛集人、代）
  - ・政治委員：唐 曉・武警少将（1959.11～山西省太原人）
- 武警陝西省総隊
  - ・司令員：王春新・武警少将（1958.10～河南省永城人）
  - ・政治委員：雷群昆・武警上級大佐（1959.10～山西省合陽人）
- 武警甘肅省総隊
  - ・司令員：尤寒波・武警上級大佐
  - ・政治委員：許世宏・武警少将（1957.4～山西省陽城人）
- 武警青海省総隊
  - ・司令員：楊雄埃・武警上級大佐（1959.11～貴州省徳江人）
  - ・政治委員：肖陽忠・武警上級大佐（1963～重慶市大足人）
- 武警寧夏回族自治区総隊
  - ・司令員：張鎖明・武警少将（1959～江蘇省金壇人）
  - ・政治委員：尚力峰・武警上級大佐
- 武警新疆ウイグル自治区総隊
  - ・司令員：郭洛泰・武警少将（1957.12～山東省章丘人）
  - ・政治委員：顔曉東・武警少将（1960.2～河南省信陽人）

- 武警新疆生產建設兵團指揮部
  - ・司令員：邸 明・武警少將
  - ・政治委員：馬鉄軍・武警上級大佐

◎学校

- 武警指揮學院（天津市）
  - ・院長：肖鳳合・武警少將（1956.8～河南省安陽人）
  - ・政治委員：陳 進・武警少將（1953.11～江蘇省塩城人）
- 武警工程大學（陝西省西安市）
  - ・校長：龍漢榮・武警少將（1954.5～湖南省 li（西に豊）凌人）
  - ・政治委員：泰友來・武警少將（1955.8～山西省万榮人）
- 武警警官學院（四川省雙流）
  - ・院長：範武茂・武警少將（1957.5～河北省滿城人）
  - ・政治委員：楊 乘・武警少將（1958～河南省商城人）
- 武警政治學院（上海市）
  - ・院長：李 吟・武警少將
  - ・政治委員：蔣 勇・武警少將
- 武警後勤學院（天津市）
  - ・院長：李玉明・武警少將（1963.1～陝西省西鄉人）
  - ・政治委員：張曉平・武警少將（1956～湖北省羅田人）
- 武警特殊警察學院（北京市）
  - ・院長：趙 四・武警少將
  - ・政治委員：岐海量・武警少將

◎公安系統

- 邊防管理局
  - ・局長：武冬立・武警少將（1956～北京人）
  - ・政治委員：李樂民・武警少將（1957.4～山東省安丘人）
- 消防局
  - ・局長：陳偉明・武警少將（1957.9～山東省泗水人）
  - ・政治委員：楊建民・武警少將（1955.10～山東省平度人）
- 警衛局
  - ・局長：劉彥平・武警少將（1955～河北省豐南人）
  - ・政治委員：張智文・武警少將（甘肅省天水人）
- 中國人民武裝警察部隊學院（河北省廊坊）

- ・ 院長：楊 雋・ 武警少将（1954.9～吉林省四平人）
- ・ 政治委員：崔芝崑・ 武警少将（1955.8～山東省煙台人）

○公安海警学院

- ・ 院長：徐葆正・ 武警少将（1953.9～浙江省黄岩人）
- ・ 政治委員：楊 鈞・ 武警少将

※資料出所：「新華社」、「解放軍報」等掲載の新聞記事を基に筆者作成。

## 公安部隊の変遷

名 称	期 間
中国人民公安部隊	<p>(1949年8月 ～1951年9月)</p> <p>○1949年9月21日、中国人民政治協商会議において、「人民解放軍」と「人民公安部隊」の編成が決定。</p> <p>○1950年1月から5月の間、全国各地の公安武装組織が「中国人民公安部隊」へ編入され各級公安機関の隷下へ。再編後の数は24万人。</p> <p>○1951年7月15日、公安部は、「中央、公安部第1回全国辺防保衛工作會議の決議を支持」に従い、中ソ、中モの辺境、各大軍区及び辺境の省・市で、辺防局、辺防団、海防大隊、辺防検査ステーションを設立し、公安機関に隷属させることを決定。</p>
中国人民解放軍公安部隊	<p>(1951年9月 ～1955年7月)</p> <p>○1951年9月、党中央、中央人民革命軍事委員会は、全国の内衛、辺防、地方公安部隊を統一して、1952年上半期までに「中国人民解放軍公安部隊」を編成することを決定。正規の公安部隊(師団)は、「中国人民解放軍公安部隊」へと改称。</p>
中国人民解放軍公安軍	<p>(1955年7月 ～1957年8月)</p> <p>○1955年7月18日、国防部の命令に従い、「中国人民解放軍公安部隊」が「中国人民解放軍公安軍」へ格上げ。一方、専区・県級公安部隊は「人民武装警察」へ改編され地方公安部門の指導と管理下へ移管。</p>
中国人民解放軍公安部隊	<p>(1957年8月～1958年12月)</p> <p>○1957年8月、「中国人民解放軍公安軍」が「中国人民解放軍公安部隊」へ格下げ。従来の公安軍司令部は「総参謀部警備局」へ縮小。</p>
中国人民武装警察部隊	<p>(1958年12月～1963年1月)</p> <p>○1958年12月、公安部隊、内衛部隊(鉄道や工場、鉱業企業等の警護)、辺防部隊を総じて「人民武装警察」へ改称。総参謀部警備部及び公安部第16局を合併して公安部第4局を編成し、各省の公安庁は民警をベースに「人民武装警察総隊部」を編成。一方で、「内衛部隊」と「沿海辺防部隊」は軍隊の序列へ。</p> <p>○1959年1月、党中央及び中央軍事委員会の決定に基づき、公安部隊が正式に「人民武装警察部隊」に改編、軍隊編制から地方公安機関の指導下へ。</p>

	<p>○1961年11月12日、党中央は、「人民武装警察部隊指導体制の改善に関する報告」を承認。人民武装警察部隊の編成は公安機関に帰属、指導は軍と公安の二重の下に。</p>
<b>中国人民公安部隊</b>	<p>(1963年1月 ~ 1966年6月)</p> <p>○1963年1月2日、党中央は、羅瑞卿の「人民武装警察部隊を公安部隊に改名する問題に関する報告」を承認。再び「人民公安部隊」へ。</p>
<b>中国人民解放軍に帰属</b>	<p>(1966年7月 ~ 1973年5月)</p> <p>○1966年7月1日、公安部隊は文化大革命の前夜、毛沢東により撤廃され、中国人民解放軍へ統一。中国人民公安部隊は、独立した師団、連隊、大隊へ改編され、各省軍区の編成・指揮に帰属。</p> <p>その一方で、県、市の中隊は、地方の公安機関の指導下へ。</p>
<b>混同期</b>	<p>(1973年6月 ~ 1982年6月)</p> <p>○1973年6月、国境ゲート検査部隊が公安部門に引継、「人民警察」へ改称。</p> <p>○1976年1月、国務院、中央軍事委員会の承認を経て、県、市の中隊が地方の公安機関へ正式に引き継がれ、「人民武装警察」へと改称。</p>
<b>中国人民武装警察部隊</b>	<p>(1982年6月 ~ 現在)</p> <p>○人民解放軍の内衛部隊等と公安部門の辺防部隊、消防部隊を統一して「中国人民武装警察部隊」を編制。</p>

※資料出所：本論を基に筆者作成。

### 武警部隊の年表

年 月	
1983 年 4 月	○ 中国人民武装警察部隊が創設される。
1983 年 10 月	○ 『人民武警報』正式創刊。全人代常務委員会委員長の彭真が題字を担当。
1983 年 10 月	○ 武警部隊が院校工作会議を開催。初級式学校の創設に着手した後、指揮・技術院校を随時建設。
1984 年 4 月	○ 国務院が、新疆生産建設兵団武警支隊の創設を許可。新疆総隊の序列に入る。
1984 年 5 月	○ 武警部隊が第 1 回政治工作会議を開催する。
1984 年 7 月	○ 全国警衛人員が現役の武警部隊の編成下に入る。
1985 年 1 月	○ 建設工程兵であった水電、交通、黄金部隊が武警部隊の序列に入る。
1985 年 4 月	○ 武警部隊が優秀班長代表会議を開催する。
1985 年 8 月	○ 辺防部隊及び消防部隊が各々武警部隊から国務院「公安部」の「辺防管理局及び消防局の管理下に入る。
1988 年	○ 武警部隊衛生学校が天津に建設。その後、1989 年 9 月に武警医学専科学校。1993 年 12 月に武警医学院へ。
1988 年 1 月	○ 黒竜江、吉林、内モンゴル自治区の武装森林警察が武警部隊の序列に入る。
1988 年 6 月	○ 中国人民武装警察部隊海南省総隊が成立する。
1989 年 3 月	○ チベット駐屯の武警部隊がラサ騒乱事件の鎮圧に参加する。
1989 年 6 月	○ 北京で発生した天安門事件において、解放軍戒厳部隊の鎮圧に協力する。
1989 年 12 月	○ 総参謀部の命令に基づき、武警部隊で次々と機動部隊(分隊)が編成される。北京市第 2 総隊が成立。
1990 年 12 月	○ 江沢民・党中央総書記・中央軍事委員会主席が武警総部を視察する。
1991 年 5 月	○ 天安門広場において新たな国旗掲揚儀式が開始される。

1991年12月	○ 国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、武警学院が公安部の直接の指導・管理下に入る。
1993年9月	○ 江沢民・党中央総書記・中央軍事委員会主席が、北京において武警部隊軍事訓練を視察する。
1995年3月	○ 武警部隊が国務院及び中央軍事委員会の二重の指導下に入る。
1995年10月	○ 国務院及び中央軍事委員会、武警専科学校を山西省夏県から天津へ移動させる。
1996年2月	○ 武警新疆生産建設兵団指揮所が武警部隊新疆生産建設兵団指揮部へ改称され、武警内衛部隊の序列に入る。
1996年10月	○ 国務院の承認を経て、雲南森林総隊が昆明に成立する。
1998年1月	○ 武警部隊重慶市総隊が成立する。
1998年7月	○ 第1回「中国武警十大忠誠衛兵」表彰大会が人民大会堂において実施される。
1998年8月	○ 中央軍事委員会の承認を経て、武警専科学校が武警指揮学院へ、武警技術学校が武警工程学院となる。
1999年1月	○ 中央軍事委員会の承認を経て、武警部隊はすべての各省・市・自治区総隊を格上げするとともに、北京第1総隊、第2総隊を合併して北京総隊とする。
1999年2月	○ 黄金、森林、水電、交通部隊の指導管理体制を調整し、黄金部隊は武警総部と国家黄金主管部門、森林部隊は武警総部と林業主管部門の二重の指導下に置かれる。 水電部隊と交通部隊は、武警総部の統一指導の下へ置き、水電部隊は国家水利電力主管部門、交通部隊は交通主管部門が業務指導に責任を負う形となる。
1999年7月	○ 江沢民は、「党と人民に忠誠を尽くす衛兵たれ」とする題字を記す。
1999年8月	○ 国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、森林指揮部が北京において成立する。
1999年10月	○ 武警部隊が編成した警衛方隊、特警方隊が天安門において観閲を受ける。北京総隊が国慶節50周年の式典で安全保衛任務を遂行する。
2001年11月	○ 国務院及び中央軍事委員会の決定に基づき、武警部隊ヘリ大隊が新疆において成立。
2001年12月	○ 国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、四川、チベット、新疆に森林総隊が成立。

2004年10月	○ 武警部隊は、「忠誠を尽くす衛兵の誓いの言葉」及び「忠誠を尽くす衛兵の心得」を発表する。
2005年6月	○ 中国共産党中国人民武装警察部隊第1回代表大会が北京において開催される。胡錦濤・党総書記・国家主席・中央軍事委員会主席が6月22日、同代表大会の代表と会見するとともに重要講話を発表する。
2006年1月	○ 胡錦濤・党総書記・国家主席・中央軍事委員会主席が延安市支隊を視察する。春節期間中に最前線で任務に就く将兵を慰問する。
2006年7月	○ 武警部隊は、「武警部隊戦闘精神」を発表する。
2006年9月	○ 武警部隊警種指揮学院が北京、上海政治学院が上海で各々成立。
2007年6月	○ 胡錦濤・党総書記・国家主席・中央軍事委員会主席が、「中国武警の忠誠を尽くす衛兵」の表彰メダルに題字を記す。
2008年2月	○ 胡錦濤・党総書記・国家主席・中央軍事委員会主席が広西総隊第1支隊第5中隊を視察する。
2008年6月	○ 国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、福建森林総隊、甘肅森林総隊及び森林指揮部支隊がそれぞれ福州、蘭州及び北京において成立。
2008年11月	○ 国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、北京総隊と新疆総隊が格上げ。
2009年8月	○ 国務院及び中央軍事委員会の同意を経て、水電部隊と交通部隊が国家応急救援体系に盛り込まれる。
2009年8月	○ 第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議において、「中華人民共和国人民武装警察法」が採択。胡錦濤・国家主席が17号主席命令に署名し発効。

※資料出所：本論を基に筆者作成。

## <主要参考文献>

### 1. 日本の文献

- (1) 川島弘三『中国党軍関係の研究 上巻』(慶応通信、1989年)
- (2) 川島弘三『中国党軍関係の研究 中巻』(慶応通信、1989年)
- (3) 川島弘三『中国党軍関係の研究 下巻』(慶応通信、1989年)
- (4) 茅原郁生『中国軍事論』(芦書房、1994年)
- (5) 茅原郁生『中国の軍事力—2020年の将来予測』(蒼蒼社、2008年)
- (6) 茅原郁生『安全保障から見た中国』(勁草書房、1998年)
- (7) 平松茂雄『江沢民と中国軍』(勁草書房、1999年)
- (8) 平松茂雄『中国人民解放軍』(岩波書店、1987年)
- (9) 平松茂雄『中国軍現代化と国防経済』(勁草書房、2000年)
- (10) 遠藤哲也「安全保障における軍事と警察の差異—「グレイエリア」研究のための試論—」『国際安全保障』(第32巻第4号 2005年3月)
- (11) 吉澤誠一郎『清朝と近代世界 19世紀 シリーズ中国近現代史①』(岩波書店、2010年)
- (12) 茅原郁生「中国における国防近代化の新動向」『海外事情』(拓殖大学海外事情研究所、2006年9月)
- (13) 朱建栄『中国 第三の革命 ポスト江沢民時代の読み方』(中央公論社、2002年)
- (14) 小島朋之『中国現代史 建国50年、検証と展望』(中央公論社、1999年)
- (15) 楊中美、高橋博『中国指導者相関図』(蒼蒼社、2008年)
- (16) 全国歴史教育研究協議会編『世界史用語集』(山川出版社、1989年)
- (17) 横山宏章『中国の異民族支配』(集英社、2009年)
- (18) チュユアン・チョン著、伊東喜久藏、丸山寛之、山田耕作、佐々木理臣訳『中国動乱の構図 これからの10年』(東洋経済新報社、1991年)
- (19) 久保亨『社会主義への挑戦 1945—1971 シリーズ中国近現代史④』(岩波書店、2011年)
- (20) 金観濤、劉青峰著、若林正文、村田雄二郎訳『中国社会の超安定システム 「大一統」のメカニズム』(研文出版、1987年)
- (21) 天兒慧『現代中国 移行期の政治社会』(東京大学出版会、1998年)
- (22) 平野聡『清帝国とチベット問題 多民族統合の成立と瓦解』(名古屋大学出版会、2004年)
- (23) 日本現代中国学会『新中国の60年 毛沢東から胡錦濤までの連続と不連続』(創土社、2009年)
- (24) 川島真『近代国家への模索 1894—1925 シリーズ中国近現代史②』(岩波

- 書店、2010年)
- (25) 石川禎浩『革命とナショナリズム 1925-1945 シリーズ中国近現代史③』(岩波書店、2010年)
  - (26) 五味洋治『北朝鮮と中国 打算でつながる同盟国は衝突するか』(筑摩書房、2012年)
  - (27) 王柯『多民族国家中国』(岩波書店、2005年)
  - (28) 塩沢英一『中国人民解放軍の実力』(筑摩書房、2012年)
  - (29) 小林秀夫『<満洲>の歴史』(講談社、2008年)
  - (30) 遠藤誉『完全解説「中国外交戦略」の狙い』(WAC 2013年)
  - (31) 欧陽善(中国中連部アジア局)著、富阪聰編『対北朝鮮中国機密ファイル』(文藝春秋、2007年)
  - (32) 毛利和子『現代中国政治』(名古屋大学出版会、2004年)
  - (33) リチャード・マクレガー著、小谷まさ代訳『中国共産党 支配者たちの秘密の世界』(草思社、2011年)
  - (34) 唐亮『現代中国の政治—「開発独裁」とその行方』(岩波書店、2012年)
  - (35) 李妍焱『中国の市民社会—動き出す草の根 NGO』(岩波書店、2012年)

## 2. 外国の文献

- (1) 軍事科学院軍事歴史研究所編著『中国人民解放軍の八十年』(軍事科学出版社、2007年)
- (2) 劉源編著『非戦争軍事行動中の政治工作』(軍事科学出版社、2009年)
- (3) 王中興、劉立勤編著『国防歴史』(軍事科学出版社、2003年)
- (4) 廖汝耕、劉冰延『鄧小平の軍隊後勤建設思想研究』(軍事科学出版社、1997年)
- (5) 中国人民解放軍国防大学軍隊建設研究所『江沢民の国防和軍隊建設思想学習読本』(中共党史出版社、2002年)
- (6) 黄宏、洪保秀『世界新軍事変革中の中国国防和軍隊建設』(人民出版社、2004年)
- (7) 王文榮編著『中国軍隊第3次現代化論綱』(解放軍出版社、2005年)
- (8) 阮汝祥『中国特色軍民融合理論与实践』(中国寧般出版社、2009年)
- (9) 朱旭東『現代国家与公安創新』(中国人民公安大学出版社、2008年)
- (10) 中国人民解放軍軍史編写組『中国人民解放軍軍史 第四卷』(軍事科学出版社、2011年)
- (11) 中国人民解放軍軍史編写組『中国人民解放軍軍史 第五卷』(軍事科学出版社、2011年)

- (12) 中國人民解放軍軍史編寫組『中國人民解放軍軍史 第六卷』（軍事科學出版社、2011年）
- (13) 西藏自治區政府「西藏自治區突發公共事件緊急對應案」（2006年）
- (14) 張劍荊「國際體系變革與中國選擇」『學習時報』（2009年9月28日）
- (15) 任晶晶·當代中國研究所外交史與香港·澳門·台灣史研究室「國際體系變革下米中關係」『中國社會科學報』（2011年6月2日）
- (16) 張翔『武警官兵樹立當代革命軍人核心價值觀研究』（中國社會科學出版社、2010年）
- (17) 許韜、張俊霞、余湘青、李亮『中外警察法比較研究』（中國監察出版社、2008年）
- (18) 趙春光『歷史的烙印 青島德國監獄舊跡博物館 陳列展覽紀略』（中國長安出版社、2008年）
- (19) 李培林、陳光金、張翼、李煒『中國社會和諧穩定報告』（社會科學文獻出版社、2008年）
- (20) Edited by DONALD C. CLAEKE, "China's legal System: New Developments, New Challenges, "Cambridge University Press 2007.

